京都部落問題研究資料センターは、前身の京都部落史研究所が部落史編纂のために収集した図書・資料を生かしながら、部落問題・部落史についての情報発信を主な業務とするセンターとして二〇〇〇年七月に発足しました。

部落史連続講座は、一九九五年に完結した『京都の部落史』（全十巻、京都部落史研究所刊）の成果を広く生かしていくことを目的として二〇〇二年度から開催しています。

この講演録は、「地元で学ぶ地元の歴史」と題し、楽只コミュニティセンターで開催しました二〇〇九年度部落史出張講座（5月29日・6月12日・26日）と、京都府部落解放センターで開催しました部落史連続講座の講演記録をもとに各講師に加筆訂正していただいたものです。講演の行われた月日とテーマは次のとおりです。尚、所属は講演当時のものです。

5月29日　近世　蓮台野村の歴史 ―甚右衛門から元右衛門―　元京都文化短期大学　辻　ミチ子

6月12日　歴史家益井信の生涯　京都市歴史資料館　小林　丈広

6月26日　全国水平社中央執行委員長・南梅吉　大阪人権博物館　朝治　武

11月6日　武内了温の部落問題論 ―真宗大谷派における融和運動の軌跡―　世界人権問題研究センター　本郷　浩二

11月20日　「部落＝窮乏説」と一面的な部落観 ―部落問題学習の課題について考える―　関西大学　石元　清英

12月11日　河原町天主堂と京都・女子和洋技芸学校 ―仏人プロス・メリーが遺したもの―　元佐賀大学　白石　正明

目　次

近世　蓮台野村の歴史 …… 辻　ミチ子　3
―甚右衛門から元右衛門―

歴史家益井信の生涯 …… 小林　丈広　19

全国水平社中央執行委員長・南梅吉 …… 朝治　武　39

武内了温の部落問題論 …… 本郷　浩二　69
―真宗大谷派における融和運動の軌跡―

「部落＝窮乏説」と一面的な部落観 …… 石元　清英　91
―部落問題学習の課題について考える―

河原町天主堂と京都・女子和洋技芸学校 …… 白石　正明　117
―仏人プロス・メリーが遺したもの―

近世　蓮台野村の歴史

―甚右衛門から元右衛門―

辻　ミチ子

タイトルにあります「元右衛門」を私は「もとえもん」と読んでいたのですが、地元では「がんえもん」とおっしゃいます。正式にどう読むのかわかりません。だから私は「好きなように読んどいて」と、いい加減なことを言っています。

序　中世　野口の河原者

この蓮台野村の中世の姿について、私は専門的には勉強をしていないのですが、わかる範囲のことをお伝えしたいと思います。この地域では「千本の赤」というのが大変有名ですが、それはまた別のテーマとしたほうがいいと考えますので、今日は触れません。野口の河原者から始めます。蓮台野村の中世末ころの姿というのは、野口の河原者としてはっきり史料に出てきます。その河原者は、公家の五摂家のなかの近衛家の扶持を受け、隷属していたと考えられます。野口というのはどこかといいますと、大まかなところ、野の口ということです。野とはどこかというとこの場合は、京都盆地の北の方の、たとえば北野、紫野、柏野などの七野といわれる地域でした。その野の口の辺りに住んでいたと考えられるわけです。この野口の河原者の活躍を見ますと、丹波、亀岡のほうの野口まで考えを及ぼす必要があるのではないかという研究もあるようです。私はそこまでは考えずに京都の野口ということで考えていきます。野口の河原者という人たちは屋敷地をもらってそこに住んでいました。そして近衛家に出入をして主な生計をたてていました。しかし、実際に食べていくための仕事というと、斃牛馬（へいぎゅうば）の処理、牛馬の皮革の生産、そして皮革の流通に関わって生活をしていただろうと考えられます。野口の河原者が史料にどんな姿で出てくるかといいますと、永禄九年（一五六六）に野口の河原者が自分たちは近衛家の扶持（ふち）人である、近衛家に仕えている者であると主張し、嵯峨で供御（くご）人をしている人たちとの間で皮革の問題で争いました。レジュメに「猪皮をめぐる相論」と書いていますが、この「相論」の「相」の字が書いてある近世の文書は、御上に訴えたりして、自分たち仲間の問題ではなく上に訴えて裁判をしてもらおうというときの争いを表わします。「争論」、これは村と村がいざこざを起こして、他の村の指導者が間に入って争い事を収めるというような時に使います。嵯峨の供御人というのは、御厨（みくりや）に所属している人たちで、朝廷へ魚や貝、肉、果物などを持って行く、台

所に必要な食材を納める役割を果たしています。猪の肉とかも調進していたかもしれません。戦国時代になると皮革の流通が盛んになり、この嵯峨の供御人も猪の皮の生産や流通の仕事をし始めたわけです。それをみて、野口の河原者は、自分は近衛家の扶持人である。こういう皮の仕事をするのなら我々に公事銭を納めてもらわないと困る、と税金の徴収を始めたわけです。嵯峨の供御人は御厨を管轄している公家の山科言継に何とか自分たちも皮の商売をさせて欲しいと訴えたらしく、山科言継が供御人にも商売をさせてやって欲しい、税金をとられないようにしてやって欲しい、と朝廷の方で動きます。その結果は史料がないのでわかりませんが、ただ、なかなか野口の河原者はそれに同意せず、公事銭を徴収するという主張を山科言継は断念させられなかったようです。それくらい野口の河原者は経済力をもつ、地域での力のある集団であったと考えられます。私のわかっている中世はその辺りで終わりです。

一　蓮台野村の成立

では、江戸時代になってから蓮台野村はどのようにして成立したのかという話になります。野口といわれていた所に住んでいた人たちの多くが江戸時代になると宿替えをして、蓮台野村にはっきりつながっていきます。レジュメにある甚右衛門、次右衛門という名前が史料にでてくるのは延宝八年（一六八〇）です。その時、六条村が北組・南組の二つの組になっていて、その間で争いごとが起こったときにその調停役をしたのがこの野口の年寄甚右衛門と今出川口年寄次右衛門でした。六条村の年寄の争いの調停をするような力をもっていた人たちであるということがわかります。野口というのは社会的に力のあったグループであったといえます。今出川口というのはどこかといいますと、江戸時代になると川崎、現在の田中になります。地域のリーダー格の人たちは江戸時代になると年寄と呼ばれます。江戸時代における千本野口の場所は地図でわかります。寛永の頃に洛中絵図が描かれて、蘆山寺通の千本東入るに野口前という名前があります。その地図には北側に公儀薮があります。そこに一二軒くらいの屋敷が描かれています。ですので、ここが野口の人々の生活の場であったろうと考えることができます。野口は蓮台野の野の口に住んでいたと想定することができます。そして、京都の中では力を持っていた地域でした。ところが野口が蓮台野村へ宿

替えするわけです。蓮台野村が成立します。そのことに関しては、レジュメの（二）に書きました宝永五年（一七〇八）の大火が大きい意味を持ちます。この時期に野口から蓮台野へ、野口の人々の多くが移っていたと考えられます、この大火はどんな火事だったかというと、京都の町中の牢屋敷が焼けてしまいます。牢獄が焼けてしまうと、治安の問題として大変でした。甚右衛門や次右衛門、この人たちをさらに上で統括した人物が京都にいました。下村文六です。三代目です。この下村文六は天部の出身といわれることがありますが、住んでいるところは京都の町中でした。そして、初代の彦惣は江戸幕府からあまり多くはないですが、百九石あまりの扶持をもらっています。土地をもらっています。二代目の勝助のころから、二条城の掃除役を勤めています。そのころから甚右衛門や次右衛門が二条城の掃除に行っています。下村家の差配のもとで掃除役が大きな仕事としてありました。この三代目の文六が大火の時に、火事とは関係なく亡くなります。そうすると幕府は、下村家には弟がいたのですが相続させませんでした。下村家は断絶ということにしてしまいました。そして二条城の掃除は武士身分の下の方の人たちですることになりました。そして、九月には野口の甚右衛門が亡くなります。下村文六も死んだ、甚右衛門も死んだ、というころに野口の人たちは蓮台野に移転することになります。野口には寛永五年（一六二八）にお寺が造られていました。それが蓮生寺です。今はコミュニティセンターの向かいです。元々は乾隆学区の一番北の野口にあったのですが、移転の時に蓮生寺も移ってきたのです。正覚寺はもう少しあとに建てられました。

何故蓮台野に野口が移っていったのかということですが、蓮台野とはどんなところかというと平安時代からの葬送の地でした。元々千本通りというのは平安時代の都市区画からいうと朱雀大路の北になるのですが、それが平安時代以降、千本通りとなります。船岡や蓮台野のあたりで葬儀が行われ、多くの塔婆が立てられます。それがたくさん立っていたという意味で千本と呼ばれました。ですから葬送の地から出てきた言葉で千本となりました。江戸幕府が確立してきました寛文一〇年（一六七〇）頃、三条土手、今で言うと円町の南あたりですが、そこに刑場が出来ました。近世初めのころは、京都の刑場は一番大きいのが粟田口、山科へ向かっていくところでした。それに対して西土

手の刑場ができました。そしてそこで働く人を移らせました。集団で移らされてできたのが北小路村です。それは東本願寺に近いところにあったグループの村です。しかし、野口の甚右衛門の配下にいた六兵衛も自分の配下を連れて西土手で役を勤めるようになって、住まいは蓮台野におくということが、大挙して野口から蓮台野に移る以前にありました。これは洛中洛外大図に描かれています。この蓮台野村の人の住んでいる地域は後に五軒家といったところではないかと考えられています。そして、六条村が北小路村を組下にするという動きがでてきます。江戸時代は全て上下の関係で、村といっても同等ではなく上の村、下の村がありました。そういう中で、甚右衛門さんは目の黒いうちは六条村の組下にはさせないと頑張っていたのですが、亡くなってしまい、六兵衛さんのグループも組下にされていきます。その時には一部の人々が蓮台野に行っていたわけですが、都市整備、町を整理していくということで幕府は野口の人々を蓮台野に全部移してしまいます。今まで力を持っていた甚右衛門の後を継いだ与次兵衛さんはそう強くなかったので、幕府の言うこと、六条村の言うことを聞くという状況になってきました。そして大移動になるわけです。蓮台野へ野口の人々が移っていくということになり、それと共に蓮台野村は六条村の下の村になって、いろいろな公役、幕府の仕事、奉行所に関わる仕事をするようになります。これが蓮台野村の始まりです。史料の③を見て下さい。正徳五年に、各村の家持ちが何軒、借家はどうかということを書き上げた中に、蓮台野村が出てきます。年寄は与次兵衛です。家持ちが一四軒で借家が三二軒という村です。史料④には一七四七年に年寄の家から火が出て蓮台野村の多くが焼けてしまったということが書かれています。家が六〇軒あまり焼け、お寺二箇所も焼けたという記録が残されていて、この頃には正覚寺も建立されていたということがわかります。多くが焼けてしまったので、そこからまた再建をしなければならなかったということです。

二　蓮台野村の公用と生業

では、江戸時代の蓮台野村はどんな生活をしていたかということをみていきたいと思います。京都では寛文の頃に東西町奉行が支配をするようになります。江戸は南北町奉行ですが京都は東西です。その町奉行の組織の下の方に警察の仕事をする役割の人で四座雑色（ししざぞうしき）という人たちが

いました。この人たちは足利幕府の侍所に仕えていたという古い出自を持つ人たちで、そのまま江戸時代になっても役についた人たちなのです。四つの地域に分かれて上役の雑色が四人いたので四座といいます。下村文六が亡くなったあと、その雑色の元で仕事をしました。それまでの二条城の掃除役はなくなり、その代わりの一番大きな仕事が牢屋敷の外番役でした。宝永の大火で牢屋敷が焼けてしまいました。牢屋敷は小川通りの御池を上ったところの西側にありました。新しく牢屋敷をつくり、六角牢と呼ばれたのですが、六角通り大宮を西に行ったところにできました。初めの牢屋敷が焼けた時に罪人たちが出て行って悪いことをしてはいけないので、牢屋の治安、周辺の治安を守るために二条城の掃除役をしていた人がその役にあたったわけです。その時六条村と天部の人たちが大活躍をするわけですが、野口の甚右衛門の配下の人たちも使われます。その時、甚右衛門は病気でしたが生きていました。自分の目の黒いうちは六条村に支配をさせないと思っていても、こんな大火の時にそうもいっておられないと、六条村の命令に対して野口も従ったのだろうと思われます。そういうことがあって新しく六角の牢屋敷ができますと、幕府の組織の中の四座雑色の元で牢屋敷の外番役がつくられます。二条城の掃除役の仕事をしていた村の人たちがそのまま牢屋敷外番役の仕事をするようになります。そして牢屋敷外番役に、どこの村から何人来い、というような差配する役割は天部、六条村の人たちがやり、その元で蓮台野村や川崎村などが外番役をやるようになります。そして京都で中心になって牢屋敷外番役の仕事をする村々のことを役人村、これは後々の研究者が名付けたのですが、役人村と呼びます。蓮台野村は役人村ですが、六条村の下についていました。この外番役は大変な役でした。他の差別をされていた地域の人たちも牢屋敷外番役に広くつくようになります。しかし遠い村の人たちは番をしに来られませんのでお金をだします。ですので、実際は京都の村の人たちが役を勤めることになります。これが大きな公用、幕府の仕事で、蓮台野村で生活をしている人の生活のありようでした。

次に諸芝居の巡見と櫓銭（やぐらせん）の仕事についてですが、昔の人もお芝居が好きで、人形浄瑠璃や歌舞伎、見世物などがありました。こういった遊ぶ場所の見張り役に出かけていました。遊ぶところは喧嘩が多いんです。酒を飲んで喧嘩をするということが多いということで、巡見するわけです。

これは足利の時代からやっています。四座雑色がその統率役をやっています。史料の⑥です。人の多く集まるところで取締りをするということが大きな仕事でした。檜銭を徴収することも江戸時代から始めます。中世の研究をする方は、何故被差別の人たちが芝居のところに来るのか、喧嘩をしずめるだけか、というところからこういう意見がでています。芝居は神社・寺の境内だけでなく、京都では河原、特に四条河原で多くおこなわれました。芝居の小屋は頑丈なものではなかったので、何かあるとすぐつぶれてしまいました。そうすると、被差別の人たちは建築の技術をもっていましたので、立て替えることができました。そういうところから、江戸時代以前の頃は芝居についていく役割の一つに小屋がつぶれたら建て替えることがあったといわれています。そして江戸時代なると小屋は頑丈なものになりますし、幕府が檜をあげることを許可した檜芝居というのがでてきます。その芝居小屋はしっかりしています。いま、南座には檜があがっていますが、あれは幕府公認の芝居小屋という印でした。そういう檜の上がっている小屋と許可は得ていないけれどいろんなことをする小屋がありました。檜小屋から檜銭、税金のようなものを権利として取るようになります。史料の⑦に出ています。この資料は、大仏養源院と呼ばれる三十三間堂の東側にあって、血天井で有名な寺の境内でからくり芝居をする時に、檜銭を蓮台野の人が取りに来るのか、六条村なのかということがややこしいということが書かれています。こういったことが蓮台野村の収入になっていました。

次に、蓮台野村の仕事として人々が非常に誇りに思っているのが小法師（こぼし）の仕事です。これも資料にでてきます。史料⑨です。中世の終わり頃から御所で掃除をするというのが仕事でした。仕事をすることを喜んでいます。正月には箒を御所へもっていったりしています。朝廷を中心とした京都では年中行事がとてもきっちりしているのですが、年中行事の時に小法師が何をしたかということがここに書かれています。一の四番目です。蓮台野村からはいつもは二人か三人、用の多いときは八人が御所に詰めていました。年始や八朔、八月一日には麻の裃を着て、紋のついた箱提灯をもって献上をしました。いろんなものを貰っていて、細かく書かれています。蓮台野はこういうプライドのある仕事をしていましたということの証です。天部村でも小法師役をしていたことはわかっていますが、他の村は出てき

ません。

　蓮台野村は豊かになっていきます。なぜお金持ちになっていくのかということですが、レジュメの（四）にあります太鼓の皮張りが生業として大きくでてきます。このことは『京都の部落史』の史料にはありません。ちゃんとした活字にはなっていませんが、『今宮神社文書』というのがありまして、京都市歴史資料館で調査してちゃんと撮影もされています。これによりますと、太鼓の皮張りというのは蓮台野村の大きな仕事で、今宮神社の太鼓の修繕をやっていました。だんだん蓮台野村の方が経済的に力をもってくるようになると、張替えをただでするようになります。そして祭になると、蓮台野村の人が太鼓の車を曳きに来るようになります。こういう風にして蓮台野村の人たちは西陣の町々の人たちと同じ様に神事に参加していこうとしました。これが江戸時代の後期のことです。ところがここで差別の問題になるのですが、氏子の人たちが、あの人たちに太鼓を曳いてもらわなくてもいい、無料で太鼓の張替えをしてもらわなくてもいい、自分たちで太鼓の皮の張替えをするから蓮台野村の人たちは神事に参加することを遠慮してほしいということを言い始めました。このような文書がたくさん『今宮神社文書』として残っています。力をつけてきた蓮台野村の人たちを西陣の町々でそれを抑えようとする、そういった悲しい出来事もおこっていたということが明らかになっています。この太鼓の張替えというのはなかなか商売としては大きな収入のあるものだったのです。これは天部村でもそうでしたし、六条村でもそうでした。

三　身分引上げの請願

　江戸時代の終わり頃には、経済的に力をつけて、そして、医学的なことなどでも活躍をするようになります。こういうなかで、「我々は普通の平民の村と何ら変わりのない村なんだ」と一番に声をあげます。その声をあげたのが、元右衛門です。身分引上げの歎願をしました。史料の⑨になります。『明治の光』という本です。最初の三つくらいには、差別されている村にはこういう歴史があるんだということが書かれています。簡単に説明します。我々は元々は東北地方に住んでいたものである。日本武尊（やまとたけるのみこと）が東北へ東征にきたときに、日本武尊に従って大和についてきた、そして伊勢神宮に配置されて天皇に仕えることが多かった。その後戦争などで一族は各地に分かれたけれど

も、自分たちの村々の者は天皇の下に仕えてきた。村の中では動物の皮をはぐ仕事もするようになった。ところが室町幕府の頃から仏教がひろまり生き物を殺すということが悪になった。我々は悪いことをしているということから「穢多」という呼び名をつけられて人外の者と卑しめられるようになった。実に残念なことである。現在は旧弊を改めるという時代になったので、皮の仕事を扱っている人を含めて、こういう仕事は国の役に立つ仕事なのだから我々の身分を平民と同様にしてほしい。我々はもともとは東北にいた一般民である、平民に取り立ててほしい、という主張を元右衛門が提出します。さらに史料の⑩です。元右衛門の子どもである升屋茂兵衛が、明治政府が鉄道を敷くということをやりだしたなかで、もっと現実的なところから歎願書をだします。我々はいつも汚名を着せられており、それをすすぐのに日夜心を痛めている。だからこの際、国恩に奉じて鉄道の費用を献金したい、そしてそういうお金を出せない村の人たちは鉄道を敷くときの運送役とか人足の仕事もしたい、だから昔東北に住んでいたころのように一般の人たちと同じ身分にしてほしい、といった歎願書を出しました。それくらいのエネルギーをもっていたのがこの蓮台野村だったということです。

四　結び

　では、現在の私たちが、こういった歴史上のことを考える上でどういうことに目を当てればいいのかということをお話して結びにしたいと思います。この話は蓮台野村だけではなくどの村にもいえることなのですが、村々のリーダー格がとてもしっかりしていたということです。そして特に秀でていたのが蓮台村でした。明治維新というのは近代社会へ向けての大革新の時代です。各地の民衆が革新の世の中でどう動いていったらいいかという時に、その地域のリーダー格がどれくらいしっかりしているかということ、そのリーダー格のもとで村がどうやって新しい世の中に適応し、新しい村づくりをしていくか、自分たちがいかに新しくなっていくかということに目を向けていくということが大事な時代でした。あちこちの村の資料を見せていただいた者として、どの村も不思議とリーダー格にしっかりした者が出てきているというのがとても救いになります。明治維新の時、天皇が東京にいってしまわれて京都が地方都市になって全体がくたびれてしまうといわれる中

で、産業を興していこう、そしてもっと大切なことは次の世代を担う子どもの教育だ、ということで殖産興業と教育に京都全体が力を入れたわけです。それに呼応して、差別をされていた各村々が大変がんばります。教育の力でもって人々を変えていこうという運動が盛り上がったのが明治維新から明治一〇、二〇年代にかけてです。それ以降はまた近代の苦悩がおこってきます。ですので、被差別の村の問題として、虐げられ、経済的に無力で悲しい目にばかりあわさせられて、といわれてきたのはちょっと違っています。これだけ江戸時代後期、明治時代初めの人たちはがんばっているということが実証されるようになってきました。しかし明治二〇年代以降、日清戦争、日露戦争が起こる頃になると、日本はしゃにむに欧米列強と力を合わせていって、グローバル化を進めるというときに、もう一度差別がおこってきます。格差社会になってきます。その格差がいろんな面でてきます。そしてその格差をなくしていこうという運動がそこからでてくるのです。幕末維新の時に、差別をされていた村々がどんな風にリーダーのもとで頑張ったかということをちゃんと検証することが大切で、今後どうしていくかということの土台になるのではないか

と思います。

2009年度部落史出張講座―地元で学ぶ地元の歴史―　第1回（2009年5月29日）

近世　蓮台野村の歴史　― 甚右衛門から元右衛門 ―

辻　ミチ子

序　中世　野口の河原者
　猪皮をめぐる相論
　（嵯峨供御人＝さがくごにん）（猪皮公事銭＝ししかわくじせん）
　（近衛家＝このえけ）（山科言継＝やましなときつぐ）

一　蓮台野村の成立
（一）千本野口の年寄甚右衛門
　野口の年寄甚右衛門と今出川口年寄次右衛門
（二）宝永5年（1708）の大火　野口から蓮台野へ
　3月　大火
　7月　下村文六の死　①
　9月　甚右衛門の死　②
　10月　蓮生寺の蓮台野への移転
　蓮台野村の人々　③④

二　蓮台野村の公用と生業
（一）牢屋敷外番役　⑤
（二）諸芝居の巡見と櫓銭　⑥⑦
（三）小法師　⑧⑨
（四）太鼓の皮張り

三　身分引上げの請願
（一）元右衛門の歎願　⑨
（二）升屋茂兵衛の歎願　⑩

四　結び

史料

① **下村氏が三代目文六で絶え、天部等の役儀が牢屋敷外番に替る。**

57〔諸式留帳〕宝永五年（一七〇八）七月

宝永五年子七月、下村文六病気に及び候に付、則ち文六手代小兵衛、仁兵衛両人より主人文六病気御見分の御願申上げ候所に、早速御見分御役人御出で下せられ（候）処に、右御（御字）役人中様、小川通竹屋町辺迄、御出で遊ばせられ候内に、右文六、七月廿六日に相果て申し候。夫より御見分御立帰り遊ばされ候事。

② **蓮台野村支配の野口甚右衛門が死去、公用触方は下役に申付く。**

39〔諸式留帳〕宝永五年（一七〇八）九月

宝永五年九月、六条村組下蓮台野村支配の年寄、野口前甚右衛門相果て申し候に付、御公用筋触方十四人の下役人共へ申遣わし候事。

六条・蓮台野・北小路村の各年寄が支配する軒数が書上げらる。

③

25〔諸式留帳〕正徳五年（一七一五）四月

正徳五年未四月、御方内松尾左兵衛様より年寄壱人参るべき由、仰出され候処に、則ち御意成され候は、五ヶ村の内惣竈数何程これ在り候や、此度御尋ね遊せられ候間、六条村枝郷弐ヶ村都合致し、書付致し持参申すべく候。尤も天部村・川崎村の義は別々にてこれ在り候間、六条村・蓮台野村・北小路村、右三ヶ村一所に致し候様に仰付させられ候事。

一、家持廿七軒、同借や十四軒、合四拾壱軒、六条村年寄久左衛門下。

一、家持廿八軒、同借や三十軒、合五十九軒（ママ）、六条村年寄嘉兵衛下。

一、家持廿九軒、同借や五拾弐軒、合八拾一軒、六条村年寄與三兵衛下。

一、家持十四軒、同借や卅二軒、合四十六軒、蓮たいの年寄與次兵衛下。

一、家持十五軒、借や五軒、合廿軒、北小路村年寄與次兵衛下。

右の通り相違御座無く候。以上。

正徳五年未四月　六条村
年寄共

④ **蓮台野村で年寄小屋より出火、村の大半を焼く。**

49〔諸式留帳〕延享四年（一七四七）十一月

延享四年卯十一月廿日、夜八つ時火事に付、牢屋敷へ相詰め申し候。

当番中井三右衛門殿　天部村年寄三右衛門
但し両御役所様へも相詰め申し候事。　利兵衛
六条村年寄嘉兵衛
三右衛門

右火事、蓮台野村徽多居小屋、凡六十軒余、寺弐ヶ所、火元年寄与次兵衛小屋より火出し申し候。

⑤ **下村氏が三代目文六で絶え、天部等の役儀が牢屋敷外番に替る。**

57〔諸式留帳〕宝永五年（一七〇八）七月

宝永五年子七月、下村文六病気に及び候に付、則ち文六手代小兵衛、仁兵衛両人より主人文六病気御見分の御願申上げ候所に、早速御見分御役人御出で下せられ（候）処に、右御（御字）役人中様、小川通竹屋町辺迄、御出で遊ばせられ候内に、右文六、七月廿六日に相果て申し候。夫より御見分御立帰り遊ばされ候事。

58〔京都覚書〕

一、百九石七斗余　二条御城掃除　下村勝助

59〔京都御役所向大概覚書〕二

一御朱印　知行百九石七斗七升余（但、叡倉伊賀守殿所ニ而町・役ニ奉書・自御文言書ル之）　下村文六

三条天部村　六条中島村　田中川崎村
東山龍ヶ口村　蓮台野村　北小路村

右六ヶ所の徽多并洛中青屋共文六支配致し、御城内掃除の儀、文六これを相勤め申し奉り候。

右の通に候処、宝永五子年文六病死、末期の願に付相叶わず、御朱印御取上げ候故、右の徽多共御城内掃除相止み、六条村・天部村頭分に罷成り、牢屋敷番いたし候様、同年申渡す。

⑥ 天部村ほか五ヵ村、諸芝居等の巡見に従事する。

63〔諸式留帳〕享保二年（一七一七）五月

西御役所様より、天部村・六条村年寄共罷出で候様に仰付させられ候所に、惣て五ヶ村の年寄共、古来より相勤め候御公役諸式書付け候て、指上げ候様に仰付させられ候事。

（中略）

一、洛中洛外悪党者徘徊仕り候節、人足召連れ罷出で、捕え御届け申し候事。幷に四条川原涼場所、諸社の御神事、諸寺の法会・開帳、諸芝居、人多く集り候所へ、人足召連れ罷出で、悪党者御座候へば、捕え候て御届け申上げ候事。則ち此回りの義は、中絶無準寺様御時、安養寺様御時、宝永五年子四月に仰付させられ候事。

右御役義相勤め申し候村　天部村
六条村
川崎村
蓮たいの村（ママ）
川崎村
北小路村
九条村

右六ヶ村の者共相勤め申し候。

⑦ 六条村、櫓銭の受取りに蓮台野村年寄を遣わす。

78〔諸式留帳〕延享五年（一七四八）三月

同日（十九日）、大仏養源寺開帳御座候。則ち養源寺境内にからくり芝居御座候。やぐら有り、辰巳万吉名代、右やぐら（銭）取りに遣わし候所に、則ち願人からす丸下立売下ル町万屋宇兵衛と申す仁申され候様は、当春北野にてやぐらを上げ芝居致し候時、則ちれんたい（蓮台野）の村与次兵衛かたへやぐら銭壱貫弐百文相渡し置き候。尤も此度六条村へ壱貫弐百文相渡し候へば、芝居辰巳万吉名代、当年は相すみ申し候間、何時にても相渡し申すべく候間、右の品則ち蓮たいの村与次兵衛方へ六条村より断り申され候て、与次兵衛かたよりとくしん致され候はば相渡し申すべく候由、右万屋宇兵衛と申す仁願人申され候。夫より与次兵衛より下げ、大仏養源寺芝居の所へ遣わし候処に、当七月迄相待くれ候様に、芝居願人より申し候事。

一、右万屋宇兵衛申され候様は、是迄六ヶ年の内、辰巳万吉名代やぐら銭は、れんたいの村与次兵衛方へ相渡し申し候へば、一切相渡し申さず候由、則ち使の者与兵衛・源四郎両人え、右万屋宇兵衛申され候。右の通違い御座無く候。

⑧ 蓮台野村小法師、夜の業裏御用に菊の御紋付提灯が許される。

63〔小法師文書〕享保十九年（一七三四）十二月

恐れ乍ら口上書

一、御所様え御庭御掃除御用に参り候節、夜深に罷出で候処、門々御座候て、隙取り難儀仕り候に付、右御用に参り候節、提挑灯（ママ）書付に御用蓮台野村小法師

右の通、挑灯に書付け仕り候儀、御所様え御願い申上げ度く存じ奉り候に付、恐れ乍ら御断り申上げ奉り候。勿論右御用（ママ）又非常の節（ママ）計り灯し候て、其外一切灯し申さず候。以上。

享保十九年寅十二月　蓮台野村
小法師
与次兵衛

仕丁

御頭衆中様

右の通に相認め御願い申上げ奉り候処、ヶ様の書付にては宜しからず候間、御所様之思召を以て、其節御紋付御挑灯御免在らせられ、常に御用の節、非常の砌相用い早速に駆付け申上げ奉り候。其後安永九年に二条御役所より御紋付御挑灯御改めこれ有り候に付、書付を以て御届を申上げ奉り候儀はこれ有り候。

恐れ乍ら口上書

御所方幷に摂家宮、御門跡堂上方、地下役人中より挑灯給うに付、請取り相用い候者御改め遊ばされ候に付、左に申上げ奉り候。

菊御紋付

一、箱挑灯　壱帳

史料 II

⑨ 愛宕郡蓮台野村年寄元右衛門、京都府に汚名廃止の請願書提出。

1〔明治の光〕七号 明治三年（一八七〇）一月

恐れ乍ら歎願奉り候口上書

一、一昨辰年八月元右衛門より供奉の願書差上げ奉り候節、由緒有増申上げ奉り候通り、私共類村の義、在昔は奥羽の土民に御座候。尤も其辺総て東夷と称せられ、王化に復し奉らざる者もこれあり、遂に日本武尊御征伐あらせらる其の御凱陣の砌、御連れ帰り、扈従し奉り候処、伊勢神宮に御留置きなされ、夫より当時の帝御鳳闕左右に近づかせられ候事、日本書紀とも御座候。

一、応神帝国境を御定め玉ひし時、針間国神崎郡瓦村崗辺にて青菜の其川上より流れ下るを伊許自別命を以て御求め遊ばされ候処、日本武尊に復帰しものに付、帝更に尊の前功を御思慕あらせられ、命を以て姓佐伯の直を賜ひ、其復帰しものの君と遊ばされ候由、姓氏録等に相見へ、其時より佐伯部と相成り候様存じ奉り候。

一、仁徳帝御時御憎しみを蒙り五ヶ国へ散乱、其後安康帝皇子の帳内、私達祖先佐伯部仲子、近江国来田綿蚊屋野え供奉、終に忠死仕り候事も御座候。且、仁賢帝の御代、国郡に散亡の佐伯部を御捜求あらせられ候事等も書紀に相見へ申し候。

一、猶又、古より今に至り小法師と相唱へ、私村内より平常両人或は三人、御用多端に向ひ候時は八人迄相詰め、御苑の掃除役仰付けさせらるるの刻、御築地内に部屋下置かれ日々同所へ出勤、御扶持方頂戴、其外年始・八朔は未明より麻上下にて御紋付箱提灯を持たせ、式礼、献上物いたし、下され物も御座候。又、御奏者所に於いて青縉銭三貫文、又、長橋御局に於いて白木綿一疋是を拝領、且御台所にては御雑煮頂戴、七日七草餅、十五日には小豆粥、其外五日、六日、十四日には穂長汁頂戴。尚又、例年季冬には箒料として銀六十七匁七分下置かれ、其他、諸家様御献上米等これあり候得ば、一々御配分も仰付け（られ）、猶、五節句には御酒肴、御亥の子には御玄猪箱入りの牡丹餅、花栗、其外とも頂戴仕る。御煤払の節は忝けなくも内殿の御前にて御式あらせられ候て、厚おかべ、味噌懸豆腐、土器にて八枚銘々へ下し賜り候。其砌にも、御酒も下され候得共、私共一同の者右同様下され物等相願ひ候儀には御座なく候。猶又、御大礼の節吉凶共下され物御座候。

一、年頭の節、小法師より差上げ奉り候藁箒の儀は、御殿内において例年正月二日早朝御式あらせられ候御餝付の御一品に相備り候と承り候由。尤も是迄年始・八朔には献上物いたし候者は教家御座候得共、昨（明治二年）巳の春より多分御廃止に相成り、然る処、右小法師より差上げ奉り候藁箒の儀は旧例の通り献上仕り候様御沙汰に付、相替らず献納仕り候。然る処、昨巳冬御沙汰これあり候には、例年正月二日差上げ奉る藁箒の内、御上様へ献上いたし候七つ子と唱へ候分、東京に御廻はしに相成り候間、十二月十二日迄差上げ奉るべき様仰付け為し下し、日限相違なく献納仕り候。猶、其外五つ子と唱へ候分は例年の通り正月二日早朝献上仕り候儀に御座候。

一、諸国神祭には旧例を以て間々私共類村のもの二衣を着け罷出で候儀に御座候。是等往昔の余風残りこれあり候儀かと相見へ申し候。右の通りに御座候処、私共類村のもの多分殺業を嗜み来り、然る処、仏説御国内に蔓延候時より世上専ら殺生を悪み、終に足利御執政の比、誰となく穢多の字を付け候様成り行き候由、且、閑田耕筆には穢多と唱ふは餌取りし字とに、之れ又、和名抄には屠者恵止利と記し、人倫漁猟之部に加へ御座候。然而時は穢多と申すは屠者にて、則ち方今の漁師にて、他にもこれあり候を穢多と申し候へば人外異物の如く賤められ、殊に市交も追々衰微仕り候は実に残念の至りと類村共何れも悲観罷在り候。前条の通り、往昔は佐伯部と迄仰付けられ、自分微功も相立て候を、近年は穢多と迄汚名を受け、方今上を犯し下を妨げ、凶暴・悪戻もこれなく、却て或は仁義・忠孝の心を勉励仕り候ものもこれあり候へ共、市中の交りも絶果て候様成り行き、歎かわ敷く存じ奉り候。然る処、今般

御復古、有難くも衆庶の御撫育を専一に遊ばせられ感戴至極、殊に旧弊御一洗の折柄、私共類村に至りて迄、素より神州の生民に候処、却て穢多の名これあり候は何共歎かわ敷く存じ奉り候。獣類に合わせて皮角の品取扱ひ渡世仕り候者も御座候得共、是又、恐れ乍ら御国用の一端にも相成り申すべき哉。且、田舎向きにては多分農業而已にて右様の品取扱ひいたし候もの一向御座なく候。何卒往古の如く穢多の身分を省き、士民同様に御取扱ひ下せられ度く、伏して歎願奉り候。万の一御容許成下せられ候はば、一統何れも蘇生致し候心地にて御高恩猶如何許り歟有難き仕合せに存じ奉るべく候。以上。

明治三庚午年正月廿日

山城国愛宕郡蓮台野村

年寄元右衛門

京都

御政府様

（注）一九一三年（大正二）七月発行の『明治の光』に「洛陽有齢生」の「左の一論、我先々代が明治三年に政府へ提出せしもの今之を篋底に得たり。因て貴社に寄す」とのはしがきを付し、「汚名廃止請願書」として発表された。なお帝国公道会が一九一五年一月に発行した『会報』第三号にも掲載されており、校訂にさいして参照した。

（1）『日本書紀』景行天皇四十年、五十一年の条に記されている。なお、ここに述べられている説は幕末の恩想家帆足万里の『東潜夫論』にもみられる。

（2）闕が宮城又は宮城の門を意味するが、中国の漢代、屋上に銅製の鳳凰を安置したことから鳳闕といった。

（3）『新撰姓氏録』右京皇別下、「佐伯直」の項を参照。

（4）『日本書紀』景行天皇五十一年八月の条を参照。

（5）古代令制の下級官人。親王、内親王に雑役・警固役として与えられた。

（6）『日本書紀』雄略天皇即位前紀、及び顕宗天皇即位前紀に、大泊瀬天皇（雄略天皇）に狩に誘われた市辺押磐皇子（顕宗天皇の父）が天皇によって、供の佐伯部仲子らとともに殺されたとある。

（7）『日本書紀』仁賢天皇五年二月の条。

（8）宮中で庭の掃除など雑役に従事する役（山口幸充『嘉良喜随筆』）。

（9）旧暦八月一日をさす。田実（たのみ）の節供ともいい贈答が行なわれた。

（10）紺色に染めた麻縄に通した銭。公儀などの下されものに用いられた。

（11）正月に飾る裏白（ウラジロ・モロムギ）をめでたい名で穂長と呼んだが、ここにいう穂長汁とは、三宝飾りの米、団子、長菜を雑煮にしたものをさすと思われる。地方によって正月の十一日、或いは十四日に食したという。

（12）旧暦十月上の亥の日をさす。この日、亥の刻に餅を食べると病に罹らないとされた。

（13）御壁と書き豆腐を意味する。

（14）二重の着物。

⑩

愛宕郡蓮台野村升屋茂兵衛、鉄道敷設に関わり汚名廃止を歎願。

2〔南王子村文書〕一七六八号 明治三年（一八七〇）十二月

京都千本升屋茂兵衛殿発起(1)して京府え旧冬臘月十七日に差上げ奉り候処、御聞済みに相成り、追ての御沙汰これある趣。

（朱筆）「右一条に付、是迄数度の願上げ候様に御座候。」

恐れ乍ら願書

一、鉄道の儀、御所開遊ばされ候旨、下賤の身迄も御国益感戴奉り候に附きては、類村共元来奥羽の土民に御座候所、妄行の者もこれある故歟、何の頃より遂に穢多の汚名を請来り、賤者と雖も、素より御国民の故か、類村の者共慙愧致さざる間迚は御座なく候。然し乍ら今日迄相続仕り候て復古御一新に逢ひ奉り候儀は、又以て幸甚の至に存じ奉り候。此御時に当り、何を歟、微忠をも尽くし、一度汚名を雪ぐべしと日夜心魂を動し居り、且又、兼ねて御国恩に報じ奉るべき儀もと打過ぎ居り候折柄、鉄道の儀を拝承仕り、これに仍て御当地並びに大阪渡辺其外類村同志の者申合せ、京より伏見迄の所、路途の失費献金仕り度く、其法、先づ山城・大和・河内・和泉・摂津・紀井(伊)・丹波・近江・播磨にて五百か村斗りこれある重立ち候もの、一村弐百人此ものより相応の出金仕り、其他小躬(身)のものは運送等の人足に差出し、猶其余諸国類村に至る迄法の如く致させ候はば恙なく成就致すべき哉。御許容にも相成り候得ば早々取懸り申し度く、就いては類村汚名の儀廃させられ、往古の如く奥羽の民同様に御取扱ひ成下され間敷き哉と竊に願望仕り居り候。尤も此儀、御当地は勿論、渡辺村におゐても兼ねて志願の儀に御座候。猶其他類村に至る迄曾て汚名の儀相歎き居り候に付、元の如く奥羽の民同様に成下され候はば、献金に付聊かも□(奥)存決して御座なく候。然り乍ら何分にも下賤の者□(迚)斯くの如きの事を願上げ奉るの儀、恐入り奉るの儀と差扣居り候。然りと雖も方今言路御洞察にも相成り、誠に悪を去り善に向ふは人倫の道と多罪を顧りみず、類村伝来の書相添へ、此段懇願奉り候。万々一御採用にも相成り候歟、右雑言の程咎めさせられずんば同志のもの重々有難き仕合わせに存じ奉り候。以上。

明治三庚午歳十二月十七日

（1）本書一三四頁九を参照のこと。益井茂兵衛は蓮台野村年寄元右衛門の子である。

歴史家益井信の生涯

小林丈広

はじめに

私が勤めています京都市歴史資料館の紹介を兼ねまして、現在当館で行っている展示のパンフレットを受付で配っていただいています。京都市が保管している近代の行政文書を中心とした展示なのですが、パンフレットにも書いてあるように『京都市政史』という本を現在編纂していまして、その第一巻が三月に出たのを記念して開催している展示です。この本に使った図版や口絵、古文書、行政文書などを展示しています。第一巻は明治維新から一九五〇年位までの京都の行政の歴史をまとめた本です。このあと、三年後位に一九五〇年から二〇〇〇年までの京都の行政の歴史をまとめた第二巻が出ます。同和問題をどう記述していくかということも大きなテーマです。第一巻は一九五〇年までということで、比較的よく書けているのではないかと思います。たとえば、京都の隣保館はいつどのような経緯でできたのか、ということについてもわかりやすく書いてあります。

京都市歴史資料館の宣伝をもう少しさせていただくと、前回お話された辻ミチ子さんも京都市歴史資料館の先輩です。『京都の歴史』という平安時代から戦後までの歴史をまとめた本を昭和四〇年代から出してきました。その編纂をしていたのが京都市史編纂所というところで、辻さんもそこに関わってこられ、一部分を執筆されています。その京都市史編纂所の活動の中でたくさんの古文書が集まってきて、それを皆さんに利用していただくために二五年位前に今の京都市歴史資料館ができました。これも今では手狭になってきまして、これからどう発展させていくかということが課題になっています。この京都市歴史資料館が出来ましたときに、二階に「研究室」という看板をつけたのですが、当時編纂の中心にいた林屋辰三郎という歴史家が、「市民のための研究室だ」といったと伝えられています。つまり市民の方が歴史の勉強をするための研究室だということで、古文書を出来るだけ見やすく利用しやすくするために、古文書を撮影したものをできる限り写真版にして、それを自由に手にとって見られるようにしました。自由にコピーもできます。そういうことで全国から京都の歴史、特に古文書を利用される方たちが毎日のように訪れて古文書のコピーをとって帰られるという施設になっています。そういう方の中には、もちろん史学科の学生や大学院生、教員もいますが、なかには自分の住んでいる町の歴史を知

りたいとか、自分の先祖のことを調べなおしたいという方々も多くおられます。今日のテーマを「歴史家益井信の生涯」としましたが、物事を過去にさかのぼってその理由を探ったり、過去から何かを学びたいと考えている方は皆歴史家なのだという視点から、益井信についても歴史家ととらえることにしました。

益井信という人

益井信という人はどんな人かということを資料にあげています。『部落問題・人権事典』の「益井元右衛門」という項目です。前回辻さんからご紹介がありましたように、益井元右衛門は明治維新の時の千本地区の中心人物でした。その方の息子が茂平で、その茂平さんのところに井手から養子に来た方が信です。益井家を継いで眼医者になりました。今日は歴史家としてとりあげますが、もちろん医師として評価をすることもできますし、行政家や政治家という面から見てもいろんなことがわかってくると思います。そういうさまざまな要素をもった一人の人物を、歴史家という側面から光をあててみたいと思っています。

レジュメの「はじめに」の二番目に、斎藤洋一さんの「被差別部落と地域史研究」という論文を掲げておきました（『岩波講座日本通史』別巻2）。部落史に関心のある方はこの論文を是非読んでみてください。斎藤洋一さんという方が部落史の研究に入っていくきっかけが書かれています。斎藤さんは当時学習院大学に勤めていて、そこで長野県の部落の人たちと関わりあいます。長野県の部落の人たちが、学習院大学が持っている古文書を自分たちで研究したいので返してくれと交渉にきたのです。これはもともとのスタートは糾弾会からだったのですが、自分たちの部落の歴史を見直そうということで長野県の部落の人たちが地域の研究をし始めます。そうすると、自分たちの地域の歴史、もちろん部落だけではなくて長野県のその地域一帯のことを書いた古文書が学習院大学にあることがわかりました。それは地域の史料だから返してくれと交渉にいきました。ところが学習院大学の側は寄贈されたものですから返せません、ということで相互に交渉を続けていきます。斎藤さんはこの交渉に、学習院大学側の人間として関わっておられました。学習院大学側は、この古文書には部落のことも書かれているがほとんどが部落とは関係のないことばかりだと、だからこちらで保管しますと説明しました。

それに対して、部落の人々は、あなたたちはそう思うかもしれないが、部落の人が読めばそうではないんだ、部落の人でないとわからないことがあるんだというふうに交渉していきました。そういう中で斎藤さんは心を動かされて、実際に史料とともに長野県に移り住みました。所有権はおそらく今でも学習院大学にあると思いますが、この史料は長野県にあるほうがいいんだということで、長野県のその地域の人たちに委託するという形になっています。

この一件は、斎藤洋一さんという方が、歴史学者として変わっていく一つのきっかけだったと思いますし、そこの地域の人たちも歴史に関心を持つことによって自分たちのことをもっとよく知り、自分たちのことを再発見することで差別をなくすための武器にしていこうと、お互いに歴史家として出会っていったという出来事だったと思います。そういうことをこの文章は斎藤さんの目で書かれていますので、ご関心があれば読んでください。

もう一つ、今日の話のきっかけは、今年の三月にツラッティ千本で開催された「千本の眼医者」という企画展の準備作業の中で現在の差別と関わるいくつかの出来事があったことにありますが、ここでは本題ではないので省略させていただきます。

部落起源説への関心

益井信は、部落はどのようにして作られたのかということに関心を持ち、自分なりの考え方をまとめていくのですが、その前にまず、当時、益井信以外の人たちがどのようなことを考えていたのか、簡単に見て行きたいと思います。レジュメの「1部落の起源について」です。

部落史について時々話をさせていただくのですが、やはり聞いておられる方の関心は、なぜ部落が作られたのかということで、質問も多いですし関心も強いです。部落史の議論の中でも起源の話はよくなされます。もうひとつは、明治四年に解放令が出て近代社会になって、それでもなおかつなぜ部落差別が残っているのかという疑問も多いと思います。部落差別の再生産論です。部落史を考える上で、このふたつがとくに関心をもたれるテーマですが、今回は、部落がなぜできたのかということについて、当時どんなことがいわれていたのかについて紹介をしてみたいと思います。

まずとりあげるのは喜田貞吉という人です。自分が主宰

している『民族と歴史』という雑誌に特殊部落研究号という特集号を組みました。これは部落史研究の中でたいへん有名な雑誌でした。喜田はそこで何を主張したかというと、一般に部落の人というのは民族（人種）が違うとよく言われているけれどもそうではない、むしろ歴史上ある段階で社会から何らかの事情で没落した人がいて、その人たちが差別をうけるようになった、ということをいっています。「社会的落伍者説」と書いていますが、戦争だとか災害、病気など何かのきっかけで没落をしていった人が差別をうけるようになった、というのです。実は部落の起源は民族ではないということをはっきりというようになったのはこの人が始まりで、それまではなかなかはっきりいう人が少なかったのです。よくわかっていなかったというのが実態だったのですが、ようやく民族が違うという考え方が間違っていることをいう人が出てきた、ということです。

ところが一方で、戦後になっても「特殊部落の祖先は、中国から日本に帰化してきた民族の末裔」、こういう言い方をしている人がいます。滝川政次郎という法制史では権威者ですが、これは戦後の文献です。喜田貞吉さんの文献は戦前の一九一九年ですが、滝川は戦後になってもこだわっている。一九五九年の段階でも、部落の人たちは異民族であってしかも異民族の中でも差別をされていた人たちだということをはっきりといっています。それに対して藤谷俊雄という人は、レジュメにあるように批判しています。これも批判の仕方としてはあまり学問的ではないのですが、民族が原因だというふうな説を立てる人は、部落差別をなくすことを通じて社会を変えようという運動に水をさすものだ、という言い方をして藤谷は批判をしています。実際に藤谷のような立場で、滝川を糾弾しようとする動きもありました。これは、滝川が糾弾に出てこなかったのでうまくいかなかったのですが。部落の人は民族が違うのではないかという人は戦後には少数になるのですが、俗説としては根強く生き残っていきます。それに対して歴史学は、そうではないということを一生懸命証明しようとしてきました。その辺の経過を師岡佑行さんが『戦後部落解放論争史』の中で丹念に追っています。

なぜ、歴史学者が、異民族起源説を否定しようとしてきたのか、ということですが、それを知ってもらうために賀川豊彦の文章を紹介します。賀川は有名な社会事業家で、一説にはノーベル賞の候補にもなったともいわれています

が、神戸の被差別部落でセツルメント活動をしていたということで有名になりました。『貧民心理の研究』という本に書かれています。賀川は神戸で部落の人びとと接する中で、なぜこの地域に犯罪者が多いのかと考えた結果この本をまとめたのですが、それは、部落の人が「犯罪人種」だからだと読みとれる説をまとめました。やはりこれは、ある種の当時の考え方を代表しているものです。犯罪者の多い地域というのは人種が違うのではないか、という俗説が当時やはり強くあったのです。そういう風なことが賀川のような人物でも影響をうけていたということがこの文章でよくわかります。

こうした風潮に対して、喜田貞吉はそんなことはない、民族（人種）が違うのではないということをいうようになった。今私たちが歴史学を学ぶときに、被差別部落の住民は民族が違うわけではない、ということを常識としていますが、戦後の歴史学が長い時間をかけてようやくそれが常識になってきたということだと思います。また、高橋貞樹という人は、レジュメに引用しましたように時期区分にもとづいて部落史を説明しました。これは『特殊部落一千年史』という本に書かれているのですが、第一期というのは日本の中に差別が形成されていく前史です。第二期は部落差別が制度的に確立した江戸時代です。第三期はそれが解放令によって廃止になって、それでも部落差別が迷信として残っている現在をさします。これは私たちが慣れ親しんでいる部落史の一般的な常識に近いと思います。こういった考え方は戦前にも少しずつ形成されていました。しかし一方で、部落の人たちは民族が違うという俗説もずっと長い間ありました。この背景には人種差別の問題があります。人種が違う、もともと中国人、朝鮮人じゃないか、それが差別の原因じゃないかという考え方の根底には、植民地時代の朝鮮人などに対する差別があります。書いているものをそういう目で読み直してみると別のものがみえてきます。今日はこの問題にはふれないでおきますが、部落史をめぐってもさまざまな考え方があって、戦後になって、様々な努力の結果、ようやく今の私たちが学んでいる部落史が徐々に形成されていくという事を知っていただきたいと思います。

続いて柳田国男という著名な民俗学者が書いていることをレジュメに紹介しました。「所謂特殊部落ノ種類」という論文に書かれています。柳田国男は民俗学者ですから全

国各地のいろいろな情報を集めて、部落差別に限らずサンカや浮浪民がたくさんいるということを見聞きして、その人たちに対する差別がどうすればなくなるかというときに、「抛擲ハ寧ロ最上ノ策」であると、ほおっておくのが一番いいということを書いています。その中でも特に柳田が深刻だと思うのは、全国に定住しないで浮浪している民の方で、定住している人はゆくゆくは差別がなくなるのではないかというふうに考えています。定住している人たちの差別をなくすためには、一つは、部落の人たちが自分のもっているこだわりをなくすこと、「中古伝説ノ忘却」という言い方をしています。部落なりの歴史を忘れることだといっています。もう一つは「又ハ其成立ニ関スル理解ヲ以テ」、なぜ部落が出来たかということに対する正しい理解をすること、それによってなくすことが出来る、この二つの方法しかないがいずれにしても差別はなくすことが出来るということをいっています。柳田は全国でいろいろな民話や伝説を収集していますから、様々な地域ごとに習慣や伝説の違いがあることがよくわかっていたんですね。そこが喜田貞吉とも共通するところなんですが、その中で、柳田は差別されている地域というのはこれまでの来歴だとか由緒にこだわらないでむしろそれを投げ捨てていったほうが近道なんではないか、というふうに考えていました。結果的に柳田国男は被差別民の研究はやめてしまいます。喜田貞吉の方はずっと続けていきます。そのあたりが喜田と柳田の違いです。

碧泉の起源説

このように様々な考えがあったということを前提にして次に進みます。柳田国男は、それぞれの地域に根ざした由緒だとか伝説だとかを忘れたほうがいいんだという民俗学者らしからぬ主張をしましたが、部落の人たちは、自分たちはどんな歴史を歩んできたのかを知りたい、伝説をさらに集めて、なぜ差別をされるようになったかを知りたいと考えました。そこで、成立に関する理解を正しくするという方向へ歩み始めるのです。一九一二年に発行された『明治の光』という、奈良の人たちが発行した雑誌なんですが、その中で部落にはこんな伝説がある、言伝えがあるということを連載しています。その中で碧泉という人が、第二号に「我部落と守戸の淵源」という論文を書いています。これは、部落の人が自らの手で伝説を集め始めたこと

を示すものといえるでしょう。部落の人たち自身による部落の歴史の研究が始まったのです。

また、部落の人ではないのですが大江天也という政府の高官が書いた文章をレジュメに引用しました。この文章は喜田貞吉が主宰していた『民族と歴史』に書かれています。この大江天也という人は、『明治の光』を編集する奈良の人たちと深い関係をもった人です。今でも我々は縄文人とか弥生人とか、そういう言い方をしますし、一時は騎馬民族説なんていうものが一世を風靡したことがありますが、日本列島にはもともと先住民族がいてそこに新しい民族が入ってきて古い民族を支配するようになった、という考え方です。例えばアイヌの人たちは先住民族なんだという言い方をされます。大江も、部落の人は先住民族なんだということを言っています。それに対して、同じ雑誌に、松井庄五郎が、この人は『明治の光』を主宰している奈良の部落の人ですが、部落は帰化人ではありません、民族が違うんではないということを繰り返し述べています。部落はなぜできたのかということが、定説のないなかで、部落にある程度の理解をもった人や、部落の人たち自身同士の間でいろんな説をたたかわせている状態です。また、今回は省略しましたが、岡山の部落出身の三次伊平次という人がやはり部落に受け継がれた伝説の収集をこの頃から盛んにするようになっています。そういう中で、『明治の光』が出て、そこに部落の伝説が連載されるようになります。

益井信が始めて部落の歴史について文章を書いたのは一九〇五年です。レジュメの「2「碧水」の主張」というところです。最初、益井信は碧水という名前で文章をかいています。ペンネームです。「ゑたノ根源説ニ就テ」という論文です。これは『京都医事衛生誌』という医学・衛生関係雑誌に載りました。どういうことかといいますと、まず高橋正意という人が『京都医事衛生誌』に「京都癩病院に就て」という文章を連載していました。その中になぜ部落ができたのかという諸説を紹介しています。たとえば、人種が違うという説、海賊の子孫、古墳を作ったときに本来は生埋めにされるべき人の生き残りなどといったいくつかの説を紹介しています。それに対して碧水はそれは全部間違っていると反論したのです。残酷な仕事だとか、汚いものがあれば何でも部落と結びつける考え方があるけれども、それはみんな間違っていると書いています。そのなかで、碧水は部落の起源として、えとり説だとか皮工説、帰

化人説だとかの説を並べていって、連載の最後にこういう風に書いています。「予ハゑたノ根源ヲ食肉ニアリトナスモノナリ」として、食肉の仕事に携わる人たちが古くからずっといて、それに対して仏教だとか色んな考え方が入ってきて殺生禁断、殺生を忌み嫌う考え方があとから入ってきてその人たちを差別するようになったということを考え方として述べています。さらに続いて「ゑたノ根源ニ関スル一説　附土蜘蛛ト蝦夷」という論文を発表していますが、最初に『京都医事衛生誌』に発表したのが一九〇五年、明治三八年です。

今までいろんな説を紹介してきました。喜田貞吉は一九一九年、滝川政次郎は戦後ですし、賀川豊彦は一九一五年、高橋貞樹は一九二四年、柳田国男は一九一三年ですから、部落について、成立はどんな事情だったのかということが本格的に研究されるようになるのは一九一〇年代になってからです。ところが、碧水は一九〇五年にすでにこのような論文を発表しています。先ほど取り上げました『明治の光』で最初に部落の伝説について書いたのが碧泉という人の「我部落と守戸の淵源」でした。この碧泉という人は誰かという事ですが、『明治の光』第三号に碧水・奔泉という名前で「我部落と守戸の淵源」という論文が続けて書かれています。つまり碧泉というのは、碧水と奔泉をまとめた略称です。では奔泉とは誰かというと、『明治の光』の主宰者である奈良の部落の有力者であった松井庄五郎です。では碧水とは誰かということなのですが、もう少し『明治の光』を見てみますと、今度は碧水の名前だけで「所謂ゑたの根源に就て」というタイトルで論文が載っています。この連載はずっと続きまして、「所謂ゑたの根源に就て」の五回目の連載の時に、碧水の先々代の先祖が政府に「汚名廃止請願書」を出したことを紹介しています。この「汚名廃止請願書」というのは前回話のあった益井元右衛門さんがつくった文章です。さらに第七回目の連載では、末尾に「附記」が記され、碧水が亡くなったため岡本光風、つまり和歌山県の部落の有力者である岡本弥が、以後代わって部落の歴史を連載すると書かれています。この碧水は誰なのか、実は十年前位までは誰なのかわかっていなかったのですが、この『京都医事衛生誌』の記事を私が見つけまして、その内容が一致するところから、信だということがわかりました。『明治の光』の中で、最初に部落の歴史を紹介したのが益井信なんです。さらに言

えば、部落の中で部落の人自身が部落の歴史を勉強し世間に発表し始める、その最初の中の一人がこの益井信だといっても過言ではありません。『京都医事衛生誌』二四一号に載った益井信の訃報の史料を見てください。四八歳で益井信は亡くなっています。このことからも碧水というのは益井信本人だということがわかります。

益井信がこういうことを書き始めたきっかけは、先ほど言いましたように、高橋正意という人の文章への反論です。高橋正意という人は、医者ではありません。益井信はこの人の「京都癩病院に就て」という文章にくいつきました。癩病の歴史に詳しい歴史家としてこの方は『京都医事衛生誌』に登場しています。では、この『京都医事衛生誌』に癩病の問題についての研究がいつごろから書かれているかをたどっていきますと、一九〇二年に佐伯理一郎と留岡幸助の連名で「日本最初の癩病院に就て」という文章が載っています。これが『京都医事衛生誌』での癩病についての研究の始まりです。内容は奈良の「北山十八軒戸」について紹介した文章です。留岡幸助はクリスチャンの社会事業家として有名で同志社出身です。佐伯理一郎は京都の有力な産婦人科の医者でした。この人もクリスチャンです。この人たちがハンセン病という社会問題に関心をもってその歴史を研究しようとして書かれた文章がこれです。高橋正意はその後をうけて京都の癩病院の歴史を連載しました。それが「京都癩病院に就て」という文章です。その中ではこのように書かれています。「京都癩病院の記事も数回に亘り、今や其結了を告んとするに際し、偶学芸志林に穢多非人考を載るあり、其記事中に癩病人の項目班々に観へたり、素より悲田院中に癩病、穢多、非人と倶に群居せしことは」と、突然ここから部落問題に入っています。連載も終わろうというところで、癩病の話も一通り終わったところで「穢多非人考」という論文を目にしたものですから部落問題に入っていったということです。「想うに盗賊或は夷俘の類にして」と記述しています。犯罪者や捕虜からスタートして、一般社会との交際もしなくなってだんだん固まって生活をしていくようになったのが部落の始まりなんじゃないか、という推測でこの文章は終わっています。益井信は医者ですから、この『京都医事衛生誌』をずっと読んでいて、多分癩病院の記事も楽しみに読んでいたと思うのですが、最後に高橋正意がこういうことを書いたものですから、これは何だということでおそらく自分で

勉強を始めたのだと思います。益井信が最初に論文を発表するのが一九〇五年一月ですから、高橋正意がこの主張をしてから一年半くらいたって自分の主張をまとめたということです。部落についての様々な俗説に対して反論をしようと思い立ったんだと思います。

この『京都医事衛生誌』というのは医学雑誌なのですが、医者でもない人が歴史を書いています。この雑誌は一八九四年、明治二七年に創刊されます。翌年の一八九五年は、平安遷都一一〇〇年にあたるということで紀念祭を行う、その時期にあわせて岡崎で博覧会を開くというようなイベントが準備されていました。全国から観光客に来てもらおうというイベントの走りです。医者たちは、たくさんの観光客が来たら大変なことになる、ちょうど今のインフルエンザの問題と同じなんですが、当時はコレラに対する治療法も確立していませんし様々な伝染病が流行していた時期で、特にコレラについて非常に心配をしていました。そこで京都の衛生状態を良くしないといけない、博覧会にあわせて医者たちもそれなりの心構えをしないといけない、ということで医者たちが集まって出すようになった雑誌がこれでした。月刊誌でその編集の中心になった人が竹岡友仙という人です。この人は名前からもわかりますように、江戸時代からの医者でして漢方を生業としています。元をただすと、江戸時代の医者たちというのは中国のさまざまな医学書を読んで、漢字で書かれた文献から人間の身体を学んでいました。医学だけではなくて、孔子がどういうことを言っていたかとか、様々な学問を同時に学んでいるわけです。その一部として医学を学んでいた。碧水という益井信の号ですが、医者たちはおそらく漢学者のような号を名乗っていた時代です。そういう人たちが京都の衛生状態だとかあるいは新しい医学知識を身につけることを目的に雑誌を編集しているのですが、漢学者ですから歴史に非常に興味がある。歴史に関する連載も人気記事として続けられているのです。たとえば、高橋正意という人はこの「京都癩病院に就て」だけではなくて「豊太閤系譜及豊国神社興廃」といった秀吉についての記事を連載しています。そういう風なものが人気記事として続いていました。これはおそらく竹岡友仙自身が歴史に非常に興味があったからだと思います。そういう風なサークルがあって、高橋正意も益井信もサークルの一員の中に加わっていたと考えていいと思います。

当時、これらの人々が京都の医学の世界や社会全体を支えていたのではないかと思わせる資料があります。三月にツラッティ千本で開催された「千本の眼医者」という展覧会に出されていた資料の中にあったのですが、京都の盲学校で保管されているものです。盲学校を訪れていた人々の名刺です。それを見ますと益井信の名刺が二枚はっています。名刺に「参観ご許可くだされたく候　男女三名　鳥居院長殿」と書いてあります。これは盲学校の院長あての名刺で、「三人見学に行きます、ぜひ許可してください」という紹介状です。もう一枚同じ名刺で日付が違うものがあります。益井信の病院がどこにあったかといいますと、千本鞍馬口のバス停のそばです。現在はマンションが建っていますがそこが益井療眼院の跡地です。益井信は盲学校の人たちと相当親しく、盲学校にかなりの寄付をしています。盲学校を支える役割をしています。それが資料にあります。また、盲学校に残されているものの中に寄付者名簿があります。当時の京都市長や実業家などと並んで益井信の名前が出ています。眼医者として手がけた患者が治らなくて盲目になった時、盲学校を紹介していたようです。これらの資料で益井信と盲学校がかなり深い関係だったことがわかってきました。

先ほどの名刺の資料をみていきますと、偶然同じ頁に高橋正意の名刺があります。明らかに二人は顔見知りの関係だったことがわかります。この高橋正意という人はどういう人だったかといいますと、植柳学区の有力者です。商売は米屋です。江戸時代には二条蔵の籾年番といわれていまして、飢饉などに備えて京都市民のための米倉があったのですが、この二条城の米蔵を管理する役目をしていました。京都の米屋のなかでも有力な米屋の一軒でした。禁門の変で焼け出されるのですが、明治維新以降は植柳学区の戸長といって学区の統括役の仕事をし、市会議員や府会議員もつとめた人です。有名な政治家の一人でした。歴史好きで医学雑誌に歴史の論文を次々と書いて、部落問題についても俗説を書いた。益井信から見ると旧知の高橋正意ですが、これは影響力が大きいと思い反論をしないといけないということで、自分なりに勉強をしてまとめたものがこの最初の論文「ゑたノ根源説ニ就テ」です。これが大正時代になると『明治の光』という部落の全国誌に紹介され転載されていったということです。最終的には連載の途中で亡くなってしまうのですが、益井信という人はそういう役

割を果たした人だということがわかりました。当時の京都の社会においてかなり有名な医者で影響力もあり、当時、議員をしていた人と論争をしあうという人でした。

歴史家の側面以外の面でどういう活躍をしているかといいますと、益井家のこれまでの由緒をたどると、武士に匹敵するので平民ではなく士族にしてくれという運動をします。それが大阪朝日新聞に紹介されています。明治維新のあと朝廷が解体したわけですが、京都御所に仕えていた人たちのうち、公家は華族になりますが、その下で働いていた人びとの多くは士族になります。その中で小法師役についていた人々は、調査洩れで士族になれなかった。この小法師役の人々は千本にいました。千本にいて御所の清掃をする役目が続いていました。それが八軒あってその頭が益井家である。だから他の朝廷の役人と同じ様に士族にしてくれという運動をしたところ認められたということです。これが一九〇〇年のことです。でも、益井信はだからといって自分は部落民ではないといっているわけではありません。一九〇三年に大阪で開かれた大日本同胞融和会、部落の人たちが集まった全国大会ですが、それに崇仁の人たちと共に参加して自分の意見を述べたり、また、生まれ故郷の井手で水害が起こるとそこに寄付金を出す。また、一九〇四年には養父の益井茂平が亡くなったときに香典など四〇〇円を社会福祉施設などに寄付をしています。その寄付の一部が先ほどの盲学校への寄付です。というような京都の名士としての活動を続けていきました。当時この地域は一四六軒あり、その中に借家を三〇軒以上持つような、税金を十円以上納めるような有力な資産家が三軒あったと記録にあります。一方、借家人は九三軒、そのうち家財道具がない家は三五軒あったとも書かれています。つまり、野口村というのは貧乏な人もいれば金持ちもいるという、ごく当たり前の村のひとつでした。その中で、益井家というのが最有力の一軒でした。そういう人物が部落の歴史研究の先駆けとなったのです。ただ、他の村に比べると貧乏な人の比率がかなり高かった。それが、部落の再生産と大きく関っていくのです。

歴史家益井信の生涯　　20090612 小林丈広

はじめに

・歴史家の定義

・斎藤洋一「被差別部落と地域史研究」『岩波講座日本通史』別巻２

・2008 年度ツラッティ千本企画展「千本の眼医者」の調査成果

１部落の起源について

①「異民族起源説」の読み方

喜田貞吉（1871-1939）・・・「素人はよくかういふ事を申します。貴賤の別は民族から起つたので、賤民として疎外されて居るものは、土人や帰化人の子孫ではなからうかと申します。一寸さうも考へ易いことではありますが、我が日本民族に於ては、決してそんな事実はありません。成る程戦争に負けた先住民や、運の悪い帰化人が、奴隷になつたり、人の嫌がる仕事をさせられたりしたものはありませう。併し同じ日本民族でも、運が悪ければ同じ境遇に落ちます。其の代りに都合よく行つたものは、先住土着人の子孫であらうが、朝鮮人・支那人の後裔であらうが、立派に貴族になつたものも沢山あり、又一般民族中に混入したものは、無論大多数を占めて居るのであります」（「特殊部落の成立沿革を略叙して其の解放に及ぶ」『民族と歴史』「特殊部落研究号」1919.7）・・・「社会的落伍者説」

滝川政次郎（1897-1992）・・・「今日の未解放部落、すなわち江戸時代に穢多、あるいは非人という名前で呼ばれました特殊部落の祖先は、中国から日本に帰化してきた民族の末裔であるというのが私の結論であります。（中略）、今日の日本人で、帰化人の血が何パーセントか入っていない人間は一人もないと思うのであります。だから帰化人なるが故に、軽べつされるということは、理由のないことであります。（中略）、穢多の祖先は彼等がその本国におるときから既に賤民であったものが、日本にわたってきた後も、なお賤民としての扱いを彼等蕃別の貴族から受けたのであります。（中略）、穢多は徳川時代から始まったようだという宣伝は、単なる宣伝でありまして、学説に値しません」（滝川政次郎「歴史上より見たる同和問題」1959.5）

藤谷俊雄（1912-95）の批判・・・「これら民族起源論復活の真意は、要するに部落差別の社会的階級的起源を否定することが目的であり、それは解放運動を精神運動にとどめることを目的とするものであることはあきらかである」（「部落問題研究の現状と問題点」『部落』1963.6）

師岡佑行「人種起源説の登場と批判」『戦後部落解放論争史』第３巻（柘植書房、1982）

＊異民族起源説をめぐる戦後史学の取り組みとねじれ

賀川豊彦（1888-1960）・・・「或者が之れだけでは、まだ人種的差別がないと否定するならば、「犯罪的傾向は如何？」と私は問ひたい。今私はロンブロゾやエリスの犯人退化種説を取るのでも無いが、一般に犯人種が一種の血統系統を有して居ることは拒めまい。そして彼等が日本帝国中の犯罪種族であることは誰も拒むまい。（中略）、彼等は即ち日本人中の退化種―または奴隷種、時代に遅れた太古民なのである」（『貧民心理の研究』1915）

＊比喩としての「犯罪種族」

高橋貞樹（1904-1935）・・・「人種的に見れば日本民族は混合種族である、純粋の種族なるものは原始時代から決して存在せぬ。部落民一千年の区画は、先ず種族的反感と宗教的感情から遂に職業賤視を来した第一期と、法制上にも明白に賤視虐待された第二期と、完全なる社会的な迷信として存続する第三期とに分れる」（『特殊部落（一千年）史』1924）

＊時期区分にもとづく部落史理解の形成

柳田国男（1875-1962）・・・「此故ニ最完全ナル改良方法ハ論理上目的物ノ消滅ノ他ニ之ヲ求ムベカラズ。即チ特殊ナル階級ヲ普通ナルモノト変ズルヨリ他ニヨキ手段ナシ、（中略）、即チ最初ニハ外部ヨリノ観察ノ絶縁ヲ以テ、次ニハ内部ニ於ケル伝説ノ忘却ニ由リ、新時代ノ彼等ガ兄弟ハ常人ノ積リヲ以テ其武陵桃源ヨリ出来レリ。此点ヨリ推論スルトキハ抛擲ハ寧ロ最上ノ策ニシテ行政庁其他ノ格段ナル調査注意ハ却リテ右ノ目的ニ反スト謂フベシ、（中略）余ガ見ル所ヲ以テスレバ、特殊部落ノ問題中最モ解決シ難キハ此等ノ未定住者ナリ。穢多ハ数ニ於テハ甚大ナリト雖、其改良ハ唯一歩ニシテ、或ハ中古伝説ノ忘却又ハ其成立ニ関スル理解ヲ以テ簡単ニ之ヲ常人階級ニ迎入ルヽ望アリ」（「所謂特殊部落ノ種類」『国家学会雑誌』1913.5）

＊柳田の解放論・・・「伝説の忘却」は「放擲」と結びついており、「目的物の消滅」を最終目的とすると考えられる、ただ一方で、より正確な「成立に関する理解」を主張してもいる、「漂泊民起源説」

②伝説の収集　―歴史学への接近―

碧泉「我部落と守戸の淵源」『明治之光』第２号（1912.11）（後述）

大江天也（卓）（1847-1921）・・・「五、穢多の起原に関する考察　『ヘブライ』人は御承知の通り印度の『セヌ』人種の一派である。（中略）其行く所を知らずと云ふのが日本に来たのであらう。年代を追ふて見れば、神武天皇の日本を統御遊ばすより余程前のことである。数百年前のことであつて、其人が海流の関係或は風の関係で、熊野辺に漂着して、さうして大和に蕃殖をした第一の移住民でないか知らん。前移住民があつた所へ天孫人種が大和を征服せられると云ふのは、語弊があるかも知れぬが、私の論法から言へば第二の移住者である。其第二の移住者が勢力が強かつたから、第一の移住者を征服して仕舞つた。其被征服人が洞村に居つたのではないか」（「穢多非人の称号廃止の顛末を述べて其の起原に及ぶ」『民族と歴史』1919.7）

松井道博（庄五郎、1869-1931）・・・「第二、系図の無い姓や、名乗の無いのは当然だ部落人の一部には、系図を持つて居るのものもある。仁木家・宮城家・田中家・三隅家・渡辺家のようなのものは完全なものである。然し大多数は系図はない。此の系図のないのは当然で、一般より分離した反証と見做すべきものである。部落の中には有名な武士も居る。又高貴な血統もあるのである」（「彼我社会は本分の間柄である」『民族と歴史』1919.7）

「蓋し部落は本来賤しいものとか、種族の異なつたものとか云ふ観念を持つて居るようである。総ての掃き溜であるように思つて居るようでる。併し事実は決して左様ではない。帰化人は部落内には極めて少ない。寧ろ一般の方に多いようである。山城の狛村や狛田村のような、又大和の百済村のような、全く其出身地を冠したものは明かに帰化人たることが判かる。而も彼等は無論部落民ではない。穢部も其通り。関西地方では守戸或は夙と唱ふるものがある。全く所謂後進部落とは別物である」（同上）

三好伊平次（1873-1969）『同和問題の歴史的研究』（1943）など

2「碧水」の主張

「碧水」・・・「高橋正意ナル人京都医事衛生誌上「京都癩病院ニ就テ」ト題シ記述セラレタル中ニ於テゑた根源ノ諸説ヲ網羅セラレタリ、今其主ナルモノヲ挙グレバ、(一)ゑたハ夜見ノ国即チ醜穢国ノ人種ナラン、(二)ゑたハ土蜘蛛ノ遺種ナルベシ、何トナレバ摂津風土記土蜘蛛ノ註ニ、此人恒居穴中故賜賤号、曰土蜘蛛トアレバナリト、(三)海賊ノ後裔ナラン、何ントナレバ我国中古海賊盛ニ横行シ、後チ陸ニ住シテ屠殺ヲ業トナシタルガ故ナリト、(四)古ヘ殉死ノ風アリ、野見宿祢之レニ代ルニ土偶ヲ以テシタレドモ、其殉死スベキ人ヲ死者ト見做シ階級ヲ下シテゑたノ部類ニ編入サレタリト、以上諸説頗ル牽強附会ヲ免レズ、苟クモ其身位ノ卑劣ナルカ生業ノ残忍ナルカ、或ハ其形体ノ汚穢ナルモノアレバ、直ニ採テゑたノ祖先トナシ、ソガ後裔トナセルガ如シ、殊ニ其一二及ビ四ノ三説ノ如キハ妄モ亦甚シト云フベシ」(碧水生寄「ゑたノ根源説ニ就テ」『京都医事衛生誌』第 130 号、1905.1)

諸家の説　餌取説（柳瀬勁介『社会外ノ社会穢多非人』）

皮工（典履・典革）、帰化人、雑戸、三韓捕虜、賤民（奴婢）

夷俘（上古・佐伯部、中古）、蝦夷

「予ハゑたノ根源ヲ食肉ニアリトナスモノナリ、然ラバ食肉ハ蛮風野習ニシテ我国体ノ容ルサヾル処ナルカ、否々全ク然ラズ、（中略）殺生ノ禁断、忌穢ノ制度両々相待テゑたナル一種族ヲ産出セリ、（中略）然レドモ天武天皇ノ時既ニ餌取ヲ忌ミ避ケ同居同火ヲ許サヾリシニハアラズシテ、六畜ノ肉ヲ食フヲ禁シラレタルガゑたノ遠因トナリシモノニテ・・・」(碧水生寄「ゑたノ根源説ニ就テ（十）」『京都医事衛生誌』第 138 号、1905.9)

碧水生寄「ゑたノ根源ニ関スル一説　附土蜘蛛ト蝦夷」『京都医事衛生誌』第 146 号(1906.5)

碧泉「我部落と守戸の淵源」『明治之光』第 2 号（1912.11）

碧水・奔泉（＝碧泉）「我部落と守戸淵源」『明治之光』第 3 号（1913.1）

碧水「所謂ゑたの根源に就て（一）」『明治之光』第 4 号（1913.2）

碧水「所謂ゑたの根源に就て（五）」『明治之光』第 2 巻第 7 号（1913.7）に先々代が政府に提出したものとして「汚名廃止請願書」掲載

碧水「所謂ゑたの根源に就て（七）」(『明治之光』第 4 巻第 11 月号、1915.11）末尾に「附記　碧水子は京都の有名なる眼科病院の院長にして、歴史の造詣深く、思はず襟を正さしめたる博雅温厚の紳士なりき。殊に我社の請に応じ、寄せられたる『所謂ゑた」の根源に就て』の一篇は、士独特の筆に成り諸賢と共に最も趣味を感ぜし所、不幸にして昨春宿痾を得て、遂に白玉楼中の人とはなれり、惜しい哉。此稿を以て絶筆とす。謹んで遺族諸子に感謝の意を表す。因に岡本光風代つて部落歴史を担当することゝなれり」とあり

＊「碧水」は益井信（1866-1914）のこと　【辞典項目】

3高橋正意の場合

佐伯理一郎・留岡幸助「日本最初の癩病院に就て」『京都医事衛生誌』第 100 ～ 101 号（1902.7 ～ 8）、高橋正意「京都癩病院に就て」『京都医事衛生誌』第 102 号（1902.9）～

高橋正意（1840-1908）・・・「京都癩病院の記事も数回に亘り、今や其結了を告んとするに際し、偶学芸志林に穢多非人考を載るあり、其記事中に癩病人の項目班々に観へたり、素より悲田院中に癩病、穢多、非人と倶に群居せしことは前々号に屡伸へし如き者なれは、関連亦靡しと云べからず、・・・」（「京都癩病院に就て（第十一回）」『京都医事衛生誌』第 112 号、1903.7）

「想ふに盗賊或は夷俘の類にして世人之を嫌悪蔑視し、婚を結ばず交りを通ぜす、自づと別域の状を為し、自からも亦弘く交際せざるより偏僻頑固の風を為し、自暴残忍の性と為り、獣を屠りて肉を食ひ皮革を製して之を鬻き、終に一種の至卑至賤の人種となりしならんか」（「京都癩病院に就て（第十三回）」『京都医事衛生誌』第 114 号）

『京都医事衛生誌』1894.4.10 創刊、竹岡友仙の編集方針により歴史記事が多い

高橋正意「京都癩病院に就て」（102-121）、「豊太閤系譜及豊国神社興廃」（127-）

碧水「えたの根源説に就て」（130-140）

高橋正意「附録京都市学区地誌」（143-）

高橋正意（1840-1908）・・・米商・二条蔵籾年番、禁門の変で被災、1878 年下京第二十三組戸長、1881 年上下京連合区会議員、1886 年連合戸長、1889 年京都市会議員、1892 年京都府会議員など（「高橋正意君略伝」『京都医事衛生誌』第 167 号、1908.2）

益井信と高橋正意の関係　　【京盲文書】

4 士族編入と名士としての活動

「朝廷に往古より小法師役と称する役を勤むる家八戸あり。遠く奈良の朝より維新の際迄連綿奉仕し来りしに、明治三年戸籍編制の際、他の三代相恩の者は仕丁に至るまで士族となりしに、小法師役のみは調査洩れとなりて民籍に編入せられし（中略）、去六月十八日右の来歴を理由とし、内務大臣に士族編入の事を願出でし処、本月十二日附にて之を聴届く旨指令あり」（大阪朝日新聞 1900.7.19）

背景に 1897 年 11 月家禄賞典禄処分法公布（1876 年に秩禄処分を受けていない者などが、1 年以内を限り公債証書給与を願い出ることができる）

1900 年 7 月 12 日　「愛宕郡野口村益井信、旧幕時代小法師役をつとめたことにより士族に編入される。19 日、西陣大観楼で高崎知事ら数 10 人を招いて祝宴を開く」（『京都の部落史』10 年表・索引）

1903 年 7 月（明治 36）　大阪で開かれた大日本同胞融和会に参加

1903 年　綴喜郡井手村の水害に寄付金

1904 年 1 月　父茂平に対する香典など 400 円を盲唖院・施薬院・感化保護院・孤児院・大宮村小学校に寄附　【京盲文書】

1904 年 11 月　茂平の一周忌に日出新聞恤兵金などに寄附

1905 年 3 月　野口村 146 戸のうち借家を 30 軒以上所有するような資産家は 3 戸、借家人 93 戸（そのうち家財道具のない家 35 戸）

1914 年 4 月　『京都医事衛生誌』に訃報　【京都医事衛生誌】

益井元右衛門｜ますいがんえもん｜

1804〜1885.5.14(文化1〜明治18)　幕末・明治期の部落改善運動家。安政・文久年間(1854〜1864)から生活困窮者に対して金銭や衣類などを与え，模範的住民を顕彰するなど，京都・蓮台野村の名望家であり，部落内の教育，衛生，救恤(きゅうじゅつ)に力を尽くした。明治1年(1868)天皇が京都を去ることが決まったとき，〈供奉〉の願書を，また明治3年には息子・茂平(升屋茂兵衛ともいう。1833〜1903)とともに部落民に対する汚名廃止の嘆願書を京都府に提出。同年，私費を投じて学校(のちの楽只小)を建設，茂平らとともに自らも教鞭を執った。1873年(明治6)自費で診療所〈撥雲堂療病所〉を建設，茂平は眼科医として治療にあたった。名声高く79年千本頭に移し，89年益井療眼院と改めた。この間，西紫竹大門村の戸長でもあった茂平は，74年斃牛馬処理方および化成方を出願し77年認可された。茂平のもとで医術修学に努めた綴喜郡井手村(現井手町)の資産家出身の仁木作之助(1866〜1914)は，茂平の養子となり益井信を名乗った。信は療眼所を発展させ，93年事業を拡大し，1900年士族編入を願い出て認められた。株を買わずに願い出て士族になったまれな例とされる。

京都部落史研究所編・発行『京都の部落史』2巻(阿吽社，1991)

(久保在久)

●**益井信氏逝去**　京都千本街頭十二坊の眼醫者として世に知られたる療眼院長たる氏は夙に眼科に造詣深く老熟の臨床家たりしかば居常門前市を爲し、而かも經世の才に長じ熱誠醫界に貢献し、公共心に富み、慈善事業等に盡して維れ日も足らず、盛名隆々たりしが、不幸にして去春來胃癌に罹り一時危篤に陷ゐりしも、猪子博士の胃腸吻合術を受けて輕快し、秋の京都府醫師會定期議會には平然例の如く列席せし程なりしなり、然れども氏が業に已に不起を覺悟し居たりしは、彼の小康を得たりし當時、知人を招じて全快の祝宴を張れり、吾人は其尚早を諫めたるに、否善は急げなりと排し、席上治療を受けたる諸師に九死に一生を得たる高恩を謝し、此以上の夭壽は實に天命なりと斷じ去れるにても明なり、轉た同情に禁へずして泣く、而して爾來病勢漸く進みて終に十八日午後十一時半溘焉として逝きぬ、行年四十八、嗚呼哀哉。

T3.4. 京都医事公生活 No.241

全国水平社中央執行委員長・南梅吉

朝治武

1．なぜ南梅吉か

南梅吉は一八七七（明治一〇）年五月一〇日に生まれました。亡くなったのは一九四七（昭和二二）年一〇月二四日です。七〇歳で亡くなったということです。全国水平社の初代委員長だったのですが、あまり取り上げられてこなかった、陽が当てられてこなかった人です。私が部落史を始めたころは、多くの先輩方が華々しい活躍をされていて、私のような後塵を拝する者が何かをやろうとすれば人のやらないことをしないと意味がないということで、たとえば、水平社の荊冠旗はなぜあんな旗なのかとか、歌を探ってみようとか、アカデミズム出身の歴史研究者はなかなかやらない分野ですが、私などはそんなことは何ら関係ないので自分の思いつくまま好きなことをやろうと思ってやってきました。例えば人物でいうと、二代目の全国水平社の委員長で松本治一郎という人がいます。一九二五年の第四回大会で委員長になり、一九六五年に亡くなるまで、戦後の部落解放同盟の委員長までやられました。西光万吉は、「水平社宣言」を書いて著名な人です。

歴史を明らかにしようとすると、こういった中心的であった人、指導的であった人に、その組織なり運動がわかるということで光があてられてきました。現実よりも過大な評価をされて、時としてそれが伝説になったり神話になったりします。私自身、そういう主流、中心人物に光をあてるということに違和感があります。それよりも忘れ去られたとか無視されたとか批判され続けたとか、そういうことに私自身がシンパシーを感じてしまう人間なので、その方が居心地がいいのです。南梅吉に光を当てる方が、実は全国水平社というものがよく見えるのではないかという目論見もあります。ですから、私が南梅吉をやっているのは、個人的にシンパシーがあるということと同時に、忘れさられたり、批判されたり、主流から外れた人の方に光をあてることで、何故除名されたのか、除名した側の論理をさぐっていく、裏側からすみっこから歴史を見ていきたいという癖の産物なのです。南梅吉を葬り去っていいのか、という私なりの異議申し立てでもあります。

2．南梅吉が生きた時代とは

南梅吉が生きてきた一八七七年から一九四七年をひとく

くりにするというのは乱暴な話ですが、あえて乱暴に整理をすると一八七七年というのは、解放令が一八七一年八月二八日に出てから六年目になります。近世の身分制に基づいた部落差別、この言い方が正しいかどうか、今日的には封建遺制論が批判されたり、様々な差別論が出ておりますから私の規定が正しいかどうかわかりませんが、ともかく、近代の部落問題というものが始まった時代に南梅吉は生まれました。一九〇〇年前後になってますます過酷な部落差別、厳しい生活苦がおとずれます。はたして江戸時代から過酷な部落差別と生活苦であったのかどうなのかは別の問題でありまして、ともかく南梅吉が生きてきた時代というのは今日からしても想像を絶するようなあからさまな部落差別、それは言語であったり行動であったり、厳しい状況でした。

明治の末から部落改善運動が起こります。部落の生活状況の厳しさ、生活苦を改善することによって部落が実力をつけて差別をなくそうという運動です。大正時代に入りますと融和運動というのが起こってきます。部落を改善しただけでは部落差別はなくならない、部落を改善することによって自覚を高めると同時に、一般国民にある差別意識を反省してもらって部落と部落外が握手をする、融和をするというのが融和運動です。それから、解放をめざして水平社の運動が一九二二年に起こります。最近の部落史の研究では、改善運動が克服されて融和運動がうまれる、融和運動が克服されて水平運動が起こるという見方ではなくなっています。改善運動は克服されるべきものではなく、ずっと続くものなんです。融和運動もそうです。こういう事を言うと先輩の部落史研究者を批判するようですが、ほとんどの通史がそういうふうに書かれてきています。歴史的な発展というものを基本に考えて、自分達の前の運動を克服して新しい運動が成立するというものです。運動が成立するときというのは前の運動を批判するのは当たり前なのですが、運動というのは重層的な展開をしているわけでして、改善運動は改善運動としてずっと続きます。ある意味で、今日の部落解放運動は同和行政も含めて改善運動と言えなくもないです。もっと言えば、今日の運動でも部落と部落外が地域社会で、民主主義であろうが街づくりであろうが握手をしてやっている、これは融和運動です。解放運動、左翼も全て含めて革命的であろうと、地域でやっていることは改善運動、一般社会に対しては融和運動をやって

いるわけです。ということは、運動は今日も重層的に展開しているわけで、その時代の前の運動を克服して成立したなんていうのは論理としてはありえても現実にはありえないわけです。私は重層的に積み重なって一つの組織で共存したり違う組織で競合したり癒着をしたり、なんていうのが歴史の現実であると思います。そういう意味で改善とか融和とか水平とか解放というのが重層的に展開されたというのが南梅吉の生きた時代で、もっと言えば今日もそうかもしれません。

大正期に入りますと、我々が教科書で勉強したように大正デモクラシーの時代になります。大正デモクラシーの始期、最初をどこにとるかというのはいろいろな議論があります。日露戦後という人がいたり、第一次世界大戦後という人もいます。大正デモクラシー、これは民主主義という考え方ではなく民本主義という考え方です。天皇制を前提としながら民衆の権利を伸長させていくという考え方です。それが政治的権利、社会的権利の主張をしてその一環に部落差別の撤廃というのも位置づけられています。それが一九三〇年代にはいりますと、徐々にファシズムの時代になり、一九三七年になって日中戦争、本格的な戦時体制に突入するということです。ちょうど南梅吉が活動した時代というのはデモクラシーからファシズム、戦争へと続く時代でした。

3．南梅吉が参加した全国水平社とは

南梅吉が参加した全国水平社は一九二二年三月三日、京都の岡崎公会堂、正式には京都市立公会堂になるのですが、そこで創立大会を開きます。水平社がいつまで続いたかというと、アジア・太平洋戦争に突入して英米に宣戦を布告して真珠湾攻撃をしたのが一九四一年の一二月八日なのですが、それにともなって「言論出版集会結社等臨時取締法」という戦時言論統制の法律ができて社会運動団体は届出制になり、それが政治結社や思想団体の場合は不許可にするということで全国水平社は申請を出さず自然に消滅したのが一九四二年の一月二〇日です。今日の運動も全国水平社の運動を引き継ぐといっていますが、たかだか二〇年の歴史なんです。でも問題は短さにあるのではなくて、それが投げかけた思想的なインパクト、影響力にあります。水平社というのは一言でいいますと、部落民自身によ

る自主的組織的な部落解放運動です。水平社の時代は、構成員は基本的に部落民だけでした。規約にも書かれていました。

どのような活動をしていたかといいますと、差別に対する徹底的糾弾、Aという人物がBという部落民に「えた」とか「よつ」とかいったらその個人を問い詰めて反省を迫る、そのことを糾弾とよんでいます。糾弾というのは水平社だけの言葉でも何でもなく、当時から国語辞典に載っている言葉です。今日でも時々この言葉は新聞にもでてきます。何か不誠実なこと、犯罪的なことを犯してそれを指弾する時に今日的にも使います。当時水平社の論理としては、差別は社会的な不正義であり罪であるという考え方です。これは今日でも生きています。これに「徹底的」をつけます。これは形容詞的に絶対許さないとか、引き下がらないとかという意味で使ったんだろうと思います。これもネーミングとしてはうまいです。新しい運動を起そうというときに新しい言葉が必要なんでしょうね。手垢にまみれた言葉を使わないという運動なりの一つの論理があります。そして、水平社は生活擁護の問題を基本においています。これは先ほどもいいました部落改善運動の継承です。部落改善運動を水平社はよく否定をしていますが、行動面ではそう変わったことはやっていません。この二つの基本的な課題を実現をするために時として、階級闘争をやったり、階級闘争というのは労働者・農民と連帯して共産主義的立場で革命の一戦列に加わる、とか選挙活動をやって政治家をつくり、今日で言う同和対策事業を政治の圧力でもってくるとか、いろんなことをやります。

ともかくも徹底的糾弾と生活擁護が水平社の基本でした。ところが水平社といってもいろんな潮流があります。どこの組織もそうですが一枚岩で何の矛盾もないという組織はおそらくないでしょう。これまででしたら組織内部の違いは思想傾向の違いとされてきました。今日思想とか理念とかいうのが多少薄らいでいるのかも知れませんが、当時の社会では、一つは共産主義というのが大きな潮流としてありました。これは階級闘争、革命闘争をして日本社会を転覆して社会主義を実現し急速にそれを発展させて共産主義社会を実現するんだという流れです。社会民主主義という立場もありまして、共産党ほど革命的に闘わないけれど、少なくとも社会の経済を中心に国有化をして資本家というものをなくす、ただし政治・経済は一党独裁というこ

とは認めないという流れです。無政府主義、これは政治権力を否定する社会主義の一つといえなくもないのですが、政治というのは権力を握ると堕落する、だから政治を否定する、労働者は経済闘争だけをすればいいんだという考えです。水平社の中の大きな傾向としては、共産主義、社会民主主義、無政府主義という潮流がありましたが、三つともに一致しているのは、ヒューマニズムとか人道主義、人間主義、これは基本的に共通しているものだと思います。

今日もそうですが、部落解放とか部落差別を撤廃するといっても、任意の部落解放運動団体が政治と無関係でありえるかというとありえません。地域社会では地域の自治組織と無縁には存在しえません。ここが部落問題の難しいところです。政治に関与すると何らかの形で、議員を送り込むとか政党と協定を結ぶ、悪く言えば取引をするとか、政治の力を借りないと法律や制度の問題は実現しないわけです。これは水平社時代、もっといえば改善運動からの伝統です。それに、地域で生活を守っていこうとすれば地域の改善団体とか融和団体が強い時はそこに参入しておこぼれをもらって協調するというやり方もありますし、弱い場合は潰してしまって水平社がその地域で権力を握るということもあります。今日の部落解放運動でも似たような傾向があります。ですから部落解放運動というのは差別をなくす運動ですが、必ず政治との折り合いをつけねばならないという宿命をもっています。地域社会を基盤にして考えると、地域の改善団体、融和団体、もっと言えば町内会や自治会と折り合いをつけなければいけないという様々な難しい問題があります。そういう中で水平社は様々な分岐、対立をし、組織的な分裂もあったわけです。それが水平社の現実でした。

もっと言えば戦争になると戦争に協力しながら水平運動をやります。今日我々は、部落解放運動というのは水平社以来の伝統を引き継いでいる、とばかりいっていても仕方がないので、悪いことも含めて引き継いで反省しないといけない問題もいっぱいあるわけです。水平社宣言をとりだして、「人の世に熱あれ、人間に光あれ」とか「我々がエタである事を誇り得る時が来た」とか、そんないい文句ばかり引き継いだといわないと運動はもたないのか、もっと否定的なことも含めて引き継ぐともっと冷静な現実的な運動になるのではないかなどと思います。人は自分の過去のいやなところは忘れ去りたいものですから、心情的にはわ

からないわけではありませんが。

4．なぜ南梅吉は全国水平社執行委員長になったか

南梅吉の生地は滋賀です。資料1をご覧ください。一九二〇年一一月に出された寺田蘇人の『部落の人豪』に略歴が載っています。この本は、部落の人豪、つまり立派な人たちに会いに行って略歴と自分のコメントを書いたものです。一九二〇年頃の部落の指導的立場にある人について説明している本です。

南梅吉が生まれたのは今の近江八幡市です。孤児になって親戚に育てられ、学歴は小学校卒です。本を読むのが好きだったということです。一七歳の時、一八九四年にこの楽只に移転して化粧品の製造に従事していました。一九〇二年、二五歳の時に部落の改善に従事して青年団長となりました。これは一九二〇年の時の南梅吉の略歴を紹介したものです。南梅吉の略歴紹介では最も早い文献です。この部落には資産家も何人かいましたが、部落の改善に尽くしているのが南梅吉ということです。続いて、彼が何をしゃべったかについて書かれています。一九二〇年に彼が何を考えていたかということです。これは寺田蘇人のまとめですから主観が入っていますが。この差別が厳しい当時にあって、部落を隠すことは良くないということを言っています。これは水平社につながる論理です。皮革業というのは神聖はもので貴賤もないけれども、一般社会の偏見とか差別をなくそうとすれば職業の変更もありえる。そのことによって部落だというしるしがなくなる、部落がなくなれば差別がなくなるという考え方です。これは至難中の至難だとも言っています。一見部落と部落外の差別意識が薄れて融和したかのようにみえるけれども、それは表面的な考え方であって事実ではないと言っています。むしろ徹底的に融和をして、部落と部落外が結婚できるまで到らないとだめだというのがこの時の南梅吉の考え方です。ちなみに一九二二年の政府調査によりますと、部落と部落外の結婚は三％くらいでした。今は六〇～七〇％くらいです。私は部落と部落外との結婚をもって解放の指標、基準とするのは好きではありません。誰と結婚しようが放っておいてくれ、愛情があれば部落であろうがなかろうがどっちでもいいじゃないか、というのが私の考えです。これは部落と部落外の交流のメルクマールであっても解放のメルクマール

ではないというのが私の考え方です。現在でも結婚は最後の砦だという人がまだまだおられますが、南梅吉は結婚をもって部落差別撤廃の最終目標とするということです。

もともと南梅吉は部落改善運動家として歴史の舞台に登場しました。資料2にあります『社会改善公道』という雑誌、これは帝国公道会という大正の初めにできた東京の全国的な融和団体の機関誌の名称です。一九一九年二月に東京で同情融和大会が帝国公道会主催で開催されます。それに基づいて何人かの部落改善運動家が政府に陳情する請願書をつくりました。その請願書がこれです。南梅吉の名前も挙がっています。実は先ほど知ったのですが、この楽只コミュニティセンターのすぐ近くに石碑があります。南梅吉が住んでいた八番地というのはその石碑から南へ三〇メートルだそうです。ちなみにここに載っている明石民蔵は東七条の人です。松井道博、これは奈良の大和同志会の会長です。当時全国的に名を馳せている錚々たるメンバーです。その内の一人が南梅吉です。改善運動ではかなり著名な人であったことがわかります。何を主張したかを見てみます。一．部落民を公務員に採用すること。二．公文書や身元調査書に特殊部落と使われているのでそれを撤廃せよ。三．軍隊内における侮蔑的待遇を撤廃せよ。四．教育上における区別的待遇を廃止せよ。五．部落改善団体を組織せよ。六．部落改善費として年額一万円以上を支出せよ。こういうことを部落改善運動では全国的に問題にしていたということです。多くの部落民がこういうことを差別だ、生活苦だと感じていたということです。この請願はどうなったかといいますと、国会で議論をされて地方改善費がつくようになりました。そういう意味ではこの請願が果たした政治的役割は実に大きいものがあります。南はそこに名を連ねていました。純然たる部落改善運動家です。

資料4にある写真の七人の内、南梅吉は全国で活躍する部落改善運動家です。左の平野小剣は東京で労働運動をしてかなり著名な活動家として名を馳せていた人です。あとの五人はほとんど地方的存在でした。今日的には西光万吉の方が有名ですが、当時は奈良の田舎で燕会をつくって生活協同組合活動をしていた一人でしかありえませんでした。桜田も労働組合の友愛会に関わる程度でした。一番年上だったのが南梅吉でした。委員長になった大きな理由は、部落改善運動で名を馳せていた南を代表にすえると改善運動をやっていた人々も水平社に引っ張ってきやすいと

いうことです。また、南は思想的な寛容さがありました。共産主義でもない無政府主義でもない、社会民主主義でもない。人間的な寛容さがあり、むしろそういう思想にこだわるよりも差別をなくすとか生活苦を改善するという一点において人を評価する、そういう意味では多少の社会主義・共産主義も許容するという思想的な寛容さがあったのです。包容力があるということです。ですので、私は南が委員長になったのは、年齢的に一番上だったということ、部落改善運動で幅広い人脈をもっていたということ、思想にこだわらない人間的包容力があったということではないかと思います。一九二二年二月の大阪での大日本平等会でのやり取りをみてみますと、実にしたたかです。自分は喋らずに西光万吉に喋らせて、自分は大日本平等会から何人かをひっぱってくるという画策をするというしたたかさをもっていました。単なる飾りではありませんでした。そうであったからこそ、委員長になれたわけです。

5．南梅吉は全国水平社執行委員長として何をしたか

初期の水平社がやったことは、宣伝活動を徹底的に行い、各地に行って部落民を鼓舞して立ち上がらせ水平社を結成させるという活動でした。南梅吉を初めとして執行委員は七、八人いましたがそれを徹底してやりました。当時は重要な伝達手段として演説会がありました。二つ目は全国水平社大会の議長です。南梅吉は政治的思想的に寛容だといいましたが、議長になると権限を行使します。南が権限を行使して絶対させなかったことが二つあります。当初の水平社は部落改善を拒否するという論調が強かったのですが、南はそういう議案は握りつぶしています。やはり部落改善運動家として出発した南にとっては終世変わらなかった考え方ですから、部落を改善する、生活苦を改善するということについては一貫してこだわりました。二つ目は、左翼的な主張、あからさまな左翼的な主張については握りつぶしています。思想的な寛容さはあったけれども、現場の政治の具体的な立場については明確に表明していました。ただし、議長をやるときに声が小さかったようです。てきぱきしたところもなくて、聞き取りにくかったようで駒井喜作が進行の補助をやって何とか議事が進められるというのが現実だったようです。

三つ目は運動資金の確保です。現在も過去も運動をやろ

うとすれば運動資金を集めるのが組織責任者としては最大の課題です。水平社の創立大会を開くのに四〇〇円かかっています。そのうち三五〇円をかき集めたのが南梅吉です。誰からかき集めたのかというと京都の市会議員、大日本国粋会の京都の責任者増田伊三郎、部落出身の商工業者などからです。あと五〇円はどうしたかというと南梅吉と阪本清一郎が折半して金をだしています。組織の責任者というのはしんどいものです。理屈だけではなくて金も集めないといけません。現在の運動もどこでもそうです。ちなみに水平社が遠い所へ講演会に呼ばれたりして宣伝に出かけるとき、謝礼はなしで交通費だけ半額を出してもらっていたようです。飲み食いは地元で接待をするということです。四つめは政官界との交渉です。部落差別をなくすために生活苦をなくすというのが大きなテーマで、生活苦を改善しようとすれば政府に部落改善費を出させたり制度を作らせたりしなければなりませんでした。政府と交渉しなければなりませんでした。そういう中で南は政友会と結びついたり、憲政会と結びついたり、政府と結びついたり、もっと言えば天皇の思し召しも必要だから宮内大臣に会ったりと活発な活動をします。

6. なぜ南梅吉は全国水平社中央執行委員長を辞任したか

辞任の原因はレジュメにあげた四つの項目になるのですが、その活動の在り方そのものが辞任につながっていきます。まず、金をめぐるトラブルです。活動資金を集めようとすれば、時として政府の機密費をもらったり、部落の商工業者から借金をして踏み倒して裁判になったりとかしました。南梅吉は裁判を二つ抱えていました。私は南を責める気にはなりません。彼の性格からして、個人で使い込むというより運動のために使ったんだと思います。なにしろ全国水平社が創立されて本部をどこにおいたかというと、南の自宅に置いたのですから。自宅を提供し、活動資金は出し、時には汚い金にも手をつけて借金も踏み倒し、政府の機密費ももらって。それがだめだというので全国水平社の第四回大会以降、会員制度をつくって大衆的な組織にしようと改革が始まりました。南は改善運動の時からそういうやり方で、組織的な規律をもった運営とか合法的に会費を集めるという発想がありませんでした。

二つめは、保守系政治家と融和運動への接近です。これは水平社の中には共産主義グループ、具体的に言うと

一九二三年一一月にできた全国水平社青年同盟、当時ボル派といわれた共産党そのものの流れを体現したグループが台頭していました。グループそのものは小さかったのですが影響力は日々増していました。保守系政治家と結びついて融和運動と接近するなどというのは水平運動を右傾化させる、堕落させるということで許せないわけです。それと最大の直接的な契機といわれるのは、「遠島スパイ事件」と呼ばれるものです。一九二四年の秋に、大正赤心団が外務省に乱入し、それを捜査したところ機密文書が発見されました。どこから流れたかというと、遠島哲男という情報ブローカーが流していたのです。その遠島は当時『同和通信』という日刊紙をだしていました。ガリ版刷の二〇ページほどのものでした。この「同和」というのは今日でいう同和ではありません。植民地問題、小作人問題が大きな問題としてありました。朝鮮人問題、部落問題、小作人問題、この三つの大きな問題もって総称した形で同和、同じく和するという言葉をつかっています。遠島情報ブローカーにつながっているとして、そこに通信費をもらって記事を送ったり書いたりしていた三人が批判されました。南梅吉、米田富、平野小剣です。東京にいる平野が一番繋がりが深いということになりました。「遠島スパイ事件」として大きな問題になります。どういう処分が一二月に下ったかというと、南梅吉には勇退勧告、委員長を退くように勧告をする、米田は陳謝、平野は権利停止、今日的言葉で言うと除名です。南梅吉はそういうことで委員長を下りてしまいます。しかし委員長をやめても、水平運動をやめることはありませんでした。

7．南梅吉が結成した日本水平社とは

全国水平社に対抗して日本水平社という名前で再出発します。日本水平社ができたのは一九二七年一月五日です。解散は全国水平社よりも三日早くて四二年の一月一七日です。南は権力に抵抗したりはしませんから、解散届をちゃんと警察署に出しています。西陣警察署です。では、日本水平社は何を主張したかということですが、資料5を見てください。『融和事業年鑑』の一九二七年八月の部分です。日本水平社の綱領と宣言は、全国水平社の綱領と宣言と同じです。一九二二年に全国水平社ができたときの綱領と宣言と一字一句同じです。実は、宣言の終わりか

ら二行目、「日本水平社は、かくして生れた」、これが全国水平社のほうは「水平社は、かくして生れた」で、ここだけ変えています。安易だと思われるかもしれませんが、全くそうではありません。全水の伝統は我々が引き継いでいるんだという意思表示なんです。何が違うかというと決議です。全国水平社の決議は三項目ありました。一項目は「吾々ニ対シ穢多及ヒ特殊部落民等ノ言行ニヨツテ侮辱ノ意志ヲ表示シタル時ハ徹底的糾弾ヲ為ス」ですが、それははずされています。「徹底的糾弾戦術は道徳的説諭」と、糾弾という行動形式はとらず差別をした人に対しては道徳的な説得をするという考え方です。「国有地及び耕地整理調査之件」など改善運動時代から変わっていない主張をしています。部落改善運動を基礎にした日本水平社ということです。

南梅吉は徹底的に共産主義勢力と対抗します。資料8を見てください。すごい表題です。発行は昭和三年五月二五日です。この年の三月一五日に三・一五事件といって日本共産党員が一斉検挙された事件があってその直後に出された文書です。発行者の南敬介というのは南梅吉の息子です。南敬介は南梅吉よりも過激な国家主義者でした。水平社青年党をつくったりしています。その南敬介が代表して「共産党撲滅声明書」なんていうのを作っています。激烈な内容です。共産党が水平社を牛耳っているということを名前まであげて書いています。

南梅吉は先ほどもいいましたように、政治の重要性を共産主義者以上に考えていた人です。部落に改善費を獲得する、部落の生活をよくするというのは政治の力を借りないとダメだという考え方です。それが政権党に結びついたらいいのですが、なかなか自分たちを相手にしてくれない。となると、自分たちが政党を作って政治活動を起こし議員をつくって政治的影響力をもつしかないという結論に日本水平社の頃にはなります。どんな政党をつくったかといいますと、一九二九年に日本自由党、一九三〇年に立憲解放党、同じ年に日本統一党なんていう政党をつくっています。ところがことごとく失敗しています。人望がなかったのか、金がなかったのか。主張が部落の生活をよくするためのものですから一般民衆の支持を得られないのです。一般民衆の要求も掲げ、自分たちの要求も掲げるという戦術を立てていなかったということもあります。何よりも政友会、民政党、憲政会が大きかったのでそこに食い込めな

かった、といって左翼政党である労農党とか社会民主党、社会大衆党にも行けないわけで政治のすき間で埋もれてしまったわけです。一貫して保守的な立場での政治志向が南梅吉には強かったということです。

国家主義への傾斜ということですが、資料7の一九三四年に出された資料をみてください。一九三一年に「満州事変」があって、翌年に「満州国」がつくられます。日本がアジア大陸を侵略する時期です。その時期に国際水平運動ということを言い出すわけです。この国際水平運動というのは全国水平社の第二回大会でもすでにでてくる用語です。インドのガンジーやペクチョンと提携したり、諸民族と連携して水平運動をやっていこうというものです。それの焼き直しを右翼的にしたのがこの「国際水平運動への進出に就いて」です。これを読むと今日からすると荒唐無稽な内容に思えますが、当時の時代状況にはあっていました。「満州事変」以降のアジアを考えるとこういう主張には一定の根拠がありました。ただし大衆的な支持はなかったわけですが。南梅吉の日本水平社というのは全国水平社の時の南梅吉の主張がより拡大した、より純化したものといえると思います。

8．いま南梅吉は何を問いかけているか

戦後、南は人種解放同盟という組織をつくっています。資料9です。一九四六年九月五日に出した創刊号です。南の文章によると、一九四五年一二月に創立したことになります。ちなみに全国水平社を引き継ぐとして部落解放全国委員会が結成されたのが一九四六年二月ですから、それよりも早いということになります。何故、人種解放同盟という名前になったのかと考えてみますと、先ほどの国際的水平運動という文言に、民族だとか人種という言葉が出てきます。南は日本水平社の時代に国家主義的に主張していたことを、戦後民主主義に焼きなおして、位置づけなおして同じことをやり始めたということです。名称の象徴的な表現が人種解放同盟ではないかと思います。部落差別を基本にして民族、人種の問題にまで広げて考えるということだと思います。祝発刊の欄をみますと、宗教関係、商工関係が支持母体だったと思われます。

組織の責任者になる、委員長になるということは喜劇であり悲劇であると思います。また私自身にもいえることですが、歴史研究者というのは過去の資料を見て、簡単にこ

れが良いとか悪いとか、もっといえば政治的な判断、思想的な判断だけではなしに人格も含めて道徳的な判断をしてしまう可能性があります。たとえば、裏切ったとか脱落したとか、そういう言葉を平気で使います。人の人生を判断する権利がどこにあるのかと、私は人物の研究、アプローチをしだしてから自分の感性さえも信じられなくなりまして、間違いであろうがなんであろうが表に出して言葉にするのはやめようと思っています。特に南梅吉とか平野小剣をやっているとそういう気持ちになってきて、そうすると西光万吉とか松本治一郎を誉めてばかりいるこの業界の居心地の悪ささえも感じてしまいます。人物評価というのはじつにむつかしくて、歴史研究者というのは私も含めて傲慢だと、そういうのは現実の我々の通常の人間関係でもよくでている話ではないか、そういう付き合い方をしているのではないかと反省することしきりです。私にとっては南をテーマにしたことは、そういう意味で良かったです。こういう運動のありかたも一つの部落差別をなくす運動として認めるべきだと思います。かつては右翼的だとか保守的という言葉に価値判断をして、こういうことは意味がないというふうに我々は評価を下してきました。本人にとってはいかなる思想であろうが一所懸命やったんです。それさえ否定する権利が我々にあるのか、一潮流として認めるべきであると思います。ただし歴史的評価はその当時の時代状況の中できちんと行うべきであるという考えをもっています。こういう陽があてられない運動家を相手にしてしまうとそういう思いを持ってしまうわけです。そういうことを南梅吉は問いかけているのではないか、と考えています。

全国水平社中央執行委員長・南梅吉

2009．6．26　朝治

1．なぜ南梅吉か

①1877年5月10日～1947年10月24日
②陽が当てられない水平運動家
③主流派から反対派への転身
④水平運動の一面を象徴

2．南梅吉が生きた時代とは

①近代部落問題の形成
②過酷な部落差別と生活苦
③改善・融和・解放の重層的展開
④デモクラシーと戦争の相克

3．南梅吉が参加した全国水平社とは

①1922年3月3日～1942年1月20日
②部落民自身による自主的・組織的な部落解放運動
③徹底的糾弾と生活擁護という基本的闘争形態
④さまざまな政治的潮流と政府・融和団体

4．なぜ南梅吉は全国水平社執行委員長になったか

①生地の滋賀から少年期に京都に移転
②地元での結婚と青年団長
③部落改善運動家として歴史の舞台に
④全国水平社創立のキーパーソン

5．南梅吉は全国水平社執行委員長として何をしたか

①宣伝と各地水平社結成の支援
②全国水平社大会の議長
③運動資金の確保
④政官界との交渉

6．なぜ南梅吉は全国水平社中央執行委員長を辞任したか

①金をめぐるトラブル
②保守系政治家と融和運動への接近
③共産主義派の台頭と内部分岐
④いわゆるスパイ事件

7．南梅吉が結成した日本水平社とは

①1927年1月5日～1942年1月17日
②道徳的説諭と生活擁護
③共産主義勢力との対抗
④保守党結成と国家主義への傾斜

8．いま南梅吉は何を問いかけているか

①戦後に人種解放同盟として登場
②全国水平社執行委員長になった喜劇と悲劇
③裁判官の如く断罪する歴史研究者
④多様な部落解放運動の一潮流

君あるは亦聊か人意を強ふするに足るのである。

午後二時同家を辭し歸途金閣寺を觀て皈る。

（蘆人）

南梅吉君

（京都市上京區靈野北町）

氏は明治十年五月滋賀縣滿生郡桐原村の農家に生る後數年ならずして不幸孤兒となり親族の間に保育せらる、長じて小學校を卒へ爾來業務の餘暇種々の書籍を渉獵した。

明治二十七年の秋現住地に移轉し化粧品の製造に從事してゐる、同三十五年以來銳意部落の改善に從事し終に青年團を設けて其團長となつた。

由來北町部落に資產望あるの有志又尠からざるも銳意部落の改善に盡しの有志は僅に氏一人である。他の有志も氏の熱誠に動かされ陰に陽に氏に聲援しつゝあるは同部落の一大美事である。

渠の感想談

余の時は部落回天の最好機會である、此時に際し吾徒又安閑として從來の機遇に甘んずることを得んや、進んで舊來の陋習を打破し宿弊を芟除して一般社會との障壁を是非撤去せねばならぬ、而るに吾徒出身者にして社會上流の地位を占むるもの擧げて數ふべからざるも、何れも身分を包みて部落を閑却し只己れ一身の榮達のみを計りつゝあるは實に慨嘆の至りである、尤も彼等一家の事情と其地位の上よりすれば又多少同情すべきの點なきにあらざるも、全國百五十餘萬の吾徒皆何れも彼等の如き心ならんには部落の回天又何れの日か期するを得んか、自分は彼等身分を包むの行爲には徹頭徹尾贊成し得ぬのである。

又吾徒從來の皮革業の如き職業は素より神聖にして何等貴賤の別なきものなるも、一般社會の陋習を打破するには職業の變更又尤も必要のことゝ思ふ、而して部落の撤廢に至ては將來是非共實行せざるべからざる必要條件であるが、是は經濟の上より且は種々の事情より至難中の難事である、雖然部落の革命に種々苦痛の伴ふことは當然であつて吾徒の人々も眞實部落の回天を望むならば是位の苦痛は銘々に憂悟せねばならぬ。

彼の一家の事情一身の都合に囚はれ自己の身分を告白することすら趑趄逡巡するものに至ては、不肖其心事を解するに苦むのである。

翻つて部落に對する一般社會の意向は奈何、此十年以來は著しく融和し居る如くなるも并は單に表面のことにして、其實裏面の排斥は依然として毫も變ることろはない、而るに部落のある者は表面の事實を輕見して全く融和しあるものと誤認し部落回天の言議を無用視するは如何にも心外の至りである。

要は心ある吾徒の有志飽迄奮闘して徹底的融和の實を擧げ結局彼我通婚するまでに至らんことを切望する次第である。

寺田蘇人曰部落の人豪也 一九二〇年二月

認アルカラ建議案トシテ提出スルコトニシタ」ト述ベラレ貴族院ノ方ニモ打合スベシト告ゲラル依テ辭去シ直ニ大木伯爵閣下ヲ訪問シ福井代議士ト打合セヲ具申セシニ何レモ閣下ハ快諾セラレ直ニ署名アリテ花房書記官ニ紹介セラレ余ハ更ニ下岡憲政會總務ヲ訪問シテ總テノ件ヲ依頼シ公道會ニ赴キ更ニ貴族院ニ至リテ請願書ヲ呈出セリ

（三月七日）本日ノ衆議院ハ委員會ナレバ他ハ休ミ福井代議士ニ面會スルヲ得ズ然レドモ衆議院ニ願書トシテ提出セラル衆議院ノ紹介議員ハ政友會ニテ福井三郎、望月圭介、國民黨トシテハ西村丹次郎、高木益太郎、憲政會デハ下岡忠治大竹貫一、關和知ノ諸氏其他無所屬ニテ秋田清氏署名セラレタリ同日ノ衆議院公報第四十六號ノ請願ノ中ニハ部落改善ニ關スル件一通トアリタリ又大日本新聞ニ築地本願寺ニ於ケル記事詳細アリタリ

（三月八日）朝福井代議士方ヘ參リ昨日ノ公報ヲ聞キ之ヲ受ケタリ氏ハ曰ク「今日ハ議會モ暇人レノ時ナリ明後日ヨリ約一週間旅行スル豫定ナリ皆一同ト協議ノ結果建議スルコトニ決シタリ十五、六日頃歸京セバ丁度建議案ガ出ル割合ナリ若シ夫レ迄案ガ出レバ他ニ相當ナ理說明者ヲ依頼シ置ク」トノコトナリ余ハ其周到ナルヲ深ク感謝シ辭去シ正午衆議院ニ同代議士ヲ訪ヒ請願書ノ寫（謄寫）拾部ヲ持參シタリ云々、

◎部落改善ニ關スル請願

豫て其代表者から提出せる請願は左の如し

某等謹テ請願仕候

恭ク惟ルニ明治維新ノ初ニ方リ先帝陛下五事ヲ天地神明ニ誓ハセラル其一ニ曰ク舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシト聖意宏遠某等感激ノ至リニ堪ヘス尋テ四民平等ノ制度ヲ定メラレ多年士農工商ノ外ニ疎隔セラレタルモノモ均シク恩光ニ霑フヲ得タリト雖モ舊習ノ浸潤スル處今日ニ至リ尚ホ一般國民ノ間ニ於テ輕侮賤視セラルヽノ狀ヲ免レザルハ洵ニ聖代ノ一大恨事ニシテ某等深ク遺憾トスル處ニ有之候其結果ハ一種不平ノ感情ヲ激成シ現ニ昨年米騷動ノ起ルニ際シ部落民ノコレニ與スルモノ多キヲ出シタルカ如キ畢竟平素官民間ニ於テ輕侮賤視セラレシ不平ヲ漏ラサンカ爲メ知ラス識ラス他ノ煽動ニ乘セラレ誤リテ刑戮ニ觸ルヽニ至リシモノニシテ其情頗ル憐ムヘキモノ有之候併シナカラ平素訓練修養ヲ積ミ官民間ノ意思疏通シタル部落ニ在リテハ一人ノコレニ與ミスルモノナキノミナラス却テ他ノ誘惑ヲ斥ケタルノ事實有之候即チ部落ノ改善ヲ實行セハ其慶ヲ受クルモノ獨リ部落民ニ止マラス一般國民トノ和雍協調ヲ完フシ國家ノ安寧福利ヲ

> **會告**
>
> 拜啓春暖之候益々御清祥之條奉慶賀候陳者本會に於ける大正七年度も最早本月限と相成候處會員諸君の中に會費未納の御方も有之事務整理の都合上差支候間追て未納の方へは集金のため集金郵便遣し候故御支拂被下度
>
> 大正七年度定時總會を來る四月十三日第二日曜日午前九時ヨリ築地同氣倶樂部に於て開催會長副會長評議員改選候に付御來會被下度以本廣告通知に代へ御案內申上候也
>
> 帝國公道會 敬具
>
> 帝國公道會會員各位

增進スルニ効果アルヘキヲ確信仕候

茲ニ於テ某等ハ全國部落民一百五十萬人ニ代リ改善ニ關スル意見ヲ具シ閣下ニ懇陳所以ニ有之候

第一部落民ヲ官公吏ニ採用スルコト

（理由）官公吏ヲ採用スル場合ニ當リ適材ヲ適所ニ擧ゲラルベキハ當然ノ事ナルニ拘ハラズ今ニ至リ中央政府以下官公署ニ於テ其出身地ヲ以テ採否ヲ定ムル一陋弊ヲ一洗セラレタキコト

第二官公文書、身元調査書等ニ特種部落又ハ其他ノ忌ムベキ文字ヲ記載セシメザルコト

（理由）部落出身者ハ他府縣ニ至リ巡査或ハ官公吏ノ採用試　ヲ受クルニ際シ志願者ノ身元調査ヲ照會スルニ特種部落出身タルヤ否ヤヲ以テス其回答ニ於テ公然特種部落出身ナリト記載セル爲メニ成績ノ良好ナルモノモ不採用トナレルモノ比々然リ政府ヨリ特ニ訓令ヲ發シ其記載ヲ停止セラレタキコト

第三軍隊內ニ於ケル區別的待遇ヲ廢止スルコト

（理由）軍隊ハ陛下ノ軍隊ニシテ國民ノ間ニ區別アルベキ理由ナキニ關ラズ部落出身者ハ上等兵以上ニ容易ニ昇級セシメズ士官學校以上ノ學校ニ入學セシメズ近衞兵ニ入營セシメズ隨軍演習行軍ノ際兵舍ノ割宛ヲ避クルガ如キ區別的待遇ハ絶對ニ撤廢セラレタキコト

第四敎育上ニ於ケル區別的待遇ヲ廢止スルコト

（理由）小學校ニ於テ部落兒童ノ敎室ヲ別ニシ部落出身者ノ各學校入學ヲ開放セズ部落出身ノ小學校敎員ヲ其出身地ニ於テ就職セシメサル等種々ノ弊害アリ政府ヨリ嚴ニ訓令ヲ發シ不公平ナル處置ヲ禁止セシメラレタキコト

第五部落改善團體ヲ組織スルコト

（理由）部落ノ向上改善ヲ期スル爲メ部落ノ有力者ヲ網羅シ下級官吏即チ警察署、郡衙、町村吏員、敎育家、宗敎家等ノ指導啓發ニ待チ一般社會ノ人文道義ノ進歩ニ伴フ樣政府ヨリ地方官憲ニ訓示セラレタキコト

第六部落改善費トシテ最少限度年額一百萬圓以上ヲ支出セラレタキコト

（理由）部落ノ改善ヲ圖ルハ單ニ精神上感化ニ止マラズ形而下ノ實質ニ於テモ亦タ改善ヲ要スルコト勘シトセズ政府ハ此點ニ留意シ地方官憲ニ命ジ或ハ家屋ノ改築（年賦償却）公衆衞生其他諸般ノ設備ニ對シ便宜ヲ與フル爲メ年額一百萬圓程度ヲ國庫ヨリ支出シ精神上實質上改善ノ實ヲ擧ゲラレタキコト

以上ノ各項ハ某等部落ノ改善上極メテ急務ナリト認ムルモノニシテ政府當局ニ於テ固ヨリ相當ノ考量アルヘキヲ信スト雖モ冀クハ院議ヲ以テ某等區々ノ衷情ヲ諒トセラレ速ニ政府ヲシテ實行ノ緒ニ就キ四民平等一視同仁ノ　聖旨ヲ貫徹セシメ憐レムヘキ境遇ニ沈淪セル一部國民ノ熱誠ナル哀願ヲ御採納アランコトヲ悃請仕候也

京都市下京區東七條下之町拾番地
會社員 明石民藏 安政三年四月生

奈良市西阪町九番地
獸醫 松井道博 明治二年十二月生

福岡縣企救郡企救村大字北方千百八拾番地
僧侶 吉村純淨 明治廿六年二月生

大津市東浦登川拾八番地
商 若林彌平次 明治十二年八月生

岡山縣上道郡玉井村征岡五百拾番地
農 岡崎熊吉 安政三年五月生

京都市上京區鷹野北町八番地
商 南梅吉 明治七年五月生

靜岡縣濱名郡吉野村須ノ木五拾番地
農 北村電三郎 明治五年七月生

大分市大字永興三百八拾四番地
商 秦十三三 明治廿六年十一月生

兵庫縣武庫郡住吉村住吉小學校內
敎員 細見春吉 明治九年六月生

大分市大字永興三百九十一番地
農 淸田伊三郎 嘉永三年九月生

資料3

「水平」第一巻第一號（大會號）一九二二年七月

目次

歴史は解放の過程……（題言）……
改善事業より解放運動……南梅吉
特殊部落民解放論……佐野學
水平社の存在が不必要になるまで……荒木素風
全國水平社創立大會記……
吾等の中より……
阪本清市郎……泉野利喜藏……古磨井生……
近藤光……平野小劍……比良光生……滴水生……
西光萬吉……
各府下水平社創立大會概況……
京都府……埼玉縣……三重縣……奈良縣……東京府……
公開狀……岡本彌君……楠川由久
苦惱と愛と……中外日報主筆……荒木素風
輿論の焦點水平社對本願寺……
憂悶の女から寄せた手紙……
水平運動に對する新聞雜誌の論評……
□水平小言……米田坊生……集團運動の反響
□水平歌募る……水平運動日誌……傳說……慘虐史の募集
□編輯室から……
火つけ彦七……伊藤野枝

改善事業より解放運動

中央執行委員長　南梅吉

明治四年太政官布令により穢多の稱を廢せられ、形式上所謂平民に列せられたかの如く見へた。しかし事實は穢多に變へるに新平民、少數同胞、後進部落等種々の名稱を以てせられたる如く、久しきに亘る迫害と侮蔑とは、今日も嚴として殘つて居り、この事實に見て私の見聞のそれよりも、より多くの事實のあることを思ふとき、それは穢多の稱の他の稱を以てせられし外の何ものでもなかつた。

それは凡俗なる爲政者と、誤れる宗教家と同情家とにこの一片の布令によりて嚴存する吾々の社會群の在らざるかの如く謬論せしめた。しかし彼等はこれを現實が無くあるを、信じて云つたものではなく、かく云ふことによりて吾等を眩惑せしめた。彼等は斯く云ふことのみがそのすべてに非ざるを、軈て他の事實となりて吾々の前に展開された所謂同情的差別撤廢運動がその一つであつた。

私はかうした運動の誤れるものにあらざること、そしてこの結果は必然にすべてを解決することを思はしめられたにもかゝはらず布令發布後半世紀を過ぎし今日尚差別的の事實のあるを考へる時、聰明なる又は不聰明なる人々

によりてなされた、或はなされつゝあるすべての差別撤廢運動のそれは差別的同情をその基調としてゐることが、決定的に吾々を現在の境遇より一歩を進出せしめないことを知つた。彼等の所謂同情はその言葉のみ美しく思へるが、それ自らに差別的の意味を持てるとき、その内部には或何ものかの在ることを想到する。彼等のすべては同情のそれを職業的、遊戯的にのみ用ひて居り、從つて前にも云へる如くそれが基調となれる彼等の運動のそれを職業的のものであつた、彼等の運動のそれは斯く不純であつた。吾々はそれによつて物質的の或ものを奪はれた外に、何物をも與へられなかつた。それは今日吾々の運動に反動的作用をなす、賣名的名士を産出した。それは吾々の同胞に無自覺を强制し、自覺に對して催眠作用を施した。賣名的名士と催眠被術者とは、彼等と茶菓を共にし食膳を列することによりて、差別の撤廢の成れるを思ひ、官廳の下附したる表彰狀は、ます〳〵この感を深からしめた。

彼等職業的又は遊戯的同情家の、改善事業と撤廢運動のそれは彼等が云へるほども、その効果のなかりしことは明確である。彼等が若しその企ての可能性あることを決定的なるを、吾々に强ひ得るの勇氣あらば——恐らくはこの勇氣はなく、僞瞞することの卑屈さを持つてゐるのだらう——吾々の運動の起りとほゞ同時に創立せし、最も新しく彼等の或ものがその企ての可能なるを發表したる某會のそれが今日全く崩壞の運命に瀕しつゝあるを知らざるの結果である。吾々は吾々の同胞が彼等の運動の醜惡なるを知つたとき、彼等のすべての集團運動は某會と運命を別つべきものであらねばならない。

吾々のことは吾々のみがよりよく知つて居り、如何に吾々を理解する人もそれはたゞ理解であることの外の何ものでもない。吾々の歴史が吾々にのみその價値を有し、現實そのものも吾々にのみ體驗し得るものである。しかも吾々の歴史が慘虐の記錄であり、吾々の現實生活が迫害と虐げの事實なることを思はゞ、吾々の心理狀態は彼等の窺知し得ないだらう。彼等によりて賤稱せらるゝ吾々の稱呼は、吾々の歴史及び現實生活が示せる如く、血と涙によりて獲得したほども高價であつた。それはよし不合理なる階級制度の産物であつたにしろ、吾々はこの事實以外に吾々の歴史を尊重する。吾々はこの階級制度の前に屈從した祖先の不甲斐なさを憾むと等しくこの歴史をそのまゝ子孫に殘すことのより不甲斐なきを思ふ。

吾々は吾々の社會的立場を的確に意識した。そしてこの意識を缺くものゝ多きことが、誤れる運動を助成した。彼等はこのことを知つて居た。そして彼等の企ての可能なるを執拗に强制した。

私はかうした强制的同情に眩惑されるほども無智ではなかつた。十數年來改善事業に參加することの、自卑的行爲にして、同胞を誤るものなるを悟つた。そして此間官廳より受けたる表彰狀の數枚は、紙屑としてのみ其價値を有し、囑託せられたる名譽ある職名(?)は私にとりて賣名的のものと感ぜしめたるほども有難きものとなつた。

凡俗なる爲政者と行政官とは、職業的同情家及び改善家と共に吾々に催眠作用をなすことに役立つた。それは吾々の自覺することのそれが如何なる結果を齎すかを知つてゐた。それは又吾々より自覺の機會を、奪ふことによりその目的——吾々を永久に現在の境遇に拘置せしむることを——を達成し得るかの如く豫想した。それはしかし一の獨斷であり、憫むべき時代盲を端的に發表したにすぎなかつた。時代は吾々を埒外に置かなかつた。

それは極めて容易にそのカラクリを見出し得たほども、下らない手品であつた。

彼等は不潔とトラホーム患者の多きこと及び教育程度の低きことを除去することにより、本質的に解放せらるゝかの如く云ふ。

しかし資本主義的經濟組織の缺陷を、知り得たなれば彼等はこの名論を發表するに躊躇したらう。私は今それを云ひ度くない。

吾々の多くは不幸にして被搾取階級である、すべてのそれが生存そのものをすら脅かされつゝある如く、吾々の

多くもそうした事實に當面してゐる。吾々はこの苦痛を味ひたくないけれど現存の經濟組織は、ますます吾々を貧困と窮乏へ追ひ込み、吾々の生存はより危ふくされた。吾々は不潔そのものよりも生くることがより重要であつたしかもこれは吾々のみに强ひられるものであり、吾々のすべてが彼等が云へる如く不潔に非ざるも、彼等は斯く云ふことによりてすべてを償り得たる如く聯想した。一般貧民部落のそれがより不潔なるにか、はらず、それが遙に貧民部落の稱より、一歩を出でざる如く、吾々のそれが彼等のそれよりもより清潔なることは、畢竟『模範部落』なる幻語を作らしめたほどにも不潔であつた。この事實は吾々をして彼等のなさんとせる企てが、差別的なることを意味してゐる。トラホームのそれも貧眠病と稱されつゝあるにもか、はらず、吾々にのみこのことのあるを理由として、差別の具に供せんとするは、不潔のそれと軌を一にする。

教育程度の低きを云々するは、彼等の時代盲なるをより著しく露出したものである。

社會組織そのものがすべての無產階級有よう、學問研究の機會と自由とを奪へる事實は彼等と共に今は默殺するだらう。しかし吾々の子弟は義務的教育を受くるの機會をすら奪はれつゝある。それは現在個厭存する差別感の齎す結果であるところの、迫害と虐げにより智識欲を充たすことよりも、迫害と虐げの痛苦により多く感ずることである。吾々の學問研究には物質的の缺乏よりも精神的苦痛がより多くその機會を奪つた。後等はこの事實を隱蔽すべく努めつゝあるも、事實は彼等の危ふきカラクリよりも的確である。吾々はかうしたカラクリを見あきた。時代は吾々を現在にまで運んだ。吾々は今吾々の目的を見出した。しかし彼等は尙吾々を偽らんとしてゐる。

彼等は又さゝやく——吾々特有の職業を棄て他の職業に轉ずることが決定的に、吾々を解放するさ。

しかし是も、彼等の秀拔なる名論の一つであつた。彼等が斯く云ふよりも、現在の資本主義的經濟組織は『働ける』ために全ての產業は資本家により收奪さ、れつゝある。吾々は今はこれを沈默しやう。若し彼等が千萬言を費すも、吾々は

れつゝあるの事實を知つたならば、かゝる名論を披瀝し得ざる筈だ。しかも吾々が種多及び特殊部落民の名により、他の如何なる職業に就くも、吾々を侮蔑せる彼等は吾々をますます窮乏に陷れつゝある。吾々はかく職業の自由をさへ奪はれつゝある。斯くしていよ〳〵吾々はその生存を、脅やかされつゝあるにもか、はらず、凡俗なる爲政者、行政官吏又は職業的或は遊戲的改善家にすべてを委し置くことは、現在の境遇より吾々を解放するの不可能なるを思ふ。

吾々は彼等が如何なる手段を以てするも、それは一の詐欺的手段に過ぎざることを知り得た如く、吾々自らの力によりてのみ、それを解決し得ることを知つた。

吾々はたゞ人間でありたい。吾々の歷史こ理實こは餘りに人間こはかけ放れてゐる。吾々の人間であることを主張するは雪の白きを主張するそれほども、當然なことであつた。そしてそれは正こ善この實行である。吾々はそれを信ずるために、より眞劍に、そしてより純眞なる氣持こを以てこの運動を援けることが出來る。

團結は力である。吾々は吾々の力を信ずるが故に、この運動を起した。

聽いて吾々は解放される、そして吾々のそれが全人類解放の第一歩であらねばならない。

全国水平社の創立者（京都市、1922年3月）
左から平野小剣、米田富、南梅吉、駒井喜作、阪本清一郎、西光万吉、桜田儀矩三

同社の政治的勢力の總動員をなすべく一刻も猶豫すべき時でないといふ趣旨で、大阪、京都、奈良、其他十縣の水平社一部の有志が發起となりその準備協議會を十月二十二日大阪市九條會館で開いて勞働農民黨支持聯盟を創立することゝなつた。

（イ）宣言

過去における徹底的糾彈は無產階級運動の一部であるべき水平運動をして其の支配を容認せしめんが爲に、あらゆる手段によつて大衆の眼に本來の階級鬪爭の對立を蔽ひ隱さうとするブルジョアジーの術數に籠絡したか、想ふ迄もなく水平運動をして反動的觀念同樣に導いた。

吾等は過去の誤謬と過失を大膽に承認するものであると同時に自由主義的指導精神の放棄と、感覺觀念の存在理由を容認する資本帝國主義に對する鬪爭にまで徹底的糾彈を遂行することのみが水平運動の上に進展性を齎らすものであることを知る。

過去の徹底的糾彈を巧みに利用する事に依つて階級利害の對立を蔽ひ隱さうとする必然的産物として生れた感覺運動は水平運動の行路りと水平運動に對する鐵骨なる支配階級の彈壓の下に潛伏してゐるのみか、今や國家權立其他の美名の下に部落民大衆の政治勢力を利用することに依つて反動軍としての形態を組織せんと企てゐる。水平黨の計畫の如きはその最も甚だしきものであらねばならぬ。

今や資本主義支配は絶來の形態を持續し得ぬ行詰りを打開せんと努めつゝある、限り無き暴壓、懷柔、分斷政策、凡ては現形態維持に努める彼等の戰法たらざるはない。反動的感覺運動の政治化、水平運動に對する感覺觀念の存在を容認することに依つてのみ存續する資本主義支配による彈壓、敵へ上ぐる時吾等は如何に戰ひ如何に勝ちをとるべきか。

それは部落民大衆の政治勢力の總動員に依り單一無產政黨に働きかけることに他ならぬ。

即ち部落民大衆をして全無產階級の政治勢力の中に組込ましめる事に他ならぬ。此處にこそ水平運動の進展性があり、吾等の飛躍がある。故に吾等は糾彈をたゞに例々の散別事實に止めず、それを支持し容認せざる社會組織に對する政治的糾彈にまで徹底せしめる爲に勞働農民黨を積極的に支持する事を宣言する

全部落民大衆の政治勢力を總動員せよ！

一九二六、一〇、二三

全國水平社勞農黨支持聯盟大會

（ロ）規約

第一條　本聯盟ハ全國水平社勞働農民黨支持聯盟ト稱シ本部ヲ大阪市ニ置ク

第二條　本聯盟ハ本聯盟ノ運動方針ヲ遂行スルヲ以テ目的トス

第二章　組織

第三條　本聯盟ハ本聯盟ノ宣言、運動方針及決議ヲ承認スル特殊部落民ヲ以テ組織スル

第四條　一部落二十名以上ノ會員アルトキハ當任委員會ノ承認ヲ經テ市町村支部ヲ組織スルコトヲ得

第五條　一府縣ニ於テ二個以上ノ支部アルトキハ當任委員會ノ承認ヲ經テ府縣聯合會ヲ組織スルコトヲ得

第三章　機關

第六條　全國委員會ハ本聯盟ノ最高決議機關ニシテ府縣聯合會ヨリ二名ノ割當ヲ以テ選出シタル委員ヲ以テ構成ス

第七條　全國委員會ハ必要ニ應シ當任委員會之ヲ招集ス

第八條　當任委員會ハ全國委員會ヨリ次期全國委員會マデノ決議機關ニシテ同時ニ全國委員會及ヒ當任委員會ニテ決議セラレタル事項ヲ執行スルモノトス

第九條　當任委員會ハ一ケ月ニ一回以上定期ニ開催シ當任委員長之ヲ招集ス

第十條　當任委員ノ補助機關トシテ政治、組織、敎育出版財政ノ各專門部ヲ置ク

第四章　會計

第十一條　本聯盟ノ經費ハ本聯盟會員ノ會費ヲ以テ之ニ充テル

第十二條　會費ハ一ケ月金拾錢トス　以上

（3）日本水平社

這般組立された勞働農民黨支持聯盟の政治的行動は水平運動に反し、且つ現在の水平運動は左傾してをるとの見地からあくまで水平社創立當初の純水平運動を以て、解放を期せんとする水平社左派幹部、及び大阪、京都、兵庫、鳥取、山梨、福井、愛知、靜岡、千葉、埼玉、群馬、栃木、茨城、長野、滋賀、三重、神奈川の二府十五縣に於ける有志が、昭和二年一月五日京都市南梅吉氏宅に會合、協議の結果、前記目的を達する爲に、新に日本水平社を創立し、全國總本部は南梅吉氏宅に置くことゝした。

（イ）聲明書

水平運動起りて以來、諸種の運動中、未曾有の發展を遂げ、その所期の目的の達成に計り來れるが、今や、政治に經濟に、その充實を要求せらるゝ急切なる時、然かも、その發展の一方には或は運動を一般社會運動と同じく左傾に定り、又はこれに借りて有利の手足となるものありて、創立當時の所期に反し、反つてその闘結の力を弱め念を買ひ、われ等同族の面目を汚辱し、或はこれを利用して一部の私利に供せむとするものなきにあらず。

斯くの如くば、たとひ新社會出現の時到るとも、或は榮光水平の道程の開けて進み得る道を望むの秋ありとも、われら兄弟全部はたゞ一部の利用の塔づべく悲しむべき犧牲となりて、依然因襲と侮辱のドン底に沈淪呻吟するの他なかるべし。

われら水平社創立以來、誠心誠意、同族全般の幸福利のために、正當正義にして堅實なる一路に突進するもの、この現狀を想察して袖手坐視するに忍びず敢然、玆に、水平社創立當時の本旨を失せず、他の一般社會運動と混合することなく、吾が部落三百万同族の徹底解放のため、既成政黨に超越し、新興政派に附加することなく、眞に、明治大帝の「億兆一人その處を得ざるものあるはこれ朕が罪なり」との、たゞ感泣措く能はざる聖旨に銘して、

3 社會

今日既に認められたる正義の上に、速かに隊實に、部落民解放の實を擧すべく、朋ち同志集り、新に日本水平社を創成し純眞燦乎たる團結を成就せむとす。

（ロ）綱領

一、特殊部落民は部落民自身の行動によつて絶對の解放を期す。

一、吾等は絶對に經濟の自由と職業の自由を社會に要求し以て獲得を期す。

一、吾等は人間性の原理に基礎し人類最高の完成に向つて突進す

（ハ）宣言

全國に散在する吾が特殊部落民よ團結せよ。

長い間虐められて來た兄弟よ、過去半世紀間に種々なる方法と多くの人々によつてなされた吾等の爲めの運動が、何等の有難い効果を齎らさなかつた事實は、實等のすべてが吾々によつて、又他の人々によつて餘に人間を冒瀆されてゐた證であつたのだ、そしてこれ等の人間を勦るかの如き運動は、かへつて多くの兄弟を墮落させた事を想へば、此の際吾等の中より人間を尊敬する事によつて自ら解放せんとする者の集團運動を起せるは、むしろ必然である。

兄弟よ、吾々の祖先は自由、平等の渇仰者であり、實行者であつた陋劣なる階級政策の犧牲者であり易らしき產業的殉教者であつたのだ、ケモノの皮剝ぐ報酬として、生々しき人間の皮を剝取られ、ケモノの心臟を裂く代償として、吸い人間の心臟を引裂かれ、そこへ下らない嘲笑の唾まで吐きかけられた呪はれの夜の惡夢のうちにも、なほ誇り得る人間の血は、涸れずにあつた。そうだ、そして吾々は、この血を享けて人間が神にかわらうる時代にあつたのだ。犧牲者がその烙印を投げ還す時が來たのだ。幼數者がその痛苦される時が來たのだ。吾々がエタである事を誇り得る時が來たのだ。吾々は、かならず卑屈なる言葉と怯懦なる行爲によつて、祖先を辱しめ、人間を冒瀆してはならぬ。そうして人の世の冷たさが、何んなに冷たいか、人間を勦はる事が何んであるかをよく知つてゐる吾々は、心から人生の熱と光を願求讃歎するものである。

日本水平社は、かくして生れた。

人の世に熱あれ、人間に光あれ。

（ニ）則

一、各府縣水平社は日本水平社に加盟したる各地の個人又は團體に依つて組織す。各二名以上の執行委員を選舉すること。

二、日本水平社總本部は京都市に設置し地方執行委員に依つて中央執行委員長一名、書記長一名、若干の執行委員を選舉すること。

三、中央執行委員長は春秋二回の大會を司催し地方執行委員を日本水平社會議に召集する權能を有す。

四、地方執行委員は全國水平社會議の決議を中央執行委員長に提議することを得。

五、地方執行委員は各選擧者の三分の二以上の信任を缺く場合は其の資格を失す。

六、各地水平社は日本水平社綱領宣言に依り自由の行動を取ること。

七、各府縣地方水平社の規約は各々任意とす。

昭和二年一月

京都市上京區靈野北町八番地

日本水平社總本部

（ホ）決議

一、宣言綱領は第三回全國大會以前の者を適守す。

一、名稱 日本水平社總本部。

一、各地水平社の名稱は從前の區別の上に日本何々縣何々村水平社と記入すること。

一、總本部を京都市上京區靈野北町八番地に置く。

一、組織機關を執行委員制度とす。

中央委員は未定（大會迄は協議會出席者を以て準備委員とす）

準備委員左の如し。

北村庄太郎	岸山　民藏	三宅庄太郎	坂本　清作
植松鍋一郎	植松五郎	川島　米次	山口　靜
澤口　忠藏	辻本　鳴一	小山菊太郎	高倉　炭造
宮崎　勘六	清水　寅市	駒井　力造	今池　燈吉
今池丈太郎	北田　勇吉	石山　數次	渡邊勇次郎
藤田吉三郎	西村幸三郎	佐野信三郎	外二十名

一、顧問　二名推選

一、本部維持費は同人及び援助者の醵出金を以て之に充つ

一、本部機關紙として日本水平新聞發行の件

第四章　新設關聯

一、專任國司辯護士　岡田寧太郎氏

一、敵底的亂暴職禍は道德的說示

一、部落解放の功勞者と徹底解放の協議機關設置の件

一、政黨政派に超越の件

一、共產主義者徹底排擊の件

一、全國各水平社大同團結促進の件

一、全國大會を京都に於て三月三日に開催の件

一、各本部より通知に接したる犧牲者を慰問す並に犧牲者協議機關の件

一、國有地及び拂地整理調查之件

一、各部落全般產業狀態調查の件

一、部落改善促進徹底調查之件

一、官公省及び各工場に同人採用の狀況調查の件

一、同人の小作及び工場勞働爭議に關しては一般勞働組合小作組合に依らず直接日本水平社の手に依て解決すること

資料6

普選に對する聲明

普選實施とともに、議會政治を利せむんする無產政黨の興起と、並に議會利用の一般的自覺とは、本社のこれに對する態度を知るべく急なるものあり、故に本社は、ふゝに、本社の普選に對する態度を鮮明ならしめむとす

本社は、本社同人のみの團結によると雖も、決して、かの誤解せられ易き直接行動團にあらず、從つて議會政治を無視するものに非ず、進んでこれが運行をして善正ならしむべく、本社の精神とする團結の力を以てこれに臨まむとす

但し本社は、一般無產者運動のそれと、利害正義をともにするところありと雖も、亦ふれ、決して同一なるものにあらず、明かに、差別的偏見なる獨特の立場に立てるをもつて、必ずしも無產政黨と行を一にせざるものとす

同時に、從來、無產階級の所謂、特權資本階級との對立に於ても、これ決して社會主義の理論と實際とによるものにあらざれば、一概に特權資本階級の代表と稱せらるる、既成政黨と對立背反するものにもあらず

本社は、その既成と新興との兩黨とのそれ〳〵に關せず、本問題に眞實の理解と熱誠とを有して、純粹に部落民解放に努力せむとする、誠意を示せる個人或は團体を援助せむとす

茲に、本社は、四十万有權同人が、本社の精神に基き、一致團結、これが本旨によつて自重自任、その選擧權を使行するに於て、優に我が親味五十人の選良をして議會に送り得る事を思ひ、從つて本社の理想目的達成上に於ける、偉大なる勢力なるふとを信じ、必ず團結一致の精神をもつて、相ともに擧を一つにし、正にその一票を空しくせざらむことを期す

京都市上京區鷹野北町八番地

日本水平社總本部

昭和二年一月十七日印刷
同　廿三日發行
編輯兼發行者　京都市上京區鷹野北町八　南梅吉
印刷者　京都市旧大宮中立賣下ル　山　武

水平運動
173

國際水平運動への進出に就いて

大正十一年水平社創立以來、我れ等同人は不當不正なる差別撤廢のため、一視同仁の聖慮を戴き、多くの犧牲者を出し血の流るゝ思ひを日夜に忘れず、一路解放の聖戰に邁進して來たのである。

幸ひにしてわれ等の努力は相當に認められ、頑迷不忠不信の徒の反省を促し、國民的正義の自覺を喚起し、國家的施設の曙光の見るべきものあるに到つた。

然しながら、秋まさに非常時である。

われ等の任務は殊に重い、われ等の團結は益々强固なるを要する、諸有解放上の施設を監視し、正しくも有効なる道を常に開いて行かねばならない、國內的使命の一日一刻も等閑に附せられてはならない事は云ふに及ばず、今や、皇威はアジヤの光りとなり國際的根本勢力を形成し、諸有問題は國際關係を度外視しては解決し得ざる狀勢を見るのである。

茲にわれ等は、われ等の從來の使命の上に新たに國際的使命の重大なるものあるを知らざるを得ないのである。

われ等は、われ等自身の民族的差別の苦痛より解放せらるゝ事のみに止る事の　皇道日本精神でないことを知り、既に大正十二年人種差別の非道不法を米國大使に指摘し、爾來、常に、全世界に於ける民族的差別の苦境にある者に對して涙をもつてすることを忘れず、決して對岸の火事視するやうな事はしなかつたのであるが、今や、わが　皇道の世界的宣揚の實現せらるゝ時機に際會して、われ等は此處に、われ等の精神と歷史とに鑑み、卒先して、被壓迫民族と提携して、その苦惱より脫却解放せしめらるべく、組織ある運動を起すべきに到れる事を宣言するものである。

われ等は、かくの如く　皇威をかしこみて世界善隣の厚誼を致すべきことの人道正義なることを知るとゝもに、今や一個人の經濟生活と雖も、全世界の經濟情勢に相關連し、相支配せらるゝことを知るもので、われ等同人の解放についても、國際的關係の重大なる意味を認めざるを得ないので、われ等の國際的水平運動の進出は、全世界の被壓迫民族との親密なる提携によつて、常にこれ等の問題を研究し、彼此ともに解放の一路に、光輝ある聖戰をはらむとするものである。

茲にわれ等日本水平社の國際的進出に際して、その本義を天下に宣言し、同人の奮起を促進するものである。

昭和九年　月　日

京都市上京區鷹野北町八番地
日本水平社總本部
委員長　南梅吉

共産黨撲滅聲明書

全國三百万の特殊部落民諸君！水平社同人諸君!!　蹶起して赤魔を撃滅せよ!!!

今や光輝ある水平運動は風前の燈火の様に滅失の危機に瀕して居る回顧するに去る大正十一年三月の水平社創立大會及大正十二年同十三年頃の全盛當時を……我等は現下の水平運動とを比較して不覺の涙禁じ得ないのである。

斯くも急激に衰微せしめた原因は果して何であらうか？　吾等は「主要な原因を團結の崩壊である」と叫ぶ。然らば崩壊の原因は一体何であるか？吾人は「苟くも純水平運動に猛進して差別の忍苦より浮び上らんと戰つた同人は百も承知である」と斷言するに躊躇しない。餘りに事實が明白であり多數同人が知り抜いて居る事柄であるが吾等は魔酔にかゝつて居る一部同人の猛省を促さん爲め事實の概略を摘示する事にする。

第三回全國水平社大會頃から部落民組し易しと我水平社の内部に根を張つて來たのは所謂今回檢擧された共産黨の輩である。奴等は共産黨の唯一の信條であるところの『團体を攪乱せしめ然る後同志を糾合する』戰術を以て我等水平社内に潜入して來たのである。而して第一に中傷と惡罵の標的となつたのは南梅吉氏であり更に二中幹部等を敬遠し其他各地水平社本部の幹部を退けた。其結果は一部少數の共産主義を奉ずる若輩が全國本部の樞機を握るに至つた。鈍感である部落大衆も其頃から全國本部の行動に疑念を抱を注視するに到つた。逸早く關東の同人は革正の烽火を擧げた。之が爲め彼等の秘藏子である共産黨の巨頭高橋貞樹を放逐する破目となつた。彼高橋を最後まで擁護した連中（木村京太郎、松田喜一、岸野重春、大西像太郎）は全國同人に謝罪するところか反つて高橋の主義に共鳴して主義の宣傳に努め全國本部は共産黨又は勞農黨の出店の如き觀を呈せしめたのは爭はれぬ事實である。心ある全國の同人は之に憤慨して涙を呑んで水平運動の戰線から退く者が續出した。さしも短時日に一糸紊れぬ大團結体を完成せしめた水平社も頽勢に傾き今や全く文字通りの危機に瀕する域に達した。

我等は瓦解分裂を喜ぶものではないが共産主義を固持するかれ等と同一集合團体で進む事は至難である事を考慮し同志が純水平運動團体である日本水平社を創立して一般同人に對し警告せん爲め共産黨の内幕を曝露し勞農黨の支持すべからざる理由を高唱せる聲明書又は檄を發表したのである。

我々は今回の共産黨員の檢擧、勞農黨の解散に依つて我々の眞意が明確にされたのを誇りとすると同時に眞面目な同人が奴等の爲めに主義の一部を感染せしめられた事を部落民解放の戰線に起つ一員として慨嘆せざるを得ないのである。

我等は奴等共産黨の走狗共より今日迄日和見主義、ダラ幹、スパイ
灰色等の數限なき罵倒を浴せられた無智なる同人は彼等の言を盲信
して之を吹聽し歩いた。然し暗夜にもダイヤモンドは個有の光輝を
放ち蓮は泥中に清淨の花が開く眞理の如く……我等は決してダイヤ
の如き光輝は無いが正義に活き人間禮讃を常持する日本國民である
以上純水平運動を以て邁進した。彼等は我等の叫ぶ正義を暗黑化せ
しめた醜が現實に表現せられ彼等の策謀の如何に下劣なりしかは明
白となつた。

水平運動及部落民を賣物にして我國家を顚覆し社會の構成要件を根
本的に破壞せんとした獅子身中の虫は國法に裁斷さる日が近づいた
彼等の氏名と詳細の罪惡を列擧するのは易々たるものであるが今日
之を發表する自由を持たぬ。

來るべき解禁の日新聞號外と共に改めて非國民の面皮をハイで親愛
なる諸君に報告するのであらう。

最後に全國の特殊部落民諸君及水平社同人諸君に告げたい事は共産
黨の殘黨共が『溺るゝものは藁をも摑む』の諺の如く惡業の仕終め
を爲さんとして急轉直下天降り的に第七回全國水平社大會を京都で
開かんと焦り何事も知らぬ全國の同人に通知を發した。

前大會の決議を無視し、中央委員の法定數を欠ける變態的會議、（自
覺した中央委員は列席しない）を故意に正しく見せかけ無理矢理に
京都で開催せねばならぬと云ふ窮餘の一策は何人も百も承知だ。

全國の同人諸君は彼等の常套手段に騙されるな!!!

彼等に再起の餘地を與へるな!!!

赤魔を徹底的に撲滅せよ!!!

◇純水平線上にのみ部落民解放の陽光が照り映て居る

昭和二年五月廿三日印刷
全　廿五日發行
編輯發行兼印刷人　南　敬介　京都市上京區廣野北町八
印刷所　丸山耐久堂　京都市大宮中立賣下ル

全国水平社中央執行委員長・南梅吉

資料9

カイホー KAIHŌ

人種解放同盟中央機關紙　（木曜日）　第一號　（一）

昭和二十一年九月五日

發行所　人種解放同盟本部　京都市上京區寺町御小路上ル　電話上京四八三番

編輯兼發行人　三浦明號

（日本新聞出版組合員）（第一五九二號）

編輯兼發行　鮒子田茂　事務所　大阪市北區中之島西丁目七五　電話土佐堀三六七六番

自宅　吹田市佐井寺町三九一九　電話吹田六四二番

發刊の辭

本同盟中央執行委員長　南梅吉

被壓迫部落民完全解放の旗を翻して、本同盟が發生してより茲に十ヶ月、今や各府縣の部落兄弟より、自動的盛況の下相次いで大會の盛況を加へ、一大團結により目的達成に邁進しつゝあるの時、本同盟に於ては機關紙發行の必要を痛感し、名も「カイホー」と題して諸兄に見えることゝなつたは非常に愉快に感ずる所である。

思へば敗戰後一年有餘を經過したる今日、食糧問題は文字通り危局に逸し、就職は現實に全國民を襲はんとしつゝあり、各種國內情勢の渦巻く中に社會問題は愈々紛糾を加へ、全國民の自覺に想へてこれが解決の要望せらるゝ時、獨り吾等の所謂部落問題のみ除外さるべきではなく、隨所に種々の事件を惹起し、緊張に堪へざるものすらあるは、誠に寒心至極といはなければならぬ。政府は、勞働者、農民の解放に對しては、それ〳〵立法的措置に出でつゝあるが、吾等被壓迫部落民に對しては、何等の方法を講ずることなく、解放に關し寸毫の關心も認め得ず、吾等の身分と生活を封建的差別の解放任せんとしてゐる。政府は、何故、吾等の問題を放任してゐるのか。問題は政府を責める前に、吾等兄弟がいまだ團結せず、團結の威力によつて政府に迫る實力を發揮しないからである。吾々は覺醒しなければならない。身體の矛盾を自覺し、この矛盾を革正する勇氣を奮ひ起すことによつてのみ、問題解決の前進はあり得るのである。

民主主義は、民衆の意思により、民衆の手により、民衆のために政治を運營することである。農民は農民組合を、勤勞者は勞働組合を、有ら結成して自らの認識とし、不斷に鬪爭を繼續することによつて解放されるのである。日本帝國主義の崩壊、封建制度の潰滅、而して民主主義國家の建設と、國情は百八十度の一大轉換をなしつゝある今日、吾等被壓迫部落三百萬兄弟が、被壓迫的、奴隷的生活から徹底的に解放される絶好の機會は訪れたのである。この秋こそ、吾々心血の叫びを發して、日本社會に一大理論を喚起し、これを政治上に反映しなければならない。

本紙は、吾等被壓迫部落民衆の要求を、紙面を通して正しく映發せしむるものである。吾等の生活と感情に蟠る希望、不滿、歡喜、憤怒、歎聲、批判等、一切の要求は餘すところなく紙面にブチまけ、全國被壓迫兄弟の意識を茲に開陳して完全解放への間の奥とするものである。而して吾等の此の運動を吾等三百萬の被壓迫部落大衆の解放たるに止まらず、吾等が差別苦より得たる體驗を生かして、人種的、民族的偏見に基く差別事象の國際的融合にまで推進せんとするものである。これこそ吾國が世界平和に貢獻する眞の第一歩の自覺的行動であるといひ得る。

本同盟は事業として、差別部、體育部、衛生部、經濟部、青年部、演劇部等を設け、兄弟相互の驅逐と向上とを圖らんとしつゝある。而して本紙の使命する目的が、凌駕せらるゝか否かは國より吾等の熱意の如何にありと雖も、亦諸卿の後援の有無に因るものといはなければならぬ。

冀くば吾等の眞剣の所意を諒解せられ、本紙發展の爲、即ち吾等被壓迫兄弟完全解放運動の爲御協力を仰ぎたい。

吾等は諸卿より寄せられる購讀料と補助的廣告料の大半を以て本同盟事業部の資金と爲さんとするものであるが、是非とも此の機會への御賛同を得て機關と廣告による直接援助をも併せて熱望するものである。

社說

解放と自覺

今日解放と云ふ言葉が盛んに使用せられて來た、之れは封建的鐵鎖を斷ち切らんとする人間自性の覺醒として甚だ喜ばしいことである。

吾等被壓迫部落民間に熱烈なる解放の叫びを擧げると共に近世婦人の方々もまた強んに婦人解放の運動を起すにいたつた。從來あらゆる偏見と壓迫とを問題して居つた吾等部落民間に、今や全國的に起たんと奮發し、冷酷な人生に向つて反撥的運動を起しつゝあるは國より當然の歸結であり、尚ほ輝しむに足らない。成る程吾等同族は例外を除く外、比較的に文化の程度が遲れてゐる。然し乍ら過去に於ける帝國主義下の社會組織の缺陷が吾等をして斯くあらしめたと云ふ事は確かにその全部でなくとも大部分である。その責任は一般社會にある。婦人に於ても然うだ。中世時代に支那より輸入してそれを丸呑みのまゝ日本帝國の思想を逃亂した。斯の如き思想は太古父を知つて母を知らなかつた野蠻時代の遺物であつて、二十世紀の藥物である。勿論、飽食暖衣後居して食糧に近い奴隷生活を強んでゐる婦人の

ある事も事實であるが、男子特に不良老人の中に婦人を玩弄物……一個の肉塊として取扱はんとする頭の裏に多いのも亦これ拙劣のない所である。但し太古野蠻時代の思想から自覺し來つた婦人達は、最早その奴隷的扱ひに滿足する事は出來ない。是に於て不良な男子、頭髮不良な不良老人共に向つて、婦人解放てふ宣戰の布告をし、封建制度下にあつた幾多の差別矛盾をも解放せんとして起つた事は實に痛快この上もなき出來ごとであり、又社會組織向上の階梯として、私等の大いに勝利すべく、大いに輕視すべきことである。

由來解放と云ふ言葉は、吾等部落同盟から出た際は言葉でなければ宣戰である……解放して下さいと云ひ、解放せよと云ひ、その解放要求の後は、即ち婦人の解放運動も吾等同族の解放運動も、その大部分が從來に屬する方が多いのである。何んとなれば、一般社會人は吾等をして家族し、男子は婦人を對等に見ることなく思惑してゐるからである。故に解放と云ふ言葉は本當は解放すべき人達から呼ばれなくては面白くない。それも解放してやるなど云ふ蔑視的言葉は甚だ不時機まることである。婦人も吾等も天は奴隷にすべきことを認めない。吾等も皆聖々自主の人であり平等に尊嚴なる人權を有する日本の人民である。唯社會人は吾等を奴隷でもないのに奴隷だと定め、婦人は男子の召使ひと定め隷屬物だと定めてゐる。

又吾等部落同盟の一部には恐怖なる意思より奴隷たるに甘んじてゐる者もある。亦婦人の中にも男子の隷屬物たるに甘んじ召使たるに甘んじてゐる者の存在する事で、これは双方の封建的思想の然らしめる所であり、大なる所の誤認である。この誤認が一掃されて、この誤認が除去されて初めて解放の實は得り、人を尊嚴として取扱ふの風は揚蕩され、全人平等の意識なる人となり、個々自主者たるを得ることは見易い道理の中に故意に違ひながら、吾等同胞を疑し文化の程度が低いと罵り婦人を支那して男子と對等に見なかつたりする事は餘りにも無理解にして彼等の文化程度をも疑はざるを得ない。斯の如き野蠻の運こそ人道の敵であり、又民主主義社會の恐怖者である。苟しくも正義の聖堂に於ては、自本人民の偉印を鑄つる士は、直ちに彼等差別者に對して宣戰の布告を敢てし、遠かに吾等の社會的旅行等を除ひ、願じてノメ〳〵と民族の社會を進行させてはならない。

貴下の地位と人望と人格に信頼して

主幹　武田義三

謹言　甚だ卒爾乍ら、私達所謂被壓迫部落民の現狀殷し難きものあり、貴下に對して是非御願ひ申上げたき儀あつて、謹んで本書を奉呈致します。私達被壓迫部落民は、貴下御承知の通り、千數百年來人としての名譽と自由を奪はれて、明治の初年に及び、明治大帝の大御心に、吾等の解放を勅せられしが、敗戰後の今日に至るも、尚解放の喜びを得ず、陰に隔に一種の差別的感情の爲に悔されて見るに忍びざる悲慘事を所々に現出するが故に、私達同族は全國各地に今や解放運動の氣勢を擧げつゝあり、然し乍ら吾同盟は唯その運動のみを以つて足れりとせず。

茲に文章報に依り、一般社會に對して私達の理解を求め私達同族に對しては一般社會を理解せしめ、そこに互ひの向上と融合の道を見出さむとつとめるものである。

而して一般社會の人々は云ふ。改善せよ、然らば解放は自から出來るであらうと。成程或はさうかも知れない。が然し乍ら既に改善した者さへやはり一種の差別的觀念を以て遇せられ、直接に或は間接に不利の地に立たされてはゐないであらうか？　吾等はよくさうした事實に接しては、全身の血を逆行せしめるやうなことが度々ある。さうした事實を見て亦或る一部の人々は云ふ、改善しようと思つても差別のある間は駄目であるそれよりも先づ解放せよ、さすれば改善は期せずして出來ると。吾等はその何れの言をも非としない。何となれば、改善を要すべき者が少くないと云ふのも事實であり、差別があるために眞の改善は出來難いと云ふのも眞實であるからである。然らば改善と解放の何れを先にすべきやと云ふに、吾等は此の問題に前後あるべき謂なしと信ずる者である。如何となれば、不合理なる差別は、直ちに政治あらしめるものであつて、差別あらしめなければならないと云ふ理由を無對に認めない。逆に差別したが爲に改善しなければならない者の發生したと云ふに於いては、一層にその差別の導むべきを思ふのである。差別したが爲に改善を要する者が出來、その改善を要望しつつ尚ほ差別する。何んと云ふ不合理なことであらう、と云つて差別が無對になくなる迄改善をしないと云ふ理由はない。改善と云ふとヘンに聽えるが、進歩だと云へば當然であらう。人として改善又は進歩の要なき者が果してあり得やうか？　如何なる人も改善に努力し進歩に力むるものである。本紙はその間に立ち、眞に双方に理解せしめたいのである。そこに必ず融合の道のあることを信じます。

私は決して、貴下に差別觀念があると斷ずるのではありませんが、先づ貴下が本誌を御認識下され、本誌を御指導下さることに依つて、やがて本同盟の趣旨が一般に及ぶべきを信ずるが故に、先づ貴下に對し甚だ御迷惑乍ら、御購讀を御願ひ申したいのであります。そしてお氣に召さぬ點があつた爲に、御中止下さると云ふのでなく、私達の家の在る所を御諒解下さつて、御善導下さることを得れば尊ひは我に本同盟のみではないのであります。私は御地方に於ける、貴下の地位と御人望とに依り、その御人格に信頼して、本誌の御購讀と御指導の儀を、茲に謹んで御願ひ申す次第であります。

草々不一

日本人の間の差別觀念

本同盟顧問　報導博士　北川彰

一、差別觀念は存在するか

私の知人の中には次の樣な考へを持つて居る人が非常に多い樣に思はれる。――我々は何も部落民だからと云つて些かも彼等を差別しようとは思つて居ない。併し、彼等の拠れた心構へや、その態度、一寸した事に目に色を立てゝ變に團結して我々を壓迫するやうな遺方、我等を我利的な處生活、不潔な生活、これではとても仲良くも出來ないし、差別せぬ譯には行かないではないか――と。この彼等の言分は、果して妥當であらうか。又、此の考へはそのまま信じ得られるであらうか。

私の僅か許りの知人の中でも、部落民であつて實に立派な人がある。その人達に對し世人はどんな態度で對して居るであらうか。彼等は表には出さないが、心の中では嚴重なる差別をし來つて居る。從つて私は、この言分は重なる自分へと他人へとの偏りとしか考へられない。のみならず上述の缺點は個人的なものであつて、ある部落民と云ふ樣な團體的なものではない。これは凡ての國家社會にある障害であつて、部落民の事有ではない。「日本人と云ふ者は」と、一口に束縛みたいに云はれたら我々の凡ては反對する樣に、甲はどこまでも甲であり、乙はどこまでも乙である。然るに「部落民の樣な」と云ふ樣な表現、口にするとしないとに拘らず、こゝに差別觀念の露呈面がある。

私は自分の經驗に基づいて斷言する。日本人は部落民に對して差別觀念を持つて居る――と。これが根本であつて他の色々の文句はそれをごまかしてゐる無意識的な時には意識的なお化粧に過ぎない――と。

二、差別觀念發生の由來

然らばこの差別觀念は如何にして發生したか、私には漠然とした表現ではあるが、從來の日本の社會制度が、必然的に生み出したとより他には考へ樣がない。――他の色々の社會觀念がさうである如く――從來の日本社會とは、封建日本の事だ。簡單な表現をするならば、封建とは征服者又はそれに從屬する階級がその征服を維持せんとする社會と云ひ得るだらう。そこには必然的に征服者が存在する征服の最も完全なる形は、征服者が被征服者の心をも支配することにある。即ち宗教的信仰の中心になりおうせる事である。この例は、ロシアのツアーをはじめとして無數にある。生物界にはそれに從ふ神言、機術が必要である。斯うして封建階級、特權制度が發生して來る。即ち封建社會は互ひに縮少べからざる階級を造るそれであるとも云ひ得よう。天皇に對する皇室、皇室に對する華族、華族に對する平民、その最下層こそ部落民である。――もつとも、これは明治以前に於ては名稱を變へる必要があるが――これ等は日本封建制度或ひは遺制が必然的に要求する所であつたのだ。

個人の能力とは無關係な生得の意識、高貴、特權は同時にその反對のもの、低劣、卑賤、マイナスの特權無しには成立しないプラスがあつてこそのマイナスだ。皆が皆、生得、高貴なのでは凡そナンセンスである事は生命に絶對必要な空氣も滿山あつては、へであるのと例の變りはない特權者は、出來るだけ少く、下の階級が多い風俗打ちが出る。尚その特權にも段階や溝を藩山設けて、一般越すのも容易ではたくして置けば益々有効である。斯くして無智な者、無力な者には、最上の者は及びもつかない高い者、偉いものに見えて來る。文字通り基の上の人になつて來る。はては、いくら不合理な差別をされ樣が、勞働をされ樣が諦めてしまつて、反抗したり批判したりしなくなる可能性が增加する。天皇、皇族、華族、その他種々の位階は、斯く考へるならば、彼らに取つては誠に都合よく出來て居るこの考へを少しく進めるならば、朝鮮人が、新しい隷民にならうとして居た事情が分ると思ふ。日本が戰爭に敗けずに居たならば、必ずや新部落民と成つたであらうと思ふ。

人間は人種によつて差別さる可きで無いことは自明の事であるが、國の色、髮の色、常識、その他の身體的特徴の著しく異つて居る際には、見慣れない人には最初異樣の感じを與へる事は事實である。特に日本の樣に島國で、他人の樣な國際的地位を永く續けて來た所では、外國人に接する機會も少く、尚更その度が強い。或る一部の人はこれを部落民への差別觀に當てはめようとする。――部落民は昔の朝鮮人、支那人の移民の子孫であつて、本當の大和民族ではない、人種が違ふんだから――と。

私自身は、この點に關する歷史的の知識は十分でない。が、然らばどう云ふ點が異つて居るか、科學的、醫學的にどう異つて居るかについては少しの說明も說明も出來ない。そしてそれが當然である。逆に一體本當の大和民族とは何であるかに就いても一向分らない。恐らくは、古の朝鮮人支那人、エゾ、クマソ、南洋人、それらの混血體ではないかと想像されて居る樣ではあるが。

が、私はこんな議論は野暮の骨頂だと思ふ。この小さい島國で、數千年來、色々の人類又その異國が移住し合ひ、戰ひ合ひ、征服し、征服され逃げかくれ、追ひ、逃げ合ひ、そして男と女のある所あらゆる種類の混血が行はれ、今も昔も變らぬ樣に、頗は寅目である。たとへ、北極人と南極人の子孫同志であつたとしても、もうとくに混血同化して仕舞つて居たであらうと考へて、科學的に何の不合理があらう。

部落民の先祖が何であらうと、所謂大和民族の先祖が何であらうと、問題ではないのだ。只封建制度がその時代により要求の程度は異つたにしても、隷民を必要としただけの事なのだ。そのためにお飼話が色々と終達され、この差別觀をお化粧した。

かつて迷信は人身御供を要求した。近頃までも丙午は娘さん達の悲運を要求した。同樣に日本封建制度は隷民の迷妄を要求した。

只、此の迷妄の犧牲にされて、差別され、無力化された者達は一體どうすれば好いのか。從來色々の手が打たれて來た。が、何れも未だ何の事ばかりであつた。私は限りない憤りを封建特權階級と、それを維持せんとする輩に對し感ずざるを得ない。

三、大衆は差別觀念によつて何を得るか

所が一般大衆は此の差別觀念によつて何か得る所があるであらうか。結論を先に云はう。――彼らはこの差別觀によつて、失ひこそすれ得る所は何も無い――と。

經濟的にも、社會的にも、一般大衆は部落民と同じく受難者である。我々は互ひに本當の味方であり、同胞であり被征服者であつたのだ。この點に就て、私はよく考へていたゞき度いと思ふ。

その損失を少しく分類して見よう。第一は、人間に生得の互ひに親ゆ可からざる差別があるとの迷信から來る人生觀からの損失である。生得の特權があると思ふ人間も、生得の隷民であると思ふ人間も何れも慢心と諦めの故に、進歩することは著しく困難である。研究心も、健全な慾望もそこでハタト止つて仕舞ふからだ。私が日本のやうな封建國家に於て、科學は發達する筈がないと思ふ理由はこゝにある。神の前に、人間平等なりとの人生觀を持つアメリカ人の生活の激烈さと比較して見れば一層容易に分るであらう。又、他の一例として、日本人と白人との交際に就て述べて見よう。白人に接する日本人の始ど全部が多少共劣等感を以て交つて居る。これは戰前戰後を通じて同樣であつて、それが白人個人に對する尊敬から出發して居るのであれば問題はないが、殆ど全部が理由もなしにさうなのであつて、實に卑屈な嫌な感じがする。これはその當の白人自身も同樣に感ずるのである。

この劣等感と卑屈の態度はどうして出て來たか、その人の人生觀、差別觀の一表現に過ぎない。即ち手の裏を返せば、直ちに華族の平民に、平民の部落民に對する優越感と意大とになる。こんな人世觀を持つた國民が、第一等國で僕の、文化國家を誇稱するの民主主義がどうのと云つたつて、オカシいばかりだ。

第二の損失は、お互ひの交際に際して要する無用の心づかひと摩擦であり、說明を省く。

第三の損害は、これによつて生ずる社會の破面と淨血とである。結婚の自由選擇は阻まれ、適當は適職に就けず、結婚はより不自然となり、かくして社會に無理が生じて來る。その無理はしかも結果大衆自身以外誰が負擔したか、理由のないこの迷妄が如何に社會の合理的發達を阻害し、損害を考へて來たか、誠に計り知れないものがある。

四、解決私案

以上、私は、簡單乍ら差別觀念の存在、由來、害惡の輪廓を述べたつもりである。ここに私案の解決策を述べようと思ふ。これに就ては、私は二十年以上、同じ案しか持ち得なかつた事を告白しておきます。

この封建的迷妄の結果として、社會的經濟的、時には衛生學的な範圍にまで、非常に困難な問題が山積して居るが私はその結果を除く前に、或ひは出來れば同時に迷妄そのものを打破すべきであり、派生せる問題はそれにより著しく容易に、或ひは自然的に解決されるものと考へて居る。

迷妄そのものゝ打破は、差別觀念を無くする事と同意義であるが、このためには、生得の特權を無くする以外に方法がない。表現を變へるならば、農族、華族を即時廢止する事だ。でなければ、凡ての人間が天皇になつても良い。斯うして、凡ての人間が神の前に――お事勢さんの事ではない――平等であるとの理論を以つて自己を發見し、探究し、完成する方向に進む可きである。

互ひに同等の人間として、凡ての人間と對等に握手出來る日を待望して止まない。その日こそ、眞に發散すべき人に眞の尊敬を捧へるのだ。

謹告

法律上の諸問題大いに御利用下されたし

本同盟は今般無料法律相談所を開設致しました。

指當者は、本同盟顧問法學士鮒子田茂氏が相談に應じますから、御遠慮なく御來社下さい。

祝發刊

衆議院議員	中野武雄
京都府水食料株式會社 社長	清水萬造
京都府會議員 中華民國國民黨企業長	中川喜久
天皇制度廳同盟本部	下ノ村房
	西本願寺
	東本願寺
	マキノ正博
京都府牛乳配給統制組合理事長	鉢呂源次
京都府市外電話局	大角和一
京都市寺町廣小路上ル	藤井英一
京都市千本竹屋町上ル	小西英雄
京都市中京八丁御町	遠迎院
京都市寺町廣小路上ル	日本食糧工業株式會社
	奈良電氣鐵道株式會社
京都市下京濱塚西門前町	坪田光藏

因襲差別撤廢論（1）

最も恐るべき事實の嚴存

外國といふと、明治の改革のころには鬼の住むところのやうに思はれて居たのである。又、古來、桃太郎の昔話しのやうに、外國の貨寶は、金銀珊瑚等、これを掠奪して歸るこそ英雄であり、これを掠奪し、外國人を捕へては、いやな仕事や苦しい勞役に、強制的に使用して、當然の事であるやうに思はれて居た時代があつた。國と國との關係に於ては、掠奪征服支配といふ事が平常の事であり、正しい事であるとすら思はれて來た。そこで、國內に於て、この外國の掠奪征服支配に倣へ、同時に、外國を掠奪征服支配する職務を必要としてゐたのである。これが軍備である。この職務に從事する者達は、武器を持ち、命知らずに、この掠奪征服支配に從事した。これが今日、軍備軍人と言はれるものゝ起つて來た遠由原因であり、この祖先の流を汲むで居るこの集團が軍部と云はるゝものであるのである。

この命知らずで、人殺しの武器を持ち、武を練つて居る者達の御機嫌をそこねることは恐ろしい事であり、又、外國から金銀珊瑚を持つて歸つてくれる事は、有り難い事であり、外國の恐ろしい掠奪征服支配から、國內の人を守つてくれる事も、有難い事であるから、自然これ等の職務にある者達を大事にするやうになり、これ等の人達の常平生の己惚れも強くなり、つひにこれ等の者達が、國內の人達を支配し、本來道德倫理であるべき政事に參與するやうになり、政事を獨占するやうになつたのが、封建武家政治といふものである。

國家は倫理なり、國家は道德なり、と、國民間に、掠奪征服支配といふやうなことの起らないやうに、或は貧民を中心とし、或は血族人種を中心とし、或は地區地理を緣として、仲よく帝國に、人間の心の與に等しく與へられたる道念を、陶冶して行かうぢやないか、といふので、形成せられたるものが國家である。從つて、その政治といふも亦倫理道德でなければならぬ。然るに、掠奪征服支配を職務とする命知らずが、この倫理道德である政治を獨占したといふのが、封建武家政治であつた、といふのであるから、從つて國內に間違つた、矛盾した事の起り易いといふ事になるのである。

こんな昔の話は、今更何んの必要あつて云ふのか、一君萬民の國體は明かにせられ、世界人類の幸福の爲めに、世界平和の爲めに、大東亞十億の民族を自由に解放する爲めに、世界新秩序建設の爲めにとて、必死の努力、廢命の精進をなして居るのが、日本であると言はれ、國際間の關係は、その文化の交流によつて、從來の東奧南蠻環戎北狄といふやうな考へは毛頭なくなり、國際間の掠奪征服支配と云ふやうなことは、夢にも考へてもいけない不正不義なることであるとの、世界人類の自覺は、鼻揚せられ、異人種との結婚も自然に行はれ、地上の人類をうつてもつて一丸として、親子兄弟夫婦たらむとするの時、旅人の夢を追ふ會話りを、やめよと云ふ者があるであらう。然るに、その今日に於て、國と國との關係にあらず、長く歷史を終久にともにし、同じ地球に住し、同胞であり、赤子であると、我には云はれて來た一國內に於て、道德である倫理であると、萬國の聖賢が叫んで來た一國內に於いて、外國人を鬼畜として、これを驅除したり、捕へてもつて牛馬の如く奴隷生活をせしむるやうなものが、今現在に存在して居る國家があると聞いたら、誰しも驚くであらう。世界人類の幸福の爲めに、又國際正義の爲めに、又自衛防衛の爲めに、これを地上から拂拭するべく立ち上り、直接行動に訴へても、この不正不義不德を斷然せむとしない人間は、世界人類中一人も無いと云つて過言ではあるまい。

然るに、これが存在するのである。これが嚴存するのである。然もこの我が國家に嚴存するのである。仁義至德の天皇を戴く國であると云ひ、大東亞を解放する國であると云ふ我が國に於て嚴存するのだ……その宣情は何んであるか、半島が日本に征服されて、奴隷生活をして居る故に、今度はこれを解放して、獨立せしむるといはれてゐるが、我れ等の同胞の多くは、半島人と大差無き勞働生活をせしめられてゐるのである。朝鮮きたない、朝鮮きたないと云はるゝことを、半島人は差別錢差だとして憤慨せずに居られないのである。然るに我れ等の同族も亦何か特に、きたない者達せられ、一緒に耳のものを、つゝく事もいやがられたり、吾れ等の等や食器迄けがれた物の如く、とり扱はるゝのである。又事實に於て寫まれざる生活に忍從して來り、社會外の社會、人外の人としてとり扱はれ來れる結果は、衣食住に於て、きたなかつたり、きれいでなかつたりするのである。

行儀作法をわきまへぬとて嘲笑せらるゝが、隔離せらるる事久しくして、ともに生活をしなければ、風俗習慣も異にし、言語作法に至る迄、殆ど人種的差別の生ずるも當然であり、衣食足らざる一般國民經濟の三分一以下に生活する者として、禮儀作法をわきまへるに到らざるも當然である。半島人が非法不法を行ふと云ふので、半島人が來るから留守の戶締りをしつかりして置けと、犯罪人扱ひをせらるゝが、われ等も亦犯罪の集團の如くとり扱はれ、何かと云ふと、大勝で直接行動に出ると云はるゝのである。

のみならず地位や金のある半島人と結婚する方が、われ等の同族と結婚するより容易である。既に結婚して立派に子をなし、家をなし、社會的地位を獲得して居る者にして一朝我れ等の同族であると云ふことが知られて、その夕には離婚沙汰となり、被害者達に、泣くにも泣けなかつたものが幾人あつたか。人格や財力や教育や職業や種格やと、結婚について設議せらるゝ以前に、我れ等の同族であるといふ事だけで、結婚通婚の世界からノックアウトせられて來た。且又、われ等の同族は陸續苦役に服し、一般國民とは陸續的に、或は殆ど人種的に、當、接觀差別せられたるが如く、一般下劣なものとして、一般國民を尊敬し、その命令に服從し、奴隷生活を送つて居る事が當然であるといふ、因襲觀念が嚴存するのである。こんな奴隷生活を、われ等の同族に強制せらるゝ法律は、現在我が國の何處にも無い。然るに、こんなことを云ふのは、我れ等同族が僻むで居るからだと云ふ者があるかもしれない、殊に一貫萬民の國體を明かにせられた明治の改革と云ひ、明治四年八月廿八日の太政官の布告と云ひ身分も職業も平等となり、殘酷すら廢止せられてゐるのであると云はるゝかもしれない。然し、それは丁度、滿洲國の建設が、五族協和の王道國家の建設であると云はれながら、滿洲に於ける支那人が三民主義の中國民國より幸福な生活をするやうにもならず、又半島人が、これを奴隷化せよ、苦役勞役は半島人にさせよとの法律は無くとも、今日、朝鮮を奴隷生活から解放せられたる獨立國家にしようとするのと同じことで、事實は、外國に對する掠奪征服支配が嚴存して居るやうに、封建武家政治の因襲が、一般國民の頭に嚴存して、その優越と支配と掠奪搾取を當然ならしむるやうに出來て居るのである。（續く）

社告

思想問題、教育宗教、及び眞の意味に於ける政治

等に自から使命ありと自覺せられ、本同盟の趣旨に御贊成下さるお方は、是非本紙を御利用して下さい。ペンを執つて、何かをものして下さることが御面倒でしたら、遠所にても許す限り社員を出張させます故、御高見をお溜らし下さいましたら、それを紙上に發表さして頂きます。併し出來得れば、御執筆御寄稿下さる事を得れば、誠に幸甚の至りに存じます。

人種解放同盟本部
中央機關紙　カイホー新聞

吾等の職業的身分

本同盟三重縣代表　元市會議員　北村正太郎

私共は、他人から少しでも經營さるゝ事を甚く腹立たしく思ひますが、その前、自分で自分を傷辱し乍ら平氣でゐる事が藤山あると思ひます。私は、他人が經營するのを好まぬやうに、私自身が私を經營する事もしたくないと思ひます。歷史的に考へて見ても、私達御落民の祖先は、先住民族、即ち農業に於かせられても、天照大神と共に並べ祭られる倭大國魂神がその祖先であると云ふ。

中國は、戰國時代に於て、亦德川時代に於て、常に社會的重要なる犧牲的生產勞働者であつたのである。德川時代に於ては知らず、現代に於て見れば、最も尊敬さるべき此の犧牲的生產者の末たる吾々は、大いに世に之れを誇るべきであらうと思ふ。牛の死肉その皮から得た吾々の名が愧づべきなれば、人を殺して且つ虐げて得た士族家族の名が如何に恥づべく、悲しむべき名でせう。此事をして生活する吾々が誰しい者なれば、その吾々に依つて養はれてゐる人々は、どんなに嬉しい人達でせう。私達は、それを思ふ時、歷史上、今日まで吾々の嬉しまるべき何等の理由も見出し得ませんのであります。それに、自分自身が、少しでも自分を經營するやうのことは甚だよくないことであります。

次に、宗教上から見ます時、釋迦如來は、私達の事を、當然の佛像だと云はれてゐます、成程さうだと思ひます。釋迦が天上天下唯我獨尊であつたやうに、私達もさうで有ります。私を除きて、私をなき者にして、其處に何の意きものがありませうか？　神が尊いとか、佛が有難いとか云ふのは、元來、私自身が大切なからの話であつて、私なくてそれが何んでありませう。お金、名譽、國家、親子、兄弟、妻子等、私を本としての貴さ大切さがあるのでせう。それでは、それ等の尊さを反映したものではありませんか。自分を敬ふことさへ知らぬ者が、何で神佛が敬へませう。自分の尊さも知らないで、誰を尊く思ふことが出來ませう。自分の尊くも貴きことを思ふとき、私以外の凡ての事物が一々尊く拜まれるのである。そこに佛と佛、相念に給ふ如く、人、人と相拜み合ひ相敬ひ合ふ事が出來るのである。そこに、人類の向上も進歩もある筈である。人の尊さも敬へず、人の敬ふべきも敬へず改善などと云ふ人は、ほんとに妙なものである。

兎に角、私達は、歷史的に於て、國家的に何等恥づべき者でなく、反つて誇るべき筈の者であり、宗教的に云ふ時は、萬人唯一佛性の顯現であつて、人と人とは相拜み合ふ程の者であると云ふことを知つて、その信念に基いて、吾等三百萬の被壓迫部落同族は強く團結して、一般大衆に後れずに、現行の民主々義社會の第一歩を踏み、正しく日々の生活を送りたいと思ひます。

吾等の血は斯く叫ぶ

本同盟馬王縣代表　市會議員　若狹勝次

前來の陋習を破りて天地の公道に基くべし。明治元年の三月を以て、吾等處げらるゝ者の黎明期とすることが出來たなれば、それは吾等のみならず、國家としてどんなに幸福を齎したことであらう。

「上にさうした御心あるも、下必ずしもそれに和したのではなかつた。それから三十三年月の後である、明治三年の十二月に、或藤から出された取締令を見ても、眞に國民全體が、まだ吾等同胞を解放する意志でなかつたことが知られるであらう。その文には次ぎの如くあつた。

一、皮田の奴、近年風儀宜しからず、聞々不埒の儀も有之候間、同奴共へ別紙箇條の通り相觸れさせ候事。

一、市中は勿論、在中たりとも通行の節は片寄候て、往來の人へ無かるも無禮ヶ間敷候致すべからざる事。

一、朝日の出より日の入りまでの外、市中は勿論、町端たりとも徘徊相成らず、且つ在中にても、夜分妄に往來相成らざる事、節分は夜五時迄大晦日は夜九時迄、徘徊差免し候事。

一、町內にて飲食致し候儀相成らざる事。

一、雨天外、笠かぶり物相成らざる事。

一、履物は草履の外、すべて相成らざる事。

これが想來の陋習でなくて何であらう。これをもし天下の公道に基くものと云ひ得るであらうか。其の餘だからこそ、明治四年八月二十八日附太政官布告第六十一號を以つて、「被多非人の稱を廢せられ自今身分職業共平民同樣たるべき事」といつた樣な布令が出ても、國民全體に對しては何等の感じも與へず、從前と等しく、今なほ蔑然たる賤視差別を存續せしめてゐるのである。斯くて國家萬年の新大計を誤るを、唯此の愚かなる民衆の罪とのみすることは出來ぬ。

一部吾等の中の老人達はいふ、「今更何事も云ふべきことはない、人並に視念も出してゐるし、村長樣や知事樣とお話も出來れば、お茶も一所に頂くし、お菓子も食べた。お神輿も今年から一緒に擔げる、何處に不足の云ふ處があるか、藝術の惡口はどなた樣のことでもいふ。それを一々鬼や角といふて、癡た子を想して、昔の悲しみに返す樣なことをしてはならぬ、と。何んといふ悲慘な言葉であらうか？　癡た子が起きたら昔に返る。恰も泥水をじつと動かさずに置いて底の方に泥の沈んでゐる樣な氣持の事である。一寸手を觸れると、もとのままの泥水となるからと云ふ恐れである。何といふ憐れな言葉であらう。情ある人よ、その泥水を一度に打ち撒いて、新に眞の清水を入れよ!!　幾ら強つても動かしても、濁ることのない樣に……。それでこそ眞の完全解放を意味なすものではないか。憐れ虐げに虐げられて弱くなつてゐる老人達よ、貴方達のその弱さを見るに付けても、私達の血は沸き、肉は躍るのである。「自由を與へよ然らずば死」といふのが吾々若い者の血の叫びである。

かく叫ぶ吾等が怒いか？　叫ばしめる社會が惡いか？　憐れ力無き老人達よ、天下の先覺有情の士よ、今なほ舊來の陋習を持續する人々よ、將又、封建制度の殘から脫せぬ人々よ、吾等青年の叫びが何處から出て何處へ向ふ、如何に眞劍なるべきかを知つて頂きたいのである。

創刊の祝

本同盟三重縣代表　市會議員　青木市兵衛

全國に散在する被壓迫部落同胞並に同志諸君。吾等は、今日の如く、種々多樣なる思想が溢々として我國に流れ込み、爲に甲に寄り、乙來り、丙丁と相續いて入來るに、私達同族の迷ふ事は、實に苦しいと思ふ。之の機にあたり、本同盟より、機關紙「カイホー」を御發刊されることは、尤も必要であり、慶悅にたへません。敗戰後の今日の人々の多くは、不義、不正、虛僞虛飾に迷はされて、闇の中を歩みつゝ、互に火花を散らして、戰つてゐるではありませんか。この時にあたり、吾等同族は、固き團結をして、共に慰め、助け、愛しあひ、正しき道を歩み、民主々義社會建設に革命調士となり、勇敢に第一線に立ち、迷ふされんことを誓ひ、諸氏に希望してやまないのです。甚だ簡單でありますが、豈か愚論を足し御祝詞にかへる次第であります。

自覺と覺醒

本同盟馬王縣代表　市會議員　山口靜

今や我々の被壓迫部落同胞の解放問題は、被壓度まで一般社會の注意するところとなつてはゐますが、未だ無關心の人も多くあつて、其の人々のために、故意的に或は無意識的に、常に非常な不快を感ぜさせられつゝあり、種々の事件も、多くその人々に依つて起されてゐるのであります。然るに、我々の方から、一般社會に對して、解放を要求し、且つ同族の自覺を促し、その啓發に資する樣なものは、あまり發行されて居らぬのであります。今ある多くの我々に關する書籍も、殆んどその全部というてもいゝ程に、同情ある普通民が、その普通民としての立場から、同情を以て書かれたものであります。

私は、それを惡いと云ふのでは決してありません。それは非常に有難い御親切であつて、厚く我々は思には受けますが、さうしたものを、我々自身の方から、我々自身の立場から、社會に訴へたかつたのであります。これは唯に私一人の思ひでなく、全國多くの同族が等しく切に望むところであります。この時に當つて、本同盟から新聞を發刊して、一般社會に覺醒を促し、我々同族の向上に盡すといふことは、たゞに我々同人の誇りであり喜びであるばかりでなく、凡ての人に喜んで頂かれるものと信じます。

私は現在の社會は餘りにも冷めたく、今日の人間は餘りにも嗜く、今の社會は餘りにも矛盾と不合理が多すぎ、餘りにも弱者の自由と正義が壓迫されてゐないでせうか。眞に光りあり、幸福と希望と自由に輝く、民主々義新社會建設のため、全國の壓迫部落同胞諸君は、吾等と共にガッチリと手を握んで、一切の身分的階級觀念による偏見を打破すべく務めて下さい。

被壓迫部落民發生の原因（歷史）其1

一、日本民族の成立

「われ〳〵日本民族は、高天ケ原から天降つた民族である」と、さう思つてゐる人があるかも知れないが、然しわれ〳〵日本民族は、決してそんな單純な民族ではないのである。歷史上から云ふも、また人類學上から云ふも、數多の民族の結合に依つて成立つた所の、複合民族であると云ふことは、今日何人も否定することの出來ない事實である。

それでは如何なる民族が寄合つて成立したかと云ふに、沼田氏の說に從へば最も古く此の國を占居したのは石器使用の民族であつて（それには多くの種類はあるが）次に來たのが蝦夷族、熊襲族等である。其後出雲系の一族が入り來るに及んで、先住民族は多くの之に從ひ、出雲政府は出關した。然る後高天ケ原民族との交渉が始つて、出雲政府はその一切を高天ケ原民族に讓つた。それより、天孫の降臨神武の東征、橿原の御即位と云ふ風に、現在の日本歷史の最初の幕が開かれる樣になつた。今沼田氏の所說を圖示すれば左の通りである。

日本民族
- 大和民族（大山派（馬來橋）出雲派　高千穗派）
- 熊襲族（卽ち隼人族）
- 土蜘蛛族
- 漢羅族
- 蝦夷族（蝦蟆夷（田夷）　鹿蝦夷（山夷））
- 阿風安族（小笠原島等の歌米人）

此の地球上に人類が棲息するやうになつてから、幾億萬年を經たかは知らぬが、既に何萬年かの昔に、人としての人が棲んでゐたと云ふことは諸種の遺物遺跡に依つて知ることが出來る。世界は有史以來既に六千年といふ。而もその六千年の大昔には、彼のピラミットの如き大建築をなし或はスフインクスを造り、或は周圍二十里に近き大バビロン城を築く等、驚くべき進歩せる社會は形作られてゐたのである。

それに比すれば日本の歷史は僅々茲に三千年、如何に東洋の邊土とは雖も、それより以前に多くの民族の棲息してゐたと云ふことは、石器時代の遺跡に依り、或は諸種の傳說等によつて明かなる如く、また寧ろ、當然の事と云はねばならぬ。若し天孫民族と云ふものを、われ〳〵日本民族から分析してみる事が出來たならば、それは極めて少數であらねばならぬ。何となれば古代の歷史は、明かに之を物語つてゐるからである。

先づ天孫民族發展に關する古代の歷史を見れば、しばしば先住民族との間に交渉が行はれてゐる。その多くは戰爭に關することであるが、それが後年の武士道的の戰ひでなくて、大抵の場合家討であつた。これは何れの歷史にも見ゆる如く、少數の優れたる知識を有する民族が、大多數の未開の民を征服する場合に用ひられる常套手段である。例へば神武天皇の御東征の時、忍坂の邑に酒宴を催し給うて敵を誘ひ、道臣命の合圖を以て一學に之を皆殺しにせられたとか、或は長行天皇の御西征に際しては、土蜘蛛族の者共に對し、珍らしい物や赤い着物等を與へて安心させ、之を捕へて殺し給うたとか、日本武尊が出雲建を誅せらるゝに當り、先づ和睦して共に鏡の川に遊び、水泳水浴を共にしたまひ、敵の虛に乘じて太刀と木刀をすりかへて之を斬られたとか、同じ尊の熊襲征伐の時にも、彼の嫌ひをなして酒宴の席に交り、その首領の醉に乘じて之を刺し殺し給うたとか云ふ樣に傳へられてゐる。之を以て天孫民族は智謀の優れたる少數の民族であつた事を察することが出來ると共に、また一面、天孫治國の御誠心をも拜することができるのである。（續く）

刊發祝

社能藝ノキマ

三眞野牧

京都市四條通西洞院上ル

第一本紙の目的

同盟の利益を求めず各位の幸福を先と――世界の平和と各位の幸福增進の爲に、人はお互ひに、相敬ひ、相愛し、相助くべき事を主張し、その實現を期するのであります。

第二本紙及同盟

一、頒めば精神の糧となる新聞紙及書物の發行。
二、貧しい病人のためには寬費又は無料診療と施藥
三、貧しい人のために無料法律の相談の一切をなす
四、其他各位の幸となる社會事業は、何でも相談に應じます。

第三おねがひ

右之目的と
その事業とを
達成さすと否とは
唯各位の御支援の有無によるのでありますから、何卒御愛護、御後援の程切にお願ひ申します。

人種解放同盟新聞
カイホー社

本社の趣意

同志に告ぐ

本紙發刊に際し、全國の同志諸兄には、日增に原稿を御送附相成り厚く感謝する次第であります。本創刊號に全國代表の御意見を發表の豫定でしたが、紙面の都合上、逐次に掲載致しますれば、之の義願からず御諒解を御願ひ申します。

編輯部

武内了温の部落問題論
―真宗大谷派における融和運動の軌跡―

本郷浩二

はじめに

世界人権問題研究センターというところで研究員をしております、本郷と申します。世界人権問題研究センターというのは一九九四（平成六）年に平安遷都一二〇〇年を記念して設立された研究機関です。「世界」と付くと何か大げさな感じがいたしますが、私はその中で、日本の部落問題を専門に研究しています。

さて、今日は「武内了温の部落問題論―真宗大谷派における融和運動の軌跡―」と題してお話しいたします。この武内了温という人は決して有名な方ではありません。そこで、まずはそもそも武内了温とはどういう人かをご紹介したいと思います。

資料三頁の資料1をご覧ください。これは『部落問題・人権事典』に掲載された武内了温の略歴です。ここにも書かれているように、武内というのは真宗大谷派のお坊さんです。大谷派の中で部落問題をはじめとする様々な社会事業に深く携わった人で、大谷派における社会事業や部落解放運動の先駆者と位置づけることができます。また、部落問題だけでなくハンセン病の患者に対する支援や児童保護の活動、児童教育の活動など教団の中で様々な社会事業に着手しました。武内の活躍は教団内にとどまらず、教団外での部落解放運動にも仏教徒として関わりをもっています。現在でこそ部落解放運動というのは仏教をはじめとしてキリスト教や新宗教の団体など様々な宗教が関わっていますが、当時は部落問題に積極的に関わっていたのは浄土真宗の本願寺派（西本願寺）、大谷派（東本願寺）の二つだけでした。そのようななかで、武内了温は東西両本願寺による仏教系融和運動、仏教者としての部落解放運動の一角を担ったわけです。

しかし、残念ながらその知名度は高いとはいえません。仏教社会事業史の分野でも武内了温についてはさほど研究されてきませんでした。部落解放運動史の研究でも、あまり言及されていません。なぜそうなったのか。もちろん、「大したことをやっていないから」という可能性も考えられるのですが、しかし、武内のやってきたことを見ていくとそういうわけでもないようです。武内了温が忘れられてきた、語られてこなかった経緯があると思うのです。社会事業史でも、教団史の上でも武内了温が言及されない事情があり、部落解放運動史の上でも軽視される、欠落してしまう理由があるのではないでしょうか。いわば忘れられた

思想家、活動家である武内了温の事績を改めて掘り起こすことで、なぜ彼が軽視、欠落させられてきたのか、その意味を考えたい。その上で、武内了温の部落問題論を検討することで、彼が部落問題をどのように認識し、また克服しようとしたのか、その今日的意義とともに考えてみたいと思います。

ただ、先ほど述べたように、武内了温は仏教徒という立場から部落問題に関わろうとした方です。つまり武内の部落問題への関わりというのは、一面では彼の信仰の在り方、示し方でもあります。私は仏教徒という立場ではありませんので、仏教の教義については十分な理解にいたっていません。もちろん武内自身の仏教理解や大谷派の教義との関わりということについては掘り下げてみていかなければならないのですが、今日は主に武内了温をその時代の状況の中に位置づけてみるという視点で考えてまいります。

融和運動の虚像と実像

まず、武内了温が部落解放運動史の中であまり評価されてこなかった、研究そのものがなされてこなかった理由についてみていきます。

武内了温が関わっていた部落解放運動は融和運動とも呼ばれています。融和運動の定義はいろいろありますが、融和運動という部落解放運動の形が前面にでてくるのは一九二二（大正一一）年三月の全国水平社の創立以後のことでした。全国水平社の創立は社会に大きなインパクトを与えますが、そうしたインパクトを受けて、それまでの部落問題に対する様々な運動の在り方が見直され、融和運動へと結実していきました。融和運動の特徴を一言で表すと、部落問題の解決を被差別部落だけではなく一般社会の側にも働きかけることで、被差別部落と部落外との「融和」を実現しようとした運動だったということになります。

では、なぜ水平社が創立されたことで様々な運動が再編されていって融和運動に至るのか。それを考えるために、まず水平社の創立に至る事情を確認しておきたいと思います。

水平社が創立されるまでの部落問題について考え方の主流は、部落が劣っているから、遅れているから差別をされるのだ、というものです。その当時の部落の状況をみると、周辺の一般地域に比べて圧倒的に貧困な状況にあり、かつ、周辺から著しい差別を受けていました。被差別部落

の貧困は差別の結果によるところが大きいわけですが、いわば原因と結果が入れ替わってしまって、目の前にある劣悪で貧困な状況を見た多くの人は、被差別部落自体が劣っているから、遅れているから貧困に陥るのだ、差別をされるのだと考えました。そこで、被差別部落を様々に「改善」することによって差別をされない状況をつくっていこうと部落改善運動が各地で行われます。水平社がもたらした飛躍は、こうした部落改善、つまり差別をされる原因を被差別部落の側におく見方を克服するというところにありました。

水平社の創立大会での宣言は、よく「日本で初めての人権宣言」と言われるように、その大きなヒューマニズム、人間主義的な考え方がその基調に据えられています。ただ、その後半には「吾々がエタである事を誇り得る時が来たのだ」という一節があります。「エタである事を誇」るとはどういうことか。それまでの、差別されるのは部落が劣っているからだという考え方の下では、部落出身者自身も自らの立場を卑下して、自己否定や諦めの思いにとどまってしまいました。しかし、この創立大会の宣言、特に「エタである事を誇り得る時が来たのだ」という一節によって、自ら卑下することから脱却し、「被差別」という立場を自覚することで、むしろ自分たちを差別する社会の側の問題として認識を転換することに成功したわけです。これが水平社創立の意味が持つ大きなインパクト、社会的な意義だったと考えています。つまり、それまで「差別される側の問題」としてあった部落問題を、「差別する側の問題」なのだ、部落を差別する社会の側の問題なのだという形で、認識を一八〇度改めさせる、認識の転換を社会に突きつける、これが部落解放運動史上における水平社創立の最も大きな意義でした。

そうすると、今度は認識の転換を突きつけられた側はどうすればいいかということが問題になってまいります。これまでのように部落を改善してやるのだ、改善したら差別をされなくなるだろうというような部落に対する見方が成り立たなくなるわけです。そこで、それまでの「改善」という考え方に替わって、新たに「融和」、つまり社会の側も自らの責任を認めて被差別部落と握手をしていく、部落からの訴えを承認して手を携えていく、それによって初めて差別の解消が実現するのだという考え方に徐々に転換し始めます。もちろん、実際にはすぐに切り替わるわけでは

なくて、実態としてはこれまで同様の部落改善運動が継続する場合もありますが、少なくとも認識の上では「改善」から「融和」へというように舵が切られていきました。

ところで、これまでの部落史の研究を振り返ってみると、水平社に対しては非常に高い評価が与えられる一方で、それ以外の部落差別撤廃をめざす運動、すなわち部落改善運動や融和運動に対する評価は低いものにとどまってきました。融和運動のように部落出身者以外を対象にした運動は社会全体が相手になるわけで、政策的・国策的に展開することが求められていきます。その結果、融和運動というのは官僚的だ、あるいは復古的・国家主義的で天皇制イデオロギーを体現しているというようにマイナス評価が与えられることになります。一方で水平社の側はそうした権力側の動向に敢然と立ち向かった存在として高い評価がなされてきました。

今日でも、融和運動というとあまりいい評価をされない方が結構いらっしゃいます。教育や運動の現場でも融和的、融和運動的という言葉はあまり良い意味では使われません。保守的な傾向、改良主義的な傾向を指して「融和的」とのレッテル貼りがなされたりします。このように、融和運動は今日に至るまで良いイメージで語られてきませんでした。

しかし近年、従来のような水平社に対する手放しでの高い評価は見直されつつあります。「水平社のダメな点」を露悪的にあげつらうということではありませんが、かつては水平社が社会主義革命の一翼を担っていたということを高く評価する立場から、常に権力と闘ったというように語られてきたのに対して、その実態を史料に即して客観的に見てみると、実は権力側とも上手くつきあってきたという評価がでてきたり、水平社の同人たちが天皇を崇拝していたことが明らかになったり、また近年では戦時下での水平運動の戦争協力という側面が解明されたり、あるいは、水と油のような関係と考えられてきた融和運動の関係者との深い付き合いが判明したりと、水平運動に対する見方が随分変わってきています。

そういうなかで、融和運動についても、従来の水平社の裏返しのような低い評価や、イデオロギー的に運動を判定するという切り口ではなくて、より内実に即して、融和運動が部落解放運動全体の中で果たした役割や、当時の部落問題論に与えた影響などを冷静に分析していこうというよ

うな視点が今日ようやく現れてきました。

一旦イデオロギー的評価を離れて融和運動について見てみると、融和運動だって一枚岩ではなかったということがわかります。もちろん融和運動のなかには、官僚的であったり保守的であったり、また戦前の復古的な天皇制イデオロギーを強く体現したような人たちもいました。しかし、一方でリベラルな思考、思想をもって民主的な議論を重ねて行く中で、自由主義的な部落問題論を展開していた人たちもおりました。内部に色々な分岐と対立があって、豊かな部落問題論が展開されていたという内実が明らかになってきたのです。そして、水平社・水平運動との緊張関係を保ちつつも、単に水平運動に対する対抗的な措置として、水平社潰しを目論んで権力によって創られたというような一面的な理解を超えて、自立した理論体系を持つ差別撤廃運動の一形態として融和運動が再評価されつつあります。水平運動が主として部落出身者を中心とした運動であったのに対し、融和運動が基本的には部落出身ではない人々が担い手となった、また対象となった運動であったとするならば、水平運動と融和運動は車の両輪のような形で部落差別撤廃運動、大枠での部落解放運動を形成していたといえるでしょう。

そこで、我々もまたこうした視点を共有することで、よりやく融和運動に深く関わっていた武内了温という人物を再検討する足場に立つことができるわけです。武内了温に代表される宗教者が融和運動にどのように関わろうとしたのか、それがどのような意味を持つのか、また仏教系融和運動というのはどのような理論をもち、どのような実践を果たそうとしたのか。そうしたことを融和運動の内実を様々に分析するなかで考えてみる必要があるのではないかと思います。

大谷派における社会事業の展開

では次に、真宗大谷派と武内了温が部落問題をはじめとする様々な社会問題にどのように関わろうとしたのかをみて行きます。武内了温が生まれたのは一八九一（明治二四）年ですが、彼が成人して社会で活躍し始めるのは、ちょうど一九世紀から二〇世紀へ、あるいは明治から大正へと時代が移り変わっていく時期にあたります。この頃の日本社会は、日清戦争・日露戦争を経て、いよいよ本格的に近代国家として急速に成熟していくという状況であり、

しかし、実際には内側に様々な矛盾を抱えているという状況でもありました。それは資本主義が本格的に確立し根付いていく時期であったこととも関連します。

では当時、どのような社会矛盾が存在していたのか。日本は日露戦争のあと、戦争に莫大な戦費を投じたことで深刻な不況に見舞われていました。そのため農村部は疲弊して、生活困窮者が大量に生み出されており、また都市部においてもあちこちに巨大な都市スラムが形成されて、農村部で食い詰めた人たちがそこに流れ込みました。こうした状況を背景に社会主義を求める運動が起こり、やがて労働運動も激化していきます。このように社会矛盾が激化して、社会が大きく変動し始める時期でした。

こうした状況は被差別部落においても同様で、加えて、差別によって様々な社会進出が停滞したため、貧困がより深刻化して劣悪な生活実態に陥っていったのです。差別の結果、この社会の様々な矛盾が被差別部落に集中し始めていたといえるでしょう。被差別部落がそうした状況に直面していた二〇世紀初頭のこの時期、部落問題というカテゴリーが出来上がって、部落問題を社会問題として把握する視点がようやく確立していきます。政府も被差別部落に対して様々なアプローチを行うようになりますが、それは先ほど述べたように部落の「改善」を基本に据えた取り組みでした。

政府はこの部落改善運動に様々な要素を動員していきますが、そこで大きな役割を期待されたのが宗教界でした。道徳の形成に大きな影響を持つ宗教界が積極的に部落問題に関われば、そこで得るものは大きいだろうということで、宗教界を動員するために盛んに要請してくるわけです。しかし、そうした要請に対して宗教界はなかなか腰を上げなかったため、宗教界への批判も高まっていきました。真宗大谷派に対してもやはりそうした要請がなされていますが、教団を挙げて部落問題に関わっていこうというような動きは現れてきませんでした。

そういうなかで、一九一〇（明治四三）年に大逆事件が起こります。幸徳秋水という無政府主義者を中心とした一派が天皇の暗殺を図ったということで逮捕され、当時の社会主義者・無政府主義者と目されていた人々も芋づる式に検挙されました。この事件はほとんどがでっち上げだと言われていますが、検挙された人の多くが死刑や無期懲役といった厳しい判決を受けました。

そのなかに和歌山県のある被差別部落の住職であった高木顕明という人物がおりましたが、この人は真宗大谷派の住職で、お布施などが集まってもそれを被差別部落の人たちのために使うなど、地元の部落で救済活動に従事していた人でした。この高木顕明も「社会主義者」というレッテルを貼られて検挙され、最終的に死刑判決を受けました。後に恩赦によって無期懲役になりますが、獄中で自殺をして亡くなっています。真宗大谷派はこの高木に死刑判決が出た翌日に彼の僧籍を剥奪しました。大谷派にとってみれば、自分たちの教団から大逆事件に関わって死刑判決を受けるような僧侶が出たということは、許されることではなかったのです。そのため高木の僧籍を剥奪して、東本願寺とは無関係であるという声明文を発表します。高木顕明は死刑判決の一方で、教団からも存在を否定されてしまったということです。

しかし、さすがに大谷派も自分たちの宗派の僧侶が「社会主義者」のレッテルを貼られるような活動をしていたことを重くみたのか、教団として社会問題にアプローチするため、翌一九一一（明治四四）年に「大谷派慈善協会」を設立しています。この大谷派慈善協会は被差別部落も含めて、経済的・社会的に生活が困難な人々への慈善救済活動を行いました。ただ、ここでいう「慈善」とは人道主義的な見地に立って、貧しい者、苦しんでいる者に対して施しを与えるということを意味します。武内了温は後に、このような教団の姿勢を厳しく批判をするようになります。ただ、この段階では武内了温自身が大谷派慈善協会に関わっていたわけではありませんし、それまで社会的な動きをほとんど見せなかった大谷派が「慈善」という形であれ組織を作って活動したということは、一定の評価をするべきところだと思います。しかし、この活動も徐々に停滞していきました。

そういうなかで一九一八（大正七）年に米騒動が起こります。一九世紀の終わりから蓄積されてきた様々な社会矛盾が一気に表面化したのがこの米騒動といえます。米騒動には多くの被差別部落の人たちが参加していました。また騒動に対する処罰や取締りは特に被差別部落に対して重点的に行われました。そして、部落問題に代表されるような社会問題を放置することで第二、第三の米騒動が起きるのではないか、あるいはもっと深刻な事件や、ひいては社会主義革命が起こるのではないかという不安から、この米騒

動を契機に、単に不満分子を弾圧するのではなくて、社会の底上げを図って、長い目で見て様々な社会問題が解決して事件が起こらないようにすべきであるというように考え方が変わっていきます。つまり、今までのように「慈善」として施しを与えるのではなくて、社会全体の底上げを実現することで社会問題を解決に導くという形で、社会事業や社会政策が積極的に取り組まれるようになるのです。

この頃には慈善協会の活動が停滞していた大谷派内においても、それまでの「慈善」とは異なる形で社会事業を進めていかなければならないという議論がなされるようになります。一九二〇（大正九）年一一月に発行された『宗報』では、教団による社会事業の促進が「刻下の急務」だというような論調で、社会事業を盛んに行うことがアピールされています。

こういう状況で、ようやく武内了温が真宗大谷派の表舞台に出てきます。先ほど見たプロフィールにもありますように、武内は京都大学を卒業して、当初は大阪の学校で英語の先生をしていました。米騒動を受けて社会事業の必要性が叫ばれるようになると、各地の自治体で社会事業に携わる職員が大幅に増加されます。そういうなかで武内了温は滋賀県の社会改良事務嘱託に職を変えます。ただ、ここでは当初、それまでの部落改善運動と大差のない認識、つまり被差別部落をはじめ社会問題を抱えた人や地域をいかに救済してやるか、いかに教え導くかというような視点で考えていたようです。しかし、滋賀県下の様々な被差別部落を見て歩き、現実を知っていく中で、それではいけないのではないか、「改善」や「救済」をしてやるというような関わり方では不十分なのではないかというように、徐々に彼自身が変化していきました。そういうなかで、真宗の理念に基づいた社会事業の必要性を強く認識するようになっていったようです。

そして、一九二〇年一一月には本山に招聘されて、大谷派本山の教学部という部署に出仕するようになります。武内が本山で最初に取り掛かったのが、社会事業を行う機関を教団内に設置することでした。そのために武内によって書かれたのが資料2の「社会課設置理由書」です。この理由書では、寺院や住職の社会的存在意義が問われているにも関わらず、それは「維新以来既に死滅に帰したりと断言し得べく」という状態であるとして、社会事業を展開することに宗派としての社会的存在意義を見出しています。単

なる「慈善」ではなくて、教団はどういう存在意義をもたなくてはならないのか、教団の社会的な使命として社会問題にどう関わるのか、というところから社会事業を行うことを主張しているわけです。

この理由書が一つの契機となって、一九二一（大正一〇）年二月に教団内の社会事業を掌る社会課という部署が設置されます。この経緯を確認しておくと、武内了温が出仕した翌月の一九二〇年一二月に、当時の寺務総長が「社会事業機関を創設しなければならない」ということを提言しています。そして翌一月末には社会課の職務規定が発布されて、翌二月一日に社会課が設立されました。一九二〇年一一月に武内が本山に出仕してから、翌年の二月にかけて、三ヶ月ほどの早業で社会課が設置されたことになります。武内は二月一一日に社会課主事に任命されて、事実上社会課を取り仕切る立場になりました。

では武内了温は社会課で何をしようとしたのか。彼は大きく二つの功績を残しています。その一つが人材育成で、もうひとつは教団の社会事業を効率的かつ組織的に再編成したことです。武内了温は社会課主事になった時から、まず人材育成が必要であるということを強調していました。そこでまず、一九二三（大正一二）年に社会事業講習所を設置します。これは社会事業に関わる知識や学問を教授することによって専門家を育成する機関でした。そこで僧侶に社会学、経済学、心理学、法学など社会事業に関する知識や宗教学などの学問を勉強させています。またセツルメントのやり方や職業紹介のやり方など、具体的・実践的な方法論についても教えました。

この社会事業講習所は基本的に若い僧侶が社会事業について勉強するための機関ですが、大谷派内外を問わず誰にでも開かれていました。その結果、最初の年の卒業生六六名のうち大谷派の関係者は全体の三分の二にあたる四四名でした。つまり大谷派以外の人が二二名もいたわけです。もちろん全体から見れば大谷派の卒業生の方が多いのですが、大谷派が設置した機関であるにも関わらず、その三分の一が教団外の人だったことに武内了温は少なからずショックを受けたようです。教団内からは思ったよりも人が集まらず、教団外からの人が多いというのは嘆かわしいことだというようなことを武内が大谷派の機関紙上でぼやいています。

とはいえ、ここで学んだ人々が後に大谷派内の社会事業

に従事するようになり、武内了温と一緒に部落問題に携わっていく人材も生まれていきました。武内にとっては、まず自分をサポートしてくれる仲間を作るところから始めなければならなかったということです。このように、彼が第一に着手したのが人材育成でした。

次に、教団は様々な社会事業を効率よく実施していかなくてはいけない、色々な事業を様々な部署で個別に行うのではなく、教団の社会事業として統一的・組織的に運営されなくてはならないということで、一九二四（大正一三）年に大谷派社会事業協会を設置しています。この社会事業協会と彼自身のいる社会課とが密接に連絡を取り合うことで、教団の社会事業を総合的に把握して一元的に管理しようとしたのです。社会事業協会の総裁には法主を迎え、会長として寺務総長を迎えました。こうして教団全体で社会事業に携わっていく体制を作り上げていったわけです。そして、社会事業協会を母体として、各地に支部を置いて、全ての寺に影響力を及ぼそうとしました。しかし、現実的にはなかなか上手くいかなかったようです。

また、一九二五（大正一四）年一月には大谷派内の社会事業を調査しています。その結果、教団の社会事業が未だ無計画なまま個別的に行われており、さらなる整備が必要な実態が明らかになりました。そこでこれ以降、部落問題やハンセン病患者への対応、社会教化など、教団が取り組むべき重要な課題毎に専門機関を設置して、その上で社会事業協会が全体を統合するという体制へと移行していくことが画策されました。こうしてハンセン病患者の救済に関わる真宗大谷派光明会や社会教化を担当する敬愛会といった組織と共に、部落問題に専門的に関わっていく大谷派真身会という組織が作られました。それらの組織を通じて、事業を系統的・効率的に推進していくことが図られたわけです。

武内了温の部落問題論

では、部落問題に即して武内了温の活動をみていきます。武内了温が社会課を設置して、さらに大谷派真身会へと展開していく過程でどういうことがあったのか。

一九二〇年代前半から中盤にかけて、教団では数ある社会問題のなかでも部落問題の重要性が増していました。その背景として、前に述べたような水平社の創立がもたらしたインパクトがあります。水平社の創立は仏教界、特に東

西両本願寺にも大きな影響を与えました。一九二二年に京都で創立された水平社は、その当初から東西両本願寺に対して非常に厳しい批判を行っています。どういった点が批判されたのか。東西両本願寺は多くの被差別部落民衆の信仰を集めていたため、そこから多額の募財、つまりお布施を募っていました。時には税金のように半ば強制的に徴収するようなこともあったようです。しかし、先ほども述べたように、当時、多くの被差別部落が経済的な貧困にあえいでいました。そういうなかで、水平社は東西両本願寺の募財を拒否するという方針を打ち出します。また、浄土真宗では僧侶を等級分けした堂班制が維持されており、そのなかで部落内の寺院や部落出身の僧侶の地位が低い状態に置かれているということで、この堂班制も批判の対象となりました。

水平社の同人たちのなかには、親鸞の教えを理想化した、親鸞思想ともいうべき理念を持った人たちがおりました。そうした人たちは、東西両本願寺の現状が親鸞の教えからこんなにかけ離れているではないかと批判して、親鸞の理念に回帰せよと訴えています。そうした訴えの具体的な形として募財の拒否だとか堂班制の批判があったといえます。そして、東西両本願寺も、部落問題を重視せざるを得なくなるわけです。一方で、武内了温自身はこうした水平社の主張に深い共感を示しています。

しかし、これに対して先に行動を起こしたのは西本願寺、浄土真宗本願寺派でした。西本願寺は一九二四年一〇月、梅原真隆を中心に融和運動を行う組織として本願寺一如会という団体を設立します。一九二五年九月に当時の内務省のもとで中央融和事業協会という組織が作られて全国の融和運動を行っている団体の統括が図られると、本願寺一如会も、この中央融和事業協会と密接な関係を結ぶようになります。中央融和事業協会からも宗教界・仏教会に対して積極的に融和運動に関与するように要請がありました。また、民間の融和団体の連絡組織である全国融和聯盟も、宗教界・仏教会に対して融和運動へ参加するよう呼びかけています。

一方、当然ながら東本願寺、真宗大谷派の側でも部落問題への積極的な関与が求められていきます。そこで、一九二二年に社会課が中心となって教団内で第一回地方改善協議会を開催し、さらに翌年には「大谷派地方改善方針」を発表します。「地方改善」というのは当時の部落問題の呼

称です。まだ手探りではありますが、大谷派でもこの時から独自の取り組みが始まったといえます。

そして先ほど述べたように、一九二五年一月に大谷派内の社会事業を調査し、翌一九二六（大正一五）年に系統的に融和運動を進めるための機関として真身会が組織されるに至ったわけです。資料3に真身会の設立趣意書を載せています。興味深いのは二段落目です。「我派に於ては、既に大正十年社会課の設立以来、相当の予算を計上して諸種の事務を起し、或は総長の訓示、社会課の指導等奨励せられ来りしも、寺内諸種の事情は、これが遂行を期すること困難にして、現在及び将来に於て、甚だに寒心すべきものあるを憾みとするところなり」、つまり、予算を計上して、総長の訓示があって、社会課が指導をして色々な事業をやってきたけれども、教団内の事情で十分遂行できなかったということです。趣意書はこうした現状を批判して、教団の歴史的な経緯や真宗の教義を考えてみたとき、大谷派が部落問題に深く関わるのは当たり前のことだという見解を打ち出しています。

では、この真身会が何をめざしたのか、何を実現したのかということですが、真身会が重視したのは隣保事業と宣伝事業でした。隣保事業というのは植民事業とも呼ばれていますが、各地の被差別部落に社会事業を専門的に勉強した僧侶を派遣して、その地域での生活を通じて地域の抱えている問題に具体的に取り組んでいくというセツルメント事業です。つまり、各地の被差別部落で僧侶が地域の相談役となって、お寺が地域の文化の中心になるように積極的に活動するというのがこの隣保事業です。武内は最初に人材育成機関として社会事業講習所を設置しましたが、そこで社会事業の方法論を学習した者たちを各地に派遣するということを行ったのです。

次に宣伝事業ですが、これはいわば啓発事業です。つまり、社会に対して部落問題に対する理解を訴えていくということですが、この場合、社会全体はもとより、とりわけ僧侶や教団自体が部落問題に対するしっかりとした知識や認識を持たなければならないということで重視されたわけです。そして、武内了温自身は教団内の真身会だけに閉じこもるのではなく、教団外においても積極的な発言を行っていきました。

では、武内了温は部落問題についてどのようなことを主張していたのでしょうか。武内の部落問題論は、彼自身が

被差別部落の出身者ではないというところから出発しているのが大きな特長です。武内は貧しい中で育ったため、貧しさへの理解はあったようですが、部落問題に関しては、むしろ「被差別部落の出身者ではない」という側に立ち続けました。彼の書いたものを読んでいると、徹底的に「被差別部落の出身者ではない」側、「差別する者」の側に立ち続け、そうした差別的な立場から如何に自らを解放するかということにこだわっていたのがわかります。

先に述べたように、水平運動は被差別部落出身者としての立場を強調し、その立場において解放を求めていく運動だったといえますが、武内了温はその反対側に融和運動を築いていったのです。つまり、「部落出身者ではない」側、「差別する者」の側から部落問題に関わるとはどういうことなのかを生涯模索し続けた人だったのではないかと思います。武内は「自他平等の境地」を設定していて、そうした境地に対して、それでも差別者になってしまう自分を深く懺悔する、絶対平等の境地に到達できない自分を懺悔するという「懺悔論」を提起しています。そうした「懺悔」を通じて、「差別する者」の側である自分の立場を徹底的に自覚し、「差別する者」とならざるを得ない自己の解放を模索したわけです。

ただ、残念ながら武内の文章は悪文というか、非常に意味の理解しにくい文章を書く人でした。資料4に彼の著作である『懺悔小論』（全国融和聯盟パンフレット第一篇、一九二六年）からの文章を引用しています。ここでも、差別が起こるのは自他平等の真実を自分の心が忘れているからではないか、それに対して私たちはどこまでも懺悔すべきではないかと言っています。資料八頁の上段に「真実自分を忘れず、真実自分のためを思ふなら、どこ迄もこの悲しい事実を自分のことゝして悲しまねばならぬことも知らされました」とあるように、「差別する者」としての自分を深く「悲しむ」ということです。武内は「差別する者」としての自己を自覚するということを、「悲しむ」と表現しています。彼は「静かに己を悲しむ心に真実の力が生まれる」という言葉も遺しています。

ですから、武内の差別論はある意味では徹底的に「利己的」だということができます。利他的に、つまり「他者のために」部落問題に取り組むのではない。利他的に振る舞うということは、突き詰めれば部落問題を、差別の問題を他人事として捉えるということでもあります。それは「慈

善」として弱者に施しを与える態度と変わらないものとして批判されます。武内がめざしたのは、差別をしてしまう自分を解放するために悲しみ、思いを馳せるという、どこまでも利己的な行動だったのです。武内による様々な社会事業の取り組みは、こうした自己解放のための具体的な実践であったわけです。

「部落出身者ではない」側、「差別する者」の側という立ち位置から部落問題と向き合うことを模索した武内は、「差別する者」が持つ抑圧性や差別性に対して自覚的であろうとしたといえます。これは、現代的なマイノリティ論にも通じる問題意識だと言えるのではないでしょうか。水平社のようにマイノリティ側が自分の立場を主張するから差別がなくならないのだという誤解が当時からあったわけですが、それに対して武内は、それは強者の側、多数者側の意見にすぎないのだとして、まずは徹底的に差別者としての立場、時にマイノリティに対して差別や抑圧をもたらす者としての立場を見つめなおすことを強く訴えかけているのです。

しかし武内は一九二〇年代の後半から一九三〇年代にかけて、教団外での融和運動の第一線からは退いていきます。その背景として、一九二〇年代の後半に融和運動が道徳的・宗教的な運動から経済学などの理論に則った科学的な運動へと転換を図っていったことが指摘できます。この頃から、武内に限らず、教団外で発行された融和運動の雑誌に宗教者の論文が載ることが少なくなります。科学的融和運動が提唱されるなかで、宗教者は融和運動の第一線から退いていくわけです。そうした動向のなかで、武内了温は教団外の融和運動での立ち位置を失っていったのではないでしょうか。そして以後は教団内での取り組みに集中していきます。

しかし、一九三〇年代には武内の理論に変化が現れてきます。差別をなくすことは「天皇の大御心」であって、融和運動は天皇の御心を実現するための運動である、天皇の赤子としての平等を実現するのが融和運動であるという主張に変化していくのです。

ただ、こうした主張の変化は、武内が明確に転向、変質したからなのか、それとも彼の融和運動論、部落問題論のなかに本質的に孕まれていた問題なのかということは慎重に検討する必要があるのではないかと思います。つまり、「差別する者」とならざるを得ない自己を「自他平等の境

地」に対して懺悔するというのが彼の部落問題論の基調ですが、このように超越的な「自他平等の境地」を設定して、常にそれとの距離を測ろうとするなかで、その「自他平等の境地」が「天皇の大御心」というものへとすり替わっていったという可能性も考えられるわけです。武内は一九三〇年代には「天皇の大御心」というものは阿弥陀如来の慈悲と同一なのだという見解も示しています。ですから、こうした論理は、超越的な存在を設定してそこからの距離を測るという形をとる武内了温の部落問題論自体が本質的に辿った帰着であったとも思います。

大谷派自体もそうですが、武内はこうした主張とともに徐々に天皇崇拝へと傾倒し、一九三〇年代後半には戦争への協力的な態度を表明するようになって、被差別部落の満州移民を正当化した理論などを打ち出すようになります。

おわりに

武内了温は戦後、松本治一郎、朝田善之助、北原泰作、梅原真隆などとともに部落解放全国委員会の立ち上げに参加していますが、その後は大きな活躍をすることなく教団内でも第一線を退いていき、一九六八（昭和四三）年にひっそりと亡くなりました。晩年に、自分の生涯を振り返って「己れ独りの独走であった」という言葉を残しています。これは非常に残念な寂しい言葉だと思います。武内の活動は教団内での理解がなかなか得られなかった。とりわけ部落出身者ではない者がなぜそんなに熱心に活動する必要があるのかということで、教団内でも大きな壁にぶち当っていたのです。しかしすでに述べたように、武内了温の部落問題論の本質はまさにその点にこそありました。「部落出身者ではない」側、「差別する者」の側から部落問題にどう関わっていくのかということに徹底的にこだわったこと、それが武内了温の部落問題論の意義であり、こうした議論は今日的にも有効性を持ち得ると考えています。

しかし、教団において差別と向き合おうとした先駆性とともに、その思想と行動には限界もあり、武内了温の理論と実践を受け止めきれなかった教団のあり方も含めて、やはり批判的な検討が必要です。融和運動への低い評価と教団内での武内了温への低い評価が、武内了温を忘れられた思想家、活動家に留めていたわけですが、こうした従来の評価を払いのけた上で、武内の部落問題論の今日的意義も含めて、再検討や再評価が求められると思います。

2009年度部落史連続講座PART2 第1回 2009.11.6

武内了温の部落問題論

―真宗大谷派における融和運動の軌跡―

(財)世界人権問題研究センター
研究員　本郷 浩二

はじめに
○武内了温とは誰か
・真宗大谷派における社会事業／部落解放運動の先駆者
・融和運動の潮流における仏教系融和運動論の一角を担う
・社会事業史／部落解放運動史における言及の少なさ

1.融和運動の虚像と実像
○融和運動の誕生
・水平社創立のインパクト
・「部落改善」から「融和」へ
・水平運動への高い評価の一方で、融和運動へのマイナス評価が定着

○融和運動の実像
・水平運動史の見直しにともない、イデオロギー的評価から内実の評価へ
・融和運動内部の対立と分岐
・水平運動との緊張関係を保ちつつ、独立した理論体系を持つ差別撤廃運動の一形態としての評価
・仏教系融和運動の理論と実践

2.大谷派における社会事業の展開
○大谷派の課題
・農村の疲弊や都市貧民の増加等、社会矛盾の激化
・大逆事件（1910年）と高木顕明の死刑判決
・大谷派慈善協会の設立（1911年）
・米騒動を経て、教団による社会事業促進が「刻下の急務」へ

○社会課設置と武内了温
・武内了温、本山へ出仕
・「社会課設置理由書」の執筆
・社会事業の展開に教団の社会的存在意義を見出す
・社会課設置（1921年）、武内を社会課主事に任命

○社会事業の展開
・社会事業講習所設置（1923 年）と人材育成
・大谷派社会事業協会の設立（1924 年）と教団社会事業の組織化／制度化
・無計画／個別的な事業の実施から重要課題に即した諸機関の整備による効率的／系統的な取り組みへ

3. 武内了温の部落問題論
○部落問題の重要性の高まり
・水平運動による東西両本願時募財拒否と堂班制への批判
・本願寺派（西本願寺）における本願寺一如会の結成（1924 年）
・中央融和事業協会による融和団体への統制強化と融和運動への宗教者の積極的な関与の要請

○大谷派真身会の設置
・第 1 回地方改善協議会（1922 年）と「大谷派地方改善方針」の発表（1923 年）
・大谷派真身会の創設
・「隣保（殖民）事業」と「宣伝事業」の重視
・教団外での積極的発言

○武内了温の部落問題論
・「差別者としての自己」を自覚し、「自他平等の境地」に「懺悔」する「自己解放運動」としての融和運動
・「静かに己れを悲しむ心より　真実の力は生る」
・「部落出身者ではない側」としての、部落問題への向き合い方

○戦前から戦後へ
・宗教的融和運動から科学的融和運動へ
・教団外の融和運動の第一線から撤退し、教団内での取り組みに集中
・「天皇の大御心」の実現としての融和運動へ
・戦後、部落解放全国委員会の発起人／顧問へ

おわりに
・「己れ独りの独走であった」
・「忘れられた」思想家／活動家、武内了温
・武内了温の部落問題論が持つ意義と限界

【資料1】武内了温略歴

1891、12、20～1968、1、15（明治24～昭和43）　真宗大谷派における同和運動の創始者。兵庫県竜野市の大谷派松林寺住職・武内了道の長男として出生。12歳で父を失い貧困のなかで成長したが、当時の大谷派法主・彰如の私的経済援助によって京都帝国大学哲学科を終え、滋賀県社会改良事務嘱託に在職中、1920年（大正9）請われて大谷派宗務所に入り、翌年社会課を創設し初代課長となる。しかし同派内の部落問題に対する無理解に囲まれ、26年3月大谷派と中央融和事業協会から補助を受け、融和団体真身会を創立し、その他ハンセン病の問題について光明会を興し、回復患者の救護の運動に携わるなど、晩年に至るまで大谷派内の同和運動の第一線で活動した。（後略）

（『部落問題・人権事典』執筆・泉惠機）

1891年　兵庫県に生まれる
1914年　京都帝国大学入学
1919年　滋賀県社会改良事務嘱託に就任
1920年　大谷派本山教学部に出仕
1921年　大谷派社会課主事
1926年　真宗大谷派真身会副会長
1931年　真宗大谷派光明会理事
1946年　部落解放全国委員会発起人・顧問
1947年　宗務顧問
1968年　死去

【参考】関連略年譜

1921年2月　大谷派社会課設置
1921年9月　同愛会創立、有馬頼寧が会長に就任
1922年3月　全国水平社創立
1923年8月　内務大臣「地方改善に関する訓令」、中央社会事業協会地方改善部設立
1924年10月　遠島スパイ事件発覚、水平社混乱
本願寺派一如会創立、梅原真隆が会長に就任
1925年2月　全国融和聯盟設立
1925年5月　全国融和事業大会、全国水平社第四回大会
1925年9月　中央融和事業協会設立、地方改善部廃止
1926年3月　大谷派真身会創立
1927年7月　中央融和事業協会が帝国公道会・同愛会を吸収合併、全国融和聯盟の機能を引き継いで再編される

【資料2】社会課設置理由書

現代一般社会の現状を察し、寺院住職の存在の意義を思ひ、祖師の御心に帰りて社会事業の性質を観ずる時、特に山内に於て本課設置の必要を信ず。

一、寺院住職の存在の意義

寺院住職の存在の意義に二種あり、一つは社会の現実的要求満足のための住職寺院の活動なり、二には社会の宗派的要求満足のための住職寺院活動なり。（中略）

これを現代我が真宗寺院住職につきて観ずるに、社会的存在は、殆ど揚ぐべき種のものを見ず。その宗派的存在の意義をなすべきものは布教と読経と儀式とを挙ぐるを得べし。即ち寺院住職の社会的存在の意義は維新以来既に死滅に帰したりと断言し得べく、しかも社会的存在より宗派的存在の意義に眼を移転せば、又大いに反省すべきところあるを思はざるべからざるは一般の承認する所なるべし。（中略）

四、真宗と社会事業

（中略）

又現代が、積極的に社会課、利他化を説きて、なほ且宗教に求むる処あるは、倫理の世界に於ける他愛の不徹底を意味するものにして、倫理的立場より他愛は、単に方法的価値としてのみ承認せらるゝ以上に出ずるを得ざる現状なればなり。

【資料3】真身会設立趣意書

我国内に於ける少数同胞と多数同胞間の問題は、現代に於ける最も重要なる社会問題として、政府に於ても民間に於ても、諸種の事業運動の施設せられつゝある現状にあり。

而して、我派に於ては、既に大正十年社会課の設立以来、相当の予算を計上して諸種の事務を起し、或は総長の訓示、社会課の指導等奨励せられ来りしも、寺内諸種の事情は、これが遂行を期すること困難にして、現在及び将来に於て、甚だに寒心すべきものあるを憾みとするところなり。

然るに該問題たるや、これを一日とも等閑に附すべからずとして、全国的に各自各の立場より貢献せられつゝあるも、実にこれ宗教信念に生きむとする団体の率先して、鋭意専心これに当るべきものにして、殊に我が派の教義並に歴史的関係を顧る時、益々その責務の重且大なるを知り、同時に如何なる困難を排しても、徹底的運動の必要を認むべきなり。

こゝに従来の事情と刻下の現状を鑑み、新に

然るに我が真宗の立場より之を観ずるに、利他は方法にあらず、全く目的それ自身にして、その自由平等の世界は、諸行無常の物質界に求めず、純精神の直観にして、慶喜金剛の信心開発の極速の体得なり。その不平と反抗の現実そのまゝの直観の中に、如来の大慈悲を信ずるなり。衆生貪瞋煩悩中能生清浄願往生心といへり。而してその生活は侵略にあらず所有にあらず、懺悔なり報謝なり。（中略）

如斯く観ずれば、今日の社会事業は真宗住職並に信徒の宗教運動を待ちて始めて完成せらるると云ふも過言ならざるべし。（中略）

五、社会課設置の理由

以上論ずる所により、山内に於て社会課を設置する故は、時代の要求を察すること、住職の社会的存在の意義を充実せしめむとすること及びその宗派的存在の意義を完成せむとするにあることを信ず。

（後略）

（『同朋運動史資料』1、一九八三）

真身会なる、融和運動を目的とする団体を創立し、教団としての真実報謝の途を開き、会則による諸種の事業を進め、以て宗意に反かざらむことを期してやまず。（後略）

大正十五年三月二十五日

（『同朋運動史資料』1、一九八三）

【資料4】武内了温の「懺悔」論

然しこの道が一般に忘れられて居ります。道があるといふことすら忘れられて居ります。この事は、社会や国家や、虐げられた人圧迫せられたる人達のために悲しむべきことでなしに、実に、もつと直接に、これを知らない人自身の悲しみであるのであります。道とは何をいふのでせう。（中略）「理想とは自他平等の境地である」として置きたい。自他平等といふことは、自分と他人とを区別しないで、自分も他人も一つに見て、たゞ立派なる理想生活に生きてゆかうとすることなのです。（中略）私達は、何をさ

しをいても、この平等の理想が自分である。真実と永遠といふことは、この自他平等の世界こそ真の住家であると知るところにのみあることを知り、何をさて置いてもこれから離れぬやうに、総ては、たゞこの世界が自分のものであると知るために生き行ひものを言つてゐるのだと知らねばなりませぬ。かくの如く知られた時に始めて道を聞いた知つたといひ得るのです。

（中略）

そこで、真実の自分のためとは、今迄思つてゐた総ての自分のためでなしに、それとは全く反対に、他人のためにすることが真の自分のためであつたことに気づかねばなりませぬ。（中略）そしてこの自分のためといふことは、生きてゐる五十年百年の自分のためでなしに、これこそ永遠の死なない自分を打ち立てることになるのです。（中略）私は、私自身に、真に死なない永遠の生命は自他平等の世界にあると知りながら、然もこれから離れて、たゞ自分自身の幸福安逸享楽優越をのみ願つて生きて居る姿を、どうにかしてあやまれるものとなし、明かに自他平等の世界を真実とし、たゞこの世界のみ自分であると

なし、この世界から離れまいとする自分自身の懺悔告白と、自分自身の努力とのためにのみこれをかくのですから。

（中略）

廻心しない以前の私達なれば、これを知らずとし人事としてほかして置けもしません。然し一度真実の自分への一歩を踏み出した私達は、どうしてもこれを知らずとほかせないのです。そして、その心になってこれを悲しまざる自分を悲しむで、少しでも悲しむ本当の自分にかへらねばならないのです。未だ真実永遠などを知らないものすら、こゝに悲しむで、これを他の運動のやうにとりしまったり、悪くいったりしないで、その心を心として、少しでもその心に答へやうとしてゐるのです。

（中略）

私は、こゝに、結婚と職業と住居と住宅と教育とについて、誤まれるあさましい心を今にもつてゐることを申しました。これは二三の実例にすぎませぬ。これ等のあさましい姿を、私が見きゝしたことだけをつゞつても、それはとても尽くるところが無いでせう。これ実に、私達の心に、全く自他平等の真実の自分が忘れられ、他人の悲しみに思ひ及ばぬのみならず、むしろこの悲しい事実の故に、これを侮蔑し、これを駆除せむとしてゐるのです。真実私達の命にもかへられぬ自分を見ることが出来ましたら、どこ迄も私達は懺悔すべき筈なのです。（中略）私はこの悲しい事実を見、これを悲しと自分のことに見られない自分を懺悔しやうと申しました。然し、こゝに誤つて因果といふことで、これを悲しまうともしない人があります。それは、善因善果悪因悪果といつて、気の毒な人悲しい人は、誰れの罪でもなしに、その人の罪だといふやうに人を考へさすのです。然し、これは誤つて居ります。人を罰し人を罪するための因果ではありませんぬ。全くこれと反対なのです。（中略）深い因果には罪人は無いのです。仏や神の大いなる慈悲愛の前には、罪人は無いのです。皆が助かるのです。それは深い因果が知られるからなのです。（中略）然し私達が、深い愛念から見ますれば、自分のことゝして見ますれば、その悪くなりつまらなくなり、罪を犯すに到れるわけがらを、深く深くたどつて見ますなら、乾度悪い奴などへないで、気の毒だとひたすらに泣かれることでせう。この自分が忘れられ、他人の悲しみに思ひ及ばぬのみならず、むしろこの悲しい事実の故に、これを侮蔑し、これを駆除せむとしてゐるのです。真実私達の命にもかへられぬ自分を見ることが出来ましたら、どこ迄も私達は懺悔すべき筈なのです。（中略）私はこの悲しい事実を見、これを悲しと自分のことに見られない自分を懺悔しやうと申しました。然し、こゝに誤つて因果といふことで、これを悲しまうともしない人があります。それは、善因善果悪因悪果といつて、気の毒な人悲しい人は、誰れの罪でもなしに、その人の罪だといふやうに人を考へさすのです。然し、これは誤つて居ります。人を罰し人を罪するための因果ではありませんぬ。全くこれと反対なのです。（中略）深い因果には罪人は無いのです。仏や神の大いなる慈悲愛の前には、罪人は無いのです。皆が助かるのです。それは深い因果が知られるからなのです。（中略）然し私達が、深い愛念から見ますれば、自分のことゝして見ますれば、その悪くなりつまらなくなり、罪を犯すに到れるわけがらを、深く深くたどつて見ますなら、乾度悪い奴などへないで、気の毒だとひたすらに泣かれることでせう。こ

の深く深くたどるところが因果なのです。孔子が、罪を憎むで人を憎まずといはれたのもこの心なのです。この心こそ自他平等の自分を真実みつめた心なのです。

（中略）

今や私達は、悲しむべく痛ましい事件の今にこの世にあることを知りました。然も私達は、これを悲しむべきを悲しまずに、これを他人事と知らぬ顔をしてゐたり、なほも誤れることには、これを侮蔑し、これを駆除せむとすらしてゐるあさましい自分を知らされました。そして、真実自分を忘れず、真実自分のためを思ふなら、どこ迄もこの悲しい事実を自分のことゝして悲しまねばならぬことも知らされました。然しこの、悲しむべきを悲しむとのことほど困難なことはありません。この不幸なる方々に接して、気の毒と思ふ心を呼びさますことすら中々に困難で、これ等の方々に接して御同胞とならうとすればするほど、その困難これから離れやうとし、これを悪く見るやうになるのです。こゝには深い深い決心をもたねばなりませぬ。それは、どんなにいやでも困難でも、どこ迄もこれを自分のことゝ悲しむことが、他人のためでなしに、自分が死なないこの世の命よりも大事なことのためにどこ迄も正しいことであると深く々々信じて、然も、常にこれから離れて居るあさましい自分を、念々に刻々に懺悔することなのです。

皆様とともに、たゞ自他平等の世界のみを知らむとして進みませう。そして自他平等の世界よりほか幸福な世界は決して生れないことを知りませう。故に、この道のために、富貴も居らず貧賤も去らぬ決心をいたしませう。全然すてられ人となつて身を野晒しになし果てゝ、始めてまことの涙を知ることを深く々々味ひませう。そこに神よと叫び、神の外にはなにものも無い世界のあることを知りませう。然し私達は、やはり自分自身だけの富貴を思ひ他の貧賤を忘れて一生暮すでせう。たゞ念々に常に死を念じ、すてられはてた身に神を念じ念仏してはこの悲しいことを思ひませう。神とは仏とは、この真善美を尽し極めた自他平等の愛より他ないのです。

武内了温『懺悔小編』（全国融和聯盟パンフレット第一篇、一九二六）

「部落＝窮乏説」と一面的な部落観
―部落問題学習の課題について考える―

石元清英

今日のお話は、いつもの部落史講座の趣とは違う話になるかもしれません。というのも、私は部落史が専門ではなくて部落の現状研究が専門です。今日お話しするのは私が大学で部落問題を教えていて、感じたことをお話したいと思います。

1．おもしろくない同和教育―学生の感想から

私は「部落問題」と部落問題以外の「さまざまな人権問題」を扱う二つの科目を教えているのですが、どうしても部落問題のほうが人気がありません。部落問題以外の話をすると、学生はわりとよく関心を持ちます。どうも部落問題というともうたくさんだ、というふうに思っている学生が少なくありません。一年間の講義の最後の時間に学生に感想を書いてもらうのですが、小中高で受けてきた同和教育、人権教育の感想を書く学生がいます。私は別に学生に小中高で受けた授業の感想を書いてくれとは言っていないのですが、私の講義の感想とともに小中高の感想もまじっていたりします。それを読んでみると、例外なくおもしろくなかった、というものです。学生に聞いてみると、「差別はいけない」というわかりきった結論を繰り返しいわれるだけで、なぜ差別があるのか、なぜ特定の人たちが差別をされるのか、あるいは、ほとんどの人が「差別はよくない」「差別はなくなったほうがいい」と考えているのになぜなくならないのか、「なぜ」「どうして」ということに触れることなく、わかりきった結論である「差別はよくない」「差別はしないでおこう」ということを繰り返し、繰り返し言われるだけだった。あるいは、「差別について考える義務があるんだ」、「～しなければいけない」というような抑圧的な感じがした、生き方を押し付けられたような感じがしたという学生が多いです。具体的には、レジュメの1ページにあげています。こういう感想が多く見られます。たとえば、ビデオを見せられて感想を書きなさいといわれ、感じたままの感想を書くと、残されて書き直しということになってしまう。先生が求めるような模範的な感想を書いて終わる、建前が先行して本音が出せないというそんな雰囲気だったという学生も多くいます。また、学生たちが部落についてもっているイメージが非常に一面的です。学生が部落に対してどういったイメージをもっているかというと、「暗い・貧しい・閉鎖的」です。これが三点セットのようにでてきます。

2．これまでの同和教育は何をしてきたのか

なぜそういうイメージをもっているかということですが、レジュメの6ページを見て下さい。これは私の部落問題の講義を受けている学生に授業を始める前にとったアンケートです。表2は部落に対してどういったイメージをもっているのかについてですが、このような選択肢をあげまして、該当するものにいくつでも丸をつけて答えてもらいました。この表の見方ですが、全体のなかで「ある」「ない」となっているのは、小中高で何らかの形の部落問題教育を受けたことのあるかどうか、ということです。たくさんの内容を習った学生から少ししか習っていない学生まで様々でしょうが、「ある」という学生が一四一人、「ない」という学生が四九人でした。一番下の「どのようなイメージももっていない」という学生が多いです。特に部落問題教育を受けたことのある学生が多いです。本当に何のイメージももっていないというのではなくて、差別的なイメージをもっていないという意味で答えた学生も混じっているように思われます。つまり、自分には偏見がないと答えた学生がいるように思えますので、この「どのようなイメージももっていない」という回答を除いて構成比を算出したのが右側です。

この「イメージなしを除く」のところの部落問題教育を受けたことがある学生の回答を見てみますと、「閉鎖的」というイメージを持っている学生が四三・一％、「暗い」が三四・一％、「貧しい」が三八・六％で、この三つが高い構成比になります。部落問題教育を受けたことのないという学生についてみても同様に、「閉鎖的」が四八・五％、「暗い」が四二・四％、「貧しい」が三六・四％と、「閉鎖的」と「暗い」は部落問題教育を受けた学生のほうがやや少ないのですが、「貧しい」はほとんど変わりません。例えば「皮革業が盛ん」と答えた学生は部落問題教育を受けた学生に多くなっていることなどがわかります。

部落問題教育を受けた学生にどんなことを習ったのかを聞いてみると、表1のようになります。一番多いのが「江戸時代の身分制度について」です。六六％です。「結婚差別について」は五八・九％、「差別はしてはならないという注意」、これは五五・三％、これらが五割をこえます。そして、五割に近いのが、「就職差別について」四八・九％、「部落差別の不当性について」が四七・五％、「部落解放運動について」が四四％で、これらが主として習う

ことだということがわかります。学生に具体的にどういうことを習ったのかと聞くと、今現在の部落に触れることはないと言います。どこに部落があって、そこではどんな人がどんな生活をしているのか、そういったことは一切習わずに、例えば結婚差別についても、部落の人たちは結婚に際して反対を受けたりするということを非常に抽象的な形で聞く。そのため、部落の人たちが部落外の人たちと結婚する際には、とても強い反対が起こるものだと思い込んでいます。学生に部落差別は今どうなっていると思うかと聞くと、やはり今でも部落の人は企業に就職できないと言います。結婚についても非常に強く差別されるために、所謂、血族結婚、部落の人は非常に血の濃い結婚をしていると思っている学生がかなりいます。これは小中高と同和教育をたくさん受けたという学生でも、部落の人は血の濃い結婚を繰り返しているんだ、だから部落には障害者が多いんだと言います。つまり結婚差別が厳しい、部落では結婚に際して強い反対を受ける、それで自殺をする人もいるというような話を聞くと、もう部落の人は結婚に際して常に差別を受けるんだ、部落外の人と結婚するのがむつかしい、その結果部落の中で結婚を繰りかえしている、そのことが血族結婚につながっているんだと考えている学生が非常に多いのです。具体的に現在の部落がどうなっているのかということのイメージをもっていないです。イメージをもてないまま非常に抽象的な形で、部落が差別されている、差別が根強くあるというふうに聞くと、今の時代にそんなに強く差別されるのだったら、部落という所はよっぽど変わった所だろう、また、強く差別されているから非常に暗いんだろう、閉鎖的なんだろう、これは血族結婚と結びつくイメージですが、そして貧しいんだろうというように考えてしまっているように思います。

もう一つは、小中高の部落問題学習では歴史の話をして終わってしまった、という学生も多いです。江戸時代の身分制度について簡単に説明があってそれで終わり、今の話は全然なかったと言う学生も多いです。近世の身分制度の話をしてそれだけで終わると、部落は江戸時代の賤民身分の子孫の人たちが代々住み続けている、そういう閉鎖的な特殊なコミュニティだというイメージを持ってしまいます。

今現在の部落がどうなっているのかといったことにふれない、現在のことは抽象的に、単に差別が根強くて厳しい

ということを一面的に強調する、その一方で歴史の話だけに触れて終わるというような部落問題学習がかえって部落の異質視する見方を強めているのではないかと強く感じています。そのため、私の授業では、現在の部落の様子がわかるように写真、特に一九八〇年以降の地区改良事業が終了した部落の写真を見せると、かなりの学生が自身がもっていたイメージとかけ離れているのに驚きます。学生は非常に貧しくて、粗末な家がかたまっているという、一九六〇年以前の部落をイメージしているようで、地区改良が進んだ部落の様子をみせると驚く学生が少なくありません。このように、一面的な部落観をもってしまっている。これは繰り返しになりますが、具体的な今の様子を伝えない、非常に抽象的に、あるところに部落があって、そこはまわりから非常に強く差別をされているというようなことを聞いて、学生たちはそれを今の部落に当てはめている、そういうところが強くあると思います。

特に今の学生には「貧しい」といってもぴんときません。貧困のイメージを聞くと、二つのことを言います。一つは、第三世界の都市スラムです。もう一つはホームレスです。ですから部落もそういうところだろうと漠然と思っている。一九六〇年当時の部落の様子を克明に記録した、亀井文夫のドキュメンタリー映画「人間みな兄弟」を学生たちに見せるんですが、その映画にはまだ住環境整備が始まる以前の非常に不良住宅が密集した部落の様子がでてきます。そういったバラックの様子なども、変化する前の部落の実態として見せます。それを見せる前にバラックの話をして、学生に「バラックって何で出来ていると思うか」と聞くと、学生は「段ボール」と答えます。貧困というものにリアリティがないのです。貧しいとか仕事が不安定ということを聞いて、とんでもないものをイメージしているという気がします。教えるほうがイメージしているものと、受取る学生がイメージしているものがかけ離れている可能性が大きいと思います。こういうふうに具体的な部落が見えないという問題があります。

3．隠蔽される部落

部落が隠蔽されるということが多くあります。なぜレジュメの2ページに賀川豊彦をあげているかといいますと、今年、賀川が神戸の新川に移り住んで一〇〇年になります。新川というのは神戸の葺合の部落なんですが、そ

こに住んで布教活動とか貧困者のための活動に関わって、賀川は新川の聖者と言われたりしています。また、『貧民心理の研究』という本の中にある賀川の一面的な部落の見方、人種・民族起源説に非常にとらわれている見方は批判されることも多いのですが、部落に住みながらいろんな活動をした人物です。朝日新聞のこの記事に「一九〇九年、二一歳で神戸の貧しい人々の街に住み込んだのも、信仰の基盤があったからだ」とあります。これは新川のことを言っているのですが、こういうふうに「貧しい人々の街」というふうになっていて、部落とは書かないのです。吉川弘文館の国史大辞典で「賀川豊彦」をひいてもそこには部落のことは一切書いていません。まったく触れていないのです。このように、部落について触れない、書かないということは非常に多いです。

レジュメ3ページにあります有馬頼寧は一九二一年に融和団体である同愛会の会長になり水平社運動にも一定の理解を示した融和運動家です。伯爵を継いだとき、同愛会を中央融和事業協会に吸収させるということで融和運動から離れてそのあと、貴族院議員になって農林大臣をやったり、戦後は日本中央競馬会理事長をして、有馬記念にその名が残っています。ここにあげた国史大辞典の記述をみると、どこにも部落問題がでてきません。一九二一年から二七年まで同愛会の会長をやっていたのですが、そのことが全くでてきません。このなかでは一九二二年に日本教育者協会を創立して会長になった、一九二四年に大学をやめて衆議院議員になった、一九二五年に治安維持法に反対した、一九二七年に伯爵家を継ぎ、産業組合中央会監事になった、ということが書かれているだけで部落問題には全く触れられていません。こういうふうに部落問題にかかわったということが消されてしまうんです。国史大辞典では、「喜田貞吉」をひいても部落問題については全く書いていません。「特殊部落研究号」を出したということも全く書かれていません。部落問題について隠蔽されるということです。

これと同様のことですが、柳原銀行記念資料館の建物が『京都の洋館』という本に紹介されています。説明文を読んでみてもわけがわからない文章です。「地域の人々」とありますが、どの地域なのか、部落問題には全く触れていないのです。こういったことが繰り返されています。

部落の隠蔽ということでは、もう一枚資料をつけておき

ました。「蘭学事始」です。杉田玄白が前野良沢らと腑分けを見学する場面が出てきます。解剖を見学して人間の臓器が「ターヘルアナトミア」に書いてあるものと全く同じだということに驚くところがあるのですが、その場面です。腑分けは穢多がやっていました。穢多が解剖して、ここが肺臓だとか腎臓だとかを教え、医者はそれを見て納得して帰るということがこの時代の習いだったということです。ただ、この文章では穢多が平仮名になっていますが、これは当然漢字です。なぜ平仮名にしたのか、私はおかしいと思います。この間、大阪人権博物館に行きまして「蘭学事始」の複製を見たのですが、やはり漢字になっていました。もう一つ変なのが、「彼奴」に「かれ」とルビをふっています。これは「きゃつ」か「かやつ」としか読まないはずなのですが、「かれ」とルビがふっています。当時の身分制社会では身分の低い人を「きゃつ」と呼ぶのがあたりまえで、それを「かれ」というほうがおかしいのですが、こういうところも変だと思います。下半分に緒方富雄さん、緒方洪庵のひ孫にあたる方で東大の医学部の先生だった方ですが、「蘭学事始」を現代文に訳しています。この中には、穢多という言葉が全くでてきません。「そういう人」とか「こういう人」というわけのわからない書き方になっています。こういうふうに穢多の存在に全く触れないことは、日本の近世の西洋医学の発達に穢多身分の人たちが関わっていた、貢献したという歴史的な事実も抹殺する行為だと思います。触れなければそれでいいんだ、というようなことがいろいろなところで行われている。その結果、部落の現在の姿がみえてこない、非常に抽象的な形で差別の厳しさというのが一面的に強調される、ということが続いています。

4.「部落＝窮乏説」と一面的な部落観

部落が貧しい、という言われ方がずっと行われてきました。一九五五年当時、部落解放運動のなかで部落差別というのは単なる観念の問題ではない、それは部落の劣悪な生活実態、仕事が不安定で失業者が非常に多いという実態、それが差別そのものであるという言われ方がされました。「部落差別の厳しさ」が「低位な部落の生活実態」とイコールで結ばれたのです。部落解放運動のなかでこういう図式が用いられたわけです。確かに部落が非常に貧しかったときはこの図式は説得力がありました。部落の貧困な生

活実態、長欠不就学児がたくさんいる、この実態こそが差別なんだと、説得力があったわけですが、高度経済成長を経て部落が非常に大きく変化した中でこの図式が有効性を持たなくなりました。部落が豊かになっていき、イコールで結んだ右辺（低位な生活実態）が変化すると左辺（差別の厳しさ）も変化するということになります。したがって、この図式では、部落が豊かになってくると、差別はなくなっていくという結論になってしまいます。そのために、部落解放運動の中では、この左側の厳しいというのは事実なんだから右辺も貧しいはずだと、貧困を強調する言い方が長く続いてしまったのです。差別の厳しさを強調しようと思ったら部落は依然として貧困なんだと言わざるをえない。そのことが同和教育、部落問題学習のなかでも部落の差別の厳しさを強調するあまり、未だに就職差別が根強いとか、部落は貧しいと言ってしまう。それが部落の一面的な見方につながっているのではないでしょうか。

先ほど見ましたように、部落問題学習を受けたことがあるという学生のほうが、貧困というイメージを強く持っているということがアンケートから見えるわけです。高度経済成長期に部落は大きく変化するのは事実です。たとえば一九六〇年代に入って高度経済成長が本格化すると部落もそれに沿うような形で変化していきます。具体的にいいますと、高度経済成長期に製造業を中心に生産規模が拡大される、そしてサービス業をはじめとして新しい産業分野がいろいろとでてきます。そういう中で起こってきたのが、若年労働力不足です。一九五五年当時の日本全体の有効求人倍率は高校卒業者で〇・七でした。五五年から高度経済成長が始まりかけたといわれるのですが、〇・七というのは、三月卒業予定でかつ就職を希望する高校三年生が一〇〇人いましたら、それに対して求人は七〇人分しかこないということです。それが、一九六二年になりますと、高校卒業者で二・七になります。これは一〇〇人に二七〇人の求人がくるということです。この頃、中学卒業者の方が有効求人倍率は高くて二・九でした。ちょうど、中学卒業者が金の卵だと言われ始めたのが一九六二年です。ですからその当時、大阪や京都の企業は中国地方や四国、九州の中学校をまわって「うちに来て欲しい」と頭を下げて人探しをするという時代でした。一九七〇年になりますと、高校生の有効求人倍率は七台になります。求職者一〇〇人に対して求人が七〇〇人分が来るということです。こういう中

で、部落の若い人たち、とくに学校を卒業したての新規学卒者が比較的安定した仕事につくといった変化が訪れます。

一九六四年三月、今の東大阪市の部落の中学生がどういったところに就職したのかを調べた調査があります。それを見ますと具体的な企業名があがっています。たとえば森下仁丹とかコクヨ、積水化学、武田薬品といった大企業の名前が並んでいます。こういったことは一九六〇年以前は考えられなかったことです。つまり高度経済成長期における非常に深刻な若年労働力不足のなかにあって、部落の若い人たちが安定した仕事を獲得するといった変化が起こったのです。それ以降、新規学卒者たちが比較的安定した仕事を獲得するようになります。一九九〇年に入ると少し変わってくるのですが、それまでは年齢の若い人ほど仕事が安定しているという傾向が日本の各地でみられました。同和地区を対象とした調査では一九九〇年までは年齢の若い人ほど安定しているという傾向がはっきり見えて、平均的な数値と変わらなくなってきています。

レジュメ4ページの「二〇〇五年度入学の学生の答案にみる部落観」をみてください。部落は非常に強く差別されてきたんだと教えられてきた学生がどういった部落観をもっているのかということの一つの例としてあげました。これは私の授業のテストなのですが、問題は「部落民とは何か、説明せよ」で、キーワードを使って答えるものです。私はどういうことを教えているかというと、今の部落は血筋で線を引くことはできないということを具体的に数字をあげて示します。近年の結婚は、同和地区に住んでいる人をとっても八割以上が部落外との結婚となっています。部落外との結婚が非常に増えているということです。近世賤民の子孫がかたまって住んでいるというのは実態と全くあわない、人の出入が非常に頻繁に、特に都市部落の場合、出たり入ったりというのが頻繁に行われているということを話しています。ここにあげた答案を書いた学生はどう考えても私の授業を一切聞いていない学生です。非常にうまくまとめているのですが、多分高校までの授業を熱心に聴いていたのかなという感じがします。こういったイメージなんです。貧しい、差別が厳しい、血の濃い結婚が多い、というイメージをもってしまっています。

現在の部落はどうなのかということですが、一九九〇年くらいの調査を見ると年齢が若い人ほど就労が安定的、給

与形態でしたら月給、雇用形態でしたら常雇いが増えるということです。そして従業員規模の大きいところに勤める人が増えるということです。ところが、一九九三年の総務庁の全国調査、これが国が行った最後の調査なのですが、これをみますと、六〇代から年齢が若くなるほど安定的だという傾向が見られますが、四〇代でストップしてしまいます。三〇代、二〇代になるとやや不安定になっている結果がでました。それが非常に典型的に出たのが、二〇〇〇年の大阪府の調査です。四〇代後半が一番安定的で三〇代、二〇代になるとかなり不安定になっています。また二〇〇一年の京都市の調査でも同じ傾向です。特に京都市の場合は最終学歴を見ますと不就学、これは部落の場合ほとんど高齢者に限定された問題になっているのですが、一九九一年の調査と比べると不就学の割合が増えています。通常不就学の割合は時間の経過とともに減るのが当たり前で、つまり高齢者に限定されますので時代が経つと、不就学だった人が亡くなっていかれますので当然割合が減っていきます。最終学歴は一旦獲得しますと落ちることはありませんので、途中で義務教育卒の人が不就学になるということはありえません。ところが京都市の部落では、少しですが、不就学の割合が増えているのです。どういうことかというと、安定層の流出です。レジュメ5ページをごらんください。若い人たちがどんどん出ていっています。特に子どもが小学校にあがったり高学年になったりする三〇代の夫婦と子どもの核家族世帯が出て行っているということです。どうして出て行くのかというと、住環境整備の問題です。京都市や大阪市で典型ですが、住宅地区改良事業で不良住宅を除去してそこに住んでいた人たちは改良住宅（公営住宅）に入るという形で住環境整備を図ってきました。公営住宅を建設して住環境整備を図っていくということが行われてきた結果、京都の部落でも大阪市の部落でも、お寺を除けば一〇〇％みんなが公営住宅に住んでいるという部落がいくつもあります。

この公営住宅の建設による環境整備の何が問題だったのかというと、公営住宅の性格なんです。公営住宅はどういった性格の住宅かというと、住宅に困っている人たちに低家賃住宅を供給する、そこに住んだ人たちは、住んでいる間にお金をためてより広いところに移る、より広い住宅に移るステップとして位置づけられているのが公営住宅です。ですから公営住宅は広くなくていいんです。公営住宅

が広くて、子どもが増えても、子どもたちが大きくなってもずっと住み続けていけるというのであれば、次に入りたい人が入れませんので狭くていいんです。京都大学の西山卯三さんという建築学者が「住宅すごろく」というのをつくっています。六〇年くらい前の話ですが、人の一生と住宅をリンクさせてすごろくにしているものです。振り出しは学卒です。学校を卒業して、独身寮に入る、アパートに入るというのがスタートです。そして結婚して公営住宅です。このように、公営住宅は非常に早い段階に位置づく住宅です。ですから狭いのです。

一九六〇年くらいから部落に公営住宅が建てられ始めますが、その頃の広さが二八平米です。レジュメには三三平米と五〇平米の間取りをあげておきました。二八平米といいますと四畳半二部屋と二畳程度の台所、トイレがあって風呂なしです。しかし、当初は二八平米の住宅でも不満は出ませんでした。なぜなら、それ以前の部落の住環境が非常に劣悪だったからです。一九五七年、大阪に日之出という同和地区があるのですが、大阪市が日之出地区の調査をしています。その報告書を見ると、畳四枚分のバラックに家族五人で生活している様子が報告されています。ですから、そういった状態からみると二八平米の公営住宅も広くて新しくて快適でした。ところが、それ以降若い人を中心に仕事が安定化してきますので、収入も増えてきます。家具も増えてきます。どうしても手狭になります。住宅に対する要望もリビングが欲しい、子ども部屋が欲しいというふうに多様化していくのですが、これに公営住宅はこたえることができません。そのために、公営住宅の狭さに不満を持つ世帯が部落から大量にでていっています。特に部落の外に広い住宅を求めることのできるだけの経済的に余裕のある世帯が出て行っています。三〇代の夫婦とその子どもといった安定層の世帯が出て行って、不安定層が残りますので、三〇代の就労状態が不安定になっているということです。二〇代の不安定も同じことです。

京都市の調査では二〇代で最終学歴が大卒である人の割合は減っています。一九九一年と二〇〇一年を比べると、この大卒の割合が一〇年間で減っています。大学進学率が低下しているわけではありませんので、結局高学歴を獲得した人が就職と同時に部落を出て行く、あるいは大学進学と同時に出て行くということが急速に広がっているということです。その結果二〇代、三〇代が非常に不安定になっ

てきているということがわかります。

二〇〇〇年の大阪府の調査では、今住んでいる部落で生れたという人と、外から入ってきたという人について集計していて、元々から住んでいる人が四割で外から入ってきた人が六割でした。両者を比較すると、外から入ってきた人ほど、給与形態が月給以外の不安定な形態の人が多くいるんです。勤め先の規模をみると、外から入ってきた人には中小零細企業が多いです。同様に、雇用形態をみますと、臨時、日雇いが多いです。仕事の内容をみますと、いわゆる事務従事者が少なくて、技能工、生産工程従事者、労務作業者が多い、要するにホワイトカラー層が少なくてブルーカラー層が多い、年間収入を見ますと二〇〇万円未満の就業者は入ってきた人の方が多いです。つまり、臨時日雇いが多い、給与形態も不安定な形態が多い、中小零細企業に従事する人が多い、ホワイトカラー層が少なくてブルーカラー層が多いのです。しかし、こうした点は従来から部落について言われてきた特徴です。つまり、従来部落についていわれてきた特徴をより色濃く持つ人たちが、部落外から部落に入ってきているということです。こういった不安定層が大量に入ってきているんです。どうして不安定層が入ってくるのかというと、公営住宅がその受け皿になっているのです。

そもそも公営住宅は所得制限がありますので、豊かな人は入ってきません。公営住宅の存在が不安定就労者を招きいれているということが今の部落の現状だといっていいかと思います。特に住環境整備に早く取り組んだところほど、三〇平米台の公営住宅が未だにあります。高槻の部落に行くと、まだ二八平米の住宅が残っています。そこは高齢者ばかりです。公営住宅というのは部落に限らず建ってから三〇～四〇年くらいすると高齢化が進むということです。千里ニュータウンを見てもそうですし、この間新聞に東京の新宿に限界集落が出現したという記事がありました。都営の戸山団地です。高齢化率五〇％を超えたといいます。ただでさえ公営住宅というのは古くなると高齢化が進行する、それが部落では非常に顕著な形で進んでいるということです。こういった公営住宅が多くて高齢化が進みかつ不安定就労者が滞留するという現状をどのように教育で伝えていくのか、これを具体的なものとして伝えられなかったら、多くの生徒・学生は今の都市部落の現状を見て、部落は非常に異質だという見方をかえって強めてしま

うのではないかと思ったりします。

5．おわりに

最後にどういう打開策があるのかということですが、一つはまったく隠蔽されている部落をどういう形で顕在化させるのか、単にどこどこに部落がある、部落の地区名はこれだという形で暴露するだけで問題が解決するわけではないのは当たり前ですが、どういう形で今の部落が目に見えるようになる、そういう教育を考えていくかということですが、その一つのヒントがアメリカ合衆国にあるように思います。それは何かといいますと、アメリカでは一九六九年までは男性同性愛者に対する差別が非常に厳しく、ゲイバッシング、実際に暴行を受けて殺される男性同性愛者がたくさんいました。偏見も大変強くて、男性同性愛者は子どもに性的な暴行をするような変質者であるというような見方が根強くありました。そのため、一九七七年カリフォルニア州で公立学校から男性同性愛者の教師を追い出そうという法律を制定しようという動きがありました。これには一つはキリスト教の影響もあります。旧約聖書の中に男性同性愛者は殺されるべきだというふうに書いてありますので、男性同性愛者はあってはならない存在という見方が非常に強かったのです。その偏見をさらに強めたのが一九八一年、最初のエイズの症例報告でした。

男性同性愛者（ゲイ）がカリニ肺炎という、通常の成人では罹らないような肺炎をおこして死亡、あるいはカポジ肉腫という非常にまれな皮膚がんで死亡したという報道がされます。そのあと、多くのゲイたちが亡くなっていきます。社会は、ゲイは死んだらいいんだ、自業自得だというふうに思っていて全くエイズ問題には無関心でした。この無関心のために対策が遅れたということが、その後一〇〇万人を越える感染者をアメリカ合衆国で出していくことになります。最初はゲイの病気だと思われていたエイズなのですが、一九八〇年代後半になると異性愛者の病気になってしまいます。新規感染者は男性同性愛者のなかでは減っていきます。なぜ新規感染者が減っていったのかというと、学習をしたからです。つまり、自分たちの恋人や友人たちがどんどん死んでいく、そういった中でエイズというのはどういう病気なのか、ゲイたちはそれを学習したのです。そして、エイズ防止キャンペーンに取り組みました。ＨＩＶというエイズウイルスは感染経路を非常に限定

されていて感染力の弱いウイルスですので、どういう病気であるのかということを知ることによって防ぐことは容易なんです。それをゲイたちが実践したわけです。それだけではなくて、様々なボランティア活動にゲイたちが立ち上がりました。配食サービス、エイズを発症して重篤な状態にある人たちに食べ物を運んでいく、身の回りの世話をする、これはゲイに対してだけではなくて、異性愛者に対してもそういったボランティア活動をしました。それだけではなくて患者の家族を支えるということ、一九八〇年代半ばまではエイズで死亡すると、葬儀屋さんも来てくれないという状況でしたので、扱ってくれる葬儀屋さんを紹介するといった様々な形で病者を支え、家族を支えたわけです。要するに男性同性愛者が目に見える存在として出てきたわけです。

　このように、八〇年代後半以降、エイズボランティアという形でゲイたちが立ち上がりました。目に見える存在として身近な存在としてゲイたちが現れたわけです。生身の人間として見えるということがゲイに対する偏見を急速に融かしていきます。現在は、非常に親しい友人のなかにゲイがいると答えている異性愛者がアメリカ全体で六割を超えています。また、カトリックの信者で自分の子どものベビーシッターに男性同性愛者を雇うかと聞かれて八割の人が雇うと答えています。このように急速に偏見がなくなっていきました。それはそれまで隠蔽されていた、声さえあげられなかった同性愛者が見える存在になってきたからです。部落問題について、これと全く同じことをすればいいというふうにならないのは当然ですが、何かヒントがあるのではないかと思います。

　もう一点、これまで様々な人権教育が取り組まれてきましたが、多くの場合、部落問題を入り口におく、まずは部落問題から始めるという手法が多かったように思います。今でも部落問題に始まって部落問題に終わるという人権教育、人権啓発が多いように思います。私は人権教育の入口に部落問題を置くというのはあまり効果的ではないと思います。というのは、実際どこに部落があるかもよく知らない、誰が部落民であるかもよくわからない、知り合いにもいるのかどうかもわからない、というような人にとって人権教育、啓発を部落問題から始められると、人権問題というのは自分とは関係のない、何かどこかで困っている人のことを考えてあげるそういった問題だといったふうに、人

ごと、他人事と受取ってしまうんです。自分に関わる問題だというようになかなか人権問題がみえてきません。ですから、私はこの入門のところに部落問題をおくのではなくて、入口というのはもっと身近な問題、自分との関わりというものが非常に良く見える身近な問題から入っていって、部落問題は応用問題として行うほうが効果があるのではないかと思います。

学生に聞いても、学校でいろいろ部落問題について習って、家に帰ってその話をすると、「部落の人たちは税金を払っていない」とか「家賃安いんやで」とかそういうようなことを聞かされて混乱したとか、あるいは部落のことを言うと親が急にひそひそ話しで話すので部落に対するマイナスイメージを持ってしまった、と言う学生もいます。ですので、応用問題として部落問題を扱うほうが効果があるのではないかと思います。

では、入口としてどんな問題があるのかということですが、その一つとしてレジュメ5ページにmisogynyと書きました。英語で、英和辞典には女嫌い、女性憎悪という意味が書いてあります。社会学ではこの言葉に別の意味を持たせて使います。男性の中にある、女性は男より下だという潜在的な意識をいいます。どういうことかといいますと、四〇年ほど前に、アメリカのコマロフスキーという社会学者が大学生の異性観、大学生が異性をどう見ているのか、どういった関係をつくっているのかということを詳しく聞き取り調査をしました。そのレポートを見ますと、男子学生がこういうことを言っています。もし恋人にするならば自分と同じ学科や専攻といった同じ研究をしている女子学生は恋人にしたくない、と言うんです。どういうことかというと、同じことをしていると回りから比べられて、自分のほうが劣っているとなると嫌だから、比較されないような全然分野の違う女子学生を恋人にしたいと言うのです。女に負けるのは嫌だということです。また別の女子学生は、付き合っている男子学生との関係を良好に保つ秘訣としてこのようなことを言っています。その女子学生はよく手紙を恋人に書くんです。いまどき手紙を書く学生は日本にも、アメリカにもいませんですが。その女子学生は手紙を書くときにわざとスペルを間違えておくと言います。わざと綴りを間違えた手紙を出すんです。そして、実際に彼と会った時に、彼が満足げに「君って本当に馬鹿だね」と言う。こういう関係が二人の関係を良好に保つと言うん

です。この話を学生にすると、「先生、その手を使っていますよ」と言う女子学生が何人もいます。彼の前であほなふりをしたほうが受けがいいというんです。彼と話していて彼が知らないことがあるとします。「こんなことも知らんの」と言ってくわしく説明してあげていたら、段々彼が不機嫌になってくるそうです。そうでなくて、知っていることでも知らないふりをして「教えて教えて」と言うと、彼が得意げに詳しく教えてくれる。こういう関係が二人の関係を良好に保つと言います。

こういった男のなかにある、女性は自分より下なんだという意識、これは根強くありまして、男女間の口論でもそうです。女性の主張が筋が通っていて男性が完全に論破されているという場面でも男性は女性に対してなかなか負けを認めようとしません。女性が相手だと負けを認めません。大きな声を出したりもします。ところがそういった場に別の男性がいて、その女性と同じ様な主張をした場合、その男性に対しては「それもそうやな」と譲歩するのですが、女性に対しては全く譲歩をしようともしない、そういった男性が少なくありません。これもmisogynyです。女性が、購入した商品に何かの不都合があってクレームの電話をかけたとします。その相手が男性の場合、なかなか女性のクレームをまともにとりあわないといったことがあったりします。でも、その間に男性に入ってもらうと事がスムーズに進行するということも少なくありません。女性は甘く見られている。見下されているというところがあります。

男女間の会話を分析してもそうです。社会学でよくやるのですが、日常会話を記録して分析します。そうすると、女性は無意識に男性の話に相槌をうったり、頷いたりということを頻繁にしています。これを会話の支持作業といいます。最近、「あぁそうなんや」という口癖の女子学生が多いですが、これも会話の支持作業です。相手の話し易い環境をつくっているということです。一方、男性はどうかというと、男性は女性が話している内容に関心がない場合、沈黙、変な間があきます。反応が時間差で返ってきたりして、非常に話しづらい環境になってしまう。あるいは、割り込み、違う話をされてしまうということがよくみられます。この話を学生にしますと、ほとんどの学生が自分の家がまさしくそうだと言います。父親と母親を見ていると全くそうで、父親は母親の言うことを聞いていない、

母親が一生懸命話しているけれども全然聞いていない、ということを言います。家庭で妻の言うことをまともに聞かない夫でも、会社に行けば上司に対して「なるほど」とか「ごもっとも」と言って、会話の支持作業をしているのです。

こういった女性に対する見下し意識が自分のなかにあるのかどうかをチェックする、今までの様々な経験のなかで、女性が言った意見だから無視をしたとか、軽く見ただとか、そういうことがなかったのかということをチェックしていくということ、これが新しい関係、より気持ちのいい関係をつくっていく第一歩になるのではないかと思います。人権問題というのは人間と人間の関係の歪みだと思います。そのゆがみを正して、より気持ちのいい関係をどうつくっていくのか、自分と他者との関係を考える糸口としてこのmisogynyというのは非常に有効ではないかと思います。

こういった見下し意識ですが、これは男性だけの問題かというと女性もこのmisogynyを内面化してしまっているという問題があります。フィリップ・ゴールドバーグという心理学者が、面白い実験をしています。心理学を専攻している女子学生だけを集めて、宿題を出しました。心理学の論文を一本渡して、これを読んで、一週間後にこの論文の出来を評価してもってきなさいという宿題です。その論文を女子学生に渡す時に、ある女子学生たちには論文を書いた人の名前を男性名にして渡しました。別の学生たちには女性名にして渡しました。論文の内容は全く同じです。ただ書いた人の名前が違うだけです。一週間後に評価を出させたところ、男性名で論文をもらったグループの方が評価が高かったのです。「この論文は質が高い」「読む価値がある」、そういう評価でした。ところが、女性名でもらったグループの方は「質が低い」「出来が悪い」、散々な評価でした。結局読む前に、これは男性が書いているから読む価値があるのだろう、レベルが高いのだろうというそういう気持ちで読んでしまっているのです。女性が書いているから質が低いのだろう、そういった気持ちで読んでしまったために非常に大きな差がついてしまったのです。こういうふうに女性のなかにも、男性の方が優れているんだという価値観を内面化している面があると思います。

こういった自分の経験に照らしてmisogynyを点検してみる。それをどうやって克服できるのか話し合ってみる、

これが非常に実践的な人権問題ではないかと思います。その見下し意識ですが、これは異性間だけではなくて同性間でも同じようなことがいえるかと思います。対等でお互い尊重しあっているという関係と、そうではなくて、相手をつまらないやつだと見下している関係を比べると、見下し意識が暴力につながるということが多くあると思います。これは学生に言ってもなかなか通じないのですが、二〇年くらい前は日本のプロ野球で、監督や選手、コーチが審判を殴るということがたくさんありました。最近はあまりありませんが。二〇年くらい前に日米交流ということでアメリカ大リーグの審判がやってきて、公式戦でジャッジをとったことがあります。ところが六月に入った頃に、怒って帰ってしまいました。それは選手から一度、別の試合で監督から一度殴られたんです。こんな侮辱はないと帰ってしまいました。どうして日本の選手、監督は審判を殴ったりするのかを考えてみると、日本のプロ野球で審判をやっている人はかつての選手なんです。レギュラーをめざして頑張ったのだけれど芽が出なくて審判をやっているという人がほとんどです。ですから現役の選手から見れば落ちこぼれなんです。野球ができなくて審判をやっているという見下し意識があります。野球もできないくせにえらそうなことを言うな、ということで手が出るのです。しかし、最近は審判を殴る選手をみかけません。どうしてかなと思って調べてみると、今の審判はかつての選手だということは共通するのですが、選手をやめたあと、アメリカの審判学校に入学しているんですね。英語の勉強をして審判学校を出ています。ですから野球の落ちこぼれではないんです。審判のプロなんです。そういうことで選手たちの審判に対する見方がかわった、そのことが暴力が起こらなくなった大きな要因なんです。

　このように、自分のなかにある見下し意識というのをどういうふうに克服していくのか、お互い尊重する関係をどうつくっていくのか、こういったことから入っていけば、人権問題がひと事、他人事、自分とは関係のない問題ではなくて、自分に関わる問題だということが見えてくるのではないか。そして、人権について様々考えをめぐらせるなかで、応用問題として部落問題を見るということになると、今までと違った部落問題学習の効果がでてくるのではないかと思います。

「部落＝窮乏説」と一面的な部落観

― 部落問題学習の課題について考える ―

2009.11.20.　石元清英（関西大学）

Ⅰ．おもしろくない同和教育 ― 学生の感想から

差別と社会という科目を履修するときに描いていたイメージは、ただ暗そうだと感じただけだったけど、授業を聞いて少し差別に対する見方が変わった気がする。中学が同和推進校で、差別はよくないことを頭ごなしに教えられてきたので、その問題をかなり遠ざけてきたのだが、この講義はとても興味深く聞けた。（２年次生）

４月の履修のとき、この授業を取ろうかどうか、ものすごく迷いました。差別とか、そういう同和教育を今まで小・中・高と受けてきて、もううんざりしていたからです。それに、そういった授業の時や、そういった話題の時、みんなの間にただよう雰囲気が、何というか、わざとらしかったり、興味ないのに、わかったようなふりをしたり、あるいは最初から聞くのを拒否して寝入ったりしていて、大嫌いでした。全員、偽善者のようだった。（３年次生）

細かなデータを載せた資料をもとに授業が進められたので、感情的になりやすい部落問題が客観的にみれた気がする。高校までの同和教育では、ビデオなどで、ひたすら部落の悲惨さを見せつけられるか、なにかの呪文のように、部落の人を差別してはいけないということの繰り返しだったので、部落そのものに対するくらいイメージをよけい増殖させるものだったと思うが、分析的に見ることで、学問としても、おもしろい分野だと思った。（２年次生）

部落について小学校のころから同和教育を受けたりしたが、どうも話している人が毎回すごい形相で話していたので、怖い、とにかく怖いというイメージだけで、ちゃんと理解しようとしてこなかった。（１年次生）

私が高校のときに受けた同和教育は、ビデオを観て、穴埋めのプリントをさせられただけでした。あのころは適当にしていただけで、先生がやたら真剣な顔で、まるで極秘情報を教えるかのようだったことしか覚えていません。（３年次生）

Ⅱ．これまでの同和教育は何をしてきたのか

１．「差別はいけない」という結論だけの強調

２．「差別について考えなければならない」という生き方の押しつけ

３．結果としての、部落に対する異質視の強調

・具体性を欠く説明

・歴史から始めること → 血筋幻想を強化

・差別の厳しさの一面的強調 → 部落＝異質なコミュニティという見方

部落 ＝ どこか知らないところに、自分たちとはまったく違った血筋の人たちが代々、住み続けている閉鎖的な地区

分かち合い再び脚光

04.8.29.朝日(9)

「生協運動の父」賀川豊彦 活動100年

キリスト教の精神に基づいた社会運動家で、日本の生活協同組合（生協）運動の父とされる賀川豊彦（1888～1960）＝写真、賀川豊彦記念松沢資料館提供＝が、民衆を支える活動に身を投じ、今年で100年の節目になる。足跡を顧みる催しが開かれ、著作も相次ぎ復刊されている。格差社会の深い影にさいなまれ始めた今、賀川が唱えた「共生」への思いが、ほのかな輝きを放っている。（木元僅二）

賀川が活動を始めて100周年の記念シンポジウムが今年7月、活動ゆかりの地・神戸で開かれた。

賀川の孫でグラフィックデザイナーの曾明さん(56)も参加して「賀川の活動を振り返って、未来に継承すべきキーワード。それは『分かち合う』という意味での『シェア』」と述べた。そんな「シェア」の精神は阪神大震災に遭った神戸だからこそ発揮されうる、という願いを込めた。

賀川は、15歳で洗礼を受けたクリスチャン。病弱な少年で、結核を患い、いつ死ぬか分からない、という中で信仰と出あい、人を喜ぶ心を育んだ。米国の大学で神学を学んだ経験もある。1909年、21歳で神戸の貧しい人々の街に住み込んだのも、信仰の基盤があったからだ。

賀川の活動で忘れられないのが、「一人は万人のために　万人は一人のために」の標語を掲げる生協の活動だ。原点は神戸市で活動していた1920年。灘購買組合と神戸購買組合の設立の指導である。

消費者が少しずつ負担をしあって商品を仕入れる仕組みをつくれば、暮らしは安定する。この考えに支えられ、今も生協の活動は活況だ。

兵庫県内は「コープこうべ」をはじめ60％の世帯が生協の会員になり、全国では会員2500万人を抱える「日本生活協同組合連合会」（東京・渋谷）にひろがった。

連合会の山下俊史会長は「スラムでの救貧活動に限界を感じて、持続可能な『防貧』活動として協同組合をすすめた。民の手によるセーフティーネットを築こうとした先駆者」と、賀川を評価する。

この秋からも、神戸市や徳島市など、各地で100周年の記念イベントが開かれる。

賀川はベストセラー作家でもあった。代表作「死線を越えて」は、日雇い労働などで暮らしをたてる人々を支え、きずなを結んでいく青年像が活写されている自伝的小説。1920年に発売され、上中下巻で計400万部売れたとされる。ただ、長らく読まれなくなっていた。

それが今年4月、PHP研究所によって上巻が復刻された。

賀川がスラム街で活動を続けていたころは、第1次世界大戦の戦時成り金が出現する一方で、貧困層の不満が募り、格差社会といわれる現代とも重なる。小林多喜二の「蟹工船」が注目されたのも、「死線を越えて」の復刻に弾みがついた。

関連の出版も相次ぐ。

6月に出版された「友愛の政治経済学」（コープ出版）は、1930年代に賀川が米国で行った講演の邦訳。ロシア革命後の旧ソ連を「最も不満足な強制協同組合国家」と批判し、返す刀で「利己的な自由を持つだけでは幸福とは言い得ない」と資本主義の限界にも言及した。そのどちらでもない「第三の道」を、友愛という言葉で表した。

反公害や反官僚主義を掲げたユーモア小説「空中征服　賀川豊彦、大阪市長になる」（不二出版）も復刻され、この秋には制画版「死線を越えて」が発売される予定だ。

賀川の著作は300冊を超え「死線を越えて」は、今に換算すれば10億円とも言われる印税を稼ぎだした。しかし、本人の暮らしぶりはいたって質素。ごちそうは、きつねうどんだったという。著作からの収益は、ほぼ全額が多岐にわたる社会活動の資金になっていた。

なぜ今、賀川豊彦なのか。

賀川豊彦記念松沢資料館の杉浦秀典学芸員(44)は「経済問題だけでなく、地球温暖化や異常気象など環境の問題にも直面せざるをえなくなっている。これからはお金も、仕事も、環境も、分かち合いの精神でないと立ちゆかないと、みんな、どこかで感じているからではないでしょうか」とみる。

明日を見づらい世の中に、「友愛」や「共生」の心が染みていく。

賀川豊彦を振り返り、孫の曾明さん（右）らが語り合ったシンポジウム＝神戸市中央区、伊藤菜々子撮影

かがわ・とよひこ　1888年、神戸市生まれ。明治学院などで神学を学んだ後、生協のほか、各種共済事業、平和運動など「友愛」の精神に基づく活動を芽吹かせた。関東大震災（1923年）の救援活動に乗り出したのを後に東京に活動拠点を移した。55年にはノーベル平和賞候補にもなった。1960年に死去。

記念イベント・著作復刊相次ぐ

賀川豊彦ゆかりのイベント

◆9月6日
神戸市東灘区のコープこうべ生活文化センター。「友愛の政治経済学」の出版記念講演会。

◆10月10日
徳島市のあわぎんホール。講演会やシンポジウムなど。

◆10月18日
鹿児島市の県民交流センター。映画版「死線を越えて」の上映会。

◆11月28日
東京都千代田区の東商ホール。生協や全労済などによる講演会。

◆12月22日
神戸市中央区のポートピアホール。日野原重明さんら3人による語り合い。

ありまよりやす　有馬頼寧　一八八四―一九五七　大正・昭和時代の政治家。明治十七年（一八八四）十二月十七日旧久留米藩主有馬頼万伯爵の長男として生まれる。同四十三年東京帝国大学農科大学卒業、翌年農商務省に入る。大正六年（一九一七）辞職し、東京帝大農科大学附属農業経済講師、このころトルストイ・河上肇・賀川豊彦の影響を受けた。同十年賀川の勧めで農民組合創設のため尽力、十一年日本教育者協会創立、同会長。十三年大学を辞職して無所属から衆議院に立候補、当選。のち政友会所属。十四年治安維持法に反対。昭和二年（一九二七）父の死により伯爵家を継ぎ貴族院議員を辞し、産業組合中央会監事。同四年内閣参議兼農林政務次官、八年産業組合中央金庫理事長、十年同中央会会頭、十一年近衛を中心とした新政党結成を企図していわゆる荻窪会談を催し、十二年近衛内閣成立とともに農林大臣。十二―十三年近衛新党樹立のため画策し、十五年には近衛・木戸らと新体制運動に参画、八月新体制準備委員、十月の大政翼賛会成立とともに初代の事務局長に就任した。翌十六年三月「復古」派からの攻撃（翼賛会ナチ論）によって事務局長を辞任、政界からも身を引いた。二十年A級戦犯容疑者として東京巣鴨拘置所に入所したが、翌年釈放。二十八年社会党右派から衆議院に出馬することを勧誘されたが断念、日本中央競馬会理事長などの職にあった。昭和三十二年一月十日没。七十二歳。↓新体制運動（たいせいうんどう）↓大政翼賛会（たいせいよくさんかい）

『国史大辞典』吉川弘文館

柳原銀行記念資料館

手をとりあった人々の記憶

河原町通りを南に下り塩小路通りと交差する、その南西の角に柳原銀行があった。爽やかな萌葱色の木造二階建て洋風建築。角地に収まりよいように、立方体の一角を創いだ形で玄関がある。明治四〇年設立。現存する木造の銀行建築としては最古である。

地域の産業振興と教育向上のため住民たちが一致団結し、つくり上げた銀行だった。大正期の金融恐慌の影響で昭和二年に幕を降ろすまで、全国的にもめずらしい私設銀行として地域に親しみ、人々の生活に大きな潤いを与えた。

あの時代、地域の人々の団結により歴史の新しいページがひらかれた。建物は時代のシンボルとなり、今なお人々を励まし続ける。記憶を後世に伝え残すため現在は資料館として保持され、全国から多くの人が訪れている。

yanagihara ginko kinenshiryokan

『京都の洋館』青幻舎、2004年

3

一、これより各〻打連れ立ちて骨ケ原の設け置きし観臓の場へ至れり。さて、腑分のことは、えたの虎松といへるもの、このことに巧者のよしにて、かねて約し置きしよし。この日もその者に刀を下さすべしと定めたるに、その日、その者俄かに病気のよしにて、その祖父なりといふ老屠、齢九十歳なりといへる者、代りとして出でたり。健かなる老者なりき。彼奴は、若きより腑分は度々手にかけ、数人を解きたりと語りぬ。その日より前迄の腑分といへるは、えたに任せ、彼が某所をさして肺なりと教へ、これは肝なり、腎なりと切り分け示せりとなり。それを行き視し人々看過して帰り、われわれは直に内景を見究めしなどいひしまでのことにてありしとなり。もとより臓腑にその名の書き記しあるものならねば、屠者の指し示すを視て落着せしこと、その頃までのならひなるよしなり。その日もかの老屠がかれのこれのと指し示し、心、肝、胆、胃の外にその名のなきものをさして、名は知らねども、おのれ若きより数人を手にかけ解き分けしに、何れの腹内を見てもこゝにかやうの物あり、かしこにこの物ありと示し見せたり。図によりて考ふれば、後に分明を得し動血脈の二幹また小腎などにてありたり。老屠また曰く、只今まで腑分のたびにその医師がたに品々をさし示したれども、誰一人某は何、此は何々なりと疑はれ候御方もなかりしといへり。良沢と相ともに携へ行きし和蘭図に照らし合せ見しに、一としてその図に聊か違ふことなき品々なり。古来医経に説きたるところの、肺の六葉両耳、肝の左三葉右四葉などいへる分ちもなく、腸胃の位置形状も大いに古説と異なり。官医岡田養仙老、藤本立泉老などはその頃まで七八度も腑分し給ひしよしなれども、みな千古の説と違ひしゆゑ、毎度毎度疑惑して不審開けず。その度々異状と見えしものを写し置かれ、つらつら思へば華夷人物違ひありやなど著述せられし書を見たることもありしは、これがためなるべし。さて、その日の解剖こと終り、とてものことに骨骸の形をも見るべしと、刑場に野ざらしになりし骨どもを拾ひとりて、かずかず見しに、これまた旧説とは相違にして、たゞ和蘭図に差へるところなきに、みな人驚嘆せるのみなり。

その日の刑屍は、五十歳ばかりの老婦にて、大罪を犯せし者のよし。もと京都生れにて、あだ名を青茶婆と呼ばれしものとぞ。

これから、みなうち連れて、骨が原のふわけを見る予定の場所へ着いた。この日のお仕置の死体は、五十歳ばかりの女で、大罪を犯したものだそうである。京都の生まれで、あだ名を青茶婆と呼ばれたという。さてふわけの仕事は虎松というのが巧みだというので、かねて約束しておいて、この日もこの男にさせることに決めてあったところ、急に病気で、その祖父だという老人で、年は九十歳だという男が代わりに出た。丈夫な老人であった。かれは若いときからふわけはたびたび手がけていて、数人はしたことがあると語った。それまでのふわけというのは、こういう人たちまかせで、そういう人たちがこれは肺臓ですと教え、これは肝臓、これが腎臓ですと、切り開いて見せるのであって、それを見に行った人々は、ただ見ただけで帰り、われわれは直接に内臓を見きわめたといっていたまでのことであったようである。もとより内臓にその名が書きしるしてあるわけでないから、彼らがさし示すものを見て「ああそうか」とがてんするというのが、そのころまでのならわしであったそうである。

この日も、この老人がいろいろあれこれとさし示して、心臓・肝臓・胆嚢・胃、そのほかに、名のついていないものをさして、これの名は知りませんが、自分が若いときから手がけた数人のどの腹の中を見ても、ここにこんなものがあります、あそこにこんなものがありますといって見せた。図と照らし合わせて考えると、あとではっきりわかったのであったが、動脈と静脈との二本の幹や、副腎などであった。老人はまた、今までふわけのたびごとに医者の方にいろいろ見せたけれども、だれ一人それは何、これは何と疑われたお方もありませんといった。

これを、良沢とわたしとが二人とも持って行ったオランダの図といちいち照らし合わせてみたところ、ひとつとしてその図とちがっていない。古い医学の本に説いている、肺の六葉両耳、肝の左三葉右四葉などというような区別もなく、腸や胃の位置も形も、むかしの説とは大いにちがう。

官医の岡田養仙、藤本立泉のお二人などは、そのころまで七、八度もふわけされたそうであるが、みなむかしの説とちがっているので、そのたびごとに疑問が解けず、異常と思われたものを写しておかれた。そして、シナ人と外国人とでちがいがあるのであろうか、などと書かれたものを見たこともあった。

さてその日のふわけも終わり、ついでに骨の形も見ようと、刑場に野ざらしになっている骨などを拾って、たくさん見たが、今までの古い説とはちがっていて、すべてオランダの図とはすこしもちがっていない。これにはみなおどろいてしまった。

現代文蘭学事始
一九八四年六月二七日　第一刷発行©

訳者　緒方富雄

Ⅳ.「部落＝窮乏説」と一面的な部落観

「部落差別の厳しさ＝低位な部落の生活実態」という図式

高度経済成長と部落の実態変化

- 国民融合論の主張
- それに対する反論

「公式的な」同和教育

2005年度入学の学生の答案にみる部落観

（2005年度「部落解放論」前期試験）

つぎの4つの設問から2つを選び、それぞれ[　]内のキーワードをすべて用いて論述しなさい。

1．部落民とは何か、説明せよ。　　[血筋、近年の結婚、近世賤民、人口の流出入]

部落民とは、ある特定の地域に固まって住んでいる人々のことをいう。

その人々とは、昔の身分制度において穢多、非人などの低い身分に置かれ、差別されてきた人々の血筋を持つ人々である。そのため、現在でも差別は続いており、「部落」という閉鎖的な地域に住まざるをえないのである。

近世賤民とされた穢多、非人などは、農民から年貢を得るために、農民の不満をそらす目的で作られた身分である。穢多は、死牛馬の処理や犯罪者の逮捕など、一般の人が嫌がる仕事をさせられてきた。そして、近世賤民たちは、農業条件の悪い所や飲料水のない所など、生活しにくい所へ住まわされた。そして、その人々の子孫が部落民として今現在もその場所に住んでいる。

しかし、部落民に対する対策などが少しずつ行われている近年では、さまざまな変化が起こってきている。例えば、結婚についてである。昔は、部落内での結婚をする者がほとんどであった。そのため、血が濃くなりすぎて障害を持つ子が生まれてきたりと、問題が生じた。しかし、近年の結婚では部落外の人と結婚する者も出てきた。それにはやはり多くの問題点も生じるが、結婚して部落から離れようとする者も少なくないのである。そのため、最近では部落の人口の流出入も多くなってきた。それは、今述べた結婚も一つの原因であるが、部落外に仕事を求めて部落を出る人々もいるからである。しかし、部落民だからという理由で、一般の人とは同じようには仕事をさせてもらえないのが現状なのである。

このように、部落民は昔から現在までさまざまな差別にあい、その差別と戦っている。

Ⅴ．安定層の流出という新たな問題

1993 年全国調査～

就労の安定化傾向の鈍化

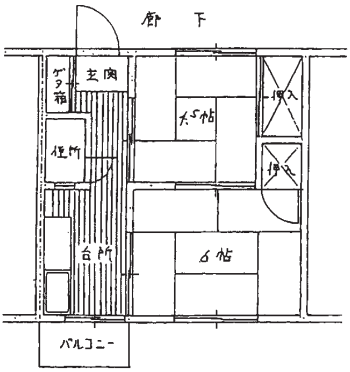

33 平米

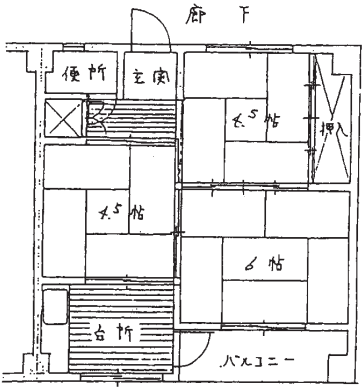

50 平米

改良住宅の間取り

Ⅵ．おわりに

人権教育の入口に部落問題をおくことの問題

部落問題は応用問題

misogyny

表1　高校までに部落問題について、どのようなことを教わったのか(M.A.)

総　数	141
江戸時代に身分制度について	66.0
現在の部落差別の厳しさについて	18.4
部落差別の不当性について	47.5
差別はしてはならないという注意	55.3
部落民の人間らしさについて	7.8
現在の部落の生活について	12.1
現在の部落の仕事について	9.2
結婚差別について	58.9
就職差別について	48.9
同和対策事業について	17.7
部落解放運動について	44.0
部落差別は解消しつつあることについて	5.7
部落の住環境の変化について	7.8
部落の仕事や生活の変化について	5.0
なぜ部落差別がなくならないのか、その理由について	12.8
その他	3.5

表2　部落に対するイメージ(部落問題教育の有無別・M.A.)

	全体		イメージなしを除く	
	ある	ない	ある	ない
総　数	141	49	88	33
閉鎖的	27.0	32.7	43.1	48.5
開放的	2.8	−	4.5	−
暗い	21.3	28.6	34.1	42.4
明るい	1.4	−	2.3	−
こわい	14.9	24.5	23.9	36.4
やさしい	1.4	−	2.3	−
遅れた	7.1	6.1	11.4	9.1
進んだ	1.4	−	2.3	−
貧しい	24.1	24.5	38.6	36.4
豊かな	2.1	−	3.4	−
皮革業が盛ん	12.8	6.1	20.5	9.1
食肉業が盛ん	10.6	10.2	17.0	15.2
高校進学率が低い	7.1	8.2	11.4	12.1
どのようなイメージももっていない	37.6	32.7	*	*

河原町天主堂と京都・女子和洋技芸学校
―仏人プロス・メリーが遺したもの―

白石正明

1. はじめに

この部落史講座で、私は以前、「田中親友夜学校と上田静一」というテーマで話をしました。本日の話も、その延長で考えています。

話を進めるにあたって、まず最初に研究の動機となったことから話をしてみたいと思います。

一九〇六（明治三九）年三月に京都府師範学校を卒業した上田静一は、その当時愛宕郡田中村の小学校（現在は京都市内）に赴任しました。その小学校の校区には被差別部落があり、不就学児童が多数いることを知りました。そこで彼は、その年の一一月に教育の機会を実現するために、不就学児童を集め、田中親友夜学校を開きました。

上田は、田中の重立ちに働きかけ、親友夜学校の維持、発展に努め、それと同時に村の青年たちにも生活の改善の向上に努めるように働きかけました。その後、彼は、数年間、田中に身を投じ力を尽しましたが、村行政の圧力や学校維持の財政基盤の弱さなどにより停滞したため、その改善策を北海道移住に求めていきます。それが一九一六（大正五）年に着手されました。なお、それからの経過については、『京都部落史研究所紀要』の第三号から第五号（一九八三年～一九八五年）に、三回にわたって「上田静一日誌」として掲載しています。

ここで、日誌の一端を取り出し話をしてみようと思います。

日誌の中に「私立女子和洋技芸学校」を上田が再々訪れていることが記されています。例えば、一九一七年一一月には北海道で育った野菜類を学校に届けたり、校長不在のためシスタープロス・メリーからも校長に代わって、帰洛した天皇を迎えるために女子生徒たちの引率を依頼されるとか、また私立女学校長会に代理出席を頼まれたりします。さらには一九一九年三月末に、学校行事である伊勢・笠置への修学旅行を引率します

ちなみに、その日誌には、特記すべきことがあります。一九一八年二月、上田が後述します伊澤信三郎の友人である稲畑勝太郎の洛東南禅寺の別荘「何有荘」を訪れ、北海道での開拓事業に融資を頼みますが、拒まれたことが記されています。

私立女子和洋技芸学校と上田との関係はこれだけでなく、上田静一の妻であるぬいの出身校でありました。学校創立の二年後に卒業しました。一九〇四年のことといえます。

そこで私は、もう少し詳しくこの学校の在り方を知るた

めに、歴史的に位置づけてみようと考え、昨年から調べて参りました。前述の被差別部落の教育に関して田中親友夜学校で考えてきたことが、その夜学校の周辺にも教育を支える教育・福祉施設があったということが上田ら夜学校関係者の行動からより詳しい内実が判ったといえます。つまり明治中・末の京都において、公立学校ではない私立学校で多様な教育の機会を子どもや女性に提供していたことがみれらました。その一つの例として、今回は「私立女子和洋技芸学校」を研究の対象にしたということになります。

2．プロス・メリーと伊澤信三郎の経歴

まず最初に「私立女子和洋技芸学校」の創立に関わった二人のうちのひとり、プロス・メリーの経歴から話を進めたいと思います。

資料1ページの彼女の「履歴書」は一九〇六（明治三九）年五月、私立女子和洋技芸学校の設立者の伊澤信三郎が文部大臣に「教員認可申請書」を提出したものであります。

それによると、彼女は一八四六年三月二日（実は五月二日）にフランスのソネールワル県シャロンスユルソーヌで生まれました。一八六四年九月仏のショファィユ女子師範学校を卒業し、その同じ年月に仏のショファィユの町女学校教員となり一八七九年一〇月まで勤めたとあります。それから一八八一（明治一四）年一月に来日し、八七年一〇月まで長崎市清心女学校で西洋裁縫を教えました。だが同じ年に京都に移り、九五（明治二八）年六月まで仏語女学校の校長として勤め、仏語を教えていたとあります。

ショファィユの幼きイエズス修道会刊の『メール・ジェスティヌの書簡集』（相川ノブ子翻訳・編）にも記されていますように、プロス・メリーは、幼きイエズス会のシスターとして、八〇年一二月八日に仏のマルセーユを出発し、翌八一年一月一五日に長崎に着きました。その後長崎から大阪にやってきて、八五年一〇月にはキリスト教日本管区大阪支部院長となり、神父ビリヨンの要請により八七年ではなく、八六年一〇月一六日京都に移り、児童の養育と教育の施設である京都女子教育院の院長に着任し、その傍ら、『パリ外国宣教会年次報告1』（聖母の騎士社、一九九六年）にもありますように、京都の上流家庭の婦人、令嬢たちにフランス語や西洋料理、洋裁、手芸などを教えました。欧米化熱の影響もあって大変好評だったと同書にもあります。

ここから見て、彼女は、一九〇二年当時、職業は幼きイエズス修道会の修道女であると理解してよいと思います。

次に伊澤信三郎の経歴を述べてみたいと思います。

一九〇二年当時、信三郎は猪熊通今出川上ルに居を構え、金筬（かなおさ）各種を製造・販売する「伊澤機料店」を経営しておりました（『京都日出新聞』明治三五・六・二二）。家族は、妻はなと子どもが男四人、女一人でありました。なお、金筬製造の創始者・技術者としての伊澤についての詳細は、加藤忠一『金筬および筬屋』の研究に詳しいのですが、そこには後述するようにいかに伊澤信三郎が西陣の機業改革や女子教育に尽力したかについては、加藤の研究では一切言及されていないことを予め指摘しておきたいと思います。

伊澤は、一八五六（安政三）年七月一四日に、「伊澤家略系図」にも示されているように信州高遠藩士伊澤勝太郎と多計の三男として生まれました。ちなみに、その長兄修二は明治期の教育家としてご存知のとおりだと思います。また弟多喜男は内務官僚で、のち東京市長・貴族院議員を務めた政治家となりました。

ここからは、柳田泉の「伊澤信三郎伝」にそって説明していきたいと考えます。彼は七、八歳時の一八六二、三（文久二、三）年頃から四、五年間、多くの人材を輩出した藩校進徳館に学び、明治維新により町家に奉公に出ることとなりました。だが一八七〇（明治三）年、兄修二が高遠藩貢進生として大学南校に入学したことにより、東京に呼び寄せられ、勉学に励むようになります。

一八七四年九月に東京外国語学校に入学しフランス語を修め、七八年まで在籍します。のちこの年、外国語学校のフランス語科が廃止となったため、大学予備門やその外の私立学校で勉強したとあります。

一八八〇（明治一三）年七月、築地の専修学校に入学し、八三年七月経済学科を卒業。在学中、彼は、仏のフェヌロンの『テレマック冒険譚』を訳稿し、兄修二の妻千代子の父森重遠の校閲を得て、八三（明治一六）年一二月に白梅書屋から自費出版しました。なお柳田泉は、この訳本を『明治初期翻訳文学の研究』で高く評価しています。

専修学校の経済学科を卒業後、日本銀行に入行し、その翌八四年二月、横浜正金銀行に転職しました。二月一六日、フランスのリヨンの出張所に転勤を命ぜられ、赴任の途に着く。のちロンドンに転任するも、リヨンに再転任

し、入学年月は定かでないが、リヨンの市立織物学校で学び、八七（明治二〇）年七月卒業しました。

その年の八月から八九年七月までフランスやスイスの工場で織物器械の実習、研究に従事し、のちフランス、スイス、ドイツ、イギリスの織物工場を視察し、八月、五年六か月ぶりに帰国します。その直後、群馬、桐生の日本織物会社に勤務し、工場の設計や器械の設置、組立に従事することになりました。

九一（明治二四）年七月から京都・西陣で金筬製造業を営む傍ら、織物器械の製造販売や京阪地方の会社顧問技師等の嘱託を勤めたとありました。一九〇〇年三月、パリで実施された万国博覧会に、二度目の洋行をし、ヴァンサンジー紋織機械をスケッチし、翌〇一年に製造に成功したということです。

なお、伊澤が京都に関わっていくのは、この頃からだといえます。

一九二〇（大正九）年に三度目の洋行をなしましたが、一九二五（大正一四）年八月一三日に京都・西陣で死去しました。

なお「伊澤伝」の末尾に記した柳田の人物評には次のように記されています。「短小精悍、なかなかきかぬ気の人物であった。非常な精力家で、母の死んだときには、東京から高遠まで不眠不休で駈けつけたという。だが一面気軽な若々しいところもあり、人望家でもあった。しっかりした、自立心に富んだ、頼もしい人であった」と。

これまで信三郎の経歴を、柳田泉の研究を借りて説明してきましたが、今日ではその記述には十分に検証しなければならない箇所も多々あります。しかし、今回は、本稿の主旨から外れますので、詳しい検証と分析は他日に譲ります。

3．日仏交流―京での出合い

それぞれ二人の経歴を申しましたが、彼女ら／彼らが京都で、一九〇二（明治三五）年五月、女子教育に参画してまいります。正式の学校名は、私立女子和洋技芸学校と申しました。場所は京都市河原町通り三条上ル下丸屋町にありました。

残念ながらこの学校の存在は、京都府、市の教育史研究にも記述が殆どなされていません。一例を挙げますと、『京都府百年の年表5教育編』（京都府、昭和四五年）に一切記されてないのです。

この学校の「学則」に記された学校の目的は、「本校ハ女子ニ必要ナル技芸ヲ授クルヲ以テ目的トス」とあります。

この学校の状況を、『パリ外国宣教会年次報告3』（一九〇二年～一九〇六年）には、「修道女たちは京都に専門学校を開いたが、そこの諸規定は大学の学長（木下広次京大総長―白石注）と事務局長（伊澤信三郎―白石注）の認可を受けたのである。事務局長は自身で校舎の落成式を行い、その娘（伊澤千年―白石注）はそこの授業にあずかっている」と記していました。

ちなみに木下広次は一八七三（明治五）年八月から司法省明法寮で法学教育を受け、七五年パリ大学に留学しており、一方伊澤は七四年三月から東京外国語学校に入学、七六年九月からレオン・デュリーにフランス語教育を学び、渡仏したのは前述のとおりです。

この二人が京都で日仏交流を進めるための共同事業に教育事業を選んだといえます。その職業学校は「彼女たちの献身的犠牲・慈愛・感嘆すべき熱意に支えられ」ながら、「人々の好感を一身に集め」「上流社会の夫人たちさえ通って来ている」とも記しています。

では次の章で、「私立女子和洋技芸学校」創立の背景を考えてみたいと思います。

4．河原町天主堂と京都天主教女子教育院

ここで添付した「河原町教会と幼きイエズス修道会」の地図を見てください。『河原町カトリック教会―宣教百年の歩み―』を参考にして作ってみました。

明治二〇年前後、高倉通・東洞院周辺の三条通りは新聞社やその支局が数多くありましたから、情報が最も集まる地域で人びとの往来で賑わっていました。

今回報告しています話の舞台は、三条通高倉西入ルの記号Fです。ここは、記号Hの河原町天主堂ができるまで仮聖堂があった場所といえます。のち一八九〇（明治二三）年五月に河原町通三条上ルに白亜の天主堂が造られていきます。なおこの建築物は、一九七三（昭和四八）年に愛知県の明治村に移築され、今では登録有形文化財に指定されています。

また京都天主教女子教育院についても、予め地図で説明しておきたいと思います。

幼きイエズス修道会のシスターたちが初めて入洛した位置が記号D①です。翌八七年七月に移転した場所が記号E②になります。

最後に辿り着く転居先は記号G③となります。

以上申し上げました位置関係を予備知識として頭に入れておいていただき、先に進みたいと思います。

（1）河原町天主堂の創設

河原町天主堂が一八九〇年五月に建てられるに至る経過を語る際、ビリオン神父の功績を抜きには語ることができないと思います。若干錯誤がありますが、池田敏雄『ビリオン神父』に詳しく記されていますので参照してほしいと思います。

ここでは、簡単に述べておきたいと思います。

神戸在留の仏人宣教師ア・ビリオンが、一八七九（明治一二）年九月にやっと京都に移り住むことが許され、上京区高倉通二条西入ル借家でフランス語を教える私立愛良学舎を立ち上げました（京都府教育会『京都府教育史』上、昭和一五年）。だが、その京都で滞留するのに厳しい条件が付けられていました。例えば、布教活動はしてはならない。また勝手に神戸や大阪へ旅行をしてはならない等とありました。

ところが愛良学舎にはなかなか生徒が集まりにくく、経営も次第に苦しくなり、翌八〇年の夏、下京区問屋町五条下ルを手始めに、清水坂、八一年の師走には下京区高倉通三条西入ル菱屋町へと転々と移転しました。ビリオンは、その地でフランス語を教える傍ら「天主公教会」の門標を掲げ、伝道をおこないました。

八七年七月、ビリオンの雇用契約解除を期に愛良学舎を廃し、その一〇月にはショファィユの幼きイエズス修道会に入洛を要請し地道な活動を繰り広げていったといえます。

だが八八年には、新たに上京区河原町通三条上ル下丸屋町に土地を購入し、天主聖堂を新築する手筈を整え、本格的な作業に取り掛かりました。同じ年の七月には聖堂定礎式をおこない、内外高官等の来賓が参列し、その他数多くの人びとが祝いました。そして翌九〇年五月、司教、神父らの他に来賓や信者たちが数多く参列し、冷厳な天主堂の完成を祝うに至りました。なおこれまで、この事業に関わったビリオンは、八九年二月京都を去り、山口に赴任していきました。

その天主堂を根幹に市内に四か所の説教所を設け、儀式と信仰を深め広めていったといえます。以下、その一例を学校・演説・信仰などで話を進めてみたいと思います。

まず学校で申しますと、一八九一（明治二四）年五月、前の仮聖堂で京都聖累期（ルイス）小学校を設立し、宗教教育に偏ることなく、通常の小学校の学科目を教えました。その他にも「仏語、漢字、裁縫」等の科目を付け加え教えました。

この学校の様子を、『パリ外国宣教会年次報告1（一八九二年）』は次のように記していました。「ゴンザカの聖ルイの小さな学校はよくつづいている。五、六人の生徒は試験によい成績をあげて、上級学校に入学できた。そして、それよりもっとよいことには、これらの子供たちの数人に洗礼を授け、彼らは家族をカトリックに導いたことである。どうか他の生徒たちやその家族が彼らの模範に倣いますように」とあります。

次に演説では、河原町の天主堂や市内の説教所で哲学者の井上哲次郎が唱えたキリスト教が日本の国体を脅かす宗教だと批判した主張に、信者たちが論争を挑むことが繰り返されました。

さらには、信仰についてですが、徳冨蘆花の告白的自伝小説『黒い眼と茶色の目』（岩波文庫、一九三九年刊）のエピローグには、茶色の目の主人公山本覚馬の二女久栄の信仰について記されています。三条河原町の天主教会に出入している状況を苦々しく描写していました。というのも久栄自身は八五（明治一八）年六月すでに洗礼を受けていたからでしょう。だが彼女は、九三年七月、病気で亡くなったとき、葬儀を河原町天主堂で執りおこないました。この不可解な出来事はいまだに研究の上で精査されているとは言えない状況にあると考えます。

（2）ショファィユの幼きイエズス修道会と天主教女子教育院の取り組み

幼きイエズス修道会を創立するメール・アンティエ（一八〇一・一一・一九～一八八三・一〇・二八）は、一八四六年一〇月三一日、八名の修道女とともにフランスのショファィユに着任し、「人の心に善が芽生える」ようにとの方針で数多くの学校、病院、託児所を開設する教育・福祉事業に従事しました。

この事業を組織上専念する修道会が、一八五九年九月一四日、ショファィユで創立され、ここに幼きイエズス修道会が生まれました。

のち先のショファィユ修道会付の司祭であったプティジャン神父が日本の女子教育と児童福祉の現状を憂い、幕

末期にメール・アンティエに人材派遣を要請し、一八七七年にやっと四名のシスターがまず最初に日本に赴く運びとなりました。

次いで第二回来日に三名が、さらに第三回来日に四名と続きました。その第三回目にプロス・メリーが含まれていました。時に、彼女は三五歳でありました。

その彼女が長崎・大阪を経て、一八八六（明治一九）年一〇月一五日夕方、ビリオン神父に招かれて京都に入りました。翌一六日、プロス・メリーと他に三人の修道女らによって六角通室町西入ルの玉蔵町に修道院が開かれ、仏手芸、洋裁、編物、仏語学などの私塾が開かれました。たちまち人びとに人気を呼び、多くの上流婦人・娘たちが習いに来ました。それに輪を掛けて多かったのが仏語の学習希望者で、断るのに一苦労したといわれています。

その年末には、幼き子どもの養育事業に務め、養育院が開かれ、翌八七年七月一日には、私塾で学ぶ生徒たちが増え続けたために、校舎が手狭になり、上京区両替町押小路上ル東側金吹町に引越しました。だが、この地も、八八年六月末に転居を勧告され、翌八九（明治二二）年二月、河原町通三条上ル下丸屋町、現在の信愛幼稚園の位置に移転しました。

プロス・メリーらの活動はこれまでと同様、伝道だけでなく、児童養護施設である天主教女子教育院を拠点に展開されていきます。

5．私立女子和洋技芸学校の概要

これから一九〇二（明治三五）年五月二四日、私立女子和洋技芸学校が創立に至ったいきさつについて話を進めたいと思います。ただ肝心の学校設立願いの申請書は今のところ見つけられていません。

設立者は機業家・伊澤信三郎であることは間違いないのですが、大切な資料がないので、全貌を明らかにすることができないでいます。開校直前の新聞紙上での生徒募集広告には、学科目の内訳のみ提示されていますが、それを担当する内外教員の割合も確定できていないといえます。

創立事情がやっと判ってくるのは、開校時の伊澤学校長の趣旨説明でありました。これも新聞報道です。数多くの来賓の参列のなか、伊澤は次のように語りました。

カトリック信者の伊澤と仏人シスターらによる発議で発足し、教育の目的は「女子に尤も適切なる技芸職業を教授

するにあり」と述べています。次いで学科目の「学術は技芸の進歩発達を助長せしむる為めに教授するに過」ぎないと。仏人との協同事業だが、「私立学校令」に則して宗教学校ではないことを強調しています。「教育勅語」を遵奉し、修身を教授しますから、ぜひ入学をお願いしたいとありました。

入学の資格条件は、普通科が年齢一二歳以上で尋常小学校を卒業したもの、本科と別科は年齢一五歳以上で「普通の読み書きをなし得るもの」とあります。学科は前の三種別。修業年限は、普通科と本科は三年、別科は年限を定めずということになっていました。

学科課程の学科目は、普通科で修身・国語・算術・家政・仏語・地理・歴史。本科は修身・家政の他に「術科」（図画・和洋裁縫・編物・刺繍など）から一、二を選択履修。別科は毎週二〜六回、仏語・音楽（オルガン・ピアノ）・西洋料理・洋服修繕等の四科目を自己選択となります。

従ってこの学校の特色は別科にあったといえます。それ故、上流の婦人たちや娘たちが教えを乞うことで通学者が多かったことは前にも述べています。また目が不自由な障碍者の就学も受け入れているのは、障碍児・者教育の面からも検討される価値があると思いますが、ここでは指摘だけに留めておきます。

学校の教育活動では「生徒心得」に興味深い事例が掲げられています。「通学ノ際ハ徒歩スルヲ本意トス」とあります。健康上の理由を最優先させたことによるものでしょう。

次に、資料の「私立女子和洋技芸学校教員一覧」を見てください。教員人事の特徴について述べてみたいと思います。ひとつは学校長人事、二つは教員の任免状、三つ目は教授資格の順番となります。

一九一四（大正三）年九月、学校長として認可された伊澤信三郎が、一七年一二月七日、健康上の都合で解職願いを出します。これで「はじめに」で述べました校長不在の理由も判っていただけると思います。

さて、解職願いを出したその翌八日、大阪住友総本店に勤務する二八歳の小高親が校長職に採用されました。その在職は、昭和二〇年度の閉校まで続きます。

ついでながら設立者のことにもふれておきたいと思います。伊澤が一九二五年八月一三日に亡くなったため、その相続人の辰雄から宣教師兼教員で、五三歳のロフラン・エレナに設立者変更願いを一〇月二三日提出し、認可されまし

た。その際「外国人身許調査」書が添付されていました。

次に教員の任免で外国人教員五名が、一九〇六年五月二四日認可を受けました。書類を審査するのみであったといえます。

教授資格でいいますと、「生花」「茶の湯」「日本料理」では、それぞれが家元の免状をもったものが認可の条件とされています。

「学校学則」とその改正をめぐっては、京都府はしばしば吏員を派遣して調査を実施した関係上、当該校はその都度学則改正を願い出ています。

女子和洋技芸学校の場合、一九〇八年六月、別科の授業科目（日本料理・茶の湯・生花）の増設を願い出ました。その二年後の一〇年三月には普通科を廃止しました。その理由は、〇八年四月に開始された義務教育年限の延長に伴うものでありました。そして新たに「専科」を設け、ミシン・和裁縫を教えました。各科の年度別生徒数は添付資料「女子和洋技芸学校年次一覧表」のとおりです。

一九一四（大正三）年、一八（大正七）年と学則改正願いを出し、「経済状態ノ激変」と「経営上の困難」「経営上の基礎不安定」がその理由とされ、入学料、授業料が繰り返し値上げされていきます。その後もこの財政の危機的状態は続きました。

6. プロス・メリーの教育活動

この章ではプロス・メリーがどのような教育活動を展開したのかを考えてみたいと思います。

資料の一七から一九ページを参照して下さい。京都府社会課の機関誌『社会』第七号（大正一〇・八・二〇）に「天主教女子教育院」について掲載されています。

「本院の特色と見るべきは、所謂形式一点張りの規則などは、更に設けずして、真の自治であるといふ事に在る」との主張にあるように、プロス・メリーたちは、子どもや女性たちに自立心を育むことを目指しているかが記されています。いかに広い心をもった人物であったかが判ります。

プロス・メリーは教育だけでなく、同時に児童福祉施設「天主教女子教育院」を設け、生存権すら奪われかねない子どもたちを養育していたことに注目する必要があります。その彼女が「約四十年間此等不幸児の慈母として、絶えず教養の任に当てられ」、一九二一年八月に「本月初旬

終に永眠せられた」ということが最後に記されています。

次に被差別部落との関係について話をしておきたいと思います。

資料の一九ページには、『田中親友夜学校日誌』の一部を掲載してあります。なおその内容は、大阪市立大学人権問題研究センター編『資料集上田静一と被差別部落』にまとめて刊行されていますので、ぜひお読みいただければ幸いだと思います。

一九〇九（明治四二）年四月から一六（大正五）年一二月まで田中親友夜学校の『学校日誌』がその内容となりますが、今回取り上げています箇所は、一九一一年の三月一、二、三の三日間。ご覧下さい。

夜学校の卒業生の西山すてが、上田静一を介して天主堂女子教育院のプロス・メリーの援助で、大宮通り出水下ルの大宮頭にある私立菊花高等女学校への二年次編入が可能となったことが載っています。

それに至る会話のやり取りが、読むものに胸を打つ感動的な内容となっています。支援を依頼された側のプロス・メリーが上田との約束で、西山すてを必ず卒業後は「田中村の為め尽す」と重ねて述べています。また上田は、西山すてに「在学中如何なる事状あるも退学などさせぬこと」を約束させています。学業の放棄を禁止し、彼女が出自を暴かれたり、差別言辞を投げかけられてもくじけないという強い意志をもつことを、上田は願ったのでしょう。同時に彼女が未来を拓く勉学に意欲を注ぐことを願ったものでもありました。

ではその後、西山すてが菊花高等女学校を無事卒業できたのかと申しますと、一九一四（大正三）年三月二八日、卒業しました（『京都日出新聞』大正三・三・二九）。しかしながら、菊花高等女学校は、一九一二年八月末、経営難のため敷地、校舎を身売りする事態となりました。九月三日、新たに清岡長吉ら華族や兼田義路愛宕郡長らが中心となって、烏丸今出川通東入ルの旧平安義校の敷地内（現在の同志社大学図書館の場所）に菊花高等女学校を再興した結果、卒業に至りました。彼女たちは心が痛むときを経て、卒業となったわけです。なお彼女のその後は、今のところよく分かりません。

7．おわりに

最後にプロス・メリーが遺したものは何かについてふれ

ておきたいと考えます。

彼女は一九二一（大正一〇）年八月五日、七五歳の生涯を終えました。その葬儀の様子を記した資料二一ページの報告を見てほしいのですが、そこには、信者たちが悲しみに沈んだことが記され、同時に数多くの信者以外の人びとも悲しみに陥ったとあります。

いうまでもなく、身寄りのない子どもや貧しい家庭の女児のための救済と教育のためにプロス・メリーが育んだ天主教女子教育院が、京都の地域の人びとに開かれていて、しかも地域に根付いていたのだということでしょう。第二の聖母マリアと京都の信者や数多くの人びとに慕われていたのだということが改めて考えさせられる人物であったといえます。

次に伊澤信三郎の終末についても述べておきたいと思います。

彼は一九二五（大正一四）年八月一三日、西陣で亡くなりました。行年七〇歳。東山の大日山墓地に葬られましたが、その墓前の足下には金箔の業界から生前の感謝の意を込めて、一九四一（昭和一六）年一二月一六日付の「表彰状」が銅板に刻まれています。ついては資料二二ページにその文面を載せていますので、ご覧おきください。

以上みてきました通り両者ともそれぞれ仕事の面で、京都に大きな功績を残して亡くなったことが判っていただけたと思います。

では、私立女子和洋技芸学校がどのような結末を迎えたかについてを述べて話を終えたいと考えます。

一九四二年一二月一八日、学校設立者から学校廃止認可申請を府知事に提出しました。その理由には「女学校程度ニ進タル為ニハ校地校舎狭隘ナルコト、校地校舎ヲ他ニ得難キコト」とありました。生徒の取扱いは、明年度以後生徒募集をせず、在校生が卒業するまで継続し、昭和二十年度をもって廃校とありました。

明治末から第二次大戦後まで続いたカトリック系教育機関を中心とした動きは、プロテスタント系の活動が知られている割には明らかになっていないことが多く感じました。京都の地で奮闘した人びとの活動が少しでも伝わればと思います。

煩雑ですが、生の資料の紹介に重点をおいて報告いたしました。今後の研究の資となればと願っています。以上です。

2009.12.11

河原町天主堂と京都・私立女子和洋技芸学校

―仏人プロス・メリーが遺したもの―

白石　正明

1. はじめに

2. プロス・メリーと伊澤信三郎の経歴
   (1)　それぞれの経歴
   (2)　日仏交流―京での出会い

3. 河原町天主堂と天主教女子教育院
   (1)　河原町天主堂の創設
   (2)　ショファイュの幼きイエズス修道会と天主教女子教育院の取組み

4. 私立女子和洋技芸学校の概況
   (1)　学校の創立事情と沿革の大要
   (2)　学校を構成する人びと
   (3)　学校学則と生徒心得
   (4)　学校の教育活動

5. プロス・メリーの教育活動
   (1)　教育事業への熱意と献身
   (2)　被差別部落の生徒の入学をめぐって

6. おわりに
   彼女の人間育成はいったい何であったか？

［「日本カトリック教会」の主な特徴］

（1）信仰の基準は、聖書と聖伝（教会に伝えられた伝承）である。（2）旧約聖書は、三九巻の正典と一〇巻の第二正典を信仰の基準とする。（3）ローマ教皇は、信仰と道徳において誤ることのない方である。（4）聖母マリアは、諸聖人の中で最も尊敬され全カトリック信徒の母で、原罪を免れ死の腐敗をも免れ、地上の生活を終えすぐに天国に上げられた。このことを「聖母マリアの被昇天」という。（5）秘跡（sacrament）を受けることは、実体として効力があり、秘跡を受けることを重要視する。秘跡は、洗礼、堅信、聖体、ゆるし、病者の塗油、叙階、婚姻の七つである。（6）役職者には、司教（bishop）、司祭（priest）、助祭（deacon）、の三聖職位階制度（hierarchy）があり、特別の権威を与えられて、教える任務、聖化する任務、治める任務を行う。

（吉住英和「川口居留地のキリスト教と学校」堀田暁生・西口忠編『大阪川口居留地の研究』思文閣出版、1995 年）

［プロス・メリーの履歴書（1906 年）］

プロスツ　メリー　1846 年 3 月 2 日生

原籍　仏国ソネールワル県シャロンスユルソーヌ町

原住地　京都市河原町通三条上ル下丸屋町 415 番地

学業（学歴）　1864 年 9 月　仏国ショフハエ女子師範学校卒業

勤務（職歴）　1864 年 9 月～1879 年 10 月　仏国ショフハエ町女学校教員奉職ス

1881 年 1 月～1887 年 10 月　長崎市清心女学校（西洋裁縫担当ス）

1887 年 10 月～1895 年 6 月　元京都市仏語女学校校長兼仏語教員在勤

天主教会堂主

上京区河原町三条上る天主教会堂主メリー童貞女は七十五歳の高齢にて兼て老衰病に患り療養中であつたが五日午後五時遂に永眠した女史は巴里の童貞学校を卒業後二十歳にして四十年前長崎に渡航し京都に来りて教会堂を開き傍育児院を起こし女子和洋技芸学校を併置して京都の為めに尽した効は少くない先年明治天皇照憲皇太后両陛下から御下賜金を賜つた事もあり珍らしい勤勉な人であつた、葬儀は八日午前九時から同教会に於て執行する筈である

（『京都日出新聞』大正 10 年 8 月 6 日夕刊）

第二の聖母と／仰ぎ慕はれた／メリー童貞女の病没／慈愛に育れた孤児数千

京都河原町三条上る私立和洋技芸学校創立者天主教育児院主プロー・メリー童貞女が老衰病のため七十五歳を一期として五日午後四時逝いた、葬儀は八日洛東大日山に於て執行される、同女は千八百六十五年二十歳の秋若い尼僧として日本に来て五十五年間の生涯を我が大阪京都の貧児、孤児、棄児の救済に捧げ、此の憐れむべき数千人の子女達の慈母と

して仰がれたのである
◆同女は孤児などの病気に対しては猛悪な肺結核患者にでも骨身を惜まず懇ろな介抱を怠らず其の親切は神の如く信徒や、女学生、院児等は第二の聖母マリヤだと慕つてゐた
◆同院で育まられて今や社会に出た女では、画家の妻君其他知名の士の妻となつたもの尠からず教員幼稚園保姆、看護婦として独立生活を営み社会に奮闘してゐる婦人も尠くないと云ふ、因に同院の後継者としてはメリー童貞女と同じく慈愛深い徳の高いアタナイシ童貞女だろうと云はれて居る

（『大阪朝日新聞京都附録』大正 10 年 8 月 7 日）

［伊澤信三郎の履歴］―別紙参照

伊沢信三郎氏／西陣織機の功労者

市内今出川堀川西入る織機業伊沢信三郎氏は去月二十三日脳溢血を起し爾来療養中であつたが十日令弟に当る台湾総督伊沢多喜男氏の見舞を受け最後の会見を遂げてからは安心と共に重態に陥り肺炎を併発して十三日午前八時四十五分遂に逝去した氏は我国教育界の先覚として知られた故貴族院議員伊沢修二氏の令弟に当り、壮年時代から織機に趣味があり絹織機をフランスより輸入し或はマイオン機、金筬、絽織機等の発明あり西陣機業の功労者であつた、尚同氏の一族親戚には名士頗る多く令兄修二氏、令弟多喜男両氏の外陸軍大将立花小一郎男の夫人かん子は信三郎氏の令妹、文学博士遠藤隆吉氏の夫人光子は令姪である、葬儀は十五日午前九時半より河原町三条上る天主堂に於て執行すると

（『京都日出新聞』大正 14 年 8 月 14 日）

巴里博覧会観覧会

明年の巴里万国博覧会を観覧せんとするも或は経費の為めに或は外国語を解せざる等渡航上の便宜を欠く為めに躊躇するもの少なからざるを以て西陣の伊澤信三郎氏主唱と為り是等の人々に便宜を与へん為巴里博覧会観覧会なるものを組織せんとて計画中の由なるが同会は会員一人に付き金千二百円を徴し此金を以て神戸港よりの汽船汽車賃（中等）、巴里滞在費（三十日間）等一切の費用を支弁し帰途欧米諸国商工業の視察をも遂げしむる見込にて会員百名に満つるを俟て実行する筈なりと云ふ

（『京都日出新聞』明治 32 年 9 月 14 日）

伊沢信三郎氏の仏国渡航

西陣の伊沢信三郎氏は巴里博覧会視察の為め来月十七日神戸港出帆の仏国瀛船「トンキン」号にて仏国へ渡航する筈なるが文部省より染色工科の調査、農商務省より織物検査所設置に関する調査を嘱托せられし趣きにて専ら染織上の視察を目的とし博覧会開会中即ち来る十月六日までは巴里に滞在し夫より欧洲各国を巡回して明春米国に航し二月頃帰朝の

予定なりと

（『京都日出新聞』明治 33 年 2 月 22 日）

仏国渡航者送別会

京都経済会京都振興会及青年部にては今回仏国へ渡航する会員西村治兵衛児島定七藤村岩次郎岩村茂長尾時春中井三之助伊達虎一諸氏の為め来る十八日午後四時より川原町四条上る共楽館にて送別会を開く由出席者は同事務所へ申込み当日会費金一円持参すべしとなと

（『京都日出新聞』明治 33 年 3 月 16 日）

［広告］

店主伊澤信三郎義本月十六日

帰着之処インジユース号延着ニ依リ明十九日未明ニ神戸着当日帰京可致候此段広告候也

九月十八日

伊澤機料店

（『京都日出新聞』明治 33 年 9 月 18 日）

大槻助役の消息

巴里滞在の同氏より内貴市長の許へ昨十三日到達せる書信に曰く

（前略）万国博覧会の審査も追々捗取り小生受持の分は七十七類にして一昨二十九日全く結了仕候右の内本邦の出品は西陣其他二三県より出したる竹製の筬のみにして諸外国より精巧なる機械を出品せられ彼と我とを比較せば本邦の出品は劣等に属し賞を得ること甚困難なりしも種々説明の結果銀賞を得る事に相成候尤も右は類審査会の決議にて此後部審査会にて変更するやも難計候

他類の審査も漸く結了に近づき織物にしては川島飯田西陣組合の三名は大賞を得る事に相成居候何時も京都の出品なければ博覧会の面目を保つ事難く候が今回も京都の御蔭にて日本の評判を世界に紹介する有様に御座候陶磁器漆器等は未だ結了せず候得共例により錦光山清水伊東其他の名品は好評に候

次に小生巴里滞在も審査に関係せし為め一箇月余長引候が最早審査も結了候に附西村及び吉田彦六郎両氏と同道にて先づ伊太利瑞西を見て独逸に行く事と致候本月八九日頃里昂を経て左の順序に進行する積りに御座候（中略）西村君は帰途を急がれ八月二十五日英国リバープール発にて米国に赴き十月初旬には帰朝する筈に御座候小生はベルリンに二箇月程滞在致し十二月中には帰朝の考に御座候

此程来巴せし人々には木内井上亀井大阪の土居浜田今西等にして日本人は今日までに三四百人大に日本の広告に相成候（下略）七月一日発

（『大阪朝日新聞京都附録』明治 33 年 8 月 14 日）

京都振興会

同会は来廿七日午後一時より川原町四條上る共楽館に於て大会を兼ね先頃来欧州帰朝者岩村茂、飯田政之助、石角喜三郎、石田喜兵衛、伊澤信三郎、西村治兵衛、谷口平三郎、伊達虎一、藤村岩次郎、小島定七、廣岡伊兵衛氏等の歓迎会を開き諸氏に欧州視察一斑の談話演説を請ひ終て懇親会を開く由当日は会員外の人にても有志の士は随意参会傍聴を許すと云ふ

（『京都日出新聞』明治 33 年 10 月 23 日）

伊達、藤村、伊澤氏歓迎会

西陣同業組合会の有志者発起となり一昨日午後五時より祇園中村楼に於て過日帰朝せし欧州渡航者伊達虎一、藤村岩次郎、伊澤信三郎三氏の歓迎会を催し藤村氏は一時間に渉り欧州視察の実況を演説し次に発起人総代松室以忠氏の挨拶ありて一同へ晩餐を供し酒間伊達氏の挨拶伊澤氏の演説あり同九時散会当日の出席者は九十余名にして頗る盛会なりしと

（『京都日出新聞』明治 33 年 11 月 5 日）

西陣青年会大演説会

西陣青年会は既記の如く一昨日午後六時より同地岩神座に於て実業政談会を開きたるが聴衆は千三百余名にして水口庄兵衛氏開会の辞を述べ次で弁士長谷川久次郎、西村勇次郎、福井万次郎氏等は昨今西陣の問題たる仲買商との取引改良云々の一件の如きは其意見決して不可なりと云ふに非ざれども今日機業家の現状としては到底実行を期し得き問題に非ず即ち目下西陣の緊切問題は職工徒弟の教育を盛んにし一方には其節倹貯蓄の美風を養成して第一団結力と智識とを増進し、第二には徳義と資本とを発達せしむ可しとの主旨を述べ、更らに織物図書館の設備（一）、織物試験場及び生糸検査所の設置（二）、西陣地方の小学校に織物に関する簡易なる科目を加ふること等に論及したり水口庄兵衛氏は組合経費の一部を補填せんが為めに組合事務所より証紙を発行して、組合員の生産品に一々之を貼付し、一枚幾何の代価を納付せしむるの法を定む可しと説き、加藤宗三郎、孝学友彦両氏は西陣織物の取引法を改良せんとせば先ず機業家の団結力を増進せしめ、更に機業家各自に生産品需要供給の事情を明察するに足るの智能を養成す可き也と述べ、伊澤信三郎氏は欧州より齎らしたる電気機織器の図面を示して、此機械を利用するの益を詳述し其他数名の演説ありて午後十一時頃散会せりと云ふ

（『京都日出新聞』明治 33 年 11 月 15 日）

西陣実業倶楽部発会式

這回西陣地方の有志者等が発起に係る西陣実業倶楽部は既報の如く一昨日午後五時より同倶楽部に於て発会式を挙行せしが発起人総代池田有造氏は同倶楽部創立の趣旨を述べ次

に同発起人榎並治兵衛、入会者加藤宗三郎、長谷川杢次郎其他来賓諸氏の演説及び祝辞、発起人亀山利兵衛氏の答辞ありて式を了り夫れより発起人亀山利兵衛氏は座長席に着き規則並に心得書等を附議せし処全会一致を以て原案を可決し次に役員選挙は座長より詮考委員吉田善助氏外四名を指名し同委員等は協議の末幹事に池田有蔵、亀山利兵衛、榎並治兵衛、田畑庄三郎、鳥居栄太郎の五氏評議員には松室以忠、伊達虎一、井上力造、岸本傳吉、吉田善助、織田和三郎、小林清三郎、喜多川平八、時岡利七、加藤宗三郎外三十名の諸氏を撰定し夫れより宴会に移り伊澤信三郎氏は此程仏国より持帰りたる欧米各国の織物標本並に巴里博覧会場の現図其他織物器械等幻燈として余興に供し同午後八時頃散会せり

（『京都日出新聞』明治 33 年 12 月 4 日）

商工談話会

第八回商工談話会は来る七日午後六時より寺町御池の市議事堂に於て開く其弁士は左の人々にて演題は未定なり

濱岡光哲、大澤善助、西村治兵衛、堀五郎兵衛、井澤信三郎

（『大阪朝日新聞京都附録』明治 34 年 3 月 3 日）

西陣に於ける市会議員

今回の市会議員半数改選に就て西陣青年会より候補者三名を出さんとの計画は先き程より内々協議せられたるが其候補者は伊達虎一、伊澤信次郎、吉田善助の三氏にして伊澤伊達の二氏は仏国新帰朝の意気頗る盛んに吉田氏亦組合中の有力家として既に夫々運動に着手せり然し茶話会同志会と交渉纏りて連合の態度を取る上は成功如何と懸念しつゝ未だ発表せざる次第なるが何れ勝算確かなるに至らば公然打て出ずべしと云ふ

（『大阪朝日新聞京都附録』明治 43 年 3 月 9 日）

探西会発会式

京都府下に居住して欧米諸国に渡航したる人々の会合なる探西会（拝我等会の改称）は規則其他の設備成りて其事務所を商業会議所内に仮に設くる事と為し来月五日に欧州風にて其発会式を挙行する筈にて目下其準備中なり

（『大阪朝日新聞京都附録』明治 34 年 9 月 23 日）

西陣尚徳会

一昨三日午後七時より聚楽尋常小学校に於て発会式を挙行したるが来会者四十余名座長には染織学校の教諭たる金田仁策氏を推し金田氏は起て発会の趣旨を述べ次に会則の議事に移り会費を一箇月五銭一箇年五十銭と定め幹事を右の金田氏外三名とし評議員を伊澤信次郎外三十九名に嘱託して九時散会したり

（『大阪朝日新聞京都附録』明治 34 年 12 月 6 日）

5

織物試験所問題

西陣織物組合より織物試験所の件に関し東上したる伊達虎一、伊澤信三郎両氏は既報の如く一昨夜帰京せしが両氏は東上中同試験所を組合立となすことに就き農商務当局者に向て其事情を述べ並に器械に関する説明を為せしに其筋にては京都の試験所問題に冷淡なるを見て他の地方へ器械を貸与せんことに内定し居りし由なるが大森知事も非常に尽力を為せし結果都合好く運びたれども元来織物試験所の如き公共事業なりと雖も府県費或は市費等を以て設立すれば格別多少営利の目的を以て設立せざれば収支償ふべきにあらざるより農商務省にては之れを永遠に維持すること六ヶ敷きものには許可せざる模様にて石川、足利其他各地方より出願したる者は大概試験所となさず模範工場として合資組合と為すの計画なれば西陣に於るものも合資組織を以て模範工場と為すこととし仮設計を作り漸く一万五千円許りの器械を貸与せらるゝの運びに至りたる由而して右の仮設計に依れば名称を合資会社西陣織物模範工場とし資本金を六万千九百円（内固定資本四万三千九百二十二円、運転資本一万七千九百七十八円）とし工場を三部に分ち第一部織物部、第二部製図部、第三部試験部とし西陣組合の嘱託に依り試験を行ふことと為す筈にて発起人は伊達、松室、伊澤等八氏なるが尚ほ二三日中に集会を催して設計を確定せし上市長を経て府知事の承認書を得農商務省へ出願する都合なりと尚ほ伊達虎一、伊澤信三郎両氏は右の顛末を報告旁昨日大森知事、内貴市長、大槻助役、西陣織物同業組合組長等を訪問したる由

（『京都日出新聞』明治 35 年 5 月 12 日）

足踏動力織機

西陣の伊澤信三郎氏が見本として仏国より購入したる足踏動力織機は欧米にても最新式のものとして土耳古、露西亜其他小亜細亜等の機業に盛んに使用されつゝあるが同器は縫物器械を使用する如く踏金を足にて踏むときは働力は織機の元軸に伝はり四大運転即ち綜絖の上下、杼投、筒打、捲取をなし一挺乃至六挺の杼を自由に投射し得べく其の速力は旧来の織機に拠り人工を以てするときは如何なる熟練のものも一分時間に尚六十を越ゆる能はざるに反して二百乃至三百を越すを得べしと云ふ而して其働作は動力織機（瀧織機）と異なる所なく至極軽便にして羽二重、縮緬、甲斐絹の如き無地織物は固より米沢其他の縞物、繻珍、風通、紋縮緬の如き数挺杼を要するものにも応用するを得べしとぞ西陣の如き家族的組織の機業地にては此器械を使用せば人力を省きて生産を多からしむるの利益あり因に同器械到着の上は京都染職学校に据附け実地試験をなして当業者に縦覧せしむべしと云ふ

（『京都日出新聞』明治 35 年 9 月 27 日）

模範工場貸下機械

予て報道したる西陣織物模範工場へ農商務省より貸下げになるべき二重天鵞絨は仏国に於て購入すべき為山口農商務技師は昨年同国に渡航して右西陣に貸下ぐる機械の外各種の

団体に貸下ぐべき諸機械も約定帰朝したるが弥同機械は神戸港に到着したるに付右山口技師は神戸に出張して受取を了へ同地に於て各団体へ引渡すに付今日西陣模範工場より代表すべき受取人を差出すべき旨達せられたり

（『大阪朝日新聞京都附録』明治 36 年 2 月 15 日）

ジュリー氏紀念碑除幕式

洛東南禅寺境内に建設したる故仏国人勲四等レヲンジュリー氏紀念碑除幕式は既報の如く昨日午前九時より執行せり碑は鞍馬の自然石にて高さ一丈三尺巾七尺あり碑前の式場には日仏の国旗を交叉し楽隊の奏楽を以て式を始め高木豊三氏は一同に対し挨拶を述べジュリー氏の門弟及び縁故ある人々の発起にて去る二十六年紀念碑を建設せんことを企画し昨年漸く竣工せしものなりとて其経過の要領を報告し次に法学博士富井政章氏は仏語を以て同趣旨を演述し是に於て横田万寿之助氏紀念碑の幕を撤し内海忠勝氏は除幕式を行ふ旨を述べてジュリー氏が本邦殊に京都市に与へたる教育上の功績を挙げ次に神戸在勤仏国領事ペ、アシュ、ドュシー、ホサリュー氏はジュリー氏が日本に尽したる教育上の功績はボアソナド氏の法律に於ける、ベルタン氏の造船術に於けると同じきものにして日本人の尊敬を得紀念碑を建設せられたるは誠に喜ぶべきことにして今後益々日仏両国人の交際を親密ならしめんことを望むの趣旨を単簡に演説し稲畑勝太郎氏之れを通訳せり次に横田万寿之助氏は発起人総代として祭文を朗読し次に佐藤友太郎氏は仏語にて祭辞を述べ是れにて式を終り縁故ある人々よりは花環料を供せしよし夫れより祇園中村楼に於て午餐の饗応あり一同食卓に付くや仏国領事ホサリュー氏は知事、市長を始め其の他紳士の来会せられたる盛式に列したるは大に光栄とする処なり殊に人情日に浮薄に赴く際門弟諸氏が旧師の為めに紀念碑を建設するが如きは全く日本人の道義心の頽廃せざるを証するに足るものにして今回の挙は独りジュリー氏のみならず仏国人の光栄なりとの趣旨を演説し佐藤友太郎氏之を通訳せり次に神戸在留仏人アム、ジ、マルタン氏の演説あり夫より来会者は何れも仏国留学中の懐旧談等を為し三時頃散会せし当日の来会者は内海忠勝、勧修寺伯、内貴甚三郎、木下廣次、高木豊三、富井敏章、梅謙二郎、松井直吉、田中源太郎、濱岡光哲、雨森菊太郎、中村栄助、難波正、伊澤信三郎、佐藤友太郎、今西直次郎、高木齋造、渋川忠次郎、市川亮功、稲畑勝太郎、廣瀬満正、森本貞徳、横田万寿之助、近藤徳太郎、野口保興、町田重備、兼松房次郎、綿貫吉秋、草鹿甲子太郎、松尾富之助、村越銘、内田親徳、島津松之助、松井達三郎、辻忠三郎、吉田佐吉、辻信次郎、野間安親、辻川信三郎、飯田新七、丹羽圭介、仏国領事ホサリュー同国人シヲブ、キユルケイ、レヴィ、マルタン、ファブル、リユシャ等なりし

（『京都日出新聞』明治 32 年 7 月 24 日）

学舎廃業

下京十弐組柳馬場高辻下る中村亀造氏が発起にて下京四組三条通り高倉西入る二十番戸

深堀政吉宅へ私立愛良学舎といふを設け仏国人ア、ビリン氏を雇入天主教の講義をなし居しが今度雇期の満たるゆゑビリン氏を解雇し一昨日限り愛良学舎を廃したる旨同日下京区役所を経て京都府へ届出たり

（『日出新聞』明治 19 年 8 月 1 日）

天主教会堂と育児女学院

此程報道せし如く京都天主教会信徒は今度河原町三条上る二筋目北入る処より同三筋目の南までの地所一千余坪を買得し一大天主教会所を新築する筈にて目下已に着手せしが其教会堂の構造は総煉瓦畳とし百五十余坪を用ひ其他に宣教師の邸宅。伝道所等をも建築する其費用は二万五千余円にて来る廿三年三月を期し落成する見込なりといふ又同会の計画にて該教会の近くへ育児女学院を建築し三歳以上十八歳以下の女子を育る目的なりと云ふ

（『日出新聞』明治 21 年 10 月 6 日）

ハンリー殿下

此程より御滞京の墺国皇族ハンリー殿下には昨十一日午後七時より伏見街道正面下る天主教説教所に臨み同所の説教を聴聞せられたる由

（『日出新聞』明治 22 年 5 月 12 日）

墺国皇族

ハンリー殿下には同妃殿下を始め侍従伯爵ジレリー。同ルツケル。男爵ハイデプランデの諸氏と外に墺国全権公使ビゲレーベン氏と共に昨廿五日午前十時京都に来り三条通り高倉西入る天主教会所に赴かれ次で圓山也阿弥楼へ投宿相成りたりと

（『日出新聞』明治 22 年 7 月 26 日）

天主聖堂の定礎式

昨廿五日午前九時三十分頃より目下河原町三条上る下丸屋町に建築中なる天主聖堂定礎式を行ひたる当日の来賓は澳国皇族ハンリー殿下及其妃。同国特命全権公使外随行員数名を始め京都府よりは知事代理及森本書記官。財部警部長と京都始審裁判所の曽根上席検事。京都商工会議所会長浜岡光哲等無慮六百名許りと別に大坂よりは同地在留の日本中緯主教ミドン氏（仏人）随者廿八名も来会し式中には信徒の寄附にかゝる大津衛戍の軍楽隊が楽を奏し正午十二時二十分全く式を畢り来賓は仮屋なる東北の一室に招じ饗応したり当日式場の門前に設けたる「アーチ」。国旗。紅灯等は皆同信徒の寄附せしものにて其他京都の骨董商某よりは特にハンリー殿下の御慰みとして古書画類を陳列したりといふ

（『日出新聞』明治 22 年 7 月 26 日）

開堂式

上京区河原町三条上る町に新築せる天主堂に於て昨日午前九時三十分より開堂式を執行したり主教者は東京大坂長崎より出張し其他伝道師信徒等各地より来会せしものも夥しく来賓は東京駐在の仏国公使。墺国公使。北垣京都府知事。尾越同書記官。財部同警部長。京都府庁各課長。市会議長。新聞社員。諸会社員等にて最と荘厳なる式を行ひ大坂主教者は仏語にて三百五十年前に加特力教が日本に入りしことより今日に至る沿革を述べ次が天主堂の新築を賀するも只に観の美のためにあらずとの意を述べ終りに来賓に謝辞を呈し又長崎主教者は日本語にて其日本に来りたる以来の事且教法の鎮まりたることを述べ新堂の為めに功労あるものに謝して式を了へ尚ほ数十名へ洗礼を行ひたり最初堂内へ入る前に諸僧列を正して経を唱へつゝ堂の周囲を一周し夫れより堂に入りて後経文を唱ふること数十回にて式の了りたるは已に十二時を過ぐ其式は略ぼ仏式に類せり式後来賓を日本建の間に誘ひ麦酒菓子を饗せり

（『日出新聞』明治 23 年 5 月 2 日）

貧民小学校の設置

天主教信者加古義一外数氏の発起にて三条通高倉西入る処に貧民小学校を設け本日開校式を挙ぐる由同校は慈善の目的に出でたるものにして発起人は重に天主教信者なれども決して宗教に偏することなく広く有志者の義捐を募りて書籍器具等は皆な生徒に貸与し授業料等は一切徴収せざる由又其学科は尋常小学校と同等にして傍ら西洋礼式及仏語等を教授する由

（『日出新聞』明治 24 年 5 月 1 日）

貧民学校へ寄附

貧児教育の目的を以て新設したる三条東洞院東入聖累斯小学校へ上下京区長其他有志者より筆紙墨硯石盤算盤等を寄附したる由

（『日出新聞』明治 24 年 5 月 16 日）

天主教徒大演説会

井上博士一度び基督教が我国体に及ぼす利害に就て論評を試みしより大に基督教徒の激昂を買ひ世論囂々未だ其是非を知るに至らざるが今度各地の天主教伝道士相集り明三十日より三日間河原町天主堂に於て演説会を開き自己の抱懐する所の意見を開陳し大に世論に訴ふる所あるよし

（『日出新聞』明治 26 年 4 月 29 日）

［教報］

京都聖累斯小学校は大に規模を広め従前の学科の外に仏語漢学裁縫の三科を置き各専門

教師を傭聘し且信者の子弟には公教要理を研究せしむる事と成したるが教員奥田数弥氏は故ありて退職せられたり

（『こゑ』第 69 号、明治 27 年 2 月 1 日）

［山本久栄葬儀通知広告］

故山本覚馬二女久栄義脳膜炎症ニ罹リ居候処療養不相叶廿日午前九時三十分逝去致候間此段御報知申上候

戸主　山本平馬

親戚　新島八重

追而廿二日午前八時河原町天主教会堂ニ於テ葬式執行若王子墓地ニ埋葬仕候

（『日出新聞』明治 26 年 7 月 22 日）

［山本久栄会葬御礼広告］

故山本覚馬次女久栄葬式の節は炎暑中御会葬被成下悉く奉拝謝候右不取敢紙上を以て御礼申上候

七月廿二日　親族　新島八重

横井時雄

（『日出新聞』明治 26 年 7 月 23 日）

［ショファイユの幼きイエズス修道会京都支部創立］

京都に本会支部が創立されたのは、1886 年（明治 19 年）10 月 16 日であった。この支部もやはり、プティジャン司教の切望に応えたものであるが、ビリヨン神父からも大いに歓迎された。最初、中京区六角通烏丸西入の一民家を借りて修道院とし、シスター・セン・メリーを院長に、他に 2 名のシスターとアガタ・井上の 4 名が赴任した。翌日ミサにあずかったシスター・セン・メリーは、「『神様は、この国民を通して光栄をお受けになる』という驚くほどの確信と内的な安らぎを受け、それまでの不安がすっかり取り去られた」と、後日述べている。この事は、その後の実生活に種々の形で現われている。京都の人達にとっては、修道女に接するのはおろか、その姿を見るのも初めてであった。いったい「何者で、何しにきたのか」と、強い好奇心にかられて、ぞろぞろ後をつけまわったり、井戸端会議での話題の中心となるなど、あまり気持のいいものではなかった。しかしビリヨン神父の紹介や、シスター達の寛容や忍耐の態度が実を結び、互いのふれ合いのうちに偏見や奇異な感情がとりはらわれていった。人々はシスター達を自分たちの仲間として、町内夜巡り当番を頼んだりもした。「火の用心」と拍子木をたたいて町内を巡り歩き、火災から町を守ろうとしたシスター達のその心の中には、宣教の炎が燃えあがっていたに違いない。そしてその炎はやがて周囲の人々に燃え広がって行くことになるのである。この京都の活動についてのべると、先ず10（ママ）月 2 日、3 人の身寄りのない子どもが送られてきた。これを契

機として、ここ京都支部でもセンタンファンスの事業が起こされた。前記のアガタ井上は美濃の出身であったが、其処から従姉妹や友人がやって来て職員に加わり、事業は大きく伸びていった。

当時の日本は欧化熱に燃え、京都地方にも当然その熱が燃え移っていた。単に思想だけでなく、言葉、服装などにもそれが現われていた。池田敏雄著『ビリオン神父』にこの時勢を表わす面白い記述がある。「時の大蔵大臣の義妹曽根夫人が、晩さん会に招待された。礼装が洋式で、困り抜いたあげく、フランスの尼さんを尋ね“パリではやる最新流行の着付け化粧をして下さい”と依頼した。ビリオン神父も一役買って、神戸の婦人用品店へ最新型婦人帽を電報で注文した。」というものである。真にほほえましい光景である。婦人達の間では、フランス語、洋裁、編物が流行していた。そこで、シスター達は宣教の手がかりとして、また手段として、フランス手芸塾を開いたところ、場所が手狭で、入門希望者全員を受け入れることが出来ない程の盛況さだったという。

シスター・セン・メリーの手記には、手芸教授だけでなく、婦人服、子供服、紳士服、下着類の仕立て、着付けに加えてフランス語の個人教授もしたとある。こうして彼女らのもとに多くの人が出入りし、神への愛と隣人への愛のため、己がすべてを棄てて、祈りと奉仕に専念するシスター達に接するうちに、シスター達の存在理由を理解するようになってきた。まことにシスター達の神の愛に根差した言動は、人々の心をゆさぶり、直接間接に宣教活動を回転してゆくことになったのである。

この年のクリスマスに、シスター達は、ささやかな聖堂で、美しいコーラスの歌ミサにあずかった。ビリヨン神父の信仰溢れる司式、シスター・セン・メリーの芸術性豊かな賛美歌はミサ典礼を一層厳かにし、人々の心を捕え、多くの人々を教会へ導く機会となった。

翌年 3 月 19 日、聖ヨゼフの祝日に、センタンファンスの子ども 3 人、寄宿生 1 人、生徒 2 人の計 6 人が、ビリヨン神父の手によって神の子として誕生した。シスター達は、当施設における初めての洗礼式を荘厳にするため、仮聖堂の襖を取りはずし、道具屋から借りた金屏風を立てて、金色に輝く聖堂に化し、人々を喜ばせた。

こうした喜びと慰めの続いている中で、シスター達の心を煩わせていたのが住宅問題である。

生徒は増加の一途を辿り、夏が近づくと狭い部屋は蒸し暑かった。幸い、生徒の中に市長の令嬢がいて、この窮状を早速父に話したので、5 月 24 日の午後、市長は自分の家を貸すことを申し出た。彼の好意を感謝と喜びをもって受け、7 月 1 日、この家に引越したのである。

ところが、美しい家に移転して 1 年、1888 年（明治 21 年）6 月末、家主から突然、転居を迫られた。あまりに急な勧告に、シスター達は大いに悲しみ苦しんだ。しかし神の摂理に信頼して、新しい土地を捜しまわり、ようやく教会用地とそれに隣接する修道院の用地を購入することが出来た。この地は、河原町 3 条上ルで、現在の京都カトリック信愛幼稚園の位置である。ミドン司教は、教会用地の古い家屋を取りこわし、その用材を修道会の

使用に供した。そこで、子ども達のための炊事場、食堂、勉強部屋などを作り、1898 年（明治 22 年）2 月 14 日入居した。シスター・セン・メリーは、その創立の記に、「神様は、何かご光栄のために仕事を始めようとする時、いつも十字架をくださいます。十字架は、すべてのものの基なのです。」と記している。

（『途杖 100 年』幼きイエズス修道会・日本管区、1997 年）

［報苑］

過般広島陸軍予備病院に於て職務の為に斃れ名誉の死を以て各地新聞紙上に賞讃せられたる京都童貞女学校出身の日本赤十字社看護婦平山菊子の遺骨回送せられしに付き鄭重なる儀式を以て洛東若王子山の天主教会墓地に葬られしが今回立派なる石碑を建設せられ碑面に漢字百四十を以て其の経歴を刻み彼が生前の名誉を不汚に伝へられたり

（『こゑ』第 97 号、明治 28 年 4 月 15 日）

学校の赤痢

上京区河原町三条上る仏語女学校の寄宿生石川県江沼郡大聖寺村谷本松枝（八年）は一昨夜赤痢病に罹りたれば川端警察署より警官医師出張して患者を府立療病院に送り同校は交通遮断の為め休校し居る由

（『京都日出新聞』明治 31 年 10 月 1 日）

宗教学校の取締

本年八月勅令第三百五十九号を以て私立学校令を発布せられたるに付ては神仏其他の各宗派に於て設置する宗教に関する学校と雖も該勅令に遵依すべきは勿論なるに現在各地方に設置せる右等の学校中には縦令其教則等を宗制寺法等の中に加へ内務省の認可を受け居ると雖も是は単に其宗制寺法を認可したるものにて学校の設立に就ては特に認可を与へたるものに非らざるにより右に関して設置するものあれば此際第十九條により認可を受けしむる様昨日文部次官より府知事に照会ありし由

（『京都日出新聞』明治 32 年 10 月 12 日）

私立学校に関する報告の件

文部省訓令第十四号を以て私立学校令第二條に依り私立学校の設立を認可したるときは其の修業年限学科課程及生徒入学資格を報告すべし其の変更を認可したるとき亦同じ但小学校、盲唖学校及小学校に類する各種学校に関しては此の限にあらずと文部大臣より道庁府県へ訓令せる

（『京都日出新聞』明治 32 年 10 月 29 日）

［広告］

女子技芸学校ノ京都河原町三条上／下丸屋町四一五番

内外ノ女教師数名ヲ聘用シ親切厳正ヲ旨トシ左ノ諸科ヲ教授ス有志ノ方ハ本月廿四日迄ニ申込ベシ

術科　裁縫、編物、和洋刺繍、図画、西洋料理、西洋洗濯、洋服修繕、

学科　修身、国語、算術、仏語、音楽、家政、和洋交際法

（『大阪朝日新聞京都附録』明治 35 年 5 月 17 日）

女子技芸学校開校式

伊沢信三郎氏の設立に係る女子技芸学校は昨日午後一時河原町通三条上る同校に於て開校式を挙行せり来賓は府知事代理青木書記官、帝国大学総長代理森書記官、河原高等女学校長、金子染織学校長、児島府参事会員、山内軍医正、其他各学校長及び大森夫人、木下夫人等四十余名にして先づ勅語を奉読し次に府知事代理、帝国大学総長代理、金子染織学校長の祝詞あり伊沢校長謝辞を述べ且つ同校の設立に付き左の如く演述せり

抑も本校は余及び仏国童貞の発起設立せしものにて本校の目的とする処は女子に尤も適切なる技芸職業を教授するにあり左れば当初は単に技芸職業に属する科目のみと為さんと欲せしも傍ら学術をも教授する方適当ならんとの説あり遂に学術を加ふる事に決したるも前述の次第なるが故に学術には寧ろ重を置かず至つて平易のものと為せり之を要するに学術は技芸の進歩発達を助長せしむる為めに教授するに過ぎず而して本校は仏国人と協同事業なるが故に世人或は加特力教の宗教学校と同一視するものあらんも其は大なる誤謬なり加特力教は他の新教と違ひ同教徒の□立せし学校に入学したりとて決して宗教を守らざるべからざるが如き弊なし加特力教には二の職掌あり一は布教を司り一は教育を司り其間画然たる相違あり教育に従事し居るものは宗教者の事業に対して一言も啄を容るゝ事能はざる規定にして其教育を司り居るものは即ち童貞なり其童貞は終身児童の教育に専心従事する事を神に誓ひしものなり（勿論自身は加特力教徒なれども）左れば本校は勿論東京の暁星学校又は大阪明星学校の如き勿れも加特力教徒の設立に係るも教育上に決して宗教を加へ居らず教育勅語を遵奉して修身の要項と為し居れり左れば世人は宜しく此疑惑を解き其子弟を入学せしめられん事を希望す云々

次に生徒総代の答辞あり仏国の奏楽にて式を終り生徒製作品を縦覧して散会せしは午後三時頃なりし尚ほ同校現在生徒は普通科十名にして別科には木下帝国大学総長夫人を始め貴婦人三十余名の入学希望者あり普通科及本科は修業年限三年にて別科は年限を定めず普通科は修身、国語、算術及び術科（外に随意科として仏語）、本科は修身、家政にて術科の一二を選んで学ばしめ別科は仏語、音楽、西洋料理、洋服修繕にて入学資格は普通科は年齢十二年以上にして国民教育の義務を終了せしもの其他は年齢十五歳以上にして多少文字を解するものは何人にても入学を許可する由

（『京都日出新聞』明治 35 年 5 月 25 日）

私立学校教員許可

仏国人ロイフラン、エレナ（音楽科）同ピエツ、エリゼ（西洋料理科）同ガルニエ、スタンスラス（西洋裁縫編物科）同マルタン、ラオフレス（仏語科）プロスツ、メリー（西洋料理衣服修繕科）諸氏は同市私立女子和洋技芸学校教員たることを昨日文部大臣より認可せらる

（『京都日出新聞』明治 39 年 5 月 20 日）

私立女子和洋技芸学校学則（明治四十三年三月改正）

本校ハ女子ニ必要ナル技芸ヲ授クルヲ以テ目的トス

第一章　修業年限、学年、学期、授業、休日

第一条　修業年限ハ本科並ニ専科（ミシン科ハ一年）ハ三ヶ年トシ別科ハ年数ヲ定メズ
但本科卒業後尚練習ヲ望ムモノハ在学セシムルコトアルベシ

第二条　学年ハ四月一日ニ始リ翌年三月三十一日ニ終ル

第三条　学年ヲ分チテ左ノ三学期トス

第一学期　自四月一日　至七月二十日

第二学期　自九月一日　至十二月二十三日

第三学期　自一月十一日　至三月二十四日

第四条　授業時間ハ毎日大凡六時間トシ日ノ最短ニヨリ之ヲ伸縮ス殊ニ夏期休業前後二十日間ハ午前中三時間ノ授業ヲ為スモノトス

第五条　休業日ハ左ノ如シ

一、日曜日

二、祝日、大祭日

三、夏季休業日、七月二十一日ヨリ八月三十一日マデ

四、冬季休業中、十二月二十四日ヨリ翌年一月十日マデ

五、学年末休業日、三月二十五日ヨリ仝三十一日マデ

第二章　履修課程

第六条　本科ハ修身、和裁縫、洋裁縫、編物トス
別科ハ仏語、音楽、日本料理、西洋料理、西洋衣服修繕、茶湯、生花、造花トシ
更ニ専科トシテ、ミシン、和裁縫ノ二部ヲ置ク
本科ノ外尚ホ別科兼修志望ノ者ニハ特ニ一科目ヲ限リ許スコトアルベシ

第七条　履修課程及教授時数ハ左表ノ如シ
（中略）

生徒心得

一、言語ヲ慎ミ礼譲ヲ重ンジ温良恭倹ニシテ師長ニ順従シ誠実以テ勉励スベシ

二、常ニ身体ノ健康ヲ図リ衛生ヲ重ンジ通学ノ際ハ徒歩スルヲ本意トス
三、衣服頭髪等ハ清潔ヲ旨トシ決シテ華美ノ装飾ヲナスベカラズ
四、校則ヲ遵守シ生徒間ハ特ニ柔和謙遜ニ交ルベシ
五、校内ニ於テ許可ナクシテ猥リニ書籍雑誌等ヲ読ミ又ハ雑談ヲナスベカラズ
六、校外ニ在リテハ苟モ女徳ヲ損スベキ如キ場所ニ立チ入ルベカラズ
七、本人及ビ保証人ニ関スル転住其他ノ異動アル場合ニハ速ニ届出ヅベシ
八、猥リニ外来人ト談話スベカラズ若シ談話ヲ要スルトキハ其由ヲ掛員ニ告ゲ許可ヲ受ケ掛員立会ノ上応接所ニ於テ行フベシ
九、在学生徒宛ノ郵便物（特ニ封書）本校ニ到来スルトキハ必要ニ応ジ開封ノ上人ニ交付スルコトアルベシ
十、前項ノ外時々定ムル所ノ細則及掲示等ノ事項ハ堅ク遵守スベシ

開校後の女子技芸学校

女子技芸学校は女子に適切なる学科技芸等を授くる目的を以て本年 6 月開校せられたのであるが、学術よりは寧ろ技芸を教授する方に力を尽し卒業後は直に家事を司ることが出来る女子を養成するとのことである、開校後日尚ほ浅きに関らず生徒数は普通科に四十余名、音楽、西洋料理及び西洋衣服修繕の特別学科に四十名近く合計八十名前後である、而して此特別科が面白い、年齢十五歳以上にして略読み書きの出来る婦人は誰れでも入学を許すこととなって居り現在の生徒の中には木下総長、大森知事、安東旅団長其他紳士の夫人があって是等夫人は寧ろ妙齢の処女より多い、今月は虎列拉病が蔓延して居るから予防上西洋料理と西洋洗濯の授業を中止し来月より再開するさうであるが、右両科とも普通の教場では教授が出来ないから台所でやる、奥さん方が襷掛けでオサンドン的に立働く現場は一と際見物であるさうだ、而して此奥さん方の成績は却々よい、年若の婦人は例へば鶏の料理をするにも、ヤレ腸が臭いとて鼻を掩ひ、血が飛んだとて喫驚するさうであるが、奥サン方はそんな事は御構なし、なんでも覚へたいのが一念である、故に其進歩が著しい、殊に家に帰って実地演習をするから猶更成績がよい訳である、六月より七月に掛けて授業したる結果は一寸した料理も出来る、西洋洗濯も出来る、軽便にうまい料理が食べられ、西洋洗濯は大に経済的であるとて何れの主人も喜んで居るさうである、又他の学科も成るべく実地を主として居るが、どうも日本の裁縫は教授法が不秩序であって西洋の様に一の教科書で秩序正しく教ゆる事が出来ないから、同校も困つて何んとか工夫しやうと苦心中であるさうである、刺繍の生徒はタッタ一人であるさうだ、此かる芸術に関したる科目は来年より廃止するとの事である、夫れから同校では生花、茶の湯等は教授しない、それは斯るものは普通の生活を為し居る家庭に直接必要がないからとの意見からであるさうだ、夫れから同校の為めに大に心強きは財源の無尽である事だ、資金は仏蘭西からドシドシ来る、左りとて同校の生徒はカトリック教を奉ずるに及ばぬので、カトリック教会は慈善的と云よりも寧ろ教育は自身等の天職として之を実行せんければならぬとして居るので、宗

教と教育とは全然門戸を分ち独立して互に相関渉するを許さない、教師は仏人四名日本人四名都合八人である、年を追ふて同校の面目は次第に発揮せらるゝであらう（無名子）

（『京都日出新聞』明治 35 年 9 月 24 日）

女子技芸学校卒業式

和洋女子技芸学校にては昨日午後二時より第一回卒業証書授与式を挙行せり来賓は安東第十九旅団長、藤井第卅八連隊大隊長等にして最初伊沢校長の卒業証書授与、安東少将の祝辞、伊沢校長の演辞あり右にて式を終り式後生徒が平素教練せし裁縫、西洋洗濯、同料理を実地等に演習して来賓の観覧に供し茶菓の饗応あり午后四時頃散会せり卒業生氏名左の如く何れも京都市及附近の紳士の夫人なり（卒業氏名はいろは順）

伊沢千年、原田この、金子さゞ枝、半井さ□、木下つね、安東八重（以上西洋衣服修繕科）▲朝永機、鳥井きく、豊島みよ、高安吾妻、坪井国子、宇野□き、□木ひさ、山脇てつ、藤井たま、藤波うめ、阿武はる、相川のぶ、平瀬ます

（『京都日出新聞』明治 36 年 4 月 19 日）

［広告］

女生徒弐百名募集／申込期日ハ四月一日限リ

外国女教師五名／本邦女教師数名

教科／和洋裁縫●編物●西洋料理●洋服修繕●西洋洗濯、刺繍●仏語●音楽●普通科●

規則書郵券二銭要ス

京都河原町三条上ル丸屋町　女子和洋技芸学校

（『大阪朝日新聞京都附録』明治 37 年 3 月 15 日）

和洋技芸学校卒業式

昨日午前十一時より私立女子和洋技芸学校第二回の卒業式を挙行したるが来賓は大森知事夫人齢子、内貴市長、木下大学総長代理中山書記、井上市技師、鳥井盲唖院長等にして式は奏楽に始り同校長伊沢信三郎氏は別科西洋料理科二十四名、同料理科西洋衣服修繕科三名、西洋衣服修繕科一名、本科洋裁縫科一名、普通科四名に卒業証書を授与し夫れより内貴市長の祝辞、木下総長の祝辞（中山書記代読）等ありて伊沢校長の答辞并に卒業生の告別の辞あり奏楽の間に式を終へ夫れより来賓は伊沢校長の案内にて生徒製作品を一覧し茶菓の饗応ありて各自散会せり因に同校にては卒業生の製作品を昨今両日一般に縦覧せしめたり

（『京都日出新聞』明治 37 年 4 月 8 日）

卒業式

女子和洋技芸学校第三回卒業式は昨日午前九時より挙行式の前後唱歌あり校長代理の演

辞及証書授与例の如し今回の卒業生は本科和裁縫科五名本科洋裁縫科一名西洋料理科二十一名普通科十四名西洋衣服修繕科六名撰科ミシン科七名計五十四名

（『大阪毎日新聞京都滋賀附録』明治 38 年 4 月 5 日）

京都の女学（八）／私立女子和洋技芸学校

同志社及平安女学院の米国基督教系なるに対して本校は仏蘭西天主教系に属す、創立は三十五年の六月、本校所属の教会に於て去る十九年の頃より育児院を設立し孤児又は貧民の児女を収めて養育す、爾来其養成する所百余名、現に教員となり又は看護婦となれるもの多し、本校は一般女子に対する教育の外、この盲児院生に対し高等小学乃至中等女子教育を施すの目的を有す、盲児生を本校に収めたる既に三十五名、現在員十七名

（『大阪毎日新聞京都滋賀附録』明治 38 年 5 月 15 日）

京都の女学（九）／私立女子和洋技芸学校（承前）

本校の学科は普通科及本科に分つ、前者は満十二歳以上にて尋常小学を卒業したるもの後者は十五歳以上にて普通の読み書きをなし得るものを収む、普通科の学課は簡単なり、修身、国語、算術、家政、仏語、近比地理歴史を加ふ、別に術科なるものあり、図画、和洋裁縫、編物、刺繍、本科なるものは修身、家政二学科の外に此の術科の一二を撰択履修するものとす、此等の外又別科あり、毎週二回乃至六回とし修業年限を定めずして有志の志望に応ず、其の科目は仏語、音楽（オルガン、ピアノ）西洋料理、洋服修繕の四、術科及別科は本校の少しく特色を示すもの、現在生普通科二十五名、本科四十五名なり、部員は天主教は女僧（仏人）七八名之を主なるものとす是また本校の特色

（『大阪毎日新聞京都滋賀附録』明治 38 年 5 月 16 日）

女子和洋技芸学校規則改正

河原町三条上る私立女子和洋技芸学校にては従来普通科と本科及別科の三科を設け普通科にては修身、国語、算術、地理、歴史の五学科を教授し来りたるも義務年限延長の結果同校に普通科を置くの必要を認めざるより来る四月の新学期より同科を廃し之に代ふるに造家（ママ）其他の技芸科を増加し尚従来の和洋料理科の外に和洋折衷の家庭料理科を増設することゝなれり

（『京都日出新聞』明治 43 年 3 月 3 日）

天主教女子教育院

京都市河原町通三条北へ入る所に、天主教女子教育院といふのがある、厳めしい表札は愚か、何の表示もしてないので、新来のものであると、聊か面喰ふ次第である。が、しかし、附近の人に訊けば、誰でもよく知つてゐるので、いかに、同院が一般世人から認められてゐるかゞ窺知し得られるわけである。本院は、仏国童貞会プローメリー女子が、去る

明治十九年この京都の地に来つて民家を借入れ世にも憐れなる貧児孤児を教養せしに濫觴してゐる。爾後数年を出でずしてその数五十余名に達したので同二十二年に現今の地に移つたのである。

素より本院の創設は、天主教の弘布にあることは、云ふまでもないが、女児、殊に公生の貧児、孤児を救はん為めである。仏国童貞会では、矢張、此等女児の教養につとめてゐるとの事である。

入院条件は、戸籍面の正しい即ち公生の四五歳乃至十三四歳までの、貧又は孤の女児で、遺伝病や伝染性疾患なき健康体の、而も低能ならざる、更に将来天主教信者たることゝ云ふことになつてゐる。何故に、特に公生と云ふ事に限定してあるかと云ふに、人倫を重んじ、且つ児童の生育如何といふ点を顧慮したのであるとの事である。

そして手続は、至極簡単で、両親又は親族の口頭によるか信用ある人の紹介で、よい事になつてゐる。院児の処遇方法は、先づ義務教育年限中のものは、区内の銅駝小学校に通学せしめ、卒業の上は、同院の附属事業として、明治三十五年に設置した、女子和洋技芸学校に入れて、和洋裁縫、茶の湯、編物、習字、生花等を授け更に天主教を説き、以て、婦徳の修養をなさしむるとの事である。

尚同院は、貧孤児の外、特に父兄の依頼によつて、女児を預り、貧孤児同様、教養するとの事で、現在、かゝる者数名ある由である。そして、この委託家庭からは、毎月五円宛徴収してゐる、院児は、衣、食、住とも、全部同院の支弁であるので、年々多大の経費を要する次第である。

之が維持は、仏国天主教信徒慈善団の寄附金や、附属女子和洋技芸学校の利得金並に内外篤志家の臨時寄附金と、前記の受託女児の家庭より徴収する毎月五円宛とである。現在の職員は、仏国人三名、邦人一名で、(何れも無給)、収容人員は三十七名で、和洋女子技芸学校の生徒は約二百六十余名であるとの事である

是等院内に収容せられし者も、天主教の信者たるといふ外には、何等の義務を負ふ事なく、家庭の望みによつては引渡し、又年頃になれば、縁付きもするのである。創始以来今日に至るまでは、数百名を収容教養したとの事である。同院は、設備仲々よく行届き、寝室、居室、裁縫室、は素より、浴室、洗面所、炊事場、食堂に至るまで、孰れも整頓してゐる。但し隣接地の建物が同院を蔽ひ、為めに、日光の射入悪しく、行く□□移転の問題も起つて居る。

そして、本院の特色と見るべきは、所謂形式一点張りの規則などは、更に設けずして、真の自治であるといふ事に在る、それで、院児相互でそれ□□仕事を分担して或る者は炊事番、或る者は掃除、或る者は入浴準備といつたやうに井然とやつてゐるのである。

かやうな次第で、平生の起居動作は素より、外出に至るまで、院生としては、更に干渉しないが、却つて、之が為めに各自は、責任観念を強くして、弊害など少しも、醸さないとの事である。

之は、要するに、一朝一夕の事ではなく、全くプロー、メリー女史の熱誠の賜物である。

女史は創立以来今日まで約四十年間此等不幸児の慈母として、絶えず教養の任に当られてゐるのである、然るに何分七十六といふ老齢なのと健康を害せられてゐるのとで院児一同はこの慈母の平癒の一日も速かならん事を、切に祈つてゐたが、不幸にも本月初旬終に永眠せられたので一同は悲嘆云ふべからずである。

（『社会』第 7 号、大正 10 年 8 月 20 日）

『田中親友夜学校日誌』　（明治 42 年）

（明治四十四年）三月一日　水曜日　小林君欠勤矢田君代用

【三月一日本日夜学生西山すてを菊花高等女学校本科第二学年ニ入学せしむることを同校長川名庄吉氏と約す】

三月二日　木曜日　本日夜学生西山すてを菊花高等女学校ニ入学せしむることニ就き父善平殿ヲ呼ぶ

一、すてを入学せしむるニ就き夜食を与ふること出来るか否かを問ふ

一、答「貧」家貧にして成すこと不能（父は車夫故）又近日郷里江洲へ帰ると言へ居れり

一、余も如何にせんと思へり

一、すては只愁傷必然として居たり

一、余すてに言ふ汝は如何にするや

一、答如何にもしてと涙を出さんばかりなりき

一、余は彼れよこれよと考へ自彊会へ申出で此れが学費を出■して戴かんか又村内有志に頼まんか又すてに苦学をさせんか如何にと非常の苦「悶」心をなせり

一、一先其の場を退散せしむ

三月三日　金　本日余河原町和洋技芸学校に行き前日すて入学一件ニ就きて仏人メリー様ニ謀る　仏国人メリー様感心の小女之れが学資一「斉」際引受くと心よく承諾せられたり其の言に曰く私田中村の為尽す故卒業後田中村の為め尽すと言ふ約束と言ける余は「精神」心の奥底より喜びたり

一、帰宅後西山父子を呼ブ

一、すて勉学ニ就きて其の学資の道を開■いた
から入学させますかと言へば父善平喜ビ承
託せり、一場の話をな「して」す
一、在学中如何なる事状あるも退学などさせぬ
ことを約す
一、父子喜び「流」涙を流さんばかりなりき
一、余も嬉しかりき
一、すての入学願書を書きて此れを出せり
○本日小林君欠勤矢田君代用
○余ハ不就学者調査に就きて「調査す」教授を斉
藤ニ代用させる
【仏国人メリー氏ニ西山すての学資を受くることを約す】

五月二十五日　木曜日　　記事
【二十五日本日京都二条ト三条との間木屋町ニ大火アリ（六軒火
災ニあへり）余は三条河原町技芸学校の火災と思ひかけ出した
るに後より青年二十名ばかり「駈来り」先生親戚が家事だと言
ひてかけつけ来てくれたり　仏人メリー様より茶と菓子を一同
ニ受く】

六月二十三日　　本日西山すての父善兵衛来り娘すて
の女学校ニ行き居る嬉しさを述べ居れり
如何ニ礼を言へばよきかとまごまごし居
る様如何ニも可憐ともあどけないとも言
へぬ思ひせり
偖感可憐なる貧民より一言の喜びを受くる
は百万の富を受くるに優ると言へり

（『資料集　上田静一と被差別部落―明治・大正期を中心に―』大阪市立大学人権問題研究センター編「人権問題研究別冊」、2009 年 3 月）

菊花女学校の拡張

浄福寺通一条上る菊花女学校は昨年設立したるものなるが今回更に船岡山建勲神社前の地に本校、寄宿舎を移し其組織も家族的の仕組としたるが高等女学科、裁縫科及び幼稚園の本科及び師範学校女子部予備科、裁縫専習科、小学校正准教員女子講習科の三別科あり尚同校の特色とも云ふべきは幼稚園は三才以上の児童を収容し高等科生徒の上級生に幼稚園を利用し児童観察の機会を与ふる点なりと又修業年限は高等女学科は四ヶ年裁縫科三ヶ

年尋常科二ヶ年なる由

（『京都日出新聞』明治 37 年 4 月 9 日）

［プロス・メリー葬儀の様子］

（前略）宣教区の状態の報告を終えるにあたり、私たちにとって特に辛かった二つの試練を指摘しなければならない。（中略）

オーリエンティス師は、彼の京都の小教区と当時に幼きイエズス会の修道女たちに痛手を与えた喪について次のように語っている。1920 年から 1921 年にかけての年度が終わろうとした時、京都の信者共同体は、修道女たちの尊敬すべき長上、メール・セン・メリーの死によって悲しみに沈んだ。35 年このかた、彼女は限度なき愛徳を実行していた。ここは、彼女の事業の年代順の説明をする場ではない。しかし長年前から、彼女のところに開設された職業学校のことは言うまでもなく、メール・セン・メリーを人気者にしたものは、女児たちの孤児院と京都に立ち寄る婦人信者たちに対する単純で心のこもったもてなしである。晩年、彼女を苦しめていたいろいろの体の不調にもかかわらず、毎朝、幼い孤児たちの手をとって、教会へ行く階段の上り下りを助けている有り様は、実に感動的だった。我々、カトリック信者は、善をするのに一種の羞恥心がある。私たちはほとんど隠れて善をする。出版物で広告をするようなことは決してない。この国では、こういうやり方は理解されない。ごく小さな事にも大げさな広告をする。何はともあれ、メール・セン・メリーは、京都の名物の一つだった。このようにやさしい、しかも何年も続いた寛大さは感嘆と感謝を呼び起こさずにはいない。それで彼女の葬儀は、壮大な一大行事で、私はまず第一に驚かされた。もと孤児で、今は母親になっている人々は遠方からやって来て、彼女らの涙は長い演説より、はるかに雄弁に語っていた。メール・セン・メリーを自分たちの栄誉としていたカトリック信者たちも、彼らの感謝を表していた。彼らは墓所のための美しい土地の購入から墓石の建立まで葬儀費を全部負担し、遺体を家から遺体安置檀まで、ぜひ自分たちで運んでいきたいと願った。大勢の参列者が教会を満たした。多くの異教徒たち、事業上の友人たちもぜひと言って参列していた。

（松村菅和／女子カルメル修道会＝共訳『パリ外国宣教会年次報告 4』聖母の騎士社、1999 年）

表彰状

伊澤信三郎殿

我国織物業界ノ進歩ニ伴ヒ金筬製作
ニ憶ヲ致サレ明治初年渡佛親シク彼
地ニ於テ実地研究ヲ積ミ其進歩セル
機材ト優秀ナル技術ヲ修得セラレ帰
朝後大ニ業界ノ発展ニ盡萃セラル是
偏ニ君ノ力ニ俟ノ処大ニシテ且ツ其
ノ効績タルヤ実ニ顕著ナリ
仍テ茲ニ日本金筬工業組合設立ニ当
リ聊カ紀念品ヲ贈呈シ表彰ノ印トス

昭和十六年十二月十六日
日本金筬工業組合
理事長　栗原和三郎

河原町教会と幼きイエズス修道会

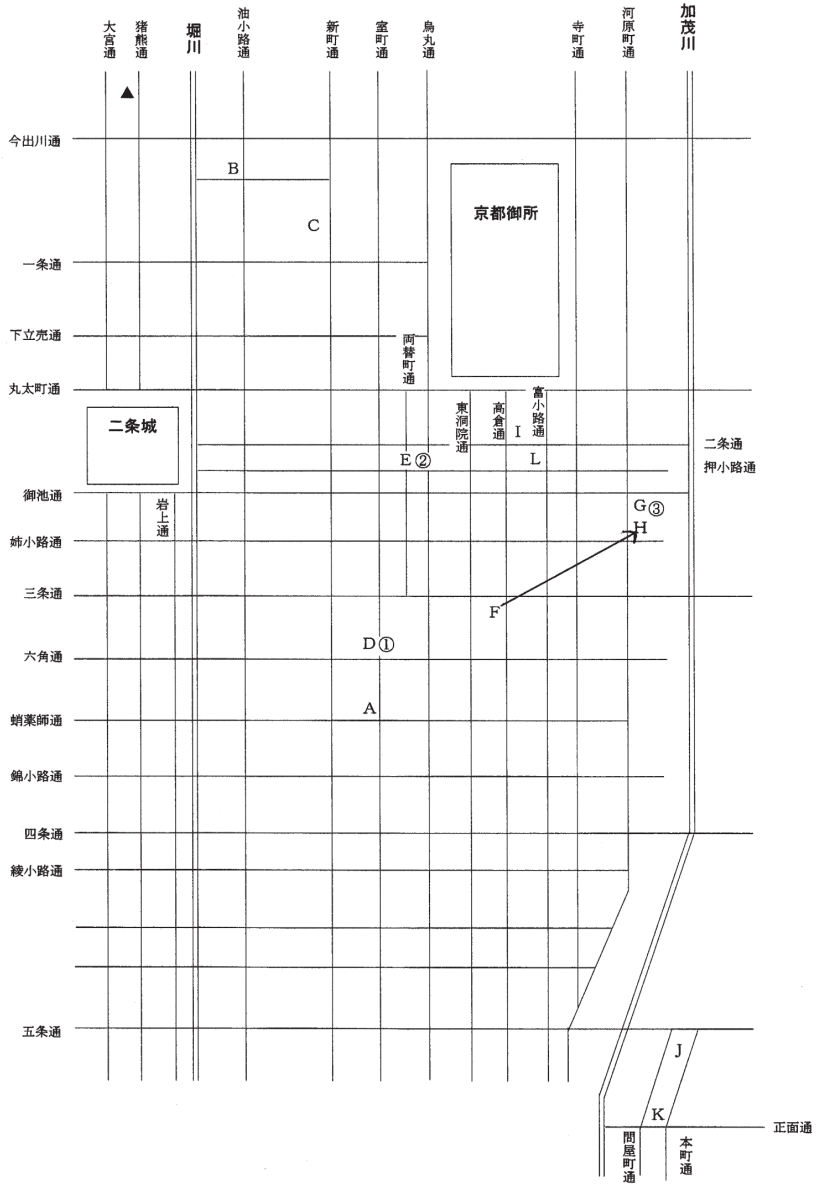

A　イエズス会南蛮寺跡（1576―1587）蛸薬師通室町西入
B　イエズス会上京教会（慶長天主堂）跡（1600―1612）油小路元誓願寺角
C　西陣教会
D　幼きイエズス修道会入洛（1886）・天主教女子教育院　六角通室町西入（玉蔵町）
E　幼きイエズス修道会・天主教女子教育院（1887）押小路通両替町（金吹町）
F　仮聖堂（1882―1890）三条高倉
　天主教会（三条高倉西）
　　説教所（下立売油小路西）
　　〃　（綾小路堀川東）
　　〃　（伏見街道正面下ル）
　　〃　（仁王門新烏丸東）
G　幼きイエズス修道会・天主教女子教育院（1889.2―1953.8）　河原町三条上ル下丸屋町
H　聖フランシスコ・ザビエル天主堂（1890.5―1967）
I　仮聖堂（1879―1880）高倉二条
J　仮聖堂（1880）問屋町五条下
K　仮聖堂（1880―1881）問屋町正面
L　宗教法人幼きイエズス会修道会京都修道院

京都カルメル会修道院（京都聖嬰会　1953.9―）
▲伊澤（信三郎）機料店（1891.7～？）
若王子墓地
大日山墓地
衣笠墓地

私立女子和洋技芸学校年次一覧表

年次	学科	修業年限	学級数	教員		生徒数(女)	卒業者(女)		本年度	
				男	女		創立より前年度	本年度	授業料総額	経費総額
明治35年	修身、国語、算	3	9	1	6(3)	104	−	22	432	936
明治36年	本科	3	4	1	8(5)	44	−	−	582	986
	普通科	3	1			22	−	4		
	別科	−	4			40	22	27		
明治37年	本科	3	4	1	7(1)	66	−	7	740	1,748
	普通科	3	2	−		28	4	14		
明治38年	本科	3	4	1	6(1)	77	7	21		
	普通科	3	2	−		20	18	4		
明治39年	本科	3	6	1	8(2)	90	28	23		
	普通科	3								
明治40年	本科	3	7	1	7	143	51	29		
	普通科	3								
明治41年	本科	3	4	3	6(2)	116	88	23		
	普通科	3	2			25	35	6		
	別科	不定	4			−	124	20		
	専科	6(月)	1			−	25	6		
明治42年	本科	3	4	5	2(2)	108	109	32		
	普通科	3	2			25	41	9		
	別科	不定	4			−	144	22		
	専科	6(月)	1			−	31	6		
明治43年	本科	3	1	2	8(3)	15	141	−		
	専科	3	3			100	47	52		
	別科	不定	−			22	166	15		
明治44年	本科	3	2	2	9(3)	35	141	−		
	専科	3	3			124	89	24		
	別科	不定	−			30	181	2		
大正元年	本科	3	2	2	9(3)	27	141	2		
	専科	3	3			118	113	32		
	別科	不定	−			23	183	6		
大正2年	本科	3	1	2	9(3)	54	143	2		
	専科	3	3			104	145	21		
	別科	不定	−			25	189	6		
大正3年	本科	3	1	4	8(3)	17	146	7		
	専科	3	3			77	166	19		
	予科	1	1			25	−	25		
	補習科	1	−			2	−	2		
	別科	不定	−			−	195	1		
大正4年	本科	3	1	4	8(3)	13	153	3		
	専科	3	3			70	185	19		
	予科	1	1			43	25	41		
	補習科	1	1			10	2	8		
	別科	不定	1			20	196	5		

注:教員の内( )の数値は外国人を示す
出所:『京都府統計書』より作成

天主教女子教育院

年次	主義・目的	資産(円)			経費			職員		人員				
		基本金	其他	計	収入	支出	計	有給	無給	前年越員	入院	退院	死亡	年末現在数
明治44年	不幸女児・教養									48				—
大正元年	育児	—	75	?			4,800		5					5
大正2年	育児	—	43,200	43,200		4,800	4,800	—	6					39
大正3年	育児	—	41,200	41,200		4,975	4,975	—	3					41
大正4年	育児			41,200	4,400	4,400				43	3	1	3	42
大正5年	育児			8,100	3,580	3,580				42	5	3	1	43
大正6年	育児			10,100	3,165	3,200				43	5	10	1	37
大正7年	育児			10,100	4,035	6,324				37	9	6	2	38
大正8年	育児			10,100	4,880	4,800				38	7	—	—	45
大正9年	育児			10,020	5,781	5,872				45	7	14	1	37
大正10年	育児			10,320	6,813	6,280				37	5	7	1	34
大正11年	育児			10,300	7,800	6,300				34	13	12	1	34
大正12年	育児			15,100	8,100	5,700				34	9	3	1	39
大正13年	育児			9,335	8,865	8,865				39	15	9	—	45
大正14年														

出所:『京都府統計書』より作成

『鉄烈奇談』訳者　伊沢信三郎伝

『経世指針・鉄烈奇談』の訳者伊沢信三郎氏は信州伊那郡（裏上伊那郡）高遠の人、楽石伊沢修二先生の弟、貴族院議員伊沢多喜男氏の兄に当る。安政三（一八五六）年七月十四日、高遠城下大屋敷という土地に生まれた。父は通称勝三郎、文谷と号する。高遠藩（内藤侯）の奥祐筆をつとめ、また四条派の流れを汲んで画技をよくしたという。母は多計、同藩祐筆内田文右衛門の女である。この父母の人となりのことは、伊沢先生記念事業会で編纂した『楽石伊沢修二先生伝』にくわしいから、それに譲って、贅言しないことにする。とにかく信三郎氏は、父母兄弟において恵まれた人であった。だが男五人、女五人という多勢の子供である上に、小身でもあり、藩そのものも武田耕雲斎の一党に荒らされたり、色々な事情から大分衰えていたので、信三郎氏の幼少時代には、伊沢家の生活は相当苦しいものであったろう。幸い父文谷が余技の画の方で収入の道を講じたので、ようやく幾分の補いがついたという。

藩費進徳館に入ったのが七八歳の時というから、文久二三年頃でもあったろうか。進徳館には四五年通っていたと思われるが、成績その他の点で聞くところがない。ただ父が父であり、兄が兄であるから、その教訓によって真面目に勉強したろうと推察されるだけである。

信三郎氏が十三になったとき、明治維新の大変革が起こり、士族階級の恐慌時代が始まった。さもなくとも窮乏勝ちな高遠藩の伊沢家が、その恐慌の例にもれるわけがない。信三郎氏は、こうして家計の痛苦を坐視するに忍びないというので、自分から進んで松本か飯田の町家（業種不明）に丁稚奉公に赴いた。兄の修二先生は、慶応三（一八六七）年七で江戸に出ていたが、この時は苦心して洋学を勉強中であった。

明治三（一八七〇）年、修二先生は高遠藩貢進生になって大学南校に入ったが、やがて幾分か手当を受ける身と

なったので、間もなく二人の弟を東京に呼びよせた。次弟の富二郎氏は、この時横浜で船乗りの見習いをしていたという。

信三郎氏はこの時兄に呼びよせられて、丁稚奉公をやめて東京に出て来、兄の監督で二三年みっちり勉強したらしい。どこかちゃんとした学校に入学したものであろうが、そのどこかはくわしくわからない。こうしていよいよ明治七（一八七四）年の九月には元の東京外国語学校に入学して、フランス語学を修めることになった。この時信三郎氏は十九であった。

外国語学校には十一（一八七八）年までいた。伊沢家には当時の成績表が三葉ばかり残っているが、それを見ると明治九年第二期には席次が四、明治十年の第一期には席次が二、十一年の第一期には十二という風になっている。

フランス語にはかなり趣味をもち堪能でもあったらしい。特に数学の優秀な点が目立っている。行状その他を見ると、活潑な、有望で、善良な学生だったことがわかる。

この頃からすでに信三郎氏はフェヌロンの『テレマック冒険譚』を愛読していたらしい。或いは学校で教わったものかも知れない。兎に角伊沢家には、この頃の信三郎氏の手沢本であり、かつ訳本『鉄烈奇談』の底本である『テレマック』が残っているが、その表の表紙の裏に、

——

明治十一年六月一日より卅日に一回は必ず此本を復読す可き也（原文のまま）

とあり、扉の表題の下に——

鉄烈冒険紀事

裏の表紙の見返しに——

鉄・烈・奇・談・

などという文字が散見している。或いはこの頃からもうひそかにこれを訳して見たいというような志があったものか。

明治十一年に外国語学校のフランス語科が廃止になったので、やむなく大学予備門やその他の私立学校で英語を勉強した。

明治十三（一八八〇）年七月、当時田尻稲次郎氏や原六郎氏などの経営していた築地の専修学校に入門し、同十六（一八八三）年七月その経済科を卒業した。在学中は大いに田尻氏の信用と愛顧を得たという。

『経世指針・鉄烈奇談』の訳刊されたのは、正に信三

郎氏が専修大学在学中のことに属する。明治十六年十二月十一日の出版であるが、十五（一八八二）年七月廿一日版権免許を得ているから、少なくとも十六年に出版された第五編までの訳稿は十五年七月までには出来ていたものであろう。出版の直接の動機は、学資の足しにもと思って親戚森氏などの助力で自費出版したものであるというが、しかし単にそれだけでなく、一つは信三郎氏が『テレマック』に対してもっていた尊敬の心から進んで訳筆をとってみるという気にもなったものであろう。

信三郎氏がこの書に対してもっていた尊敬のことは、その手沢本の表紙裏をみてわかるが、なお私が同氏の子息千三郎氏から伺った話によると、信三郎氏は、後年まで余くテレマック流の人生観をもっており、人は独立心がなければならぬ、他に迷惑をかけるな、他人の厄介になるな、と口癖のように教えるのがつねであった。そして父親が遺産を残してくれるのを待っているような息子は駄目だぞと、厳しく戒しめられたという。したがって『テレマック』の書物を愛重されることは非常なもので、いつも座右から離さぬくらい。かつて千三郎氏自身が入用なので一冊買って来て本箱に飾って置いたら、信三郎氏はふと見つけて、これはおれの大事な本だ、こんな所に置いてはならないといって、千三郎氏の抗議も顧みずにもっていかれたという。推して知るべきであろう。

この訳書は思いのほかに売れたので、書店からはしきりに第二冊の刊行を催促して来た。だが在学中のことて課業多端でなかなか果されない。そのうち修二先生に、学生の身でそんなことに時間をかけるとは何事だと叱られ、ついそれなりになってしまった。全部訳刊するつもりであったことは、この訳書の跋文に見えるが、そういうわけで第五編までの一冊より出なかったのだという。

この訳書の本文の署名のところに森重遠校閲となっているが、この森氏は、修二先生の夫人千代子刀自の父君で、信三郎氏の訳文を訂正したり、多少の出資をしたり、この訳書の出版には一方ならず骨を折ったらしい。この訳書が白梅書屋蔵版となっているが、この白梅書屋とは森氏の書斎の名である。森氏初名は雄助、阿波蜂須賀侯定府（じょうふ）の士で、有名な松浦多気志郎の友人であり、二十七から三十七まで十年間、暇寓開発に努力したという国士型の人物であった。後に脆翠堂という出版屋めくものを始め、新聞雑誌を発行していたという。

この訳が、明治翻訳文芸史にどれほどの位置をもつものであるかということは、私は研究篇の『明治初期の翻訳文学』の中で述べておいた。

さて十六年七月、専修学校経済学科を卒業した信三郎氏は、同年十月日本銀行に就職して三等書記になり、文書局に勤務することになった。恐らく田尻氏の世話であろう。月給二十円であった。

明治十七（一八八四）年二月、日本銀行を辞して横浜正金銀行に入り、フランス、リヨン出張所詰を命ぜられて二月十六日横浜を出発し（フランスの郵便飛脚船メンザレー号）、四十三日を経て三月二十九日リヨンについた。伊沢家には、この時の日記が「明治十七年欧洲渡航日記」と題して保存されてある。私は幸いそれを借覧謄写する機を得たが、明治初期の洋行の一般を知る資料としてかなり面白いものがある。

この時信三郎氏の先任出張員としてリヨンにとどまっていたのが、ジュール・ヴェルヌの紹介者たる川島忠之助氏であったのも一奇である。

信三郎氏の滞仏は、十七年から二十二（一八九九）年にわたる。だが帰仏後、そう永くたたないうちに、氏の心には何かかなり大きな変化が起こったらしい。正金銀行員としてリヨン出張所に赴任した信三郎氏は、やがてロンドンの同出張所へ転任したが（この頃のこと、信三郎氏が主になって、ロンドンの日本人同士で、毎週一回手製の鰻蒲焼会を下宿で開いていたが、その焼く臭気が猛烈なので、下宿人から大抗議をうけたという逸話が『赤毛布』という本の中に見える）、いつの間にか銀行の仕事をやめ（或いはリヨンへ再転任したとせば、その片手間に）、リヨンの市立織物学校に入学し、明治二十（一八八七）年七月に全科を卒業した。

稿者いう、この前後のことが、今日からいえば年代的にはなはだ不正確である。私は信三郎氏自筆の履歴を本としてこう書いておくが、信三郎氏の履歴書も記憶によった点が多かったと見えて間違いがある。よって予息千三郎氏が私の照会質問に対して下すった返書中の一節を引用して、参照に資したい。

『ロンドンへ転任した時代は確か十七年の暮ちゃないかと思ひます。ことによると十九年頃かとも思へます。と云ふのは「在英一商人」と云ふとく名で郵便報知新聞へ云ふのに養業が日本に取つて重大産業なることを投書した切抜がありました、それが明治二十年十二月となつてゐます、而してロンドンには二年ゐたと父が語つたやうに記憶してゐます。又亡父が正金銀行から貰つた配当金や賞与金を記入した帳簿は二十年で終つてゐますから多分二十年に正金を辞したのだと推察いたします。織物学校へ入学したのはその後と見るべきです』云々（昭和二年六月廿日付）

「履歴書には明治十七年から廿年七月まで里昂の織物学校にゐたやうに記してありますが、父の正金銀行から受け取った配当の賞与を記入した帳面には確に廿年一月の賞与金弐百何円と云ふのが記入してありますから正金にゐたにちがひないのですが、この点がどうも判明しません。或はその頃正金の海外支店は暇だったので、こんなことが出来たのか、或は何かの目的で正金にゐたのを誤魔化す為めに廿年後に入学した学校をこゝへ持って来たのかどっちかでせう。」云々（昭和二年七月二日付）

以上を綜合して、大体を推察して頂きたい。以下信三郎氏自身の履歴書から若干引用しよう。

廿年八月ヨリ廿一年五月ニ至ル
仏国ロアール州ブールゴアン村ジエドリック氏工場ニ於テ織物諸器械組立使用法等実習シ卒業証ヲ受領ス
廿一年六月ヨリ廿二年一月ニ至ル
瑞西国リウナ（チ？）村ホネーゲル氏工場ニ於テ織物器械研究ニ従事シ卒業証ヲ受領ス
廿二年二月ヨリ同年七月ニ至ル
仏瑞独英諸国織物製産地ノ諸工場ヲ視察ス

かくて廿二年八月帰朝した。そうして帰朝早々、技師として桐生へ赴任し、二十四（一八九一）年四月までいた。

廿二年八月ヨリ廿四年四月ニ至ル
帰朝　日本織物会社織物部長専任　織物工場設計、器械ノ設置、運転機組立等全般ノ事ヲ整理シ感謝状ヲ受領ス

廿四年七月以後京都に落ちつき、西陣で独立して事業を始めた。

廿四年七月ヨリ今日ニ至ル
織物器械改良ノ目的ヲ以テ金箴（かねはり）製造業ヲ創始シ傍ラ織物諸器械ノ製造販売ニ従事シ且ツ京阪地方諸会社ノ顧問技師等ノ嘱託ヲ受ケツヽアリ

今日に至るとは、明治三十三（一九〇〇）年二月のことをいう。この年パリ博覧会があり、そこに列席するため、二度目の洋行をした。その際信三郎氏は博覧会場でヴァンサンジ紋織機械を見て、その精巧なのに感心し、実物の大体だけをスケッチして帰ったが、帰朝後それを土台にして工夫を重ね、ついに三十四（一九〇一）年そのヴァンサンジと同一物を発明製造することに成功した。これが本国フランスに聞えるや、同地の織物界では、氏の名を黒票にのせて大いに警戒したという。

大正九（一九二〇）年三度目の洋行をしたが、これが最後であった。

大正十四（一九二五）年八月十三日、この自助の人伊沢信三郎氏は行年七十歳で京都で没した。

信三郎氏は短小精悍、なかなかきかぬ気の人物であった。非常な精力家で、母の死んだときには、東京から高遠まで不眠不休で駈けつけたという。だが一面気軽な若若しいところもあり、人望家でもあった。しっかりした、自立心に富んだ、頼もしい人であったという。（昭和二年十二月四日記、昭和三年三月、東京新誌第二年二号）

昭和四一年三月一〇日　第二刷発行
昭和三六年九月一五日　第一刷発行

明治文学研究　第五巻
明治初期翻訳文学の研究
著者© 柳田泉（りゅうだ いずみ）

発行者　神田竜一
東京都千代田区外神田二ノ一八
印刷所　精文堂印刷株式会社
東京都荒川区尾久町二ノ四五一
製本所　小林製本所
東京都千代田区神田猿楽町二ノ三

著者との協定により検印廃止

¥ 2000

発行所　株式会社　春秋社
東京都千代田区外神田二ノ一八
電話（二五五局）九六一一ノ五
振替口座　東京　二四八六一

フェヌロン François (de Pons) de Salignac de La Mothe Fénelon 1651-1715 フランスの聖職者，思想家，文学者。ペリゴール地方の名門に生まれ，パリのサン・シュルピス神学校に学び，宗門に入る。1678年プロテスタントの子女教導のためのヌーベル・カトリック修道院の院長に就任。85年ナントの王令廃止後サントンジュ地方のプロテスタント改宗指導に派遣された。求めに応じて書かれた《女子教育論》(1687)は，女子が自然から授かった天性を伸ばすよう説いた，この時代では斬新な見解を述べたもの。89年ルイ14世の孫で王太子のブルゴーニュ公の師傅に任ぜられ，王太子のため《寓話》《死者たちの対話》，そして有名な《テレマックの冒険》を執筆した。93年アカデミー・フランセーズ会員に選出され，95年カンブレの大司教に任じられた。神秘的傾向のあった彼は，ギュイヨン夫人がフランスに紹介した*キエティスム(静寂主義)に共鳴し，これを告発した*ボシュエと論争する。やがてローマ教皇から糾弾され，加えて《テレマック》の絶対王政批判がルイ14世の怒りを買い，99年宮廷から追放，カンブレでの謹慎を命じられる。管区での布教のかたわら，政治の現状を憂えていくつかの覚書をものした。アカデミーの要請で書かれた《アカデミーへの手紙》(1716)では，古典文学を賛美しながらも，教条的批評を排し，良識と鑑識眼に基づく作品理解を説き，批評家としての力量を示した。その信仰と古典的教養による政治発言，人間の善性への信頼，柔軟な批評態度，直情的性向は，彼を18世紀を予知させる転換期の代表的存在たらしめているといえる。

中川 信

デュリー **Dury**, Léon 1822.5.12-91.10.24 フランス語教師。南フランスのブーシュデュローヌ県ランベスクに生れる。マルセイユで医学を修め，1862(文久2)年箱館に開設される病院に招聘されて来日。しかしその計画は中止となり，翌年長崎駐在フランス領事に任命された。70(明治3)年領事を辞職，広運館フランス語教師となった。教え子には井上毅，西園寺公望らがいた。篤信のカトリックで*プティジャン，B.T.と親交があり*大浦天主堂の建設に協力し，迫害を加える当局に抗議して宣教師の伝道を助けた。72年京都府の仏学校教師に転じてフランス語のみならず，京都の殖産興業のために寄与するところがあった。75年東京に移り，東京開成学校，東京外国語学校の教師となる。77年任期を終えて帰国。88年マルセイユの日本名誉領事に任命された。領事館で没。ランベスクに葬られる。〔文献〕重久篤太郎『お雇い外国人5 ―教育・宗教』1968；富田仁，西堀昭『日本とフランス―出会いと交流』1979.

(重久篤太郎)

ヴィリオン **Villion**, Amatus 1843.9.2-1932.4.1 *パリー外国宣教会宣教師。フランスのリヨンに生れる。1868(明治1)年長崎に渡来。当時*浦上(四番)崩れの最中で，*大浦天主堂の窓越しに，長崎港から各藩へ配流される3000名以上の浦上信徒を見送った。71年神戸教会に赴任し，外国人居留者や浦上からの配流信徒を司牧，孤児の世話やコレラ患者の看護をした。79年から京都で教会創立の準備をするかたわら，知恩院に通って仏教を勉強，またフランス語塾を開いた。塾生の中には*渋沢栄一，稲畑勝太郎，林市蔵などがいた。上京の際には和仏学校で西園寺公望，*原敬，松岡康毅などに教えた。教会創立資金ができた89年，司教から山口転任を命ぜられ，山口市の仮聖堂を拠点に萩，津和野，宮市，防府，徳山，下関などを幻灯や公教図解を使って巡回布教。その間に，*津和野の乙女峠に浦上信徒の受難碑として「信仰の光」と刻んだ石碑を，隣の蕉坂には殉教者の石碑を建立。また日本初のキリシタン聖堂である*大道寺の跡地を推定した。95年萩へ赴任。愛馬に乗って津和野，地福，渋木に巡回布教。当時，死亡した信徒を一般墓地に埋葬できず困っていたが，*伊藤博文首相と萩で会見，問題を解決した。また高野山で真言宗を，身延山で日蓮宗を研究，『日本仏教史』や『バラモン教論』を執筆。京都在任中，信徒にキリシタン殉教者伝を連続的に語ったものを集めた*『鮮血遺書』(87)は最も著名である。25(大正14)年82歳の時，奈良の教会に赴任，公園に遊ぶ子供たちに教理図解を見せて教えを説いた。自伝に *Cinquante ans d'apostolat au Japon* (Hong Kong, 1923)がある。〔文献〕池田敏雄『ビリオン神父』1965.

ヴィリオン

(池田敏雄)

伊沢家略系図

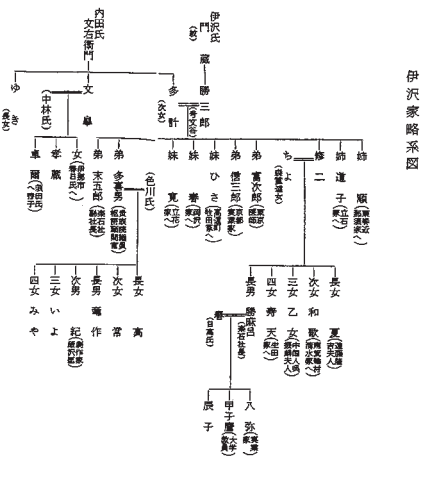

いさわしゅうじ　伊沢修二　一八五一―一九一七　明治・大正時代の近代教育の開拓者。特に音楽教育と吃音矯正の領域において不動の地位をもつ。号は楽石。嘉永四年(一八五一)六月二十九日、信濃国伊那高遠城下(長野県上伊那郡高遠町)に下級士族伊沢文谷の長男として生まれた。伊沢多喜男はその末弟。藩校進徳館で洋学に接して頭角を現わし、明治三年(一八七〇)大学南校貢進生に選ばれた。同七年三月、愛知師範学校長に挙げられ、翌年七月には師範学科取調べのため高嶺秀夫・神津専三郎らとともに米国に留学し、ブリッジウォーター師範学校やハーバード大学で教育学や理化学などを修めた。この間メーソンから音楽を、グラハムベルから視話法を学んだ。明治十一年五月に帰国し、同年十月体操伝習所主幹に、翌年三月東京師範学校長に、さらに同年十月音楽取調掛に任命され、教育行政官として、教員養成、体育・音楽教育、盲唖教育など未開拓の分野を精力的に開拓した。特にメーソンと協力して、日本の近代音楽の確立につとめるとともに、同十四年には『小学唱歌』初篇を編集発行して音楽教育の方向を定めた。なお十九年三月には、文部省編輯局長として教科書検定制度に尽力し、また模範教科書の編集出版も手がけた。さらに二十三年二月に東京音楽学校長、六月に東京盲唖学校長を兼ねる一方では、「国家教育社」(二十九年十二月大日本教育会と合併して帝国教育会となる)を創設して教育勅語の普及徹底をはかるなど、国家主義教育を鼓吹した。

伊沢修二

ついで官を辞し、同二十五年八月、「国立教育期成同盟会」を組織して小学校教育費国庫負担運動を全国的に展開し、二十七年六月には学政研究会を設けて学制改革を提唱した。翌二十八年、日清戦争直後の新領土台湾に渡り、民政局学務部長として最初の植民地教育行政に手を染めその基礎を作った。翌年元旦、部下の学務部員たちがゲリラに襲われた「芝山巌事件」は有名である。明治三十年七月、再び職を辞したのちは勅選貴族院議員として、また高等教育会議議員として学制改革にあたり、なお三十二年八月東京高等師範学校長に任ぜられたが、翌年病気のため退官した。その後同三十六年三月、東京の小石川に「楽石社」をおこして視話法による吃音矯正の社会事業に着手し、これに晩年を捧げた。大正五年(一九一六)、大陸にその応用を試みて成功し、翌六年五月三日、さらに米国に普及させようとする途上で急逝、東京の雑司ヶ谷墓地に葬られる。年六十七。法名大修院恒然無学居士。その思想の骨格は国家有機体説に基づく国家主義であったが、合理主義的な広い視野をもって一貫し、進化論の最初の訳出者(明治十二年、『生種原始論』)としても注目される。また明治八年にはすでに『教授真法』の翻訳をとげ、同十五年にはわが国最初の『教育学』を刊行い、『学校管理法』その他の著書も多い。作曲の方面でも、代表的なものとして唱歌曲「紀元節」「来たれや来たれ」「皇御国」(すめみくに)などがある。

〔参考文献〕伊沢修二君還暦祝賀会編『楽石自伝』教界周遊前記』、信濃教育会編『伊沢修二選集』、上沼八郎『伊沢修二』(『人物叢書』、九八)

(上沼　八郎)

いさわたきお　伊沢多喜男　一八六九―一九四九　大正・昭和時代の官僚政治家。伊沢修二の弟。明治二年(一八六九)十一月二十四日、信濃国高遠藩士の家に生まれる。帝国大学法科大学を卒業し、内務省に入る。山梨・岐阜県参事官、岐阜県警部長、福井・滋賀県書記官、滋賀県第一部長、警視庁第一部長などを経て、同四十年和歌山県知事、同四十二年愛媛県知事、大正元年(一九一二)新潟知事となったが、翌三年反政友系と目されて休職。同三年大隈内閣下で警視総監となり、翌四年大浦事件との関連で加藤外相らの辞職に従って辞職。同五年貴族院議員に勅選。憲政会の加藤高明・浜口雄幸らときわめて親しかったが政党には入党しなかった。同八年憲政会系の勅選議員を中心にして同成会を組織し、貴族院における反政友系の有力な指導者の一人となった。また内務省の後進にも影響力をもち、同省内の反政友系のグループの統帥的存在でもあった。同十三年加藤高明内閣のとき台湾総督に任命され、翌年東京市長に選挙されて就任。昭和二年(一九二七)民政党の成立に尽力したがみずからは入党しなかった。田中内閣下の総選挙において、貴族院の同僚や休職知事などを組織して選挙監視委員会を作って選挙干渉に対抗し、また貴族院においても水野文相優諚事件などに関連して田中内閣をはげしく糾弾した。同四年浜口内閣の成立に際して入閣を予想されていたが入閣せず、外からこの内閣を強く支持した。五・一五事件後斎藤内閣の成立に尽力し、この内閣に伊沢系の官僚が進出し、伊沢自身も入閣を要請されたが辞し、やはり閣外から支援した。このころから革新官僚の台頭が云われ、その中には伊沢系と目された人々も少なくなかったが、伊沢はそれに同調しなかった。また国体明徴運動にも反対し、旧官僚および現状維持派として「革新」派から攻撃された。同十年内閣審議会委員。同十五年の近衛新体制に当初期待したがやがて失望。同年枢密顧問官に任ぜられた。敗戦後二十二年公職追放。二十四年八月十三日没。八十一歳。

伊沢多喜男

参考文献　伊沢多喜男伝記編纂委員会編『伊沢多喜男』

(伊藤　隆)

井上 伊兵衛　いのうえ・いへえ

文政4年(1821)～明治14年頃(1881)　西陣織職人　㊎フランス:1872年(洋式織機の技術修得)

文政4(1821)年に生まれる。明治政府の方針による洋式工業導入にしたがって京都府知事長谷信篤は西陣織の織工をフランスへ留学させることを決定する。明治5(1872)年11月，西陣の染色工であった彼は同じ織工の佐倉常七，吉田忠七とともに技術修得を目的としてリヨンへ渡る。当時，すでに50歳を越えていた彼は，佐倉常七と吉田忠七の引率者としての役割も担っていた。リヨンにおいて当初機業家リガールのところに通い修業を始めるが，技術を詳しく教えてくれないため佐倉，吉田と協議し独立して織機を購入し技術を修得する。6年11月に20台のジャカード機，綾駆器などを携さえ帰国し京都の織工場で新技術を教える。工場の民営化により辞任後も職人として西陣で活躍する。明治14(1881)年頃死去。

文献　リヨンに渡った三人の先駆者(福本武久)：西陣グラフ　304，305　昭57／密匠井上伊兵衛(福本武久)：西陣グラフ　307　昭57／西陣織工・フランスへ行く(富田仁)：クロスロード　昭57.11／幕末明治海外渡航者総覧(手塚晃編)　柏書房　平4

〔湯本豪一／富田仁〕

稲畑 勝太郎　いなばた・かつたろう

文久2年10月30日(1862)～昭和24年3月29日(1949)　実業家　〔染織技術の移入，モスリンの国産化〕　㊐京都(烏丸通御池東南角)　㊎フランス：1877年(染色技術)，オランダ：1883年(アムステルダム万国博覧会)

文久2(1862)年10月30日，京洛一流の菓子舗・亀屋正重を営む父利助，母みつの長男として京都烏丸通御池に生まれる。元治1年，蛤御門の変で生家は焼失し，一時山科に避難したが，1年後再び京都に戻り三条大橋東でまんじゅう屋を始める。しかし以前とは比較にならないほど貧しい生活を送らなければならなかった。明治3年，下京区第八区粟田小学校に入学。貧しさにめげず勉学に励み，明治5年の京都博覧会の折に行幸した明治天皇の前で「日本外史」の一節を暗唱した。9年に創設された京都府師範学校には府下の小学生から選抜されて第一期生として入学する。10(1877)年，京都府からフランス留学を命じられる。これは，京都化学校の教師だったフランス人レオン・デュリーの進言によるもので，帰国するにあたり自ら留学生を監督，保護することを引き受けたのであった。11月20日，近藤徳太郎，横田万寿之助，歌原嘉三郎，佐藤友太郎，今西直次郎，中西米三郎，横田重一とともにフランスでの親代わりとなるデュリー夫妻に伴われて横浜港を出帆し，翌11年1月2日マルセイユに着いた。マルセイユのサン・シャール学塾，リヨンのモンテ・サン・パルテルミーでフランス語を学んだ後，デュリーの選抜にしたがい染色を専攻することとなり，リヨンの工業学校に入学。さらに3年間マルナス染色工場で徒弟として染色技術を学んだ。皮膚の色が異なり小柄だったためにフランス人の職工から軽視されたが，つらい修業に耐えた。16(1883)年アムステルダムで開かれた万国博覧会に京都府出品総代補として赴き，ベルギー，オランダ両国皇帝に謁見した。またヨーロッパ各地を歴訪し，染織工業の実状をも視察した。17年リヨン大学に入学，ローラン教授について応用化学を専攻し化学者をめざすが，京都府の産業振興に習得した技術で貢献するという留学目的を考えて断念する。18年7月に帰国。翌年，京都府の御用掛となる。19年京都染工講習所が開設され，勧業課勤務のかたわら熱心にフランス流の染織技術を教えた。20年京都織物会社創設の折に官を辞して入社し欧米に出張，最新式の洋式機械を購入して帰り，染色技師長に就任する。森重遠の三女トミと結婚するが，その2ヶ月後に経営不振の責任をとらされた形で解雇される。失意の中で稲畑染料店を開業し，マルナス染色工場社長の力添えを得て，人造染料と工業薬品の輸入販売を始める。26年稲畑商店と改称，27年に東京出張所を，30年に大阪に本店を，41年には中国大陸に進出し天津に支店を置く。取り扱う品物も機械，金属，毛糸，葡萄酒などにまで広げ，着々と事業を発展させていった。本業のかたわら，28年に毛斯倫紡織株式会社を創立し，モスリンの国産化に努め，30年には稲畑染工場を創設，軍服のカーキ染を考案，開発した。またリヨン留学時代の友人・リュシエールの発明したシネマトグラフの日本での権利をもらい，これを輸入して，大阪難波を皮切りに全国各地で上映し好評を呼ぶなど幅広い活動を行った。33年パリ万国博覧会の審査官を命じられて渡欧。大正7年，稲畑商店を株式会社に組織変更し社長となるが，第一次大戦後の反動恐慌で初めての経営危機に直面した。関東大震災では東京支店が全焼し，昭和大恐慌の波をかぶるというたび重なる打撃を受けながらも局面を打開し，堅実な歩みを続け，昭和12年，75歳で社長の座を長男太郎に譲り，相談役に退いた。昭和24(1949)年3月29日死去。「財界の巨星地に落つ」と報道された。享年88歳。

㊐京都市嵯峨上大日山・稲畑家墓地

文献　染料界の巨頭稲畑勝太郎君(高須梅渓)／「明治大正脱線教育者のゆくへ」　啓文社　大15／絵具染料商工史　大阪絵具染料問業組合　昭13／稲畑勝太郎氏　1～2(高梨光司編)／稲畑勝太郎翁喜寿記念伝記編纂会　昭13／稲畑八十八年史　稲畑産業株式会社　昭53／日本人名大事典　現代編　平凡社　昭54／京都フランス物語(田村喜子)　新潮社　昭59／リヨンで見た虹―映画をひっさげてきた男稲畑勝太郎・評伝(岡田清治)　日刊工業新聞社　平9(B&Tブックス)

〔伏見郁子〕

新訂増補 海を越えた日本人名事典

二　洋式機織法の完成

惜て筆を元に戻して、嚮に輸入されたジャカード機は、低口のものは兎に角、高口のものとなれば其容積は非常に巨大となつて取扱に甚だ不自由を感じてゐたのであつた。適々明治卅二年伊國コモ市に於ける絹織物博覽會の視察に赴き、多數參考品を得て歸朝した今西平兵衛が齎した佛國製のヴエルドール機の精巧に暗示を得てか、明治卅四年頃には在來のジャカードの型狀を著しく縮小した所謂新ジャカードが西陣にて製出されて、漸次所謂舊ジャカードを驅逐せんとするの勢を昂めて行くのであつた。斯る時、同卅五年には曩に同卅三年の巴里博覽會に出張した伊達虎一がヴアンサンジー機と其彫臺及寫眞指圖機械其他多數の參考品を携へて歸朝し、尋で農商務省派遣の傳習生として同卅年以降佛國に留學して洋式機織法を修めた鳥居精三郎も亦ヴエルドール機及其彫臺等を齎して歸朝するに及び、西陣の織法には更に大なる改革が加へられやうとする趨勢が著しく昂つて來たのであつた。

斯る機運の裡に同年九月には、農商務後援の下に稻田卯八・鳥居榮太郎・伊達虎一・田畑庄三郎・山田九一郎・喜多川平八及伊澤信三郎等は相諮つて雲林院に西陣模範工場を設置し、農商務省より兩面天鵞絨織機十臺・斷毛鏨器以下七臺の器械類の貸與を受け、更に寫眞指圖機をも備へて西陣機業に一新生面を開拓せんとしたのであつた。然し未だ試織の域を脫し得ない兩面天鵞絨や不愼な寫眞指圖を以ては營業の基本とするには脆弱であり、且その成績も必しも所期の效果を擧げ得なかつたので、明治卅九年工場の組織を若干變更し、更めて佛國ジエードリーシュの力織機三十臺を購入し、支那印度方面へ輸出の日華緞子其他を織出して大に成績を擧げたのであつた。是京都織物會社を除いて西陣に力織機を以て紋織に成功を收め得た嚆矢である。

上記伊達虎一が齎したヴアンサンジーは新ジャカードよりも更に小型にして千三百迄の高口を得られるので、ジャカードに憚らざる機業家の之を使用する者が次第に增加して來たのであつた。故に明治卅七年一月伊達虎一は有志六名を得て萬產社を起し、その將來せる紋繫機の外更めて一臺を輸入してヴアンサンジー紋繫を營めば、伊澤信三郎は種々苦心の結果その模作に成功してヴアンサンジーは益々普及せんとするの有樣となつた。

他方鳥居精三郎は明治卅六年の大阪博覽會に、その將來せるヴエルドール機の構造の精緻と形態の小型と運轉の輕快とを示して大に世人の視聽を蒐めて以來、更に研究を重ねてゐたが、遂に同卅九年頃鳥居榮太郎・山田九一郎其他の後援を得てヴエルドール社を起し、ヴエルドールの輸入販賣及その紋繫に從事したのであつた。前記模範工場がそのジエードリーシュ機の紋織器として此ヴエルドールを配したのみならず、西陣機業家にして之を用ふる者も漸く多きを加へんとするに至つたのであつた。

斯様に新歸朝者達抔の努力に由つて、從來手織を主とした西陣の紋織が、或は高口の紋織器械を得て更に巧緻なもの製作するを得、或は力織機に依つて大に生產能率を擧げるを得た抔は、明治初期に於けるジャカードの將來や力織機の試用に端を發した西陣機業洋式工業化への第一階梯を全く修了したものであると共に、猶單純な織物に於ても依然として手機に拘泥してゐる一般機業家に對しても亦意ある指針ともなつたのであつた。

（佐々木信三郎『織物の西陣』高桐書院、昭和 22 年）

下丸屋町

私立女子和洋技芸学校教員一覧

氏名	担当学科目	採用年月日
伊澤信三郎	学校設立者兼校長	明治35年5月24日 （大正14年9月19日設立者変更認可申請書）
	校長	大正3年9月25日 （大正6年12月7日解職）
小高　親	校長	大正6年12月8日
プロス・メリー	西洋料理科・ 西洋衣服修繕科	明治39年5月17日 （大正10年8月5日死亡）
ロフラン・エレナ	音楽科・編物科	明治39年5月17日 （大正14年10月23日学校設立者変更願）
ピエツ・エリゼ	西洋料理科	明治39年5月17日
ガルニエ・スタニスラス	西洋裁縫科	明治39年5月17日
マルタン・ラオクレス	仏語科	明治39年5月17日
エス・アタナイス	仏語科・洋裁縫科 ミシン科・編物科	大正2年9月10日申請 （大正3年10月10日認可）
大賀小うて	和裁縫科	明治36年11月21日
山本志げ	和裁縫科	明治38年10月11日
藤田金蔵	生花科	明治41年9月29日
福田芳峯	日本料理科	明治41年9月29日
近藤亮善	茶ノ湯科	明治41年9月29日
黒島小春	和裁縫科	大正2年4月1日 （大正5年5月22日解職）
高橋ヨシ	和裁縫科	大正2年6月1日 （大正9年10月25日解職）
豊田ハル	茶ノ湯科	大正3年5月1日
伊吹謙次郎	修身科・習字科	大正3年5月10日 （大正5年1月31日解職）
山田堅吉	習字科	大正5年2月1日 （大正6年12月5日解職）
山口仁和	裁縫科	
菅沼いま	和裁縫科	大正5年5月23日 （大正9年4月5日解職）
藤村益太郎	習字科	大正7年4月20日 （大正15年7月16日死亡）
豊田宗臣	茶ノ湯科	
藤田花遊	生花科	
柴田寅三郎	修身科	
中川やゑ	和裁縫科	大正9年4月28日
甲斐　秀	裁縫科	（大正14年7月6日解職）
野口ヨシ	裁縫科	大正14年6月29日
福田まさ	日本料理科	大正14年6月29日

出典：京都府庁文書「私立諸学校」「私立各種学校」等（明治39年～大正15年）から作成

参考文献

①『上田静一日誌（1）～（3)』(『京都部落史研究所紀要』第 3～5 号、1983 年 3 月～1985 年 3 月)
②堀田暁生・西口忠共編『大阪川口居留地の研究』(思文閣出版、1995 年 2 月)
③柳田泉「『鉄烈奇談』訳者　伊沢信三郎伝」(『明治初期翻訳文学の研究』春秋社、昭和 36 年 9 月)
④上沼八郎『伊沢修二』(吉川弘文館、平成 9 年 5 月)
⑤伊澤多喜男伝記編纂委員会編『伊澤多喜男』(羽田書店、昭和 26 年 8 月)
⑥飯沢匡『権力と笑のはざ間で』(青土社、1987 年 6 月)
⑦野中正孝編『東京外国語学校史－外国語を学んだ人たち－』(不二出版、2008 年 8 月)
⑧富田仁『フランスに魅せられた人びと－中江兆民とその時代－』(カルチャー出版社、昭和 51 年 12 月)
⑨専修大学編『専修大学百年史』上巻（専修大学出版局、昭和 56 年 3 月)
⑩「専修大学の歴史」編集委員会編『専修大学の歴史』(平凡社、2009 年 9 月)
⑪富田仁『フランス小説移入考』(東京書籍、昭和 56 年 3 月)
⑫加藤忠一『金筴および筴屋』(ブイツーソリューション、2007 年 11 月)
⑬田村喜子『海底の機』(文化出版局、昭和 53 年 7 月)
⑭『西陣－美と伝統－』(西陣五百年記念事業協議会、昭和 44 年 3 月)
⑮内田星美『日本紡織技術の歴史』(地人書館、昭和 35 年)
⑯服部之総『西陣機業における原生的産業革命の展開』(高桐書院、昭和 23 年 11 月)
⑰岡田幸夫『続・西の西陣、東の桐生』(上毛新聞社、平成 17 年)
⑱桐生織物史編纂会編『桐生織物史』中巻（復刊、国書刊行会、昭和 49 年 1 月)
⑲亀田光三『桐生織物と森山芳平』(みやま文庫、平成 13 年 10 月)
⑳国雄行『博覧会の時代－明治政府の博覧会政策－』(岩田書院、2005 年 5 月)
㉑佐々木信三郎『覆刻・西陣史』(思文閣出版、昭和 55 年 10 月)
㉒佐々木信三郎『織物の西陣』(高桐書院、昭和 22 年 4 月)
㉓富田仁編『新訂増補海を越えた日本人名事典』(日外アソシェーツ、2005 年)
㉔手塚晃／国立教育会館編『幕末明治海外渡航者総覧』第 1 巻（人物情報編)(柏書房、1992 年 3 月)
㉕田村喜子『京都フランス物語』(新潮社、昭和 59 年 6 月)
㉖宮本エイ子『京都ふらんす事始め』(駿河台出版社、1986 年 12 月)
㉗上村清太郎「仏学の消長とレオン・デュリー」(『大阪経済法科大学論集』第 8 号、昭和 54 年 10 月)
㉘重久篤太郎「レオン・ヂュリーと明治文化」(『同志社高商論叢』第 14 輯、昭和 12 年 2 月)

㉙重久篤太郎『お雇い外国人⑤教育・宗教』（鹿島研究所出版局、昭和 43 年 10 月）
㉚高梨光司編著『稲畑勝太郎君伝』（稲畑勝太郎翁喜寿記念伝記編纂会、昭和 13 年 10 月）
㉛杉田博明『近代京都を生きた人々－明治人物誌』（京都書院、1987 年）
㉜鹿島茂『パリの日本人』（新潮社、2009 年 10 月）
㉝日下部高明『京都、リヨン、そして足利－近代絹織物と近藤徳太郎』（随想舎、2001 年 5 月）
㉞前澤輝政『近藤徳太郎－織物教育の先覚者』（中央公論事業出版、2005 年 11 月）
㉟富田仁・西堀昭編『日本とフランス－出会いと交流』（三修社、1979 年 10 月）
㊱高橋邦太郎『日仏の交流－友好三百八十年－』（三修社、1982 年 5 月）
㊲西堀昭『増訂版・日仏文化交流史の研究－日本の近代化とフランス－』（駿河台出版社、1988 年 5 月）
㊳飯田史也『近代日本における仏語系専門学術人材の研究』（風間書房、平成 10 年 2 月）
㊴宣教百年史編集委員会編『河原町カトリック教会－宣教百年の歩み－』（河原町カトリック教会、昭和 57 年 12 月）
㊵明田鉄男『維新 京都を救った豪腕知事』（小学館、2004 年 1 月）
㊶鈴木由紀子『闇はわれを阻まず 山本覚馬伝』（小学館、1998 年 1 月）
㊷A・ベルソール／大久保昭男訳『明治滞在日記』（新人物往来社、1989 年 4 月）
㊸幼きイエズス修道会日本管区編『途杖 100 年』（1977 年 3 月）
㊹杉野榮『京のキリシタン史跡を巡る－風は都から－』（三学出版、2007 年 5 月）
㊺池田敏雄『ビリオン神父－慶応・明治・大正・昭和史を背景に－』（中央出版社、昭和 40 年 3 月）
㊻生江孝之『日本基督教社会事業史』（教文館出版部、昭和 6 年 10 月）
㊼京都府立総合資料館編『京都府百年の年表 4 』社会編（京都府、昭和 46 年 3 月）
㊽京都府立総合資料館編『京都府百年の資料 6 』宗教編（京都府、昭和 45 年 3 月）
㊾矢島浩『明治期日本キリスト教社会事業施設史研究』（雄山閣、1982 年）
㊿田代菊雄『日本カトリック社会事業史研究』（法律文化社、1989 年）
(51)髙木一雄『明治カトリック教会史研究』（教文館、2008 年）
(52)坂井信生『明治期長崎のキリスト教－カトリック復活とプロテスタント伝道－』（長崎新聞社、2005 年 12 月）
(53)松村菅和／女子カルメル修道会＝共訳『パリ外国宣教会年次報告（1846～1948)』1～5（聖母の騎士社、1996 年 8 月～2000 年 1 月）
(54)土方苑子「府県学事年報に見る『小学校＝類スル各種学校』」（『＜教育学年報 10＞教育学の最前線』世織書房、2004 年 3 月）
(55)土方苑子編『各種学校の歴史的研究－明治東京・私立学校の原風景』（東京大学出版会、2008 年 2 月）
(56)大阪市立大学人権問題研究センター編『資料集 上田静一と被差別部落－明治・大正期を中心に－』（大阪市立大学人権問題研究会、2009 年 3 月）

二〇〇九年度部落史連続講座　講演録

発　行　日　二〇一〇年三月三一日
編集・発行　京都部落問題研究資料センター
京都市北区小山下総町五の一
京都府部落解放センター三階
電話　〇七五（四一五）一〇三一